吉野川市地域防災計画
（資料編）

令和２年３月改訂

１．災害記録に関する資料

1　南海道地震被害分布図―――― 1- 1
2　関東以西の洋上の巨大地震―――― 1- 2
3　主な大地震一覧表―――― 1- 3

２.気象に関する資料

1　地震に関する情報等―――― 2- 1
2　気象庁震度階級関連解説表―――― 2- 5
3　徳島県内の活断層―――― 2-10
4　地震情報に用いる震央地名―――― 2-11
5　徳島に影響を及ぼした(上陸・通過) 台風の経路図（期間：2014年から2018年まで）―――― 2-12
6　主な台風の経路図―――― 2-13
7　月別の台風主要経路傾向図―――― 2-13
8　各防災機関雨量観測所一覧表―――― 2-14
9　気象に関する特別警報，警報，注意報等―――― 2-15
10　水防警報・氾濫警戒情報―――― 2-29
11　火山に関する警報・予報等―――― 2-34
12　気象警報等の伝達系統図―――― 2-36
13　特別警報，警報，注意報，地震情報等の伝達系統図―――― 2-36
14　徳島県震度情報ネットワークシステムの構成―――― 2-36

３.通信施設に関する資料

1　徳島県総合情報通信ネットワークシステムの回線構成図―――― 3- 1
2　徳島県総合情報通信ネットワークシステム回線系統図―――― 3- 2
3　徳島県総合情報通信ネットワークシステム用無線局取扱要綱―――― 3- 3
4　徳島県総合情報通信ネットワーク電話番号表―――― 3- 9
5　吉野川市防災行政無線システム構成図―――― 3-13
6　吉野川市防災行政無線施設条例―――― 3-14
7　吉野川市川島地区防災行政無線施設条例―――― 3-15
8　吉野川市川島地区防災行政無線管理運用規則―――― 3-16
9　吉野川市川島地区防災行政無線施設戸別受信機設置負担金徴収条例―――― 3-19

４.災害危険箇所等に関する資料

1　災害危険箇所（土砂災害関連）総括―――― 4- 1
2　地すべり防止区域・危険箇所等　指定箇所一覧表―――― 4- 2
3　急傾斜地崩壊危険区域一覧表―――― 4- 6
4　急傾斜地崩壊危険箇所一覧表―――― 4- 7
5　急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準等―――― 4-19
6　土石流危険渓流一覧表―――― 4-20
7　土石流対策雨量基準―――― 4-23
8　砂防指定地一覧表―――― 4-24
9　山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）一覧表―――― 4-27

10　山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区）一覧表―――――――――――――――――――――――――――――――――4-29
11　重要水防箇所評価基準――4-33
12　重要水防区域一覧表――4-37
13　地震に緊急点検する「農業用ダム・農業用ため池」一覧表――――――――――――――――――――――――――――――4-41
14　防災重点ため池一覧表――4-43
15　保安林配備一覧表――4-45

５.危険物等に関する資料

1　危険物施設一覧表――5- 1
2　高圧ガス大量保有事業所一覧表―――5- 4
3　火薬類製造所一覧表――5- 5
4　毒物・劇物取扱施設数――5- 5
5　放射線同位元素保有事業所――5- 5

６.防災資機材に関する資料

1　水防倉庫設置及び備蓄資材の状況――6- 1
2　林野火災用空中消火資機材等保有状況―――6- 3
3　応急食料及び副食調味料調達先一覧表―――6- 4
4　災害救助物資備蓄数――6- 5
5　吉野川市災害用備蓄品の目標基本数量―――6- 6
6　吉野川市災害用備蓄品の現況―――6- 7
7　木材保有数――6- 8
8　給水容器の備蓄状況（市）――6- 9

７.報道体制に関する資料

1　日本放送協会の災害報道体制―――7- 1
2　四国放送非常事態対策要綱―――7- 3
3　エフエム徳島非常事態対策要綱―――7- 5
4　徳島県における緊急警報放送について―――7- 7
5　避難情報の放送に係る申し合わせ――7- 8

８.災害救助に関する資料

1　災害救助法の適用基準及び算定基準―――8- 1
2　「災害救助法による救助の程度，方法及び期間」早見表――――――――――――――――――――――――――――――――8- 3

９.医療・防疫に関する資料

1　医療機関（吉野川市内）――9- 1
2　歯科診療所（吉野川市内）―――9- 3
3　病院及び病床数（吉野川市・阿波市・美馬市内）―――――――――――――――――――――――――――――――――――――9- 4
4　特定施設に係る医療機関一覧表―――9- 5
5　救急自動車（患者輸送車）保有状況――9- 5
6　救急病院等一覧表――9- 6
7　防疫用器材保有数――9- 9

8　県備蓄医療品等供給体制図―――――――――――――――――――――――――――― 9-10
9　除細動器（AED）配置施設――――――――――――――――――――――――――――― 9-11
10　火葬場一覧表――――――――――――――――――――――――――――――――― 9-13
11　大災害発生時の食品衛生対策実施要領――――――――――――――――――――――― 9-14

10. 交通に関する資料

1　輸送の確保に関する責任者及び連絡方法―――――――――――――――――――――― 10- 1
2　主要交通途絶予想箇所一覧表――――――――――――――――――――――――――― 10- 2
3　緊急輸送路の一覧表（吉野川市内）―――――――――――――――――――――――― 10- 2
4　緊急輸送道路等を補完する重要路線及び路線に架かる主要橋梁――――――――――――― 10- 5
5　荷重制限橋梁の状況（橋梁15m以上）――――――――――――――――――――――― 10- 9
6　消防防災ヘリコプター関係―――――――――――――――――――――――――――― 10- 9

11. 自衛隊に関する資料

1　災害対策用ヘリコプター降着適地一覧表――――――――――――――――――――――― 11- 1
2　災害派遣要請・撤収要請依頼書及び災害状況通知書―――――――――――――――――― 11- 2
3　ヘリポートの設置について―――――――――――――――――――――――――――― 11- 4

12. 吉野川市災害対策本部に関する資料

1　吉野川市災害対策本部条例―――――――――――――――――――――――――――― 12- 1
2　吉野川市災害対策本部運営規程―――――――――――――――――――――――――― 12- 2

13. 吉野川市防災会議及び防災関係機関に関する資料

1　吉野川市防災会議条例―――――――――――――――――――――――――――――― 13- 1
2　吉野川市防災会議運営規程―――――――――――――――――――――――――――― 13- 3
3　吉野川市防災会議委員名簿―――――――――――――――――――――――――――― 13- 4
4　防災関係機関連絡先一覧表―――――――――――――――――――――――――――― 13- 5
5　災害に関する協定一覧表――――――――――――――――――――――――――――― 13- 8
6　吉野川市消防会館条例―――――――――――――――――――――――――――――― 13-10
7　吉野川市消防会館条例施行規則―――――――――――――――――――――――――― 13-12

14. その他の資料

1　指定緊急避難場所――――――――――――――――――――――――――――――――― 14- 1
2　指定避難所一覧―――――――――――――――――――――――――――――――――― 14- 2
3　消防用水利一覧表――――――――――――――――――――――――――――――――― 14- 6
4　自主防災組織―――――――――――――――――――――――――――――――――― 14- 7
5　災害応急金融対策――――――――――――――――――――――――――――――――― 14-11
6　災害弔慰金等支給・貸付―――――――――――――――――――――――――――――― 14-12
7　納税緩和措置―――――――――――――――――――――――――――――――――― 14-13
8　災害報告の記入要領―――――――――――――――――――――――――――――――― 14-15
9　吉野川市内要配慮者利用施設（社会福祉施設，学校，医療施設等）一覧―――――――――― 14-19

１． 災害記録に関する資料

1　南海道地震被害分布図　（昭和21.12.21）

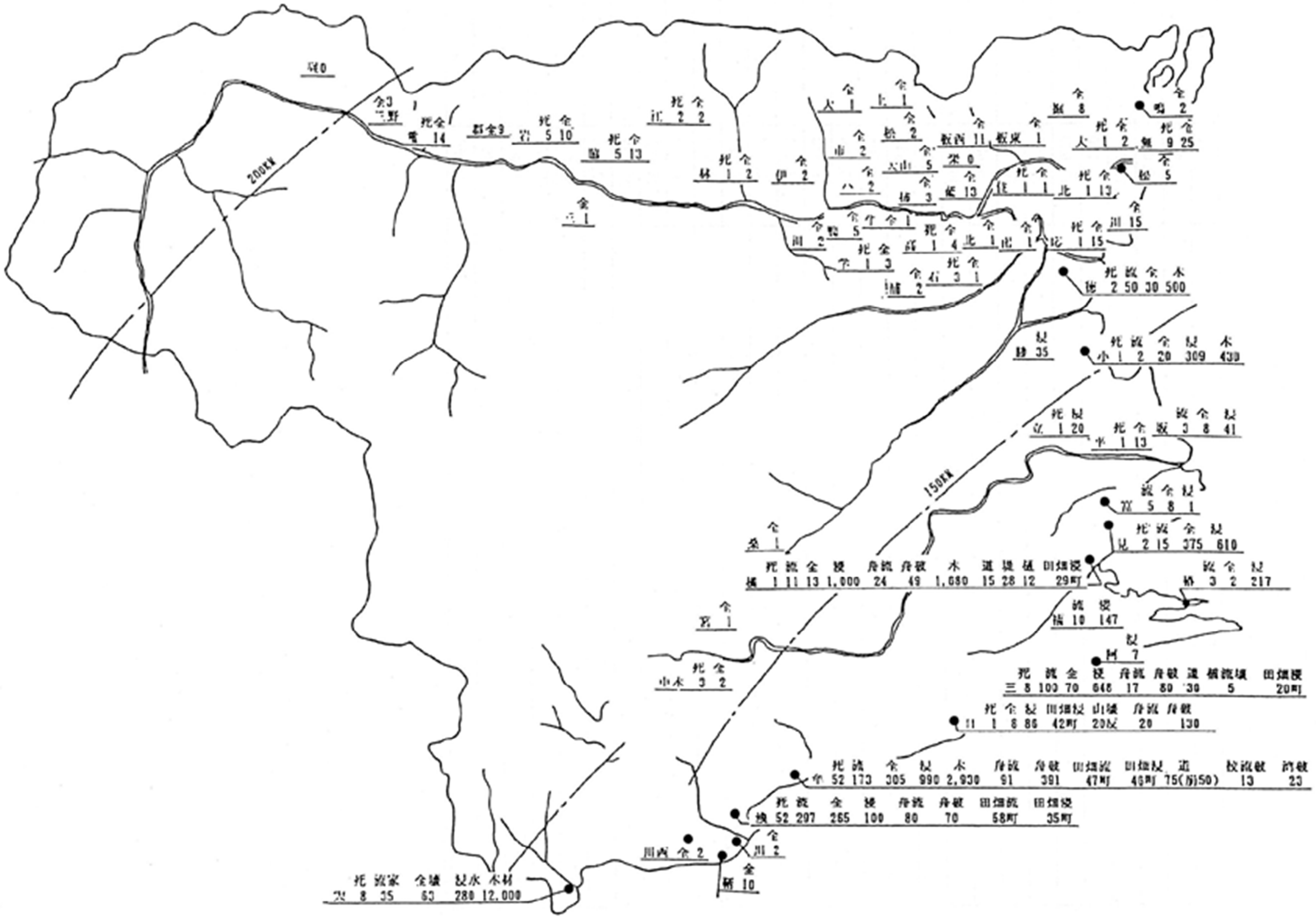

２　関東以西の洋上の巨大地震

関　　東　　沖	経　過	東　　海　　沖	経　過	南　　海　　沖
				684.11.29（天武13）
				M81/4
				約203年
				887. 8.26（仁和3）
				M8〜8.5
				約212年
			約２年	
		1096. 12. 17（永長1）		1099. 2.22（康和1）
		M8〜8.5		M8〜8.3
				約262年
		約402年		
				1361. 8. 3（正平16）
				M81/4〜8.5
		1498. 9.20（明応7）		
		M8.2〜8.4		約244年
		約107年		
	同日		同日	
1604. 2. 3（慶長9）		1604. 2. 3（慶長9）		1604. 2. 3（慶長9）
M7.9		M7.9		M7.9
約98年		約102年		約102年
	約４年		同日	
1703.12.31（元禄16）		1707.10.28（宝永4）		1707.10.28（宝永4）
M7.9〜8.2		M8.4		M8.4
約152年		約147年		約147年
	約１１月		３２時間	
1855.11.11（安政2）		1854.12.23（安政1）		1854.12.24（安政1）
M6.9		M8.4		M8.4
約68年		約90年		約92年
	約２１年		約２年	
1923. 9. 1（大正12）		1944.12. 7（昭和19）		1946.12.21（昭和21）
M7.9		M7.9		M8.0

3　主な大地震一覧表

年　月　日	和　暦	規模M	地　域	被　　害　・　摘　　要
684.11.29	天武13		土佐その他 南海・東海・ 西海	山崩れ，家屋社寺，人畜の死傷者多く，津波来襲 南海トラフ沿いの巨大地震と思われる
887. 8.26	仁和 3	8～8.5	五畿，七道	京都で民家・官舎の倒壊，圧死多数，津波被害大 南海トラフ沿いの巨大地震と思われる
1096.12.17	永長 1	8～8.5	畿内，東海道	大極殿小破，東大寺巨鐘落ちる，津波社寺・民家 400余流出，東海沖の巨大地震とみられる
1099. 2.22	康和 1	8～8.3	南海道・畿内	興福寺，摂津天王寺で被害，土佐で田千余町海に 沈下
1331. 8.15	元弘 1	7	紀伊	田辺市の遠干潟20余町が隆起
1360.11.22	正平15	7.5～8	紀伊・摂津	津波が尾鷲から摂津兵庫まで来襲，人馬牛の死多く
1361. 8. 3	正平16	8～8.5	畿内・土佐・ 阿波	摂津四天王寺の金堂転倒，津波で摂津・阿波・土 佐に被害
1498. 9.20	明応 7	8.2～ 8.4	東海道全般	紀伊から房総までの海岸と甲斐で振動大，溺流死 ４万１千，南海トラフ沿いの巨大地震と思われる
1586. 1.18	天正13	7.8	畿内・東海・ 東山北陸 諸道	飛騨・美濃・伊勢・近江・阿波などで被害

年　月　日	和　暦	規模M	地　域	被　害　・　摘　要
1605. 2. 3	慶長9	7. 9	東海・南海・西海諸道	慶長地震，津波が犬吠先から九州太平洋岸まで来襲阿波宍喰で死者1,500余等
1707.10.28	宝永4	8. 4	五畿・七道	宝永地震，死者2万，潰家6万，流出家2万 遠州灘沖及び紀伊半島沖で二つの巨大地震が同時発生
1789. 5.11	寛政1	7. 0	阿波	阿波富岡町で文珠院や町屋の土蔵に被害
1854.12.23	安政1	8. 4	東海・東山・南海諸道	安政東海地震，被害は関東から近畿，津波が房総から土佐の沿岸，死者2～3千人，潰・焼失約3万軒
1854.12.24	安政1	8. 4	畿内・東海・東山・北陸・南海・山陰・山陽道	安政南海地震，被害は中部から九州，室戸・串本で約１m隆起，甲浦・加太で約１m沈下
1905. 6. 2	明治38		安芸灘	芸予地震，死者11，家屋全壊64
1946.12.21	昭和21	8. 0	南海道沖	南海道地震，死者1,330，家屋全壊11,591， 半壊23,487，流失1,451，焼失2,598，室戸，紀伊半島隆起，須崎，甲浦沈下，津波
1955. 7.27	昭和30	6. 4	徳島県南部	死者1，負傷者8，山崩れ
1960. 5.23	昭和35	8. 5	チリ沖	チリ地震津波，死者不明者142， 家屋全壊1,500余，半壊2,000余，（津波被害）
1995. 1.17	平成7	7. 3	兵庫県南部	兵庫県南部地震，阪神・淡路大地震， 死者不明者　6,434，負傷者43,792， 全壊104,906，半壊144,274， 一部損壊390,506， 一部地域で震度7（消防庁2006.5.19確定）
2011.3.11	平成23	9. 0	東北地方	東北地方太平洋沖地震，東日本大震災， 死者不明者　19,074，負傷者　6,219， 行方不明者　2,633， 全壊127,361，半壊273,268（消防庁2014.9.1現在） 徳島県由岐　津波最大波1.1m（徳島県地域防災計画）

（注）理科年表及び消防庁資料による。

（注）徳島県に被害のあったと思われる地震。

２．気象に関する資料

1　地震に関する情報等

（１）地震情報等の種類及び内容

ア　緊急地震速報

（ア）緊急地震速報の発表等

気象庁は，最大震度５ 弱以上の揺れが予想された場合に，震度４ 以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し，緊急地震速報（警報）を発表する。

また，最大震度３以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに，緊急地震速報（予報）を発表する。

なお，緊急地震速報（警報）のうち予想震度が６弱以上のものを特別警報に位置付けている。

緊急地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
徳島県	徳島県北部	吉野川市

注）緊急地震速報（警報）は，地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより，地震による強い揺れが来る前に，これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため，内陸の浅い場所で地震が発生した場合，震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

（イ）緊急地震速報の伝達

・気象庁は，地震による被害の軽減に資するため，緊急地震速報を発表し，日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達するとともに，官邸，関係省庁，地方公共団体への提供に努める。また，放送事業者等の協力を得て，テレビ，ラジオ（コミュニティFM 放送を含む），携帯電話（緊急速報メール機能を含む)，ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努めるものとする。

・総務省 消防庁は，気象庁から受信した緊急地震速報，地震情報等を全国瞬時警報システム（J-ALERT）により，地方公共団体等に伝達する。

・地方公共団体，放送事業者等は，伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線等により，住民等への伝達に努める。

・市は，住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては，吉野川市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し，対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

（ウ）緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため，緊急地震速報を見聞きしたときは，まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動の具体例

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅等屋内	頭を保護し，大きな家具からは離れ，丈夫な机の下等に隠れる。 ＜注意＞ ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末，火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパート等の集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は，落ち着いてその指示に従い行動する。 ＜注意＞ ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下からは退避する。
街等屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し，これらのそばから離れる。 ビルからの壁，看板，割れたガラスの落下に備え，ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。

車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し，あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯する等して，まわりの車に注意を促したのち，急ブレーキは踏まずに，緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら，急ハンドル，急ブレーキを避ける等，できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

イ　地震情報の種類とその内容

気象庁は，地震発生後新しいデータが入るに従って，順次以下のような情報を発表する。

地震情報は，発表基準・情報の内容により次のように区別される。

地震情報の種類，発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内　　容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に，震度３以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度３以上 （大津波警報，津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して，地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・大津波警報，津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード），震度３以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で，震度を入手していない地点がある場合は，その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか，地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で，震度を入手していない地点がある場合は，その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には，震度３以上の地震についてのみ発表し，震度２以下の地震については，その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに，1km 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度３以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について，地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード），地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 20～30 分後に気象庁ホームページ上に掲載）。

遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻，発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素（※）を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素（※）更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

※震源要素とは，発生日時，震源地，震源の深さ，地震の規模等である。

ウ　地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に，地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び大阪管区気象台・徳島地方気象台等が関係地方公共団体，報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類，発表基準と内容

解説資料等の種類	発表基準	内　　容
地震解説資料（速報版） ※ 地震解説資料（速報版）は公表をしていない。	以下のいずれかを満たした場合に，一つの現象に対して一度だけ発表 ・（担当地域沿岸で）大津波警報，津波警報，津波注意報発表時 ・（担当地域で）震度４以上を観測（ただし，地震が頻発している場合，その都度の発表はしない）	地震発生後30 分程度を目途に，地方公共団体が初動期の判断のため，状況把握等に活用できるように，地震の概要，当該都道府県の情報等，及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか，状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・（担当地域沿岸で）大津波警報，津波警報，津波注意報発表時 ・（担当地域で）震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し，地震や津波の特徴を解説するため，地震解説資料（速報版）の内容に加えて，防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し，津波や長周期地震動の観測状況，緊急地震速報の発表状況，周辺の地域の過去の地震活動など，より詳しい状況等を取りまとめた資料。
徳島県の地震	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成，その他防災に係る活動を支援するために，毎月の徳島県内及び周辺地域の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
大阪管区気象台週間地震概況	定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために，週ごとの近畿，中国，四国地方の地震活動の状況をとりまとめた資料。

地震及び津波に関する情報

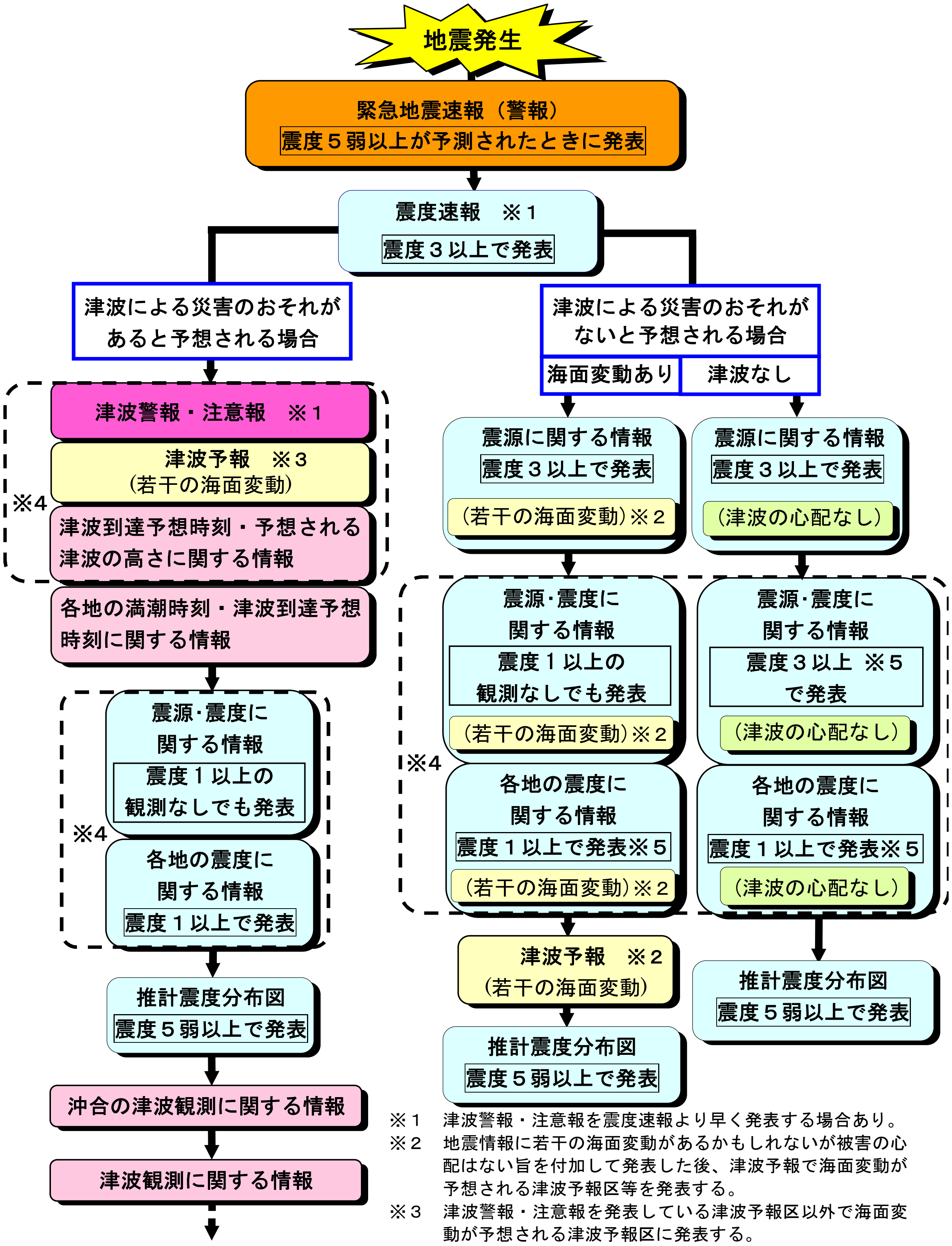

※１　津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
※２　地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。
※３　津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。
※４　気象庁防災情報ＸＭＬフォーマット電文では、破線で囲んだ情報はそれぞれまとめた形の情報で発表する。
※５　気象庁ホームページでの「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」は、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表する。

2　気象庁震度階級関連解説表

（1）使用にあたっての留意事項

ア　気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定するものではありません。

イ　地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

ウ　震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の１回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

エ　この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

オ　この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

カ　この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずかに 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

（注）　気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

（２）　人の体感・行動,屋内の状況,屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

（３）　木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱		壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強		壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり，建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや，倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや，倒れるものがさらに多くなる。

＊木造建物（住宅）については，耐震性により２つに区分けした。耐震性は，建築年代の新しいものほど高い傾向があり，概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く，昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし，構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため，必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は，耐震診断により把握することができる。
＊この表における木造の壁のひび割れ，亀裂，損壊は，土壁（割り竹下地），モルタル仕上壁（ラス，金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は，建物の変形が少ない状況でも，モルタル等が剥離し，落下しやすくなる。
＊木造建物の被害は，地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように，震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

（４）　鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強		壁，梁（はり），柱などの部材に，ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁，梁（はり），柱などの部材に，ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁，梁（はり），柱などの部材に，ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁，梁（はり），柱などの部材に，ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁，梁（はり），柱などの部材に，斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1 階あるいは中間階の柱が崩れ，倒れるものがある。
7	壁，梁（はり），柱などの部材に，ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1 階あるいは中間階が変形し，まれに傾くものがある。	壁，梁（はり），柱などの部材に，斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。１階あるいは中間階の柱が崩れ，倒れるものが多くなる。

＊鉄筋コンクリート造建物では，建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり，概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く，昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし，構造形式や平面的，立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため，必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は，耐震診断により把握することができる。
＊鉄筋コンクリート造建物は，建物の主体構造に影響を受けていない場合でも，軽微なひび割れがみられることがある。

（５）　地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面の状況
５弱	亀裂[※1]や液状化[※2]が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
５強		
６弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
６強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し，大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある[※3]。
７		

※１亀裂は，地割れと同じ現象であるが，ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
※２地下水位が高い，ゆるい砂地盤では，液状化が発生することがある。液状化が進行すると，地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり，堤防や岸壁が壊れる，下水管やマンホールが浮き上がる，建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
※３大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合，地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また，大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

（６）　ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し，ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には，安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある[※]。
断水，停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では，断水，停電が発生することがある[※]。
鉄道の停止， 高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には，鉄道，高速道路などで，安全確認のため，運転見合わせ，速度規制，通行規制が，各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は，事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時，揺れの強い地域やその周辺の地域において，電話・インターネット等による安否確認，見舞い，問合せが増加し，電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として，震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に，通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは，震度５弱程度以上の揺れがあった場合，安全のため自動停止する。運転再開には，安全確認などのため，時間がかかることがある。

※震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には，広い地域で，ガス，水道，電気の供給が停止することがある。

（７）　大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

3　徳島県内の活断層

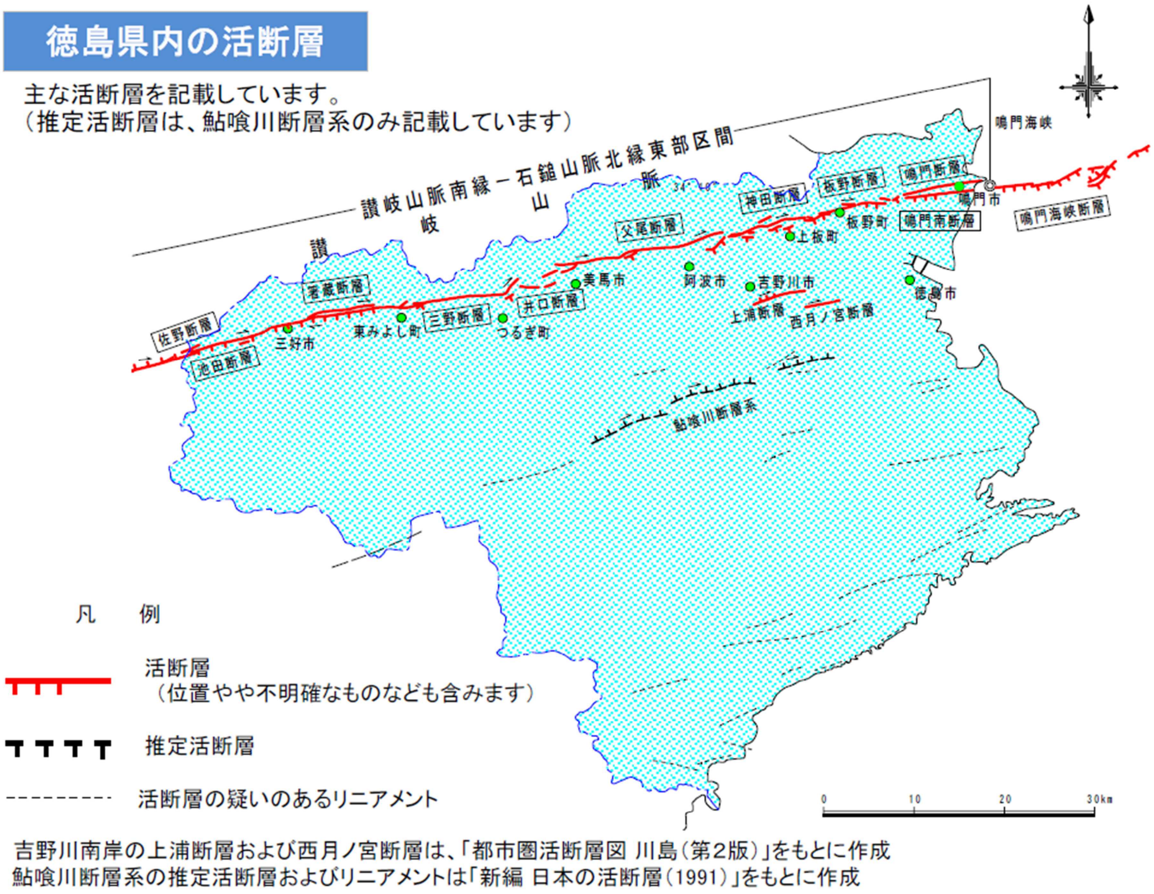

出典：徳島県の活断層Ｑ＆Ａ

４　地震情報に用いる震央地名

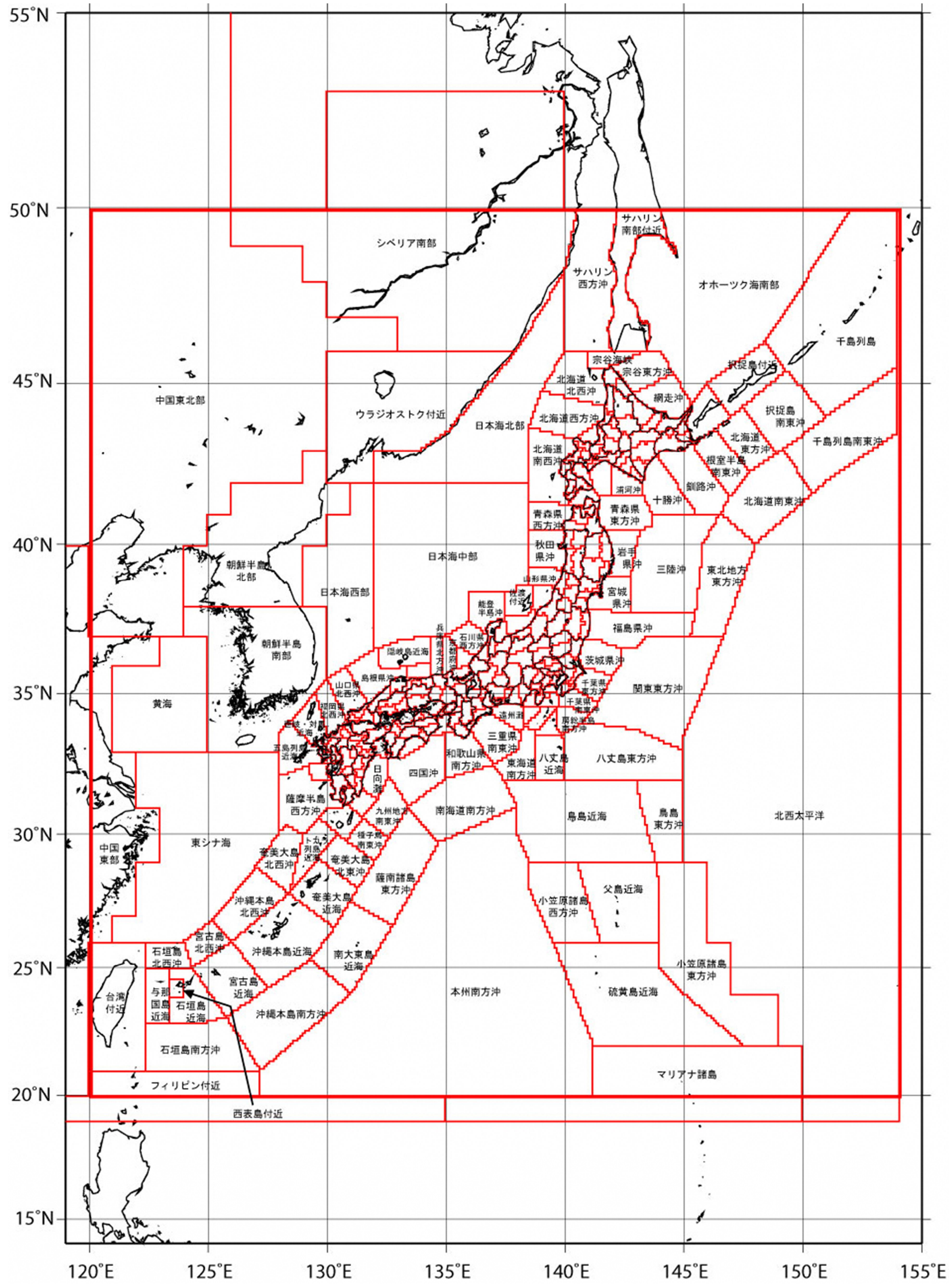

5　徳島県に影響を及ぼした（上陸・通過）台風の経路図（期間：2014 年から 2018 年まで）

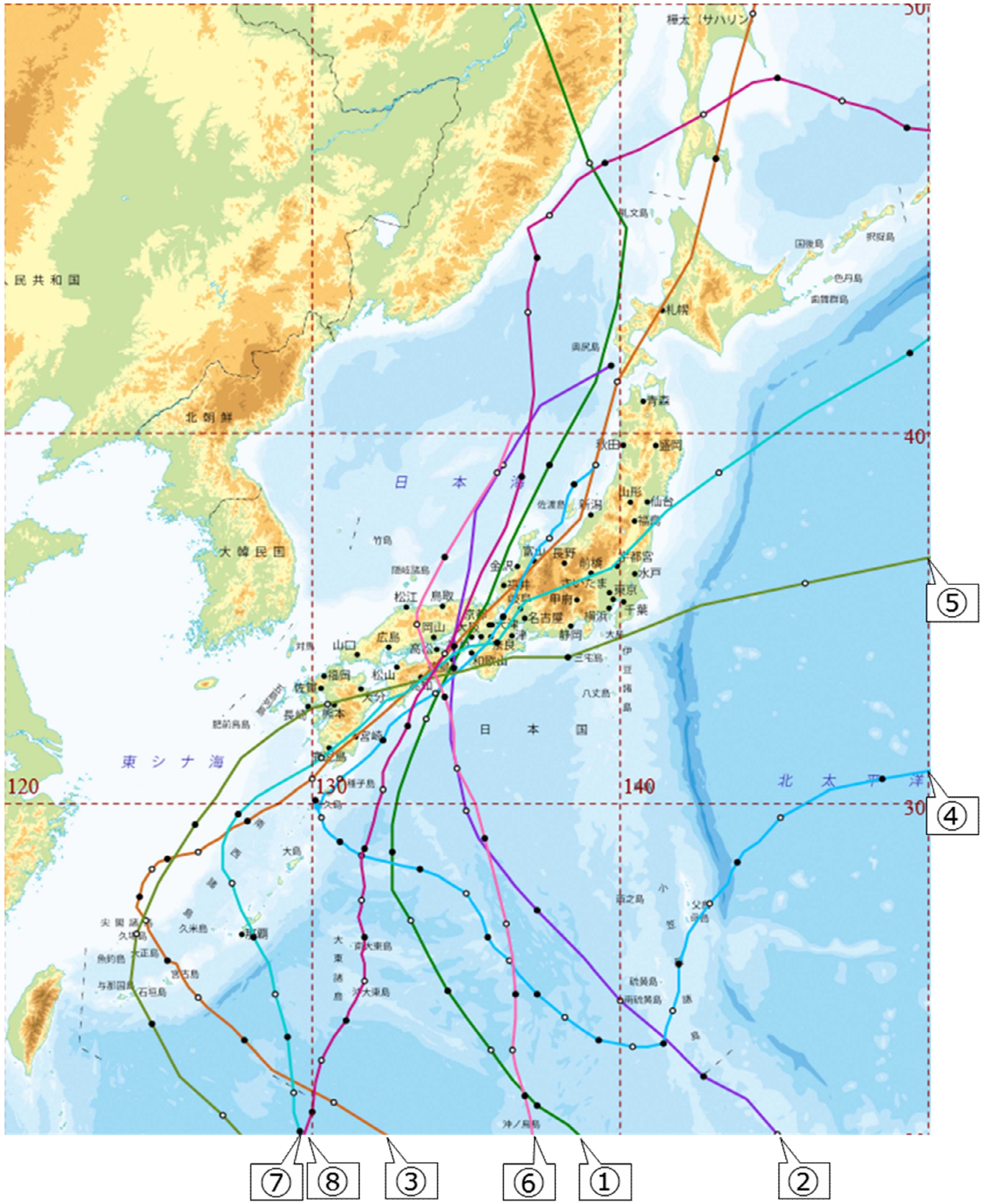

① 2018（平成 30）年第 21 号台風

② 2018（平成 30）年第 20 号台風

③ 2017（平成 29）年第 18 号台風

④ 2017（平成 29）年第 05 号台風

⑤ 2017（平成 29）年第 03 号台風

⑥ 2015（平成 27）年第 11 号台風

⑦ 2014（平成 26）年第 19 号台風

⑧ 2014（平成 26）年第 11 号台風

6　主な台風の経路図

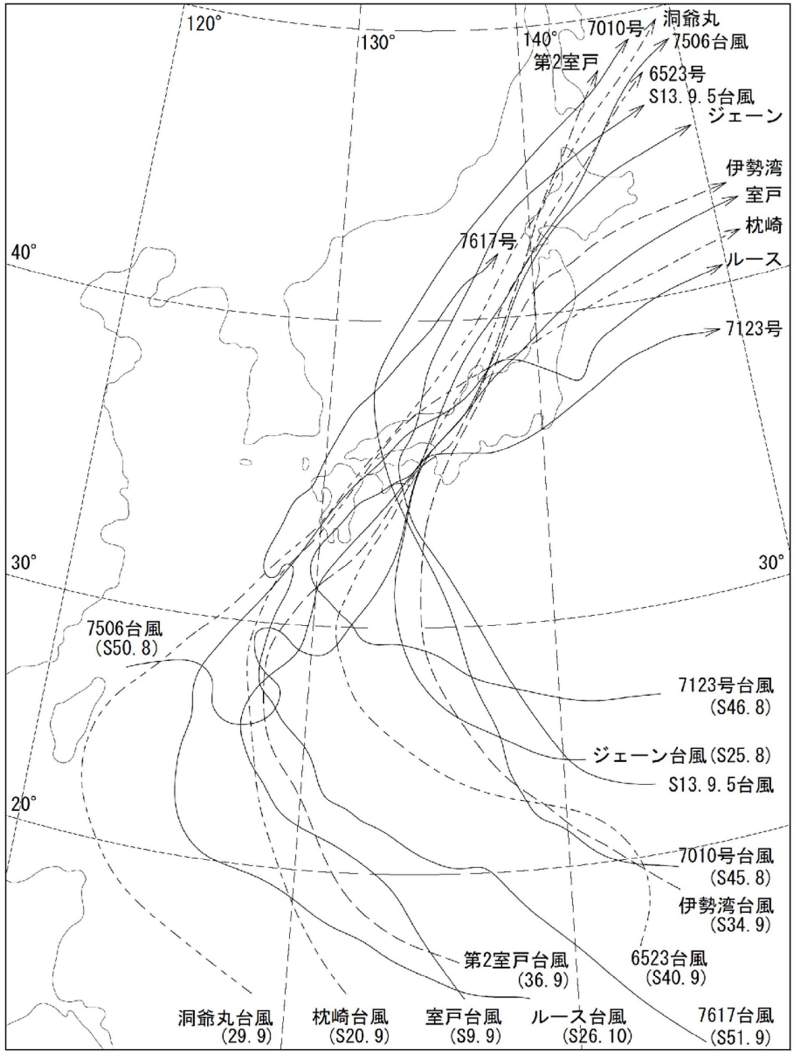

7　月別の台風主要経路傾向図

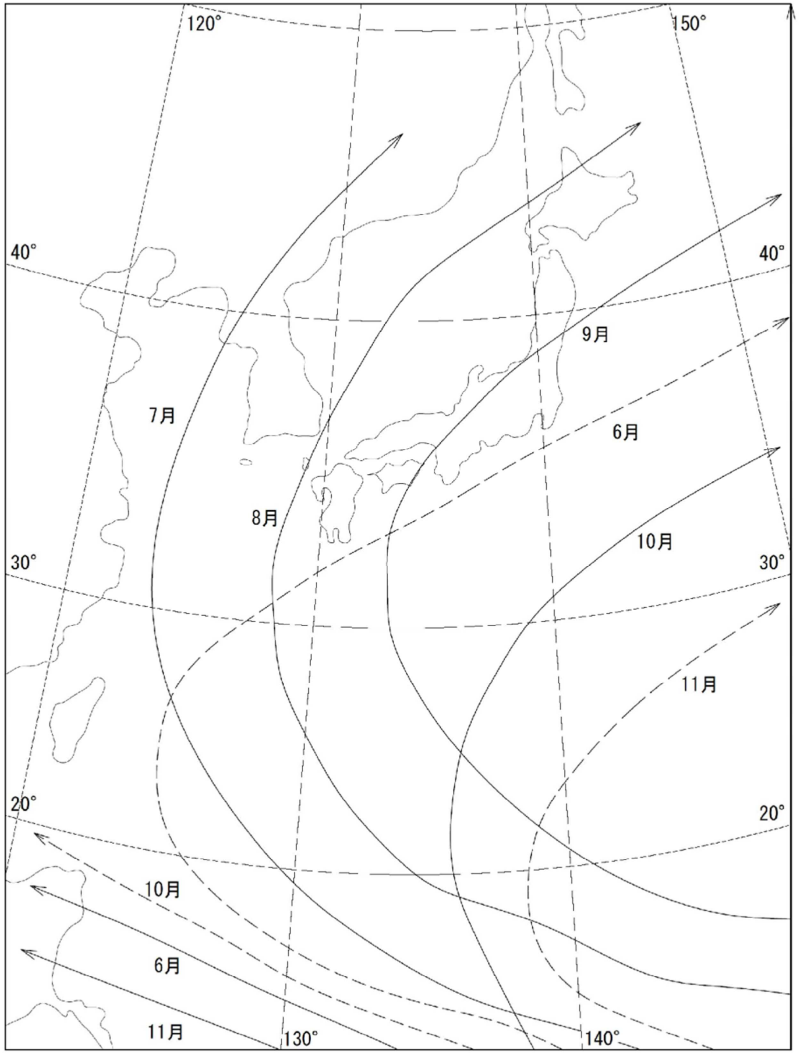

８　各防災機関雨量観測所一覧表

所有者	観測所名	所在地	観測施設の明細		
			形　式	管理者	データー 所得箇所
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所	山　川	吉野川市山川町大塚	1.0mm転倒ます型 雨量計	徳島河川 国道事務所	徳島河川 国道事務所
	楠根地	吉野川市山川町 楠根地	1.0mm転倒ます型 雨量計		
	種　野	吉野川市美郷字川俣	〃		
徳島県 県土整備部	山崎南	吉野川市山川町 忌部239－１	〃	東部県土整備局（吉野川）	徳島県 県土整備部 砂防防災課
	馬見尾	吉野川市山川町 皆瀬475－１	〃		
	東山峠	吉野川市美郷 字東山峠217－１	〃		
	飯尾東	吉野川市鴨島町 字溝縁412	〃		
	吉野川庁舎	吉野川市川島町 宮島736-1	0.5mm転倒ます型隔測 自記雨量計,ﾃﾚﾒｰﾀｰ		徳島県 県土整備部 河川課
	平	吉野川市美郷 字張410-7	〃		
徳島県立 農業研究所 鴨島分場	農業研究所 鴨島分場	吉野川市鴨島町 鴨島88	雨量、気温	農業研究所 鴨島分場	農業研究所 鴨島分場
四国旅客 鉄道株式会社	鴨　島	吉野川市鴨島町 鴨島	警報機付雨量計	徳島保線区	徳島保線区
	山　瀬	吉野川市山川町 西久保	〃		
吉野川市	吉野川市役所	吉野川市鴨島町 鴨島115-1	0.5mm転倒ます型隔測 自記雨量計	吉野川市	吉野川市役所
徳島中央 広域連合	東消防署	吉野川市鴨島町 上下島	0.5mm転倒ます型隔測 自記雨量計	徳島中央 広域連合	東消防署

9　気象に関する特別警報・警報・注意報等

（１）　警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは，災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け，「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」，「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで，出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう，災害の切迫度に応じて，５段階の警戒レベルにより提供する。

なお，居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち，避難勧告等が発令された場合はもちろんのこと，発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し，災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

（２）　特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって，災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が，重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が，重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が，現象の危険度と雨量，風速等の予想値を時間帯ごとに明示して，基本的に市町村単位である二次細分区域毎（美馬市は「美馬市脇・美馬・穴吹」と「美馬市木屋平」に，つるぎ町は「つるぎ町半田・貞光」と「つるぎ町一宇」に分割）に発表される。また，土砂災害や低地の浸水，中小河川の増水･氾濫，竜巻等による激しい突風，落雷等については，実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお，大雨や洪水等の警報等の注意警戒文と気象情報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では，重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう，これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称や一次細分区域を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種　　類	概　　要
特別警報	大雨，大雪，暴風，暴風雪，波浪，高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合，その旨を警告して行う予報
警報	大雨，洪水，大雪，暴風，暴風雪，波浪，高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合，その旨を警告して行う予報
注意報	大雨，洪水，大雪，強風，風雪，波浪，高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に，その旨を注意して行う予報

徳島県の予報区分（市町村等をまとめた地域など）

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等（二次細分区域）
徳島県	北部	徳島・鳴門	徳島市，鳴門市，小松島市，板野町，藍住町，北島町，松茂町
		美馬北部・阿北	吉野川市，阿波市，美馬市脇・美馬・穴吹，石井町，上板町，つるぎ町半田・貞光
		美馬南部・神山	美馬市木屋平，佐那河内村，神山町，つるぎ町一宇
		三好	三好市，東みよし町
	南部	阿南	阿南市
		那賀・勝浦	那賀町，上勝町，勝浦町
		海部	海陽町，美波町，牟岐町

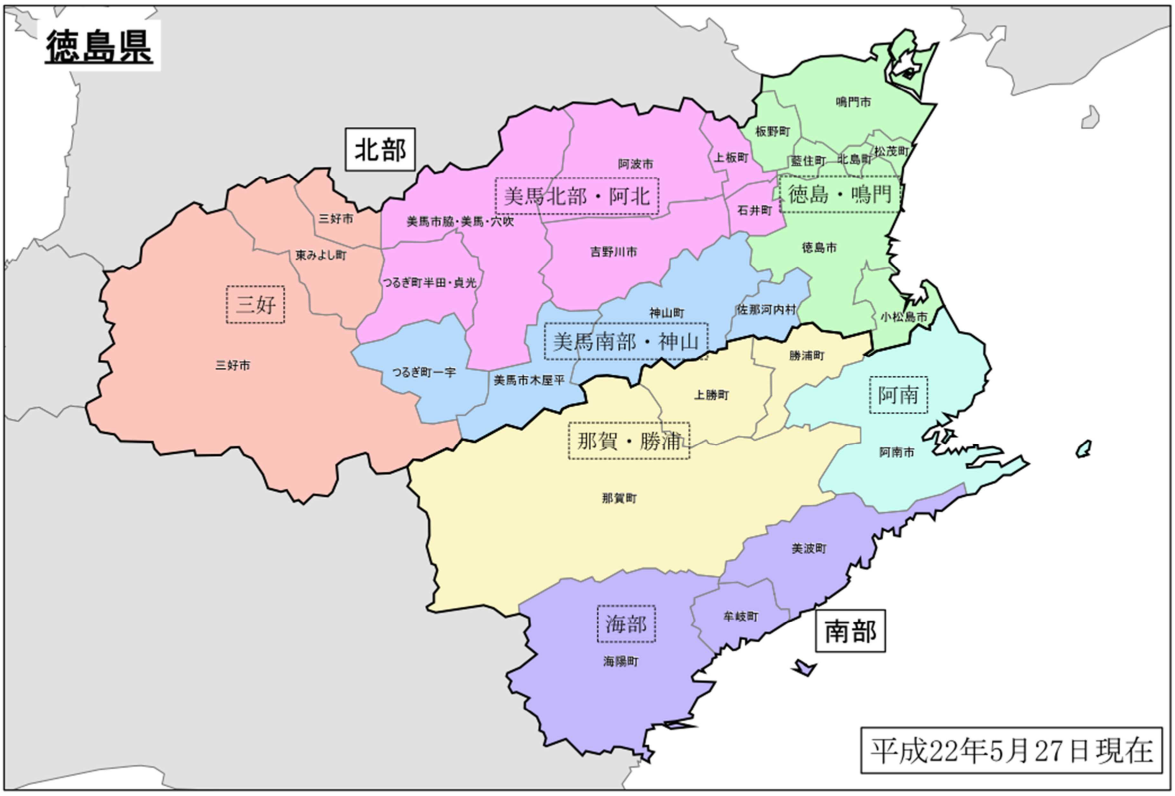

（３）　徳島地方気象台等が発表する特別警報・警報・注意報・情報の種類と概要及び発表基準（数値は，予想される気象要素値である）

ア　特別警報

気象に関する特別警報の種類と概要

種　類	概　要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には，大雨特別警報（土砂災害），大雨特別警報（浸水害），大雨特別警報（土砂災害，浸水害）のように，特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり，命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル５に相当。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	発　表　基　準
大雨	**台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨**が予想され，若しく

	は，**数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨**になると予想される場合
大雪	**数十年に一度の降雪量となる大雪**が予想される場合
暴風	**数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風**が吹くと予想される場合
暴風雪	**数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風**が吹くと予想される場合

注） 発表にあたっては，降水量，積雪量，台風の中心気圧，最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け，これらの実況及び予想に基づいて判断をする。

（ア）雨を要因とする特別警報の指標

大雨特別警報は下表の①又は②いずれかを満たすと予想され，かつ，更に雨が降り続くと予想される場合に発表する。

① 48 時間降水量及び土壌雨量指数（※1）において，50 年に一度の値以上となった 5km 格子が，共に 50 格子以上まとまって出現。

② 3 時間降水量及び土壌雨量指数（※1）において，50 年に一度の値以上となった 5km 格子が，共に 10 格子以上まとまって出現（ただし，3 時間降水量が 150mm（※2）以上となった格子のみをカウント対象とする）。

※1 土壌雨量指数：降った雨が地下の土壌中に貯まっている状態を表す値。この値が大きいほど，土砂災害発生の危険性が高い。

※2 3 時間降水量 150mm：1 時間 50mm の雨（滝のようにゴーゴー降る，非常に激しい雨）が 3 時間続くことに相当。

雨に関する吉野川市の50年に一度の値（令和元（2019）年5月8日現在）

地　　域					50 年に一度の値			警報基準
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SWI	SWI
徳島県	徳島県	北部	美馬北部・阿北	吉野川市	693	194	353	139

注1）略語の意味は右のとおり。R48：48時間降水量(mm)，R03：3時間降水量(mm)，SWI：土壌雨量指数（Soil Water Index）。

注2）「50年に一度の値」の欄の値は，吉野川市にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。

注3）雨に関する徳島県の50年に一度の値一覧については，気象庁ホームページに掲載されている（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/sanko/1-50ame.pdf）。

注4）R48，R03，SWIいずれについても，50年に一度の値は統計値であり，一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

注5）大雨特別警報は，一定程度の広がりを持って50年に一度の大雨となり，かつ，更に雨が降り続くと予想される地域のうち，重大な災害が発生するおそれが高まっている市町村に発表される。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

注6）特別警報の判定に用いるR03の値は，3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。

（イ）台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に，特別警報を発表する。

ただし，沖縄地方，奄美地方及び小笠原諸島については，中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上とする。

台風については，指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま，中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）に発表されている，大雨・暴風の警報が，特別警報として発表されることに留意。

温帯低気圧については，指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における，大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報が，特別警報として発表されることに留意。

＜参考＞

特別警報に位置づける現象の種類と発表基準

現象の種類	発　表　基　準
津波	高いところで 3 メートルを超える津波が予想される場合 （**大津波警報**を特別警報に位置づける）
火山噴火	住居地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （**噴火警報（噴火警戒レベル 4 以上）**及び**噴火警報（居住地域）**を特別警報に位置づける）
地震 （地震動）	震度 6 弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （**緊急地震速報（震度 6 弱以上）**を特別警報に位置づける）

イ　警　報

気象に関する警報の種類と発表基準

種　類	発　表　基　準
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には，大雨警報（土砂災害），大雨警報（浸水害），大雨警報（土砂災害，浸水害）のように，特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 具体的には，以下の基準に到達することが予想されたとき。 表面雨量指数が　20 土壌雨量指数が　139 ※ 土壌雨量指数は，地域メッシュ（1km 格子）毎に基準が異なる。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には，「12 時間降雪の深さ」が 20 ㎝に到達することが予想されたとき。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には，平均風速が 20m/s に到達することが予想されたとき。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 具体的には，降雪を伴い平均風速が 20m/s に到達することが予想されたとき。
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し，重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として，河川の増水や氾濫，堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 具体的には，以下の基準に到達することが予想されたとき。 【流域雨量指数基準】 江川流域＝6.4 ほたる川流域＝5.8 川田川流域＝25.5 飯尾川流域＝11.8 三谷川流域＝6.9

	【複合基準】 ほたる川流域＝（5，3.2） 川田川流域＝（5，22.9） 飯尾川流域＝（5，7.9） 吉野川流域＝（7，113.8） ※ 流域雨量指数基準は，各流域のすべての地点に設定しているが，ここには主要な河川における代表地点の基準値を示している。 ※ 複合基準は，主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
吉野川 氾濫発生情報 （洪水警報）	氾濫が発生したとき，氾濫が継続しているときに徳島地方気象台と四国地方整備局徳島河川国道事務所が共同して発表される。災害がすでに発生している状況であり，命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル５に相当。 ［吉野川洪水予報実施要領（平成 19 年 4 月 19 日）による］
吉野川 氾濫危険情報 （洪水警報）	氾濫危険水位に到達したとき，氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況，避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり，避難勧告等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 具体的には，以下の基準を満たしているときに徳島地方気象台と四国地方整備局徳島河川国道事務所が共同して発表する。［同］ ・吉野川：池田（無堤）・池田（有堤）・岩津（無堤）・岩津（有堤）・中央橋・第十いずれかの基準地点で氾濫危険情報の発表基準を満たしているとき。
吉野川 氾濫警戒情報 （洪水警報）	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき，避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 具体的には，以下の基準を満たしているときに徳島地方気象台と四国地方整備局徳島河川国道事務所が共同して発表する。［同］ ・吉野川：池田（無堤）・池田（有堤）・岩津（無堤）・岩津（有堤）・中央橋・第十いずれかの基準地点で氾濫警戒情報の発表基準を満たしているとき。

ウ　注意報

気象に関する注意報の種類と発表基準

種　類	発　表　基　準
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど，自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。 具体的には，以下の基準に到達することが予想されたとき。 表面雨量指数が　7 土壌雨量指数が　111 ※ 土壌雨量指数は，地域メッシュ（1km 格子）毎に基準が異なる。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には，「12 時間降雪の深さ」が 5 cmに到達することが予想されたとき。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には，平均風速が 12m/s に到達することが予想されたとき。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。 具体的には，降雪を伴い平均風速が 12 m/s に到達することが予想されたとき。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また，発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の「突風」や「ひょう」による災害

	についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には,浸水,土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には，視程が 100m に到達することが予想されたとき。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には，火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。 発表基準としては，気象台において最小湿度が 40%以下で，実効湿度が 60%に到達することが予想されたとき。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には，「積雪の深さ」が 50 ㎝以上あり，次のいずれかが予想されたとき。 1 降雪の深さが 20 ㎝以上 2 気象台における最高気温が 7℃以上 3 降水量が 10 ㎜以上
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には，低温のために農作物等に著しい被害が発生したり，冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。 吉野川市では，気象台における最低気温が－3℃以下が予想されたとき。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には，早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。 吉野川市では，晩霜期を対象とし最低気温が 4℃以下が予想されたとき。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には，通信線や送電線等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には，通信線や送電線等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。 吉野川市では，気温－2℃～2℃の条件下で，「24 時間降雪の深さ」が 20 ㎝に到達することが予想されたとき。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し，災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど，自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。 具体的には，以下の基準に到達することが予想されたとき。 【流域雨量指数基準】 江川流域＝5.1 ほたる川流域＝4.6 川田川流域＝20.4 飯尾川流域＝9.4 三谷川流域＝5.5 【複合基準】 江川流域＝（5，5.1） ほたる川流域＝（5，2.9） 川田川流域＝（5，20.4） 飯尾川流域＝（5，7.1） 三谷川流域＝（6，4.4） 吉野川流域＝（7，72.9） ※ 流域雨量指数基準は，各流域のすべての地点に設定しているが，ここには主要な河川における代表地点の基準値を示している。 ※ 複合基準は，主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。

吉野川 氾濫注意情報 （洪水注意報）	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき，氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき，避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど，自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。 具体的には，以下の基準を満たしているときに徳島地方気象台と四国地方整備局徳島河川国道事務所が共同して発表する。［吉野川洪水予報実施要領（平成 19 年 4 月 19 日）による］ ・吉野川：池田（無堤）・池田（有堤）・岩津（無堤）・岩津（有堤）・中央橋・第十いずれかの基準地点で氾濫注意情報の発表基準を満たしているとき

注１　地面現象及び浸水警報・注意報は，その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。また，地面現象の特別警報は，大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

注２　発表基準欄に記載した数値は，徳島県における過去の災害と気象条件との関係を調査して決めたものであり，社会環境により変更することがある。

注３　警報及び注意報はその種類にかかわらず，新たな警報または注意報が発表されたときに切替えられるものとし，解除されるまで継続される。

注４　水防活動の利用に適合する予報及び警報のうち水防活動用気象警報・注意報は大雨特別警報・警報・注意報，水防活動用洪水警報・注意報は洪水警報・注意報をもって代えるものとする。

注５　大雨，洪水警報及び大雨，洪水注意報は，市町村毎に定めた基準により発表する。

注６　地震など不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し，通常の基準を適用することが適切でない状態となる場合，必要に応じて警報・注意報の基準を暫定的に下げて運用する。

エ　大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の種類と概要

種　　類	概　　要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を，地図上で 1km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており，大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに，どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫），「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど，自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を，地図上で 1km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており，大雨警報（浸水害）等が発表されたときに，どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を，地図上で河川流路を概ね 1km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており，洪水警報等が発表されたときに，どこで危険度が高まるかを面的に確認するこ

	とができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど，自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として，上流域での降雨によって，下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで，流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について，洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを，常時 10 分ごとに更新している。

※その他

以下の基準値は，地域メッシュコード（1km 四方）毎に基準を設けている。

・大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値
・洪水警報・注意報の基準値
・大雨警報（浸水害）の危険度分布の基準値
・洪水警報の危険度分布の基準値

この基準値については，「気象庁ホームページ」を参照のこと。

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/tokushima.html

＜参考＞

土壌雨量指数：降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標です。大雨に伴って発生する土砂災害（がけ崩れ・土石流）には，現在降っている雨だけでなく，これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており，土壌雨量指数は，降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを，タンクモデルを用いて数値化したものです。土壌雨量指数は，各地の気象台が発表する大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等の判断基準に用いています。土砂災害発生の危険度を判定した結果は「大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）」で確認できます。

表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標です。表面雨量指数は，地面の被覆状況や地質，地形勾配などを考慮して，降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを，タンクモデルを用いて数値化したものです。表面雨量指数は，気象台が発表する大雨警報（浸水害）・大雨注意報の判断基準に用いています。浸水害発生の危険度を判定した結果は「大雨警報（浸水害）の危険度分布」で確認できます。

流域雨量指数：河川の上流域に降った雨により，どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標です。地表面や地中を通って時間をかけて河川に流れ出し，さらに河川に沿って流れ下る量を，タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したものです。流域雨量指数は，各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いています。洪水害発生の危険度を判定した結果は「洪水警報の危険度分布」で確認できます。

オ　早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］，［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って，天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県：北部・南部）で，２日先から５日先にかけては日単位で，週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県）で発表される。大雨に関して，明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は，災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

カ　全般気象情報，四国地方気象情報，徳島県気象情報

気象の予報等について，特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や，特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想，防災上の注意を解説する場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには，その後速やかに，その内容を補足するため「記録的な大雨に関する徳島県気象情報」，「記録的な大雨に関する四国地方気象情報」，「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

キ　土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に，大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき，市長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため，吉野川市の地域（山川町，川島町，鴨島町，美郷）を特定して警戒を呼びかける情報で，徳島県と徳島地方気象台から共同で発表される。

なお，これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で，実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

（ア）土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は，大雨による土砂災害発生の危険度を気象庁の降雨予測に基づいて判断し，土砂災害に対する警戒及び警戒解除について分かりやすい文章と図を組み合わせた情報（図１）として作成・発表される。

（イ）土砂災害警戒情報の発表・解除基準

（発表基準）

大雨警報（土砂災害）発表中において，実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した土壌雨量指数が警戒基準に達すると予想される（集中的な土砂災害発生の危険度が高まった）とき，発表対象地域（図２）に発表される。

なお，地震など不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し，通常の基準を適用することが適切でない状態となる場合，必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施するものとする。

（解除基準）

土壌雨量指数が警戒基準を下回り，かつ数時間で再び警戒基準を超過しないと予想されるとき，発表対象地域（図２）ごとに解除する。ただし，無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず警戒基準を下回らない場合は，土壌雨量指数等を鑑み解除される。

（ウ）土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は，大雨警報を補足する防災情報のひとつであり，徳島地方気象台は気象業務法第 11 条に基づき関係機関及び徳島県に伝達する。県は「災害対策基本法第 55 条」及び「土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）第 27 条」に基づき市長に伝達する。

伝達経路は「12　特別警報，警報，注意報，地震情報等の伝達系統図」に準ずる。

（エ）土砂災害警戒情報利用上の留意点

土砂災害警戒情報は，降雨から予測可能な土砂災害のうち，避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし，土砂災害は，それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度，地下水の状況等に大きく影響されるため，個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。また，技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊，山体の崩壊，地すべり等は，土砂災害警戒情報の対象とはしていない。

徳島県土砂災害警戒情報　第14号

令和元年9月23日　2時55分

徳島県　徳島地方気象台　共同発表

【警戒対象地域】

三好市東祖谷　那賀町上那賀地域　那賀町木沢地域　那賀町木頭地域　海陽町海南地域
海陽町宍喰地域

警戒を要する市町村名を明記

【警戒解除地域】

吉野川市山川町　吉野川市美郷　美馬市木屋平　美馬市穴吹町　勝浦町　上勝町
佐那河内村　神山町　那賀町相生地域　つるぎ町一宇

【警戒文】

＜概況＞
降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。
＜とるべき措置＞
避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル４相当情報［土砂災害］】。崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難勧告などの情報に注意してください。

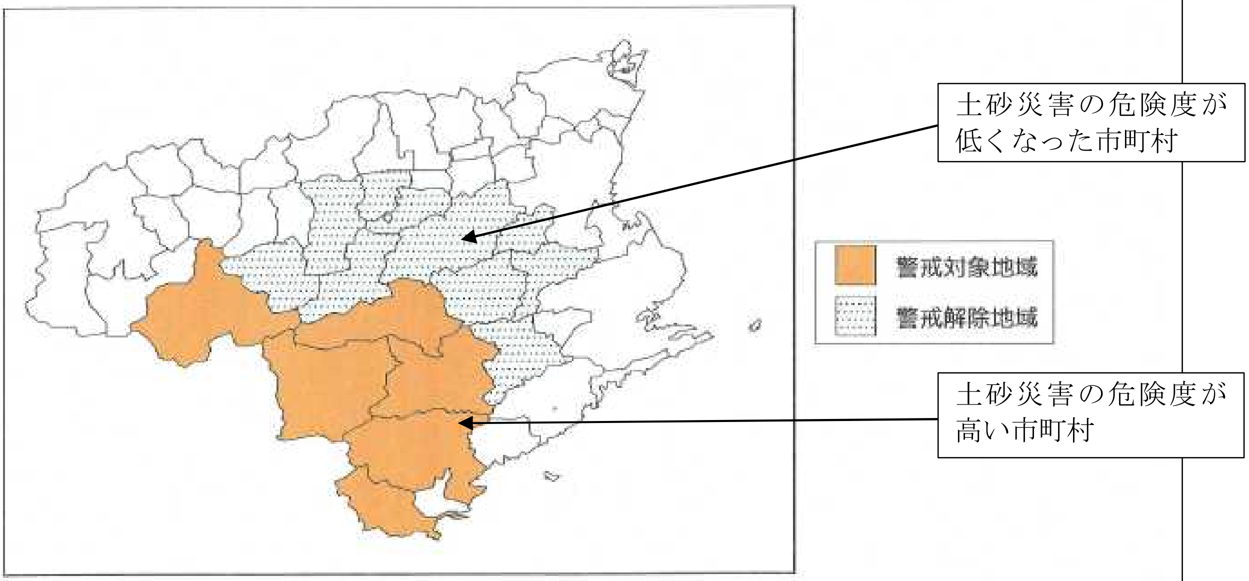

問い合わせ先
088-621-2541（徳島県県土整備部　砂防防災課）
088-622-3857（徳島地方気象台）

図１　土砂災害警戒情報発表例

発表対象地域

図２　発表対象地域

発表対象地域名（松茂町，北島町，藍住町，阿波市吉野町を除く発表対象地域数 44）

ク　記録的短時間大雨情報

徳島県内（北部・南部）で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに，徳島県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは，土砂災害や低地の浸水，中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり，実際に災害発生の危険度が高まっている場所について，警報の「危険度分布」で確認することができる。

記録的短時間大雨情報発表の基準雨量

徳島県北部　１時間降水量	110 ミリ以上 を観測又は解析したとき
徳島県南部　１時間降水量	120 ミリ以上 を観測又は解析したとき

ケ　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻，ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で，雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに，一次細分区域単位（徳島県：北部・南部）で発表される。

なお，実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また，竜巻の目撃情報が得られた場合には，目撃情報があった地域を示し，その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位（徳島県：北部・南部）で発表される。

この情報の有効期間は，発表から概ね１時間である。

竜巻注意情報の発表例（目撃情報を含まない場合）

> 徳島県竜巻情報　第○号
> 令和××年×月×日○○時○○分　気象庁発表
>
> 徳島県×部は，竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。
>
> 空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には，頑丈な建物内に移動するなど，安全確保に努めてください。
> 落雷，ひょう，急な強い雨にも注意してください。
> この情報は，×日○○時○○分まで有効です。

竜巻注意情報の発表例（目撃情報を含む場合）

> 徳島県竜巻注意情報　第○号
> 令和××年×月×日○○時○○分　気象庁発表
>
> 【目撃情報あり】徳島県×部で竜巻などの激しい突風が発生したとみられます。
> 徳島県×部は，竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっています。
>
> 空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には，頑丈な建物内に移動するなど，安全確保に努めてください。
> 落雷，ひょう，急な強い雨にも注意してください。
> この情報は，×日○○時○○分まで有効です。

コ　吉野川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように，あらかじめ指定した河川について，区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。吉野川については，四国地方整備局徳島河川国道事務所と徳島地方気象台が共同で下表の標題により発表される。警戒レベル２～５に相当する。

（ア）実施区域

左岸　徳島県三好市池田町から河口まで

右岸　徳島県三好市池田町から河口まで

（イ）水位又は流量の予報に関する基準点

池田（無堤），池田（有堤），岩津（無堤），岩津（有堤），中央橋，第十

（ウ）担当官署名

徳島河川国道事務所，徳島地方気象台

指定河川洪水予報の種類，標題と概要

種　類	標　題	概　要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき，氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり，命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき，氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況，避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり，避難勧告等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき，避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき，氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき，避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど，自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。

吉野川洪水予報の基準水位　（単位：m）

河川名	観測所名		水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
			レベル１	レベル２	レベル３	レベル４	―
吉野川	池田（無堤）	いけだ（むてい）	4.10m	6.70m	7.40m	8.00m	11.872m
	池田（有堤）	いけだ（ゆうてい）	4.10m	6.70m	8.00m	9.70m	11.872m
	岩津（無堤）	いわづ（むてい）	3.30m	5.30m	6.50m	6.80m	12.937m

	岩 津 (有堤)	いわづ (ゆうてい)	3.30m	5.30m	6.80m	7.50m	12.937m
	中央橋	ちゅうおう ばし	3.40m	4.90m	―	―	8.795m
	第 十	だいじゅう	3.70m	5.30m	―	―	9.064m

サ　台風予報，台風情報

（ア）台風に関する予報，情報

気象庁は，北西太平洋（東経 100 度～東経 180 度，赤道～北緯 60 度）上に存在する台風の進路（中心位置）や強さ等について，実況及び 24 時間先までの予報を 3 時間ごとに，72 時間先までの予報を 6 時間ごとに発表する。さらに，3 日（72 時間）先も引き続き台風であると予想される時には，5 日（120 時間）先までの進路予報を 6 時間ごとに発表する。台風が日本に大きな影響を及ぼすことが見込まれる場合には，台風の位置や強さなどの実況と 1 時間後の推定位置を 1 時間ごとに発表するとともに,24 時間先までの予報を 3 時間ごとに発表する。

（イ）台風の大きさ，強さ

台風接近時に的確な防災対策を行うためには，台風の勢力や進路等に関する情報が必要である。そのために，台風を「大型で強い台風」のように，大きさ（強風域：平均風速 15m/s 以上の強い風が吹いているか，吹く可能性がある範囲）を 3 段階，強さ（最大風速：10 分間平均風速の最大値）を 4 段階で表現する。

台風の大きさの分類

平均風速15m/s以上の強風域の半径	分　類
500 ㎞未満	―
500 ㎞以上 800 ㎞未満	大型（大きい）
800 ㎞以上	超大型（非常に大きい）

台風の強さの分類

最大風速	分 類
17m/s 以上 33m/s 未満	―
33m/s 以上 44m/s 未満	強い
44m/s 以上 54m/s 未満	非常に強い
54m/s 以上	猛烈な

シ　火災気象通報

消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）第 22 条第 1 項の規定により，気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに徳島地方気象台が徳島県知事に対して通報し，徳島県を通じて吉野川市や吉野川市消防本部に伝達される。

火災気象通報の基準は次のとおりである。

通報基準

（ア）実効湿度が 60%以下で最小湿度が 40%以下となり，最大風速 7m/s 以上の風が吹く見込みのとき。

（イ）平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。

ただし，降雨，降雪中は通報しないこともある。

10　水防警報・氾濫警戒情報

（１）　水防警報

ア　水防警報の種類及び内容

種　類	内　　　容
待　機	状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの
準　備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検等に努めるとともに，水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの
出　動	水防機関が出動する必要性がある旨を警告するもの
解　除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの
水位情報（適宜）	水位の上昇下降，最高水位，水位見込み等の水防活動に必要な情報の通知（「出動」を発令してから「解除」するまでの間，適宜通知する。）

イ　国土交通省直轄管理河川

（ア）実施区域及び担当官署

河川名	実　施　区　域		担当官署名
吉 野 川	左岸 徳島県三好市池田町から河口まで 右岸 徳島県三好市池田町から河口まで （77.69km）	池田から岩津まで	徳島河川国道事務所
		岩津から中央橋まで	
		中央橋から第十まで	
		第十から河口まで	

（イ）水位の種類及び対象水防管理団体

河川名	基準水位観測所	地先名	位置（km）	水防団待機水位（m）	氾濫注意水位（m）	避難判断水位（m）	氾濫危険水位（m）	計画高水位（m）	対象水防管理団体名	備考
				レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	―		
吉野川	岩 津（無堤）	阿波市阿波町岩津	40.2	3.30	5.30	6.50	6.80	12.937	吉野川市 阿波市	東部県土整備局（吉野川）
	岩 津（有堤）			3.30	5.30	6.80	7.50	12.937		
	中央橋	阿波市吉野町柿原	25.3	3.40	4.90	―	―	8.795	吉野川市 阿波市	東部県土整備局（吉野川）

（ウ）発表基準（洪水）

河川名	基準水位観測所	発表基準			
		第１段階 待機	第２段階 準備	第３段階 出動	第４段階 解除
吉野川	岩津(無堤) 岩 津(有堤)	氾濫注意水位以上に到達すると予想されるとき	水位が水防団待機水位3.3mに到達しなお上昇の恐れがあるとき	水位が氾濫注意水位5.3mに到達しなお上昇の恐れがあるとき	水防作業を必要としなくなったとき
	中央橋	〃	〃　3.4m　〃	〃　4.9m　〃	〃

（エ）水防警報の連絡系統（吉野川水防警報）

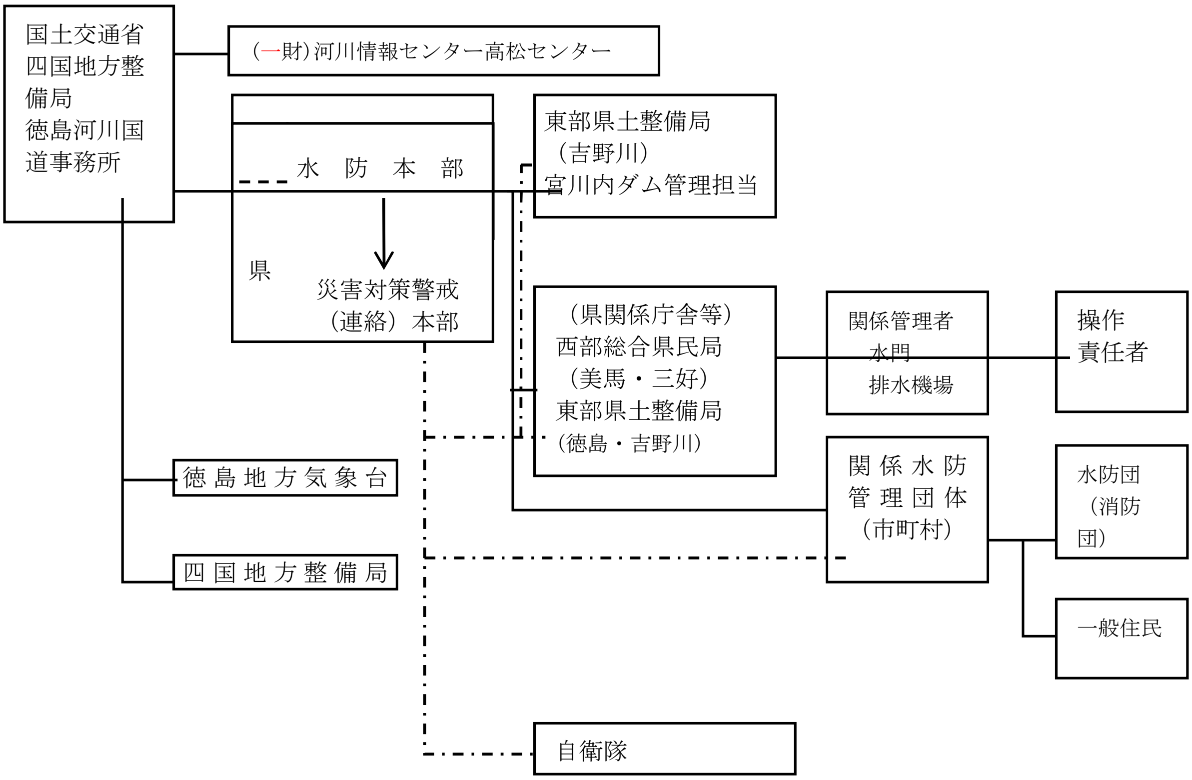

ウ　県管理河川

水防法第１６条第１項の規定により知事が指定した河川（水防警報河川）及び同法第１３条第２項の規定により知事が指定した河川（水位周知河川）について，次の計画に基づき水防警報並びに水位情報の通知及び周知を実施する。

（ア）実施区域及び担当官署

河川名	実施区域	担当官署
飯 尾 川	吉野川市鴨島町敷地（鳥正橋）から 鮎喰川合流点まで	東部県土整備局(徳島)(吉野川)
川 田 川	吉野川市山川町久宗（高越大橋）から 吉野川合流点まで	東部県土整備局(吉野川)
江 川	吉野川市鴨島町喜来甲（清美橋）から 吉野川合流点まで	
ほ た る 川	吉野川市山川町前川（新湯立橋）から 吉野川合流点まで	

（イ）水位の種類及び対象水防管理団体

河川名	基準水位観測所	地先名	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)	対象水防管理団体名
			レベル１	レベル２	レベル３	レベル４	
飯 尾 川	春日	徳島市春日町字宝野	2.40	3.10	3.10	3.40	徳島市
	加茂野	名西郡石井町高川原字加茂野	1.50	2.00	2.10	2.30	徳島市 石井町
	上 浦	名西郡石井町高川原字関	1.50	2.00	2.30	2.60	吉野川市 徳島市 石井町
川 田 川	川 田	吉野川市山川町村雲	1.80	2.60	3.10	3.70	吉野川市
江 川	牛 島	吉野川市鴨島町牛島	1.30	1.70	2.10	2.80	吉野川市 石井町
ほたる川	ほたる	吉野川市山川町堤外	1.30	1.70	1.70	2.20	吉野川市

（ウ）発表基準（洪水）

河川名	基準水位観測所	発表基準			
		第１段階 待機	第２段階 準備	第３段階 出動	第４段階 解除
飯 尾 川	春日	氾濫注意水位以上に到達すると予想されるとき	水位が水防団待機水位2.40mに達しなお上昇の恐れがあるとき	水位が氾濫注意水位3.10mに達しなお上昇の恐れがあるとき	水防作業を必要としなくなったとき
	加茂野	〃	〃 1.50m 〃	〃 2.00m 〃	〃
	上 浦	〃	〃 1.50m 〃	〃 2.00m 〃	〃
川 田 川	川 田	〃	〃 1.80m 〃	〃 2.60m 〃	〃
江 川	牛 島	〃	〃 1.30m 〃	〃 1.70m 〃	〃
ほたる川	ほたる	〃	〃 1.30m 〃	〃 1.70m 〃	〃

（エ）水防警報の連絡系統

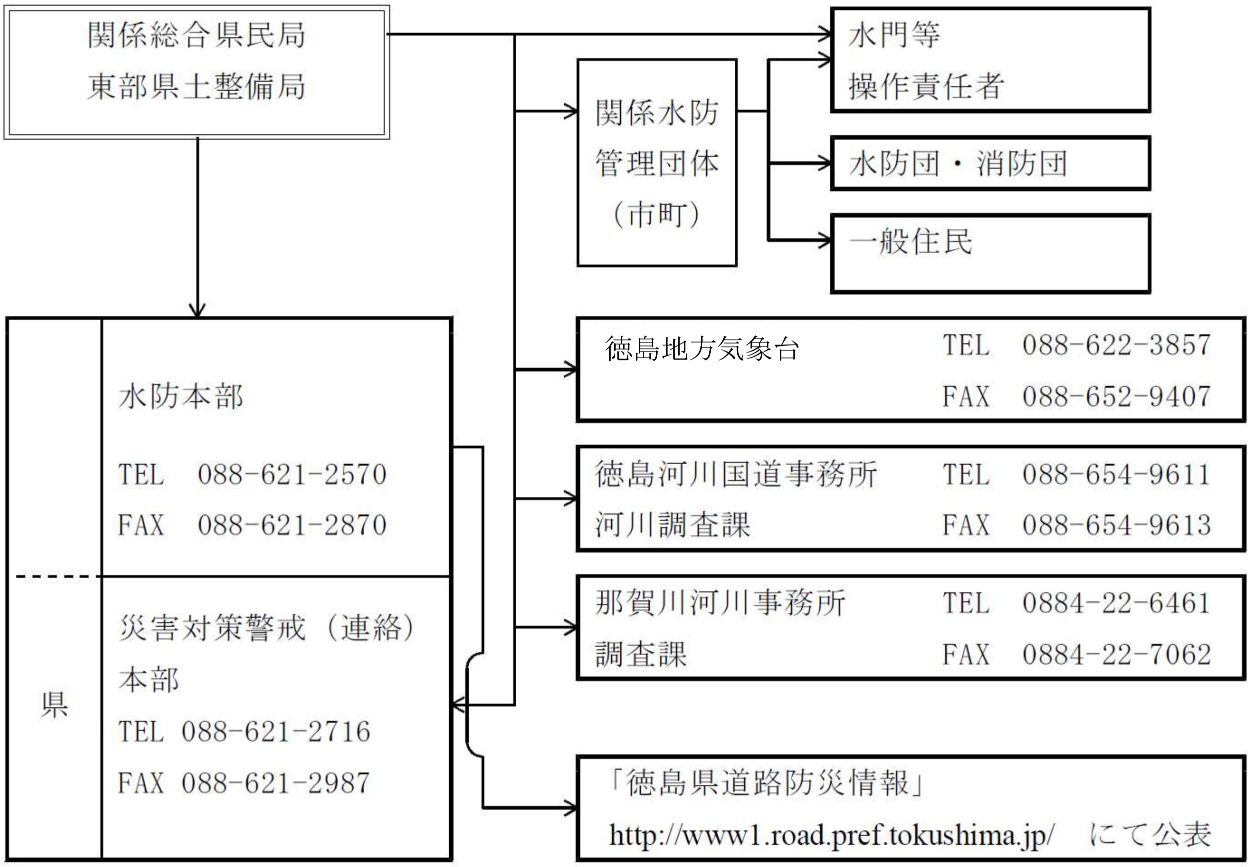

（２）　氾濫警戒情報・氾濫危険情報

ア　県管理河川

（ア）氾濫警戒情報及び氾濫危険情報の発表実施基準

ａ　氾濫警戒情報

対象水位観測所の水位が，避難判断水位を超えたとき及び下回ったとき，その旨を関係市町に通知するとともに，必要に応じ一般に周知する。

ｂ　氾濫危険情報

対象水位観測所の水位が，氾濫危険水位を超えたとき及び下回ったとき，その旨を関係市町に通知するとともに，必要に応じ一般に周知する。

（イ）連絡系統図

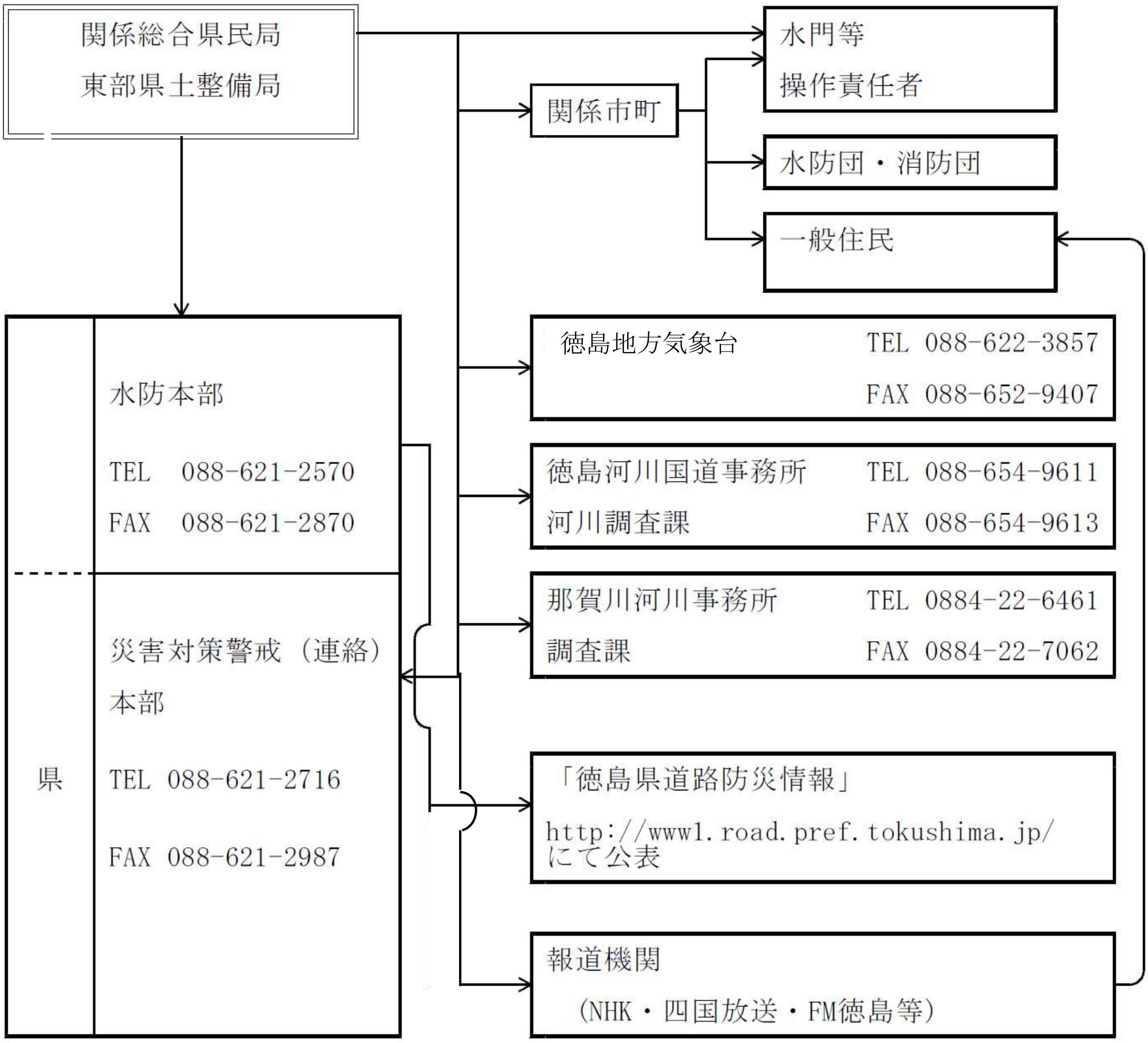
関係総合県民局
東部県土整備局
水門等
操作責任者
関係市町
水防団・消防団
一般住民
県
水防本部
TEL　088-621-2570
FAX　088-621-2870
災害対策警戒（連絡）本部
TEL 088-621-2716
FAX 088-621-2987
徳島地方気象台 TEL 088-622-3857
FAX 088-652-9407
徳島河川国道事務所 TEL 088-654-9611
河川調査課 FAX 088-654-9613
那賀川河川事務所 TEL 0884-22-6461
調査課 FAX 0884-22-7062
「徳島県道路防災情報」
http://www1.road.pref.tokushima.jp/
にて公表
報道機関
（NHK・四国放送・FM徳島等）

11　火山に関する警報・予報等

気象庁は，噴火災害軽減のため，全国111の活火山を対象として，観測・監視・評価の結果に基づき，火山ごとに警戒等を必要とする市区町村を明示して，噴火警報・噴火予報を発表する。

（１）　噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

気象庁及び大阪管区気象台が，噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石，火砕流，融雪型火山泥流等，発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し，避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生が予想される場合やその危険が及び範囲の拡大が予想される場合に火山名「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」，火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」，影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。

噴火警報（居住地域）は，警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

（２）　噴火予報

気象庁及び大阪管区気象台が，火山活動の状況が静穏である場合，あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

（３）　噴火警戒レベル

気象庁及び大阪管区気象台が，火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を５段階に区分し，噴火予報・警報に付して発表する。

詳細については，「気象庁ホームページ」を参照のこと。

https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/level_toha/level_toha.htm

（４）　噴火速報

気象庁及び大阪管区気象台が，登山者や周辺の住民に，火山が噴火したことを端的にいち早く伝え，身を守る行動を取ってもらうために発表する。

なお，以下のような場合には発表しない。

・普段から噴火している火山において，普段と同じ規模の噴火が発生した場合
・噴火の規模が小さく，事実を確認できない場合

（５）　火山の状況に関する解説情報

気象庁及び大阪管区気象台が，現時点で，噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない，または，噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが，今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し，噴火警戒レベルの引上げや，「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に，火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため，「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また，現時点では，噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い，または，噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが，火山活動に変化がみられるなど，火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に，「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

（６）　降灰予報

気象庁は，以下の３種類の降灰予報を提供する。

(ｱ)　降灰予報（定時）

・噴火警報発表中の火山で，噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に，定期的（3 時間ごと）に発表。

・18 時間先（3 時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

(ｲ)　降灰予報（速報）

・噴火が発生した火山※1 に対して，事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して，噴火発生後 5～10 分程度で発表。

・噴火発生から 1 時間以内に予想される，降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では，降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では，噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため，予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

(ｳ)　降灰予報（詳細）

・噴火が発生した火山※2 に対して，降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い，噴火発生後 20～30 分程度で発表。

・噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では，降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では，噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため，予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には，予想降灰量によらず，降灰予報（詳細）も発表。

詳細については，「気象庁ホームページ」を参照のこと。

https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/qvaf/qvaf_guide.html

（７）　火山ガス予報

気象庁及び大阪管区気象台が，居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に，火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

（８）　火山現象に関する情報等

気象庁及び大阪管区気象台が，噴火警報・予報，噴火速報，火山の状況に関する解説情報，降灰予報及び火山ガス予報以外に，火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

(ｱ)　火山活動解説資料

写真や図表等を用いて，火山活動の状況や警戒事項・注意すべき事項等について解説するため，臨時及び定期的に発表する。

(ｲ)　月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ，毎月上旬に発表する。

(ｳ)　噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや，噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる報告・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

12　気象警報等の伝達系統図

（1）NTTルート

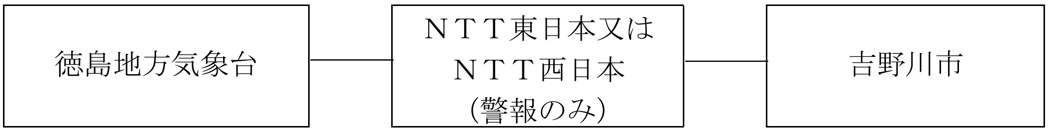

（2）総務省　消防庁　全国瞬時警報システム（J-ALERT）ルート

13　特別警報，警報，注意報，地震情報等の伝達系統図
（徳島県総合情報通信ネットワークシステム）

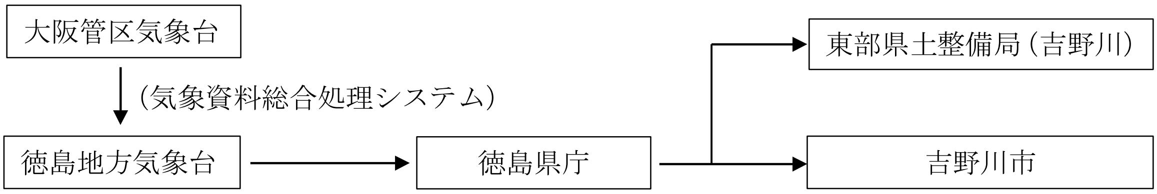

※　ファクシミリに自動送信される情報
徳島県の特別警報，警報，注意報，震度速報及び地震情報

14　徳島県震度情報ネットワークシステムの構成

市町村名	徳島県計測震度計	気象庁計測震度計	(国研）防災科学技術研究所強震計	◎設置場所	
吉野川市	—	◎	—	吉野川市鴨島町鴨島１１５－１	吉野川市役所
	◎	—	—	吉野川市川島町桑村２４２１－１	吉野川市川島支所
	◎	—	—	吉野川市山川町翁喜台５６－２	吉野川市消防会館
	◎	—	—	吉野川市美郷字中筋１９４－１	吉野川市ふるさとセンター

３．通信施設に関する資料

1　徳島県総合情報通信ネットワークシステムの回線構成図

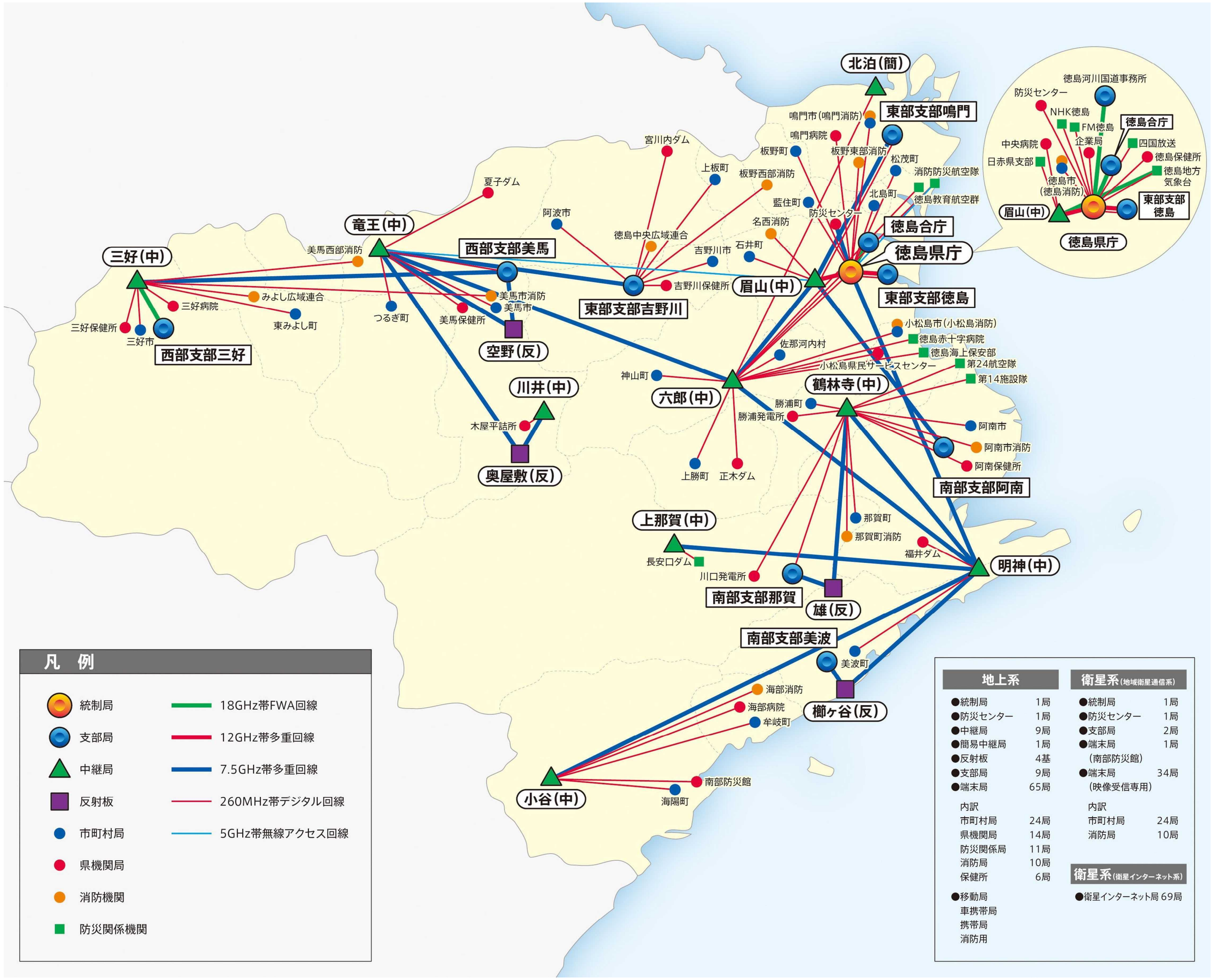

2　徳島県総合情報通信ネットワークシステム回線系統図

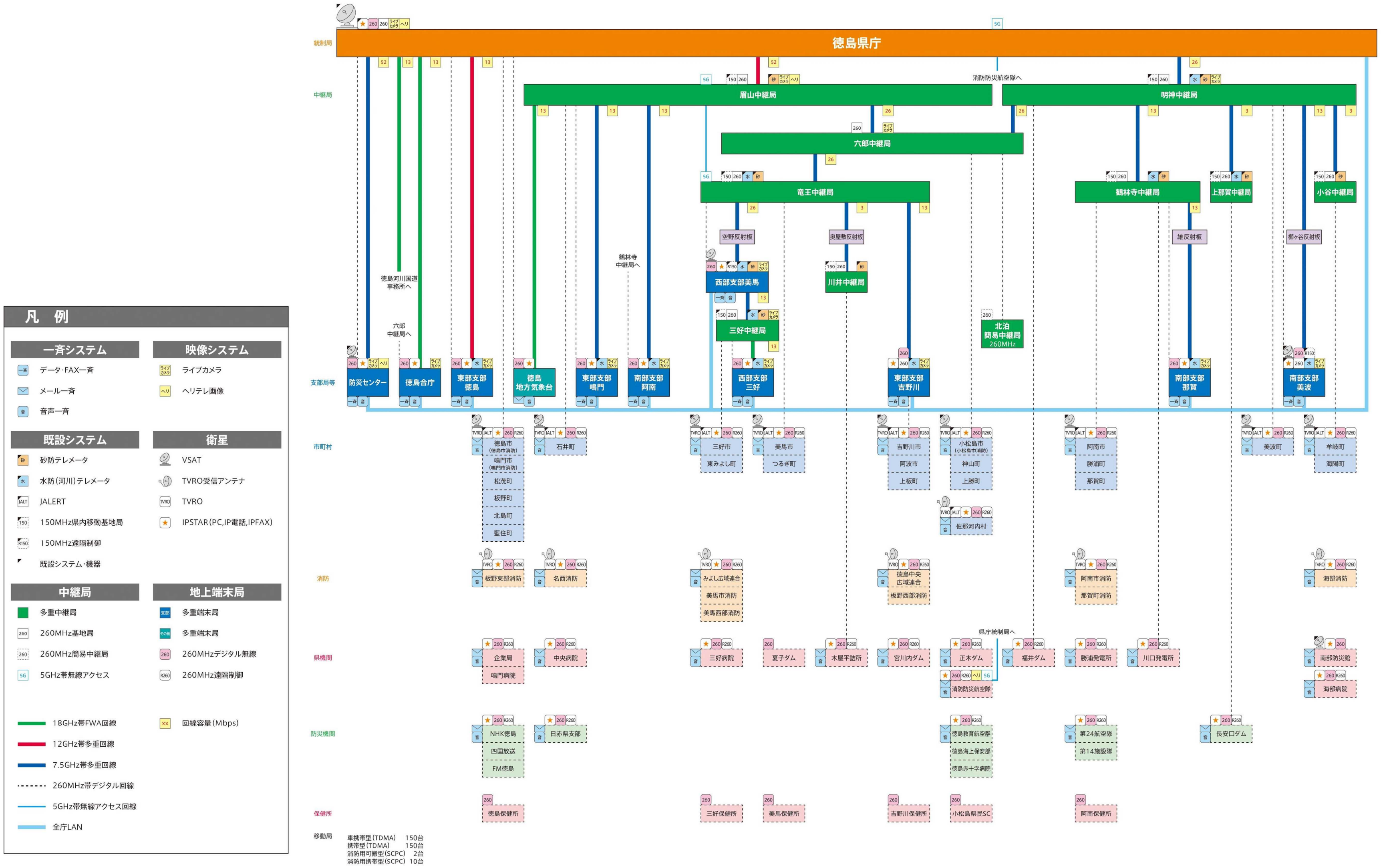

３　徳島県総合情報通信ネットワークシステム用無線局取扱要綱

第１章　　総　　則

（趣旨）

第１条　徳島県総合情報通信ネットワークシステム用無線局の取扱いに関しては、電波法（昭和２５年法律第１３１号)、電波法施行規則（昭和２５年電波監理委員会規則第１４号）、無線局運用規則（昭和２５年電波監理委員会規則第１７号)、電気通信事業法、有線電気通信法、一般財団法人自治体衛星通信機構が定める地域衛星通信ネットワーク契約約款及びそれに基づく契約・規程等、アイピースタージャパン株式会社が定める IPSTAR 衛星ブロードバンド・サービス契約約款及びそれに基づく契約・規定等によるほかこの要綱に定めるところによる。

（無線局の設置）

第２条　徳島県総合情報通信ネットワークシステム用無線局（以下「無線局」という。）の設置場所等一覧は、別表１－１のとおりとする。

2　登録電気通信事業者の一般財団法人自治体衛星通信機構が免許人である地球局の設置場所等一覧は別表１－２のとおりとする。

3　登録電気通信事業者のアイピースタージャパン株式会社が免許人である地球局の設置場所等一覧は別表１－３のとおりとする。

（統制管理者）

第３条　前条の無線局のうち徳島県庁固定局を統制局とし、統制局に統制管理者を置く。

2　統制管理者は、徳島県危機管理部長をもって充てる。

3　統制管理者は、無線局を統括し、その運用を統制管理する。

4　統制管理者は、法令違反運用の防止等、無線局の円滑な運用に努めなければならない。

（使用管理者等）

第４条　無線局に使用管理者及び無線従事者（以下「通信担当者」という。）を置く。

2　使用管理者は、別表１－１に掲げる者をもって充てる。

3　使用管理者は､無線局の使用を管理する。

4　統制局の使用管理者は統制管理者の権限を代行できるものとする。

5　通信担当者は、各無線局の使用管理者が選任する。

6　通信担当者は､使用管理者の命を受け当該無線局の無線設備の管理及び通信の取扱いに関する事務を処理する。

7　一般財団法人自治体衛星通信機構が定める地域衛星通信ネットワーク運用管理規程第６条の「地球局の管理責任者」は本条第２項の者とする。

8　同上運用管理規程第７条第２項の「地球局の運用管理に従事する者」は本条第４項の者とする。

（秘密を守る義務等）

第５条　通信担当者は、通信の方法及び機器の状況に注意し、迅速かつ適正な通信状態の確保に努めなければならない。

2　通信担当者その他通信に関係ある者は、通信について秘密の保持に注意しなければならない。

第２章　　通信及び運用

（通信の内容）
第６条　通信の内容は、無線局の開設の目的に反するものであってはならない。

（運用時間）
第７条　無線局は、常時運用するものとする。ただし、平常時における移動局の交換取扱いは、午前８時３０分から午後６時１５分までとする。

（通信の種類）
第８条　通信の種類は、次に掲げるとおりとする。
１　非常通信　　非常事態が発生したときに行う通信
２　至急通信　　特に緊急を要するときに行う通信
３　一斉通信　　各無線局に対して一斉に行う通信
４　一般通信　　至急通信及び一斉通信以外の通信で平常時に行う通信

（通信の取扱順位）
第９条　統制中の通信の順位は、非常通信、至急通信、一斉通信、一般通信の順とし同一種類の通信は受付の順位により、取り扱わなければならない。

（衛星系ディジタル画像の取扱い）
第10条　衛星系によるディジタル画像の伝送及び受信は、次により取り扱うものとする。
１　ディジタル画像の伝送の申込みを行う場合は、伝送予定日の２週間前までに別記第１号様式のディジタル画像伝送予約申込（完了通知）書２部を統制管理者に提出するものとする。
２　統制管理者は、前号の申込みがあった場合は、その内容を審査し、適正であると認められるときは、一般財団法人自治体衛星通信機構にディジタル画像伝送サービスの利用予約を行うものとする。
３　統制管理者は、前号の予約を完了したときは、申込者に対し予約内容を記入した第１号のディジタル画像伝送予約申込（完了通知）書１部を返送するものとする。
４　前号の予約完了後は、原則として伝送日時の変更は行えないものとする。
５　ディジタル画像の伝送方法は次により行うものとする。
ア　テレビカメラの映像を直接伝送すること
イ　録画された記録媒体を再生伝送すること。
６　一般財団法人自治体衛星通信機構から送られる映像番組の視聴及び録画の申込みを行う場合は、別記第２号様式のディジタル画像視聴、録画申込（承諾）書２部（録画の場合は、記録媒体を添付すること。）を統制管理者に提出するものとする。
７　統制管理者は、前号の申込みがあった場合は、統制局の運用に支障がないことを確認のうえ申込者に対し前号のディジタル画像視聴、録画申込（承諾）書１部を返送するものとする。

（防災カメラの取扱い）
第11条　防災カメラの運用は、次により取り扱うものとする。
１　防災カメラとは、徳島県総合情報通信ネットワークシステムを構成する映像伝送装置として、本県が支部局、中継局に設置する撮像カメラをいい、設置場所一覧は、別表２のとおりとする。
２　防災カメラの映像は、徳島県総合情報通信ネットワークシステムの通信回線の運用状態を把握することを目的とするとともに、災害時における防災業務を円滑に遂行することを目的として運用等を行うものである。
３　防災カメラにより収集する映像は、前項の運用等の目的を達成するために必要な防災

カメラ設置場所周辺の防災業務上把握が必要な映像とする。

4　防災カメラの運用は統制管理者が行う。

5　統制管理者は、防災カメラの撮像について、災害時等のやむを得ない事情があると認められる場合を除き、特定の民家等を意図的にその対象としてはならず、個人が特定されるべき利用がなされないように十分留意するものとする。

6　防災カメラの映像を利用する者は、第２項の防災カメラの運用等の目的の範囲内において、プライバシーの保護に十分注意して、防災カメラの映像を利用するものとする。

7　統制管理者は、前項の防災カメラの利用上の心得について、防災カメラの映像を利用する者による適切でないと認められる映像利用の事実を確認した場合には、直ちに、その利用者に対して防災カメラの映像利用の是正を求めることができる。

8 前項の他、統制管理者は、防災カメラの映像を利用する者がプライバシーの保護について十分注意することを促すため、防災カメラの利用について必要な措置を取ることができる。

9　防災カメラの映像は、防災関係機関等との情報共有を図るため、統制管理者の判断の下、外部提供できるものとする。

10　防災カメラについて、これを設置する近隣住民等から苦情等が寄せられた場合は、統制管理者において適切に対応するものとする。

11　統制管理者は、第２項の防災カメラの運用等の目的の範囲内において、必要に応じて、防災カメラの映像及び利用状況を記録保存することができる。

（保守運用）

第 12 条　無線局の保守運用上必要な通信は、原則として非常通信等の妨げにならないときに行わなければならない。

機器を調整するための試験電波発射等についても同様とする。

（電話番号）

第 13 条　徳島県総合情報通信ネットワークシステムの電話番号は別に定めるものとする。

（通信の統制）

第 14 条　統制管理者は、非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、無線回線の効率的運用を図るため、必要に応じて通信を統制することができる。

2　統制管理者は、前項の統制をするときは、統制開始の時刻、解除の予定時刻、その他必要な事項をあらかじめ関係無線局に通知しなければならない。

3　統制中における一般通信は、統制台に申し込まなければならない。

4　一斉通信は、次の事項を明示し、統制台に申し込まなければならない。

相手局名
申込者氏名
申込者課名
申込者電話番号
一斉通信の内容等

（通信管理者の指示）

第 15 条　統制管理者は、無線局の利用に関し次の各号の一に該当する事実を認めたときは、直ちに適当な指示をしなければならない。

1　みだりに電波を発射して空間を撹乱するとき
2　自己の通信を強要し、統制に従わないとき
3　機器の調整が不良で、通信が円滑に行われないとき
4　法規を逸脱し、また定められた以外の通信を行うとき
5　その他通信の統制を害するとき

第３章　　管理

（通信担当者の職務）
第16条　通信担当者は、常に無線設備の状態並びに通信の状況等を把握し、無線局の機能が十分に発揮できるよう努めなければならない。

（整備点検）
第17条　使用管理者は、必要に応じて通信担当者に無線設備の整備点検を行わせなければならない。
2　通信担当者は、前項の整備点検を行ったときは、その状況を使用管理者に報告しなければならない。

（備付け書類）
第18条　通信担当者は、無線局に必要な書類の整備及び所定の報告等を行わなければならない。
2　前項に掲げる無線局に備付けを必要とする書類は、次のとおりとする。
(1)　無線局免許状
(2)　無線検査簿
(3)　無線局免許申請（変更申請）書副本並びに関係書類、図面等の写し
(4)　無線局関係届の写し
(5)　電波法令集
(6)　無線業務日誌
(7)　無線従事者選解任届の写し
(8)　その他、関係書類

（事故に対する措置）
第19条　機器の故障、その他事故のため、無線局を運用することができない場合は、使用管理者は、直ちに統制管理者にその旨を連絡して、運用の再開に必要な措置を講じなければならない。
2　使用管理者は、事故が復旧し運用を再開したときは、直ちにその旨を統制管理者に連絡しなければならない。

（無線設備の変更の申出）
第20条　使用管理者は、無線設備の変更、又はその設置場所等を変更する必要が生じた場合は、直ちにその旨を統制管理者に通知し、具体的処置について協議するものとする。

（通信担当者の変更の報告）
第21条　使用管理者は、通信担当者に変更があったときは、すみやかにその旨を統制管理者に報告しなければならない。

付　則

この要綱は、昭和５４年２月６日から施行する。

付　則

この要綱は、平成４年１２月２４日から施行する。

付　則

この要綱は、平成６年６月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成９年３月７日から施行する。

付　則

この要綱は、平成１２年３月２８日から施行する。

付　則

この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

付　則
この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。
付　則
この要綱は、平成１５年９月１日から施行する。
付　則
この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。
付　則
この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。
付　則
この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。
付　則
この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。
付　則
この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。
付　則
この要綱は、平成２２年６月１６日から施行する。
付　則
この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。
付　則
この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。
付　則
この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。
付　則
この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。
付　則
この要綱は、平成２７年５月１日から施行する。
付　則
この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

別表１－１　無線局の局名、識別信号及び設置場所等

（関連設置場所のみ）

	種　別	識　別　信　号	設（常）　置　場　所	所　属
1	支部局	ぼうさいとうぶしぶよしのがわ	吉野川市川島町宮島字南中須736-1	吉野川合同庁舎
1	市町村局	ぼうさいとくしま322	吉野川市鴨島町鴨島115-1	吉野川市
3	消防本部局	ぼうさいとくしま326	吉野川市鴨島町鴨島115-1	徳島中央広域連合
	陸上移動局	ぼうさいとくしま567～572，764～766	吉野川市川島町宮島字南中須736-1	東部県土整備局吉野川庁舎
	〃	ぼうさいとくしま574	吉野川市川島町宮島字南中須736-1	東部農林水産局吉野川庁舎
	県出先局	ぼうさいとくしま328	〃鴨島町鴨島鴨島106-2	吉野川保健所

別表２　使　用　管　理　者　名　簿

統制管理者　　　　徳島危機管理部長

	局　名	使　用　管　理　者	備　考
	（支部局）		
6	防災東部支部吉野川	東部県土整備局＜吉野川＞副局長	
	（市町村局）		
12	防災徳島322（吉野川市）	吉野川市長	
	（消防本部局）		
3	防災徳島326（徳島中央広域連合）	徳島中央広域連合長	
	（県移動系）		
12	防災徳島　567～572，764～766	東部県土整備局＜吉野川＞副局長	
14	〃　　574	東部農林水産局＜吉野川＞副局長	
	（県出先局）		
15	〃　　328	東部保健福祉局副局長、吉野川保健所長	

4　徳島県総合情報通信ネットワークシステム電話番号表
（各所に設置したデジタル無線、専用 FAX から通信する場合）

県　庁　＊-内線番号（4 桁）
FAX　8099**FAX 番号（4 桁）
（とくしまゼロ作戦課）　106
（とくしまゼロ作戦課）　＊-9500
（とくしまゼロ作戦課）FAX　8099**9366
（11 階無線統制室）　100　（統制卓）
（11 階無線統制室）　＊-9536
（11 階無線統制室）　FAX　8- 109
（広域医療課）　541

合同庁舎・総合県民局等
徳　島　＊-088-626-電話番号（4 桁）
FAX　8099**-088-626-FAX 番号（4 桁）
鳴　門　＊-088-684-電話番号（4 桁）
FAX　8099**-088-684-FAX 番号（4 桁）
吉野川　＊-0883-26-電話番号（4 桁）
FAX　8099**-0883-26-FAX 番号（4 桁）
東部県土徳島　＊-088-653-内線番号（4 桁）
FAX　8099**-088-653-9500（0A ラック防災無線用 FAX）
FAX　8099**-0-361-9560　（088-623-4026）
南部美波　＊-0884-74-電話番号（4 桁）
FAX　8099**-0884-74-FAX 番号（4 桁）
南部阿南　＊-0884-24-電話番号（4 桁）
FAX　8099**-0884-24-FAX 番号（4 桁）
南部那賀　＊-0884-62-内線番号
（県土 2 桁、産業 3 桁）
FAX 8099**-0884-62-9500（1 階 0A ラック防災無線用 FAX）
FAX 8099**-0-431-9560　（2 階 0884-62-2928）
西部三好　＊-0883-76-電話番号（4 桁）
FAX　8099**-0883-76-FAX 番号（4 桁）
西部美馬　＊-0883-53-電話番号（4 桁）
FAX　8099**-0883-53-FAX 番号（4 桁）
防災ｾﾝﾀｰ　＊-0-223-2-内線番号(3 桁)
FAX　8099**-0-223-91

保健所等
徳　島　389　（防災無線専用）
389-**-内線番号（3 桁）
FAX　8-389
吉野川　328　（防災無線専用）
328-**-内線番号（2 桁）
FAX　8-328
阿　南　426　（防災無線専用）
426-**-内線番号（4 桁）
FAX　8-426
三　好　250　（防災無線専用）
250-**-内線番号（2 桁）
FAX　8-250
美　馬　287　（防災無線専用）
287-**-内線番号（2 桁）
FAX　8-287

小松島県民ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ　399　（防災無線専用）
FAX　8-399

単独県出先機関
消防防災航空隊　378　（事務室）
378**1　（事務室）
378**2　（会議室）
FAX　8-378
南部防災館　487　（2 階情報機器室）
487**3　（1 階事務室）
FAX　8-487
木屋平詰所　292　（事務室）
292**1　（事務室）
292**2　（2 階会議室）
FAX　8-292
中央病院　387　（防災ｾﾝﾀｰ）
387**1　（3 階事務局）
387**2　（3 階ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ室）
FAX　8-387
三好病院　259　（事務局）
259**1　（事務局長室）
259**2　（防災ｾﾝﾀｰ）
FAX　8-259
海部病院　481　（事務局）
481**1　（宿直室）
FAX　8-481
鳴門病院　356　（事務局）
356**1　（1 階時間外受付）
356**2　（2 階リハビリ室）
FAX　8-356
宮川内ダム　331　（事務室）
331**1　（事務室）
331**2　（宿直室）
FAX　8-331
福井ダム　471　（事務室）
471**1　（宿直室）
FAX　8-471
企業局総合管理事務所　376　（3 階運転制御室）
FAX　8-376
正木ダム　391　（操作室）
391**1　（事務室）
391**2　（宿直室）
FAX　8-391

川口発電所　451（制御室）
451**1（事務室）
451**2（制御室）
FAX 8-451

勝浦発電所　392（操作室）
392**1（事務室）
FAX 8-392

夏子ダム　321（事務室）【FAX未設置】

自治研修センター　542, 543【FAX未設置】

市町村

徳島市　381**1（危機管理課）
（FAX未設置）

鳴門市　351**2（危機管理課）
（FAX未設置）

小松島市　393（無線室）
393**1（危機管理課）
（FAX未設置）

阿南市　421（防災対策課）
421**1（宿直室）
FAX 8-421

吉野川市　322（防災対策課）
322**1（日直警備室）
322**2（新館2階会議室）
FAX 8-322

阿波市　337（危機管理課）
337**1（日直室）
337**2（災害対策本部室）
FAX 8-337

美馬市　286（危機管理室）
286**1（北館303会議室）
286**2（宿直室）
FAX 8-286

三好市　251（危機管理課）
251**1（危機管理課）
251**2（宿直室）
FAX 8-251

勝浦町　394（企画総務課）
394**1（2階大会議室）
394**2（宿直室）
FAX 8-394

上勝町　395（総務課）
395**1（総務課）
395**2（3階第1会議室）
FAX 8-395

佐那河内村　382（役場1階入口）
382**1（宿直室）
382**2（総務課）
FAX 8-382

石井町　323（防災対策課）
323**1（休日受付）
323**2（2階会議室）
FAX 8-323

神山町　383（総務課）
383**1（宿直室）
FAX 8-383

那賀町　452（防災課）
452**1（宿直室）
FAX 8-452

牟岐町　485（防災無線室）
485**1（防災無線室）
485**2（宿直室）
1852（町民体育館）**
FAX 8-485

美波町　473（2階放送室）
473**1（宿直室）
473**2（消防防災課）
FAX 8-473

海陽町　486（危機管理課）
486**1（危機管理課）
486**2（宿直室）
FAX 8-486

松茂町　352（3階危機管理室）
352**1（1階警備員室）
352**2（3階危機管理室）
FAX 8-352

北島町　384（危機情報管理室）
384**1（1階警備員室）
FAX 8-384

藍住町　385（総務課）
385**1（1階用務員室）
385**2（3階会議室）
FAX 8-385

板野町　353（総務課）
353**1（総務課）
353**2（宿直室）
FAX 8-353

上板町　333（企画防災課）
333**1（宿直室）
FAX 8-333

つるぎ町　284（危機管理課）
284**1（宿直室）
FAX 8-284

東みよし町　256（総務課）
256**1（総務課）
256**2（宿直室）
FAX 8-256

町村会事務局　751, 752（FAX未設置）

消防本部（通信指令室）

徳島市消防局　381（通信指令室）
381**2（4階災害対策室）
FAX 8-381

鳴門市消防本部　351（通信指令室）
351**1（3階会議室）
FAX 8-351

小松島市消防本部　393**2（消防事務室）
393**3（通信指令室）
FAX 8-393
阿南市消防本部　424（通信指令室）
424**1（通信指令室）
424**2（3階事務室）
FAX 8-424

美馬市消防本部　257（通信指令室）
257**1（通信指令室）
257**2（本部事務室）
FAX 8-257

那賀町消防本部　454（通信指令室）
454**1（2階消防本部）
FAX 8-454
海部消防組合　484（2階本部事務室）
484**1（1階通信指令室）
484**2（2階本部事務室）
FAX 8-484
板野東部消防組合　354（通信指令室）
354**1（1階第1消防署）
354**2（2階警防課）
FAX 8-354
板野西部消防組合　338（警防課）
338**1（警防課）
338**2（通信指令室）
FAX 8-338
名西消防組合　327（通信指令室）
327**1（通信指令室）
327**2（消防長室）
FAX 8-327
中央広域連合消防本部　326（通信指令室）
326**1（3階指揮本部室）
FAX 8-326
美馬西部消防組合　258（通信指令室）
258**1（通信指令室）
258**2（2階総務課）
FAX 8-258
みよし広域連合消防本部　255（通信指令室）
255**1（通信指令室）
FAX 8-255

防災関係機関

長安ロダム　441（2階事務室）
441**1（2階操作室）
441**2（1階委託室（宿直））
FAX 8-441
徳島地方気象台　221（OAラック）
221**1（観測予報現業室:時間外）
221**2（防災管理官室:時間内）
FAX 8-221
徳島海上保安部　396（通信室）
396**1（警備救難課）
FAX 8-396
陸自第１４施設隊　425（施設隊事務室）
425**1（3F当直室）
425**2（3F作戦室）
FAX 8-425
海自徳島教育航空群　355（3F群当直室）
355**1（3F作戦室）
FAX 8-355
海自第２４航空隊　397（運用作業室）
397**1（当直室）
FAX 8-397
日赤県支部　388（事業推進課）
388**1（会議室）
FAX 8-388
徳島赤十字病院　398（防災センター）
398**1（救急受付）
FAX 8-398
ＮＨＫ徳島放送局　372（3階報道部）
372**1（3階報道部）
372**2（3階技術部）
FAX 8-372
四国放送　373（報道制作局）
373**1（報道制作局）
373**2（テレビマスター室）
FAX 8-373
エフエム徳島　375（事務室入口）
375**1（技術運行課）
375**2（マスター室）
FAX 8-375

災害拠点病院・災害医療支援病院（FAX 未設置）

徳島大学病院　900
徳島市民病院　901
吉野川医療センター　902
阿南中央病院　903
海南病院　904
つるぎ町立半田病院　905
田岡病院　906
阿波病院　909
阿南共栄病院　907
上那賀病院　910
ホウエツ病院　908
市立三野病院　911
徳島病院　912
東徳島医療センター　913
美波病院　738

（2）徳島県庁関係各課防災無線専用番号

県庁、警察本部

防災無線電話から　『＊-○○○○』
防災無線FAXから　『8099＊＊○○○○』

県　　庁

災害対策本部	９５１０
〃　ＦＡＸ	９５５０
危機管理部	
とくしまゼロ作戦課	９５００
〃	９５０１
〃	９５０２
危機管理政策課	９５０３
消防保安課	９５０４
危機管理部　ＦＡＸ	９３６６
防災無線統制室	９５３６
〃	９５３７
〃	９５３８
〃	９５３９
〃　ＦＡＸ	９５８４
河川整備課	９５７０
〃	９５７１
〃	９５７２
〃	９５７３
〃	９５７４
企業局経営企画戦略課	９５４５

警　察　本　部

警備課	９５６０
総合当直室	９５６１
地域課	９５６２
会議室	９５６３
〃	９５６４

吉野川合同庁舎

防災無線電話から　『＊-0883-26-○○○○』
防災無線FAXから　『8099-＊＊-0883-26-○○○○』

東部県税局		９５４０
〃	ＦＡＸ	３９９０
東部農林水産局		３７７１
〃	ＦＡＸ	３９９３
〃	〃	３９９４
〃	〃	３９９６
県土整備局	総務担当	９５２１
〃	〃　ＦＡＸ	３９９２
〃	河川砂防担当	９５２２
〃	施設管理担当	９５２２
〃	〃　ＦＡＸ	９５００

単独出先機関

防災無線電話から　『○○○』
防災無線FAXから　『8-○○○』

吉野川保健所		３２８
〃	ＦＡＸ	８－３２８
宮川内ダム		３３１
〃	ＦＡＸ	８－３３１

5　吉野川市防災行政無線システム構成図

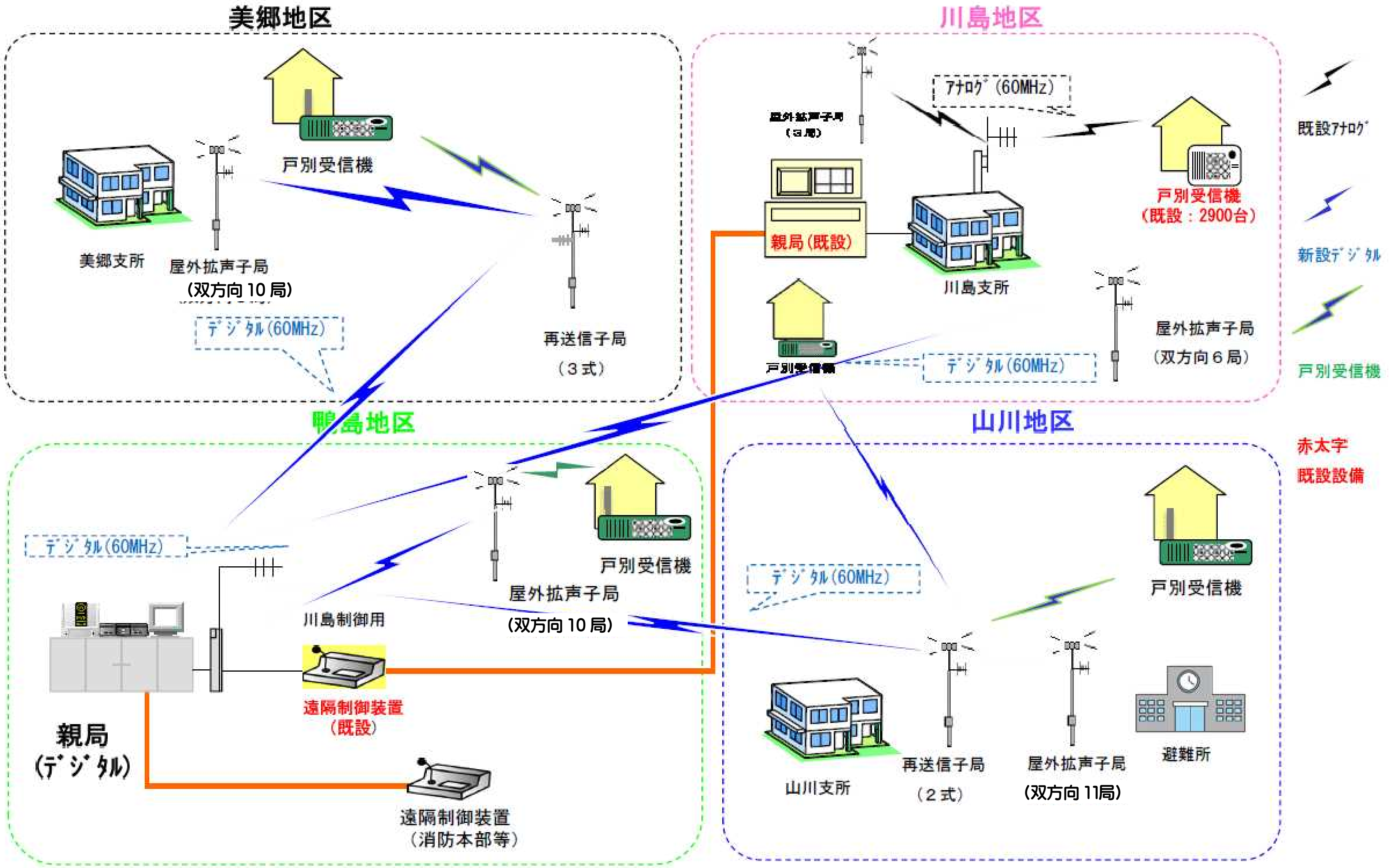

6　吉野川市防災行政無線施設条例

平成 26 年 3 月 24 日
条例第 1 号

（設置）

第１条　市民の安全の確保及び防災行政の円滑化を図り、もって住民福祉の向上に資するため、吉野川市防災行政無線施設（以下「防災無線」という。）を設置する。

（業務）

第２条　防災無線の業務は、次のとおりとする。

（１）　災害時等における緊急事項の通報及び連絡

（２）　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項の周知及び伝達

（業務の区域）

第３条　防災無線の業務を行う区域は、市の全域とする。

（親局等）

第４条　防災無線の業務を行うための親局は、吉野川市役所に設置する。

２　前項に定めるもののほか、防災無線の通信業務の効率化を図るため、遠隔制御装置並びに再送信子局及び屋外拡声子局を市長が指定する場所に設置する。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則　抄

（施行期日）

１　この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（吉野川市山川地区農村情報連絡施設条例の廃止）

２　吉野川市山川地区農村情報連絡施設条例（平成 16 年吉野川市条例第 13 号）は、廃止する。

（吉野川市山川地区消防防災無線放送施設条例の廃止）

３　吉野川市山川地区消防防災無線放送施設条例（平成 16 年吉野川市条例第 23 号）は、廃止する。

（吉野川市川島地区防災行政無線施設条例の一部改正）

４　吉野川市川島地区防災行政無線施設条例（平成 16 年吉野川市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表中「4 局」を「2 局」に改め、「③　吉野川市川島町桒村字三軒屋 2436 番地の 2　④　吉野川市川島町学字吉本 34 番地の 2（老人福祉センター）」を削る。

7　吉野川市川島地区防災行政無線施設条例

平成 16 年 10 月 1 日
条例第 21 号

(設置)
第１条　行政需要の多様化と情報化に対応し、災害等緊急時における情報連絡及び日常行政事務等に関する情報を迅速かつ的確に伝え、もって安全で快適な住みよい「まちづくり」を推進し、住民の福祉の向上に資することを目的として、川島地区防災行政無線施設(以下「防災無線」という。)を設置する。

(位置)
第２条　防災無線の設置場所は、別表のとおりとする。

(管理)
第３条　防災無線の管理については、吉野川市が行う。ただし、施設の効果的運用を図るため、施設管理の一部を委託することが　できる。

(委任)
第４条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。

別表(第２条関係)
固定系無線局施設

種別	設置場所
1　送信設備	
ア　同報親局(1局)	吉野川市川島町桒村2421番地1
イ　遠隔制御局(1局)	吉野川市鴨島町上下島21番地１(徳島中央広域連合)
2　受信設備	
ア　屋外拡声子局(2局)	①　吉野川市川島町桒村字源光寺696番地の4(上桜公民分館) ②　吉野川市川島町善入寺島右岸建設省距離標30／4附近
イ　戸別受信機	①　川島地区に住所を有する世帯のうち、設置申請のあった住家 ②　公共施設、事業所、団体など市長が必要と認めた施設

８　吉野川市川島地区防災行政無線管理運用規則

平成 16 年 10 月 1 日
規則第 26 号

(趣旨)

第１条　この規則は、吉野川市が開設する川島地区防災行政無線局　(固定系)(以下「無線局」という。)の適正な管理運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第２条　この規則において､次の各号に掲げる用語の意義は､当該　各号に定めるところによる。

（１）　無線局　電波法(昭和 25 年法律第 131 号)第 2 条第 5 号に規定する無線局をいう。

（２）　基地局　電波法施行規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号)第 4 条第 6 号に規定する無線局をいう。

（３）　無線従事者電波法第 2 条第 6 号に規定する者をいう。

(無線局の総括管理者)

第３条　無線局に総括管理者を置く。

２　総括管理者は、無線局の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

３　総括管理者は、吉野川市長とする。

(管理責任者)

第４条　無線局に管理責任者を置く。

２　管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理及び運用の業務を行うとともに通信取扱責任者を指揮監督する。

３　管理責任者は、防災対策課長とする。

(通信取扱責任者)

第５条　無線局に通信取扱責任者を置く。

２　通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線従事者を指揮監督し、無線局に係る業務を所掌する。

３　通信取扱責任者は、無線従事者の資格を有する職員の中から、管理責任者が指名する。

(無線従事者の配置、養成等)

第６条　総括管理者は、無線局の運用体制に見合った員数の無線従事者を配置するものとする。

２　総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

３　総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年 12 月末日現在における無線従事者名簿を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

第７条　無線従事者は、無線設備の操作を行うとともに無線局業務日誌に記載する。

（通信取扱者）
第８条　通信取扱者は、無線従事者の管理の下電波法令を遵守し、法令に基づく無線局の運用を行う。
２　通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

（備付け書類等の管理）
第９条　管理責任者は、電波法令に基づく業務書類を管理し、及び保管する。
２　管理責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。
３　無線局業務日誌は、管理責任者及び通信取扱責任者の査閲を毎日受けるものとする。
４　管理責任者は、無線従事者選解任届及び無線局業務日誌を整理保管しておくものとする。

（提出書類）
第 10 条　総括管理者は、無線従事者の選任又は解任したときは、遅滞なく四国総合通信局長に届け出るものとする。

（運用）
第 11 条　無線局の運用方法については、別に定める運用規程による。
２　非常災害時等における無線局の適切な運用を確保するため、徳島中央広域連合東消防署に遠隔制御装置を設置し、別に定める運用協定書に基づき、これを運用するものとする。

（無線設備の保守点検）
第 12 条　無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。
（１）　週点検
（２）　四半期点検
（３）　年点検（年 1 回以上）
２　前項の点検の結果は、点検記録簿に記録しておくものとする。
３　保守点検の責任者は、次のとおりとする。
（１）　週点検　通信取扱責任者
（２）　四半期点検　管理責任者
（３）　年点検　総括管理者
４　予備装置及び予備電源は、毎四半期 1 回以上使用し、機能の確認をしておくものとする。
５　点検の結果異常を発見したときは、直ちに責任者に報告し、措置するとともに保守契約を締結している業者等に連絡し、障害の除去に努めるものとする。

（通信訓練）
第 13 条　総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び運用の習熟化を図るため、次により定期的に通信訓練を行うものとする。
（１）　総括防災訓練に併せた総合通信訓練毎年 1 回以上
（２）　定期通信訓練四半期ごと

（研修）
第 14 条　総括管理者は、毎年 1 回以上、通信取扱者等に対して電波法令、運用方法及び無線機の取扱要項等について研修を行うものとする。

（戸別受信機）
第15条　戸別受信機の管理運用については、別に定める吉野川市川島地区戸別受信機取扱規程（平成16年吉野川市訓令第35号)によるものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成28年3月31日規則第16号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

9　吉野川市川島地区防災行政無線施設戸別受信機設置負担金徴収条例

平成 16 年 10 月 1 日
条例第 22 号

(趣旨)
第１条　この条例は、吉野川市川島地区防災行政無線施設条例(平　成 16 年吉野川市条例第 21 号)に定める戸別受信機等に関する設置負担金(以下「負担金」という。)の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担義務者)
第２条　負担金を納付する受益者(以下「負担義務者」という。)は、川島地区に住所を有する世帯の世帯主又は川島地区内の事業所、団体等を管理する者で、次条の表の区分の欄に該当するものとする。

(負担金の額)
第３条　負担金の額は、次のとおりとする。

区分	負担金
1　1世帯で2台以上設置する者	2台以上1台につき　35,000円
2　事業所、団体等が設置するもので、市長が有償の必要があると認めたもの	1台につき　20,000円

(負担金の徴収方法)
第４条　負担義務者は、前条に規定する負担金を市長が発する納入通知書により、指定する期日までに市に納入するものとする。

(納入の猶予)
第５条　市長は、災害その他やむを得ない事情により、負担金の納入が困難であると認められる場合は、納入期限を延期することができる。

(委任)
第６条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
(施行期日)
１　この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
２　この条例の施行の日の前日までに、合併前の川島町防災行政無線施設戸別受信機設置負担金徴収条例(平成 16 年川島町条例第 37 号。以下「合併前の条例」という。)の規定により徴収すべき負担金については、なお合併前の条例の例による。

４．災害危険箇所等に関する資料

1　災害危険箇所（土砂災害関連）総括

用語	概要
土砂災害危険箇所	国土交通省の要請により各都道府県が調査を実施したもの（法的な位置づけはない）。 土石流、地すべり、急傾斜の崩壊が発生するおそれがある箇所（それぞれ、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所と定めている）。
土砂災害（特別）警戒区域	土砂災害防止法に基づき指定された区域（法律に基づいた調査によるもの）。 土砂災害警戒区域：急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りが発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域（第７条）。 土砂災害特別警戒区域：急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りが発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域（第９条）。
地すべり防止区域	「地すべり等防止法」で定められている区域であり、地すべりによる崩壊を防止するため、必要な施設（排水施設、擁壁等）を設置するとともに、一定の行為を制限する必要がある土地について農林水産大臣又は国土交通大臣が指定する区域。
急傾斜崩壊危険区域	「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の規定に基づいて指定されている区域。急傾斜地の崩壊から住民の生命を保護するため、傾斜度が30度以上かつ斜面の高さが５メートル以上の箇所のうち、保全対象人家が５戸以上、または５戸未満でも官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれのある地区で、一定の行為を制限する必要がある地区を知事が指定するもの。
砂防指定地	砂防法（明治３０年３月３０日法律第２９号）第２条に基づき、治水上砂防のための砂防設備を要する土地または一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地として、国土交通大臣が指定した一定の土地の区域。
山地災害危険地区	山地災害が発生するおそれのある地域を、林野庁が定める調査要領に基づき判定したもので、その予想される災害の形態により次の3種類に区分されている。 （1）山腹崩壊危険地区　山腹の崩壊や落石による災害が発生する危険性が高い地区。 （2）地すべり危険地区　地すべりによる災害が発生する危険性が高い地区。 （3）崩壊土砂流出危険地区　山腹の崩壊や地すべりによって発生した土砂などが土石流となって流出し、災害が発生する危険性の高い地区。 なお、山地災害危険地区は土地利用等に制限を加えるものではない。

２　地すべり防止区域・危険箇所等　指定箇所一覧表

（１）地すべり防止区域一覧表（国土交通省所管）

平成29年1月1日現在

指定番号	箇所		位置			面積(ha)	被害を受ける恐れのある公共施設等　※	
	漢字	カタカナ	郡市	町村	大字		住宅（戸）	公　共　施　設　等
378	壇	ﾀﾞﾝ	吉野川市	鴨島町	森遠	49.80	7	
416	安楽寺	ｱﾝﾗｸｼﾞ	吉野川市	山川町	安楽寺	9.23	103	山川町八坂児童館、八坂福祉ｾﾝﾀｰ、隣保館（八坂会館）
366	衣笠	ｷﾇｶﾞｻ	吉野川市	山川町	八ケ久保	54.30	16	
365	山川丸山	ﾔﾏｶﾜﾏﾙﾔﾏ	吉野川市	山川町	丸山	98.00	70	
332	旗見	ﾊﾀﾐ	吉野川市	山川町	旗見	60.60	72	老人憩いの家山水荘
415	山川大内	ﾔﾏｶﾜｵｵｳﾁ	吉野川市	山川町	大内	44.60	7	
24	楠根地	ｸｽﾈｼﾞ	吉野川市	山川町	楠根地	54.80	48	
406	山川奥野井	ｵｸﾉｲ	吉野川市	山川町	奥野井	80.86	15	自然の家
405	西野峯	ﾆｼﾉﾐﾈ	吉野川市	山川町	西野峯	49.17	11	
157	高野尾	ﾀｶﾉｵ	吉野川市	美郷	高野尾	26.20	15	
430	古土地	ｺﾄﾞﾁ	吉野川市	美郷	古土地	105.00	20	駐在所、東山小学校、東山幼稚園
399	川俣	ｶﾜﾏﾀ	吉野川市	美郷	川俣	27.30	7	美郷中学校、種野小学校、種野幼稚園
431	愛後	ｱｲｺﾞ	吉野川市	美郷	別枝山	107.30	13	
398	中の谷	ﾅｶﾉﾀﾆ	吉野川市	美郷	中ノ谷	86.80	20	
19	大神	ｵｵｶﾞﾐ	吉野川市	美郷	別枝山	11.58	20	
155	張	ﾊﾘ	吉野川市	美郷	別枝山	14.73	34	駐在所、消防庫（２）
154	照尾	ﾃﾗｵ	吉野川市	美郷	別枝山	19.36	20	
364	来見坂	ｸﾙﾐｻﾞｶ	吉野川市	美郷	来見坂	170.50	21	
156	宮倉	ﾐﾔｸﾗ	吉野川市	美郷	別枝山	3.91	19	消防団、消防庫
118	田平	ﾀﾀﾞｲﾗ	吉野川市	美郷	別枝山	31.99	27	
156	宮倉（追加）	ﾐﾔｸﾗ	吉野川市	美郷	別枝山	42.75	27	
433	城戸	ｼﾞｮｳﾄ	吉野川市	美郷	別枝山	62.26	16	
414	古井	ｺｲ	吉野川市	美郷	別枝山	69.72	45	
152	樫平	ｶｼﾀﾞｲﾗ	吉野川市	美郷	中村山	21.70	10	
397	穴地	ｱﾅｼﾞ	吉野川市	美郷	別枝山	126.80	9	
153	岸の峯	ｷｼﾉﾐﾈ	吉野川市	美郷	中村山	44.21	13	
18	中筋	ﾅｶｽｼﾞ	吉野川市	美郷	中村山	122.63	39	中村集落ｾﾝﾀｰ
417	東槙山	ﾋｶﾞｼﾏｷﾔﾏ	吉野川市	美郷	中村山	48.85	14	
	27	箇所					738	戸

（２）地すべり危険箇所一覧表（国土交通省所管分）

平成29年1月1日現在

整理番号	箇所		位置			面積(ha)
	漢字	カタカナ	郡市	町村	大字	
98	東麓	ﾋｶﾞｼﾌﾓﾄ	吉野川市	山川町	東麓	131.50
99	種野	ﾀﾈﾉ	吉野川市	美郷	峠	60.90
100	刷石	ﾊｹｲｼ	吉野川市	美郷	刷石	89.10
101	柿谷	ｶｷﾀﾞﾆ	吉野川市	美郷	別枝山	61.30
102	殿河	ﾄﾉｶﾜ	吉野川市	美郷	殿河	113.90
103	小竹	ｺﾀﾞｹ	吉野川市	美郷	小竹	29.70
	6	箇所				

（３）地すべり指定地一覧表（農林水産省農村振興局所管分）

平成28年4月1日現在

番号	区域名	所在地			告示年月日	指定面積(ha)
		郡市	町村	字		
132	向原	吉野川市	鴨島町	山路	H 5.11.29	17.99
108	峰八	吉野川市	川島町	学	S61. 3.25	100.50
4	皆瀬	吉野川市	山川町	皆瀬	S37.12.22	168.99
44	榎谷	吉野川市	山川町	榎谷	S45. 3.31	16.39
80	向坂	吉野川市	山川町	向坂	S51. 3.26	20.23
133	青木	吉野川市	山川町	青木	H5.11.29	17.15
22	品野	吉野川市	美郷	品野	S39. 6. 9	35.61
56	丸山	吉野川市	美郷	丸山	S47. 3.18	24.90
76	平	吉野川市	美郷	桁山	S49. 7. 3	22.57
100	中筋北	吉野川市	美郷	中筋	S58. 3.23	115.20
129	宗田	吉野川市	美郷	別枝山	H 4. 8.27	66.32
130	湯下	吉野川市	美郷	湯下	H 4. 8.27	98.07

（４）地すべり指定地一覧表（林野庁所管分）

平成 29 年 4 月 1 日現在

番号	区域名	所在地			指定面積(ha)
		郡市	町村	字	
13	下浦	吉野川市	美郷	下浦	64.30
51	中村山	吉野川市	美郷	西谷	49.22
52	大野	吉野川市	美郷	大野	63.11
53	倉羅	吉野川市	美郷	別枝山倉羅	178.19
110	大鹿	吉野川市	美郷	大鹿	26.00
121	月野	吉野川市	美郷	月野	75.76

（５）地すべり危険地一覧表（農林水産省農村振興局所管分）

平成 28 年 11 月 1 日現在

整理番号	区域名	所在地			指定面積(ha)
		郡市	町村	字	
1	長　戸	吉野川市	鴨島町	長戸	38.00
2	樋山路	吉野川市	鴨島町	樋山路	60.00
3	東　麓	吉野川市	山川町	山路	60.00
4	忌部山	吉野川市	山川町	忌部山	41.00
5	田の浦	吉野川市	山川町	田の浦	80.00
6	藤　生	吉野川市	山川町	藤生	49.00

（６）地すべり危険地区一覧表（林野庁所管分）

平成29年4月1日現在

整理番号	区域名	所在地			告示年月日	指定面積(ha)
		郡市	町村	字		
1	美郷松尾	吉野川市	美郷	松尾		110.00
2	竹屋敷（西条）	吉野川市	美郷	竹屋敷		15.39
3	竹屋敷（竹屋敷）	吉野川市	美郷	竹屋敷		33.83
4	倉　羅	吉野川市	美郷	倉　羅		178.19
5	下浦上	吉野川市	美郷	下　浦		30.00
6	下浦下	吉野川市	美郷	下　浦		30.00
7	月　野	吉野川市	美郷	月　野		75.76
8	大　野	吉野川市	美郷	大　野		63.11
9	大　鹿	吉野川市	美郷	大　鹿		26.00

（７）土砂災害（特別）警戒区域　地すべり　　令和元年9月24日現在

整理番号	位置				土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定				
					警戒区域		特別警戒区域		
	漢字	郡市	町村	大字	指定年月	番号	指定年月	番号	区域の名所
393	照尾	吉野川市	美郷	照尾、字宮倉	H25.11.8	679	―	―	照尾
376	山川大内	吉野川市	山川町	大内	H26.3.28	202	―	―	山川大内
379	西野峯	吉野川市	山川町	西野峯	H26.3.28	202	―	―	西野峯
380	壇	吉野川市	鴨島町	森藤	H26.3.28	202	―	―	壇
378	山川奥の井	吉野川市	山川町	奥の井	H27.3.31	239	―	―	山川奥の井
594	東麓	吉野川市	山川町	東麓、浦山	H28.3.31	230	―	―	東麓
373	衣笠	吉野川市	山川町	八ケ久保	H28.11.1	672	―	―	衣笠
374	山川丸山	吉野川市	山川町	丸山	H28.11.1	672	―	―	山川丸山
375	旗見	吉野川市	山川町	旗見	H28.11.1	672	―	―	旗見
377	楠根地	吉野川市	山川町	楠根地	H28.11.1	672	―	―	楠根地
392	張	吉野川市	美郷	張	H30.3.29	221	―	―	張
382	種野	吉野川市	美郷	峠・刷石	H30.11.19	732	―	―	種野
383	刷石	吉野川市	美郷	刷石・峠	H30.11.19	732	―	―	刷石
385	古土地	吉野川市	美郷	湯下	H30.11.19	732	―	―	古土地
386	川俣	吉野川市	美郷	川俣	H30.11.19	732	―	―	川俣
387	愛後	吉野川市	美郷	愛後	H30.11.19	732	―	―	愛後
388	柿谷	吉野川市	美郷	柿谷	H30.11.19	732	―	―	柿谷
389	殿河	吉野川市	美郷	殿河	H30.11.19	732	―	―	殿河
390	中の谷	吉野川市	美郷	中谷	H30.11.19	732	―	―	中の谷
391	大神	吉野川市	美郷	大神	H30.11.19	732	―	―	大神
394	来見坂	吉野川市	美郷	木屋浦	H30.11.19	732	―	―	来見坂

395	宮倉	吉野川市	美郷	宮倉	H30.11.19	732	－	－	宮倉
396	田平	吉野川市	美郷	田平	H30.11.19	732	－	－	田平
397	宮倉(2)	吉野川市	美郷	宮倉	H30.11.19	732	－	－	宮倉(2)
398	城戸	吉野川市	美郷	城戸	H30.11.19	732	－	－	城戸
399	古井	吉野川市	美郷	古井	H30.11.19	732	－	－	古井
400	小竹	吉野川市	美郷	小竹	H30.11.19	732	－	－	小竹
401	樫平	吉野川市	美郷	樫平	H30.11.19	732	－	－	樫平
402	穴地	吉野川市	美郷	穴地	H30.11.19	732	－	－	穴地
403	岸の峯	吉野川市	美郷	谷向・大岸	H30.11.19	732	－	－	岸の峯
404	中筋	吉野川市	美郷	中村中筋	H30.11.19	732	－	－	中筋
405	東槇山	吉野川市	美郷	槇山	H30.11.19	732	－	－	東槇山
―	向原	吉野川市	鴨島町	山路・森藤	R１.12.20	595	－	－	
―	宗田	吉野川市	美郷	宗田・中筋・張	R１.12.20	595	－	－	
―	皆瀬	吉野川市	山川町	皆瀬・桑内・馬見尾	R１.12.20	595	－	－	

３　急傾斜地崩壊危険区域一覧表

平成30年11月26日現在

指定番号	区域名	所在地		告示年月日	告示番号	水平面積	斜面積	備考
		現市町村名	旧市町村名			（ｈａ）	（ｈａ）	
37	城山	吉野川市	川島町	S47.3.14	211	0.64	0.72	
120	岡山	吉野川市	川島町	S50.4.11	249	0.43	0.53	
120	岡山(追加)	吉野川市	川島町	S55.4.30	349	1.35	1.48	
176	春日原	吉野川市	川島町	S53.3.17	222	0.65	0.74	
177	北町	吉野川市	川島町	S53.3.17	222	0.46	0.55	
213	西谷	吉野川市	川島町	S56.2.13	119	0.14	0.14	
214	山の神	吉野川市	川島町	S56.2.13	119	0.84	0.94	
173	鼓山	吉野川市	山川町	S53.3.17	222	1.22	1.42	
174	川東	吉野川市	山川町	S53.3.17	222	1.10	1.32	
175	祇園	吉野川市	山川町	S53.3.17	222	1.26	1.50	
121	平	吉野川市	美郷村	S50.4.11	249	0.58	0.63	
178	宗田	吉野川市	美郷村	S53.3.17	222	1.00	1.20	
179	張	吉野川市	美郷村	S53.3.17	222	0.54	0.66	
180	宮倉	吉野川市	美郷村	S53.3.17	222	0.39	0.50	
181	川俣	吉野川市	美郷村	S53.3.17	222	0.39	0.47	
380	毛無	吉野川市	美郷村	H12.3.31	253	1.42	1.58	
380	毛無（追加)	吉野川市	美郷村	H14.10.15	867	0.58	0.65	
419	宗田（２）	吉野川市	美郷村	H17.3.29	239	0.88	1.09	

4　急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：傾斜30°以上，かつ，高さ5メートル以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設がある場合を含む)ある箇所

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ：傾斜30°以上，かつ，高さ5メートル以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ：傾斜30°以上，かつ，高さ5メートル以上の急傾斜地で、被害想定区域内に人家はないが、今後新規に住宅が立地する可能性がある箇所

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ　　令和元年9月24日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置				土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名※	戸数※	公共的建物数※
							警戒区域		特別警戒区域				
			郡・市	町村	大字	小字	指定年月日	番号	指定年月日	番号			
Ⅰ－819	自然斜面	王子壇(1)	吉野川市	鴨島町	上浦	王子壇	H23.03.24	168	H23.03.24	170		7	
Ⅰ－820	自然斜面	向麻山	吉野川市	鴨島町	上浦	山ノ南	R1.9.24	396	R1.9.24	398		8	
Ⅰ－821	自然斜面	三谷寺	吉野川市	鴨島町	森藤	四反地	H26.03.28	202	H26.03.28	203		6	
Ⅰ－822	自然斜面	藤井寺	吉野川市	鴨島町	飯尾	藤井谷	H26.03.28	202	H26.03.28	203		5	
Ⅰ－823	自然斜面	藤井谷(1)	吉野川市	鴨島町	飯尾	藤井谷	H26.03.28	202	H26.03.28	203		6	
Ⅰ－824	自然斜面	新田	吉野川市	鴨島町	西麻植	東禅寺	H30.11.19	732	H30.11.19	733		17	
Ⅰ－825	自然斜面	東禅寺(1)	吉野川市	鴨島町	西麻植	新田						9	
Ⅰ－2032	人工斜面	王子壇(2)	吉野川市	鴨島町	上浦	王子壇	H23.03.24	168	H23.03.24	170		11	
Ⅰ－2033	人工斜面	古林裾(1)	吉野川市	鴨島町	飯尾	古林裾	H23.03.24	168	H23.03.24	170		8	
Ⅰ－2034	人工斜面	古林裾(2)	吉野川市	鴨島町	飯尾	古林裾	H26.03.28	202	H26.03.28	203		6	
Ⅰ－2035	人工斜面	古林裾(3)	吉野川市	鴨島町	飯尾	古林裾	H23.03.24	168	H23.03.24	170		11	
Ⅰ－2036	人工斜面	井堰(1)	吉野川市	鴨島町	敷地	井堰	H23.03.24	168	H23.03.24	170		1	1
	小計	12	箇所									95	1
Ⅰ－826	自然斜面	春日北	吉野川市	川島町	川島	(川島)	H28.03.31	230	―	―		7	
Ⅰ－827	自然斜面	北町	吉野川市	川島町	川島	前田	H28.03.31	230	H28.03.31	231		9	
Ⅰ－828	自然斜面	城山	吉野川市	川島町	川島	(川島)	H28.03.31	230	H28.03.31	231		11	
Ⅰ－829	自然斜面	岡山	吉野川市	川島町	桑村	上山田	H18.11.10	1210	H23.03.24	170		53	
Ⅰ－830	自然斜面	西ノ谷 (2)	吉野川市	川島町	桑村	(桑村)	H28.03.31	230	H28.03.31	231		8	
Ⅰ－831	自然斜面	西ノ谷	吉野川市	川島町	桑村	西ノ谷	H28.03.31	230	H28.03.31	231		5	
Ⅰ－832	自然斜面	山の神	吉野川市	川島町	桑村	(桑村)	H28.03.31	230	H28.03.31	231		36	
Ⅰ－833	自然斜面	山の神(2)	吉野川市	川島町	桑村	(桑村)	H28.03.31	230	H28.03.31	231		5	
Ⅰ－834	自然斜面	春日原	吉野川市	川島町	桑村	(桑村)	H28.03.31	230	H28.03.31	231		10	
Ⅰ－835	自然斜面	樋口	吉野川市	川島町	学	大戸井	H24.01.12	18	H24.01.12	19		47	1
Ⅰ－836	自然斜面	二ツ森団地	吉野川市	川島町	学	二ツ森	H21.03.02	131	H21.03.02	134		12	1
Ⅰ－837	自然斜面	峰八(1)	吉野川市	川島町	学	峰八	H21.03.02	131	H21.03.02	134	峯八(1)	13	1
	小計	12	箇所									216	3
Ⅰ－838	自然斜面	忌部	吉野川市	山川町	忌部山	忌部山	H28.03.31	230	H28.03.31	231		7	
Ⅰ－839	自然斜面	西麓(1)	吉野川市	山川町	西麓	(西麓)	H28.03.31	230	H28.03.31	231		12	
Ⅰ－840	自然斜面	祇園	吉野川市	山川町	西麓	(西麓)	H25.11.08	679	H25.11.08	680		5	
Ⅰ－841	自然斜面	八坂	吉野川市	山川町	坂田	(坂田)	H25.11.08	679	H25.11.08	680		5	
Ⅰ－842	自然斜面	青木(1)	吉野川市	山川町	古城	(古城)	H25.11.08	679	H25.11.08	680		7	
Ⅰ－843	自然斜面	宮地	吉野川市	山川町	宮地	(宮地)	H27.03.31	239	H27.03.31	240		8	
Ⅰ－844	自然斜面	季邦	吉野川市	山川町	季邦	(季邦)	H27.03.31	239	H27.03.31	240		6	
Ⅰ－845	自然斜面	住吉	吉野川市	山川町	住吉	(住吉)						7	
Ⅰ－846	自然斜面	川東	吉野川市	山川町	川東	(川東)	H26.03.28	202	H26.03.28	203		15	

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置				土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名※	戸数※	公共的建物数※
							警戒区域		特別警戒区域				
			郡・市	町村	大字	小字	指定年月日	番号	指定年月日	番号			
Ⅰ－847	自然斜面	川東(2)	吉野川市	山川町	川東	(川東)	H26.03.28	202	H26.03.28	203		5	
Ⅰ－848	自然斜面	迎坂	吉野川市	山川町	迎坂	(迎坂)	H28.11.1	672	H28.11.1	672		7	
Ⅰ－849	自然斜面	桑内	吉野川市	山川町	桑内	(桑内)	H28.11.1	672	H28.11.1	672		5	
Ⅰ－850	自然斜面	皆瀬(1)	吉野川市	山川町	皆瀬	(皆瀬)	H28.11.1	672	H28.11.1	672		8	
Ⅰ－851	自然斜面	紙漉	吉野川市	山川町	紙漉	(紙漉)	H28.11.1	672	H28.11.1	672		5	
Ⅰ－852	自然斜面	馬見尾(1)	吉野川市	山川町	馬見尾	(馬見尾)	H28.11.1	672	H28.11.1	672			1
Ⅰ－853	自然斜面	上原	吉野川市	山川町	楠根地	(楠根地)	H26.03.28	202	H26.03.28	203		8	
Ⅰ－854	自然斜面	大内(1)	吉野川市	山川町	大内	(大内)	H27.03.31	239	H27.03.31	240		8	
Ⅰ－855	自然斜面	榎谷(1)	吉野川市	山川町	榎谷	(榎谷)	H25.11.08	679	H25.11.08	680		5	1
Ⅰ－856	自然斜面	久宗(1)	吉野川市	山川町	久宗	(久宗)	H26.03.28	202	H26.03.28	203			2
Ⅰ－857	自然斜面	奥川田(1)	吉野川市	山川町	久宗	(久宗)	H26.03.28	202	H26.03.28	203		22	3
Ⅰ－858	自然斜面	井上(1)	吉野川市	山川町	井上	(井上)	H26.03.28	202	H26.03.28	203		6	
Ⅰ－859	自然斜面	御饌免	吉野川市	山川町	御饌免	(御饌免)	H26.03.28	202	H26.03.28	203		15	
Ⅰ－860	自然斜面	八幡(1)	吉野川市	山川町	天王原	(天王原)	H26.03.28	202	H26.03.28	203		8	
Ⅰ－861	自然斜面	片津	吉野川市	山川町	天王原	(天王原)	H28.11.1	672	H28.11.1	672		15	
Ⅰ－862	自然斜面	山路(1)	吉野川市	山川町	川田	(川田)	H28.11.1	672	H28.11.1	672		19	
Ⅰ－863	自然斜面	瀬津	吉野川市	山川町	瀬津	(瀬津)	H28.11.1	672	H28.11.1	672		6	
Ⅰ－864	自然斜面	貞田(1)	吉野川市	山川町	貞田	(貞田)	H20.09.16	541	H20.09.16	542		14	1
Ⅰ－865	自然斜面	貞田(2)	吉野川市	山川町	貞田	(貞田)	H20.09.16	541	H20.09.16	542		7	
Ⅰ－866	自然斜面	鼓山	吉野川市	山川町	鼓山	(鼓山)	H27.03.31	239	H27.03.31	240		6	
	小計	29	箇所									247	7
Ⅰ－867	自然斜面	奥丸(1)	吉野川市	美郷	奥丸	(奥丸)	H30.11.19	732	H30.11.19	733			1
Ⅰ－868	自然斜面	栗ノ木(1)	吉野川市	美郷	栗ノ木	(栗ノ木)	H24.01.12	18	H24.01.12	19		1	1
Ⅰ－869	自然斜面	天神	吉野川市	美郷	栗ノ木	(栗ノ木)	H24.01.12	18	H24.01.12	19		10	3
Ⅰ－870	自然斜面	古土地(1)	吉野川市	美郷	古土地	(古土地)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		5	
Ⅰ－871	自然斜面	恵美子(1)	吉野川市	美郷	恵美子	(恵美子)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		5	
Ⅰ－872	自然斜面	湯下(1)	吉野川市	美郷	湯下	(湯下)	H21.05.20	310	H21.05.20	311		7	
Ⅰ－873	自然斜面	毛無	吉野川市	美郷	毛無	(毛無)	H24.01.12	18	H24.01.12	19		8	3
Ⅰ－874	自然斜面	川俣	吉野川市	美郷	川俣	(川俣)	H24.01.12	18	H24.01.12	19		7	
Ⅰ－875	自然斜面	川俣(2)	吉野川市	美郷	川俣	(川俣)	H30.11.19	732	H30.11. 19	733		6	1
Ⅰ－876	自然斜面	宗田	吉野川市	美郷	別枝山	宗田	H30.11.19	732	H30.11.19	733		6	
Ⅰ－877	自然斜面	宗田(2)	吉野川市	美郷	別枝山	宗田	H30.11.19	732	H30.11.19	733		8	
Ⅰ－878	自然斜面	宗田(3)	吉野川市	美郷	別枝山	宗田	H30.11.19	732	H30.11.19	733		3	1
Ⅰ－879	自然斜面	本平北	吉野川市	美郷	別枝山	平	H23.03.24	168	H23.03.24	170		29	3
Ⅰ－880	自然斜面	下大神	吉野川市	美郷	別枝山	大神	H30.11.19	732	H30.11.19	733		12	
Ⅰ－881	自然斜面	平	吉野川市	美郷	別枝山	張	H30.03.29	221	H30.03.29	222		14	1
Ⅰ－882	自然斜面	張(2)	吉野川市	美郷	別枝山	張	H30.03.29	221	H30.03.29	222		7	
Ⅰ－883	自然斜面	宮倉	吉野川市	美郷	別枝山	張	H18.11.10	1210	H23.03.24	170		6	
Ⅰ－884	自然斜面	中古井	吉野川市	美郷	別枝山	古井	H30.11.19	732	H30.11.19	733		11	
Ⅰ－885	自然斜面	古井(1)	吉野川市	美郷	別枝山	古井	H30.11.19	732	H30.11.19	733		10	
Ⅰ－886	自然斜面	照尾(1)	吉野川市	美郷	別枝山	照尾	H30.11.19	732	H30.11.19	733		6	
Ⅰ－887	自然斜面	照尾(2)	吉野川市	美郷	別枝山	照尾	H30.11.19	732	H30.11.19	733		5	
Ⅰ－888	自然斜面	井頭	吉野川市	美郷	別枝山	田平	H30.11.19	732	H30.11.19	733		9	
Ⅰ－889	自然斜面	田平(1)	吉野川市	美郷	別枝山	田平	H30.11.19	732	H30.11.19	733		5	
Ⅰ－890	自然斜面	下浦(1)	吉野川市	美郷	別枝山	下浦	H30.11.19	732	H30.11.19	733		5	
Ⅰ－891	自然斜面	下城戸(1)	吉野川市	美郷	別枝山	下城戸	H30.11.19	732	H30.11.19	733		5	
Ⅰ－892	自然斜面	倉羅(1)	吉野川市	美郷	別枝山	倉羅	H30.11.19	732	H30.11.19	733		6	

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置				土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名※	戸数※	公共的建物数※
							警戒区域		特別警戒区域				
			郡・市	町村	大字	小字	指定年月日	番号	指定年月日	番号			
Ｉ－893	自然斜面	穴地(1)	吉野川市	美郷	別枝山	穴地	H30.11.19	732	H30.11.19	733		5	
Ｉ－894	自然斜面	高野尾西	吉野川市	美郷	高野尾	(高野尾西)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		5	
Ｉ－895	自然斜面	品野(1)	吉野川市	美郷	品野	(品野)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		5	
Ｉ－896	自然斜面	張	吉野川市	美郷	別枝山	張	H18.11.10	1210	H23.03.24	170		10	1
Ｉ－2037	人工斜面	川俣西(1)	吉野川市	美郷	川俣	(川俣)	H24.01.12	18	H24.01.12	19		13	2
Ｉ－2038	人工斜面	川俣(3)	吉野川市	美郷	川俣	(川俣)	H24.01.12	18	H24.01.12	19		1	3
	小計	32	箇所									235	20
合計		85	箇所									793	31

※警戒区域名：危険区域名から変更になったもの

※戸数、公共的建物数：平成15年4月1日時点の状況

急傾斜地崩壊危険箇所　Ⅱ

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置				土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名※	戸数※	公共的建物数※
							警戒区域		特別警戒区域				
			郡・市	町村	大字	小字	指定年月日	番号	指定年月日	番号			
Ⅱ－3917	自然斜面	玉取(1)	吉野川市	鴨島町	上浦	玉取	H23.03.24	168	H23.03.24	170			
Ⅱ－3918	自然斜面	馬場南(1)	吉野川市	鴨島町	上浦	馬場南	-	-	-	-		4	
Ⅱ－3919	自然斜面	国中(1)	吉野川市	鴨島町	上浦	国中	H23.03.24	168	H23.03.24	170		1	
Ⅱ－3920	自然斜面	国中(2)	吉野川市	鴨島町	上浦	国中	H23.03.24	168	H23.03.24	170		3	
Ⅱ－3921	自然斜面	国中(3)	吉野川市	鴨島町	上浦	国中	H23.03.24	168	H23.03.24	170		2	
Ⅱ－3922	自然斜面	岡原(1)	吉野川市	鴨島町	山路	岡原						2	
Ⅱ－3923	自然斜面	日ノ浦(1)	吉野川市	鴨島町	山路	日ノ浦						2	
Ⅱ－3924	自然斜面	日ノ浦(2)	吉野川市	鴨島町	山路	日ノ浦	R1.9.24	396	R1.9.24	398		1	
Ⅱ－3925	自然斜面	日ノ浦(3)	吉野川市	鴨島町	山路	日ノ浦	R1.9.24	396	R1.9.24	398		1	
Ⅱ－3926	自然斜面	西寺谷(1)	吉野川市	鴨島町	山路	西寺谷	R1.9.24	396	R1.9.24	398		1	
Ⅱ－3927	自然斜面	西寺谷(2)	吉野川市	鴨島町	山路	西寺谷	R1.9.24	396	R1.9.24	398		1	
Ⅱ－3928	自然斜面	西寺谷(3)	吉野川市	鴨島町	山路	西寺谷	R1.9.24	396	R1.9.24	398		1	
Ⅱ－3929	自然斜面	西寺谷(4)	吉野川市	鴨島町	山路	西寺谷						1	
Ⅱ－3930	自然斜面	宮前(1)	吉野川市	鴨島町	森藤	宮前	H23.03.24	168	H23.03.24	170		3	
Ⅱ－3931	自然斜面	宮前(2)	吉野川市	鴨島町	森藤	宮前	H23.03.24	168	H23.03.24	170		1	
Ⅱ－3932	自然斜面	西浦谷(1)	吉野川市	鴨島町	森藤	西浦谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－3933	自然斜面	六防(1)	吉野川市	鴨島町	森藤	六防	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－3934	自然斜面	六防(2)	吉野川市	鴨島町	森藤	六防	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－3935	自然斜面	六防(3)	吉野川市	鴨島町	森藤	六防	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－3936	自然斜面	高ノ原(1)	吉野川市	鴨島町	飯尾	高ノ原						1	
Ⅱ－3937	自然斜面	高ノ原(2)	吉野川市	鴨島町	飯尾	高ノ原						2	
Ⅱ－3938	自然斜面	高ノ原(3)	吉野川市	鴨島町	飯尾	高ノ原	H26.03.28	202	H26.03.28	203		3	
Ⅱ－3939	自然斜面	天神(1)	吉野川市	鴨島町	飯尾	呉郷	H30.11.19	732	H30.11.19	733		2	
Ⅱ－3940	自然斜面	呉谷(1)	吉野川市	鴨島町	敷地	呉谷						1	
Ⅱ－3941	自然斜面	西ノ宮(1)	吉野川市	鴨島町	敷地	西ノ宮	H23.03.24	168	H23.03.24	170		1	
Ⅱ－3942	自然斜面	井堰(2)	吉野川市	鴨島町	敷地	井堰	H23.03.24	168	H23.03.24	170		1	
Ⅱ－3943	自然斜面	井堰(3)	吉野川市	鴨島町	敷地	井堰	H23.03.24	168	H23.03.24	170		1	
Ⅱ－3944	自然斜面	檀ノ原(1)	吉野川市	鴨島町	西麻植	檀ノ原	H23.03.24	168	H23.03.24	170		1	
Ⅱ－3945	自然斜面	東禅寺(2)	吉野川市	鴨島町	西麻植	新田	H30.11.19	732	H30.11.19	733		2	
Ⅱ－3946	自然斜面	東禅寺(3)	吉野川市	鴨島町	西麻植	新田	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－3947	自然斜面	樋山地(1)	吉野川市	鴨島町	樋山地	樋山地	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－3948	自然斜面	樋山地(2)	吉野川市	鴨島町	樋山地	樋山地	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－7771	人工斜面	東生福(1)	吉野川市	鴨島町	山路	東生福	H26.03.28	202	H26.03.28	203		3	
Ⅱ－7772	人工斜面	東野(1)	吉野川市	鴨島町	山路	東野						2	
Ⅱ－7773	人工斜面	岡原(2)	吉野川市	鴨島町	山路	岡原	R1.9.24	396	R1.9.24	398		1	
Ⅱ－7774	人工斜面	宮前(3)	吉野川市	鴨島町	森藤	宮前	H26.03.28	202	H26.03.28	203		3	
	小計	36	箇所									57	0
Ⅱ－3949	自然斜面	大塚(1)	吉野川市	川島町	山田	大塚						2	
Ⅱ－3950	自然斜面	北原(1)	吉野川市	川島町	山田	北原	H28.03.31	230	H28.03.31	231		1	
Ⅱ－3951	自然斜面	平倉(1)	吉野川市	川島町	山田	平倉	H28.03.31	230	H28.03.31	231		2	
Ⅱ－3952	自然斜面	平倉(2)	吉野川市	川島町	山田	平倉	H28.03.31	230	H28.03.31	231		2	
Ⅱ－3953	自然斜面	前田(1)	吉野川市	川島町	川島	(川島)	H28.03.31	230	H28.03.31	231		1	
Ⅱ－3954	自然斜面	源光寺	吉野川市	川島町	桑村	(桑村)	H28.03.31	230	H28.03.31	231		4	
Ⅱ－3955	自然斜面	峰八(2)	吉野川市	川島町	学	峰八	H21.03.02	131	H21.03.02	134		1	
Ⅱ－3956	自然斜面	吉本(1)	吉野川市	川島町	学	吉本	H21.03.02	131	H21.03.02	134		1	
Ⅱ－3957	自然斜面	唐戸(1)	吉野川市	川島町	学	唐戸	H21.03.02	131	H21.03.02	134		1	
Ⅱ－3958	自然斜面	八幡(2)	吉野川市	川島町	学	八幡						1	

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置				土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名※	戸数※	公共的建物数※
							警戒区域		特別警戒区域				
			郡・市	町村	大字	小字	指定年月日	番号	指定年月	番号			
Ⅱ－3959	自然斜面	八幡(3)	吉野川市	川島町	学	八幡	H21.03.02	131	H21.03.02	134		4	
Ⅱ－3960	自然斜面	八幡(4)	吉野川市	川島町	学	八幡	H21.03.02	131	H21.03.02	134		2	
Ⅱ－7775	人工斜面	大塚(2)	吉野川市	川島町	山田	大塚	H28.03.31	230	H28.03.31	231		3	
	小計	13	箇所									25	0
Ⅱ－3961	自然斜面	忌部山(1)	吉野川市	山川町	忌部	(忌部山)	H21.03.02	131	H21.03.02	134		3	
Ⅱ－3962	自然斜面	東麓(1)	吉野川市	山川町	東麓	(東麓)						1	
Ⅱ－3963	自然斜面	東麓(2)	吉野川市	山川町	東麓	(東麓)	H28.03.31	230	H28.03.31	231		1	
Ⅱ－3964	自然斜面	山路(2)	吉野川市	山川町	山路	(山路)	H28.03.31	230	H28.03.31	231		1	
Ⅱ－3965	自然斜面	山路(3)	吉野川市	山川町	山路	(山路)	H28.03.31	230	H28.03.31	231		3	
Ⅱ－3966	自然斜面	西麓(2)	吉野川市	山川町	西麓	(西麓)	H25.11.08	679	H25.11.08	680		2	
Ⅱ－3967	自然斜面	西麓(3)	吉野川市	山川町	西麓	(西麓)	H28.03.31	230	H28.03.31	231		4	
Ⅱ－3968	自然斜面	坂田(1)	吉野川市	山川町	坂田	(坂田)	H25.11.08	679	H25.11.08	680		2	
Ⅱ－3969	自然斜面	古城(1)	吉野川市	山川町	古城	(古城)	H27.03.31	239	－	－		1	
Ⅱ－3970	自然斜面	古城(2)	吉野川市	山川町	古城	(古城)	H27.03.31	239	H27.03.31	240		1	
Ⅱ－3971	自然斜面	青木(2)	吉野川市	山川町	青木	(青木)	H27.03.31	239	H27.03.31	240		2	
Ⅱ－3972	自然斜面	新田谷(1)	吉野川市	山川町	新田谷	(新田谷)	H27.03.31	239	H27.03.31	240		3	
Ⅱ－3973	自然斜面	新田谷(2)	吉野川市	山川町	境谷	(境谷)						3	
Ⅱ－3974	自然斜面	朝日(1)	吉野川市	山川町	朝日	(朝日)	H27.03.31	239	H27.03.31	240		3	
Ⅱ－3975	自然斜面	丸山(1)	吉野川市	山川町	丸山	(丸山)	H26.03.28	202	H26.03.28	203		1	
Ⅱ－3976	自然斜面	向坂(1)	吉野川市	山川町	向坂	(向坂)	H28.11.1	672	H28.11.1	672		1	
Ⅱ－3977	自然斜面	向坂(2)	吉野川市	山川町	向坂	(向坂)	H28.11.1	672	H28.11.1	672		1	
Ⅱ－3978	自然斜面	向坂(3)	吉野川市	山川町	向坂	(向坂)	H28.11.1	672	H28.11.1	672		1	
Ⅱ－3979	自然斜面	横走(1)	吉野川市	山川町	横走	(横走)						1	
Ⅱ－3980	自然斜面	旗見(1)	吉野川市	山川町	旗見	(旗見)	H28.11.1	672	H28.11.1	672		1	
Ⅱ－3981	自然斜面	旗見(2)	吉野川市	山川町	旗見	(旗見)	H28.11.1	672	H28.11.1	672		3	
Ⅱ－3982	自然斜面	旗見(3)	吉野川市	山川町	旗見	(旗見)	H28.11.1	672	H28.11.1	672		1	
Ⅱ－3983	自然斜面	石堂(1)	吉野川市	山川町	石堂	(石堂)	H26.03.28	202	H26.03.28	203		2	
Ⅱ－3984	自然斜面	石堂(2)	吉野川市	山川町	石堂	(石堂)	H26.03.28	202	H26.03.28	203		2	
Ⅱ－3985	自然斜面	皆瀬(2)	吉野川市	山川町	皆瀬	(皆瀬)	H28.11.1	672	H28.11.1	672		4	
Ⅱ－3986	自然斜面	皆瀬(3)	吉野川市	山川町	皆瀬	(皆瀬)						1	
Ⅱ－3987	自然斜面	皆瀬(4)	吉野川市	山川町	皆瀬	(皆瀬)	H28.11.1	672	H28.11.1	672		1	
Ⅱ－3988	自然斜面	皆瀬(5)	吉野川市	山川町	皆瀬	(皆瀬)	H28.11.1	672	H28.11.1	672		1	
Ⅱ－3989	自然斜面	皆瀬(6)	吉野川市	山川町	皆瀬	(皆瀬)	H28.11.1	672	H28.11.1	672		1	
Ⅱ－3990	自然斜面	皆瀬(7)	吉野川市	山川町	皆瀬	(皆瀬)	H28.11.1	672	H28.11.1	672		2	
Ⅱ－3991	自然斜面	皆瀬(8)	吉野川市	山川町	皆瀬	(皆瀬)	H28.11.1	672	H28.11.1	672		1	
Ⅱ－3992	自然斜面	馬見尾(2)	吉野川市	山川町	馬見尾	(馬見尾)	H28.11.1	672	H28.11.1	672		1	
Ⅱ－3993	自然斜面	榎谷(2)	吉野川市	山川町	榎谷	(榎谷)						1	
Ⅱ－3994	自然斜面	榎谷(3)	吉野川市	山川町	大内	(大内)						1	
Ⅱ－3995	自然斜面	榎谷(4)	吉野川市	山川町	大内	(大内)	H27.03.31	239	H27.03.31	240		1	
Ⅱ－3996	自然斜面	榎谷(5)	吉野川市	山川町	榎谷	(榎谷)	H25.11.08	679	H25.11.08	680		1	
Ⅱ－3997	自然斜面	榎谷(6)	吉野川市	山川町	榎谷	(榎谷)	H28.11.1	672	H28.11.1	672		3	
Ⅱ－3998	自然斜面	楠根地(1)	吉野川市	山川町	楠根地	(楠根地)	H27.03.31	239	H27.03.31	240		4	
Ⅱ－3999	自然斜面	楠根地(2)	吉野川市	山川町	楠根地	(楠根地)	H27.03.31	239	H27.03.31	240		1	
Ⅱ－4000	自然斜面	楠根地(3)	吉野川市	山川町	楠根地	(楠根地)	H27.03.31	239	H27.03.31	240		1	
Ⅱ－4001	自然斜面	楠根地(4)	吉野川市	山川町	楠根地	(楠根地)	H27.03.31	239	H27.03.31	240		1	
Ⅱ－4002	自然斜面	大内(2)	吉野川市	山川町	大内	(大内)	H27.03.31	239	H27.03.31	240		1	

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置				土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名※	戸数※	公共的建物数※
							警戒区域		特別警戒区域				
			郡・市	町村	大字	小字	指定年月日	番号	指定年月	番号			
Ⅱ－4003	自然斜面	久宗(2)	吉野川市	山川町	久宗	(久宗)	H26.03.28	202	H26.03.28	203		2	
Ⅱ－4004	自然斜面	奥川田(2)	吉野川市	山川町	久宗	(久宗)	H26.03.28	202	H26.03.28	203		3	
Ⅱ－4005	自然斜面	久宗(3)	吉野川市	山川町	久宗	(久宗)	H26.03.28	202	H26.03.28	203		1	
Ⅱ－4006	自然斜面	井上(2)	吉野川市	山川町	井上	(井上)	H26.03.28	202	H26.03.28	203		3	
Ⅱ－4007	自然斜面	井上(3)	吉野川市	山川町	井上	(井上)	H26.03.28	202	H26.03.28	203		4	
Ⅱ－4008	自然斜面	井上(4)	吉野川市	山川町	井上	(井上)	H26.03.28	202	H26.03.28	203		4	
Ⅱ－4009	自然斜面	井上(5)	吉野川市	山川町	井上	(井上)	H26.03.28	202	H26.03.28	203		1	
Ⅱ－4010	自然斜面	奥原(1)	吉野川市	山川町	奥原	(奥原)	H26.03.28	202	H26.03.28	203		1	
Ⅱ－4011	自然斜面	奥原(2)	吉野川市	山川町	奥原	(奥原)	H26.03.28	202	H26.03.28	203		1	
Ⅱ－4012	自然斜面	奥原(3)	吉野川市	山川町	奥原	(奥原)	H26.03.28	202	H26.03.28	203		3	
Ⅱ－4013	自然斜面	奥原(4)	吉野川市	山川町	奥原	(奥原)	H26.03.28	202	H26.03.28	203		2	
Ⅱ－4014	自然斜面	宮谷(1)	吉野川市	山川町	宮谷	(宮谷)	H27.03.31	239	H27.03.31	240		1	
Ⅱ－4015	自然斜面	一ッ石(1)	吉野川市	山川町	一ッ石	(一ッ石)	H27.03.31	239	H27.03.31	240		1	
Ⅱ－4016	自然斜面	一ッ石(2)	吉野川市	山川町	一ッ石	(一ッ石)	H27.03.31	239	H27.03.31	240		1	
Ⅱ－4017	自然斜面	矢落(1)	吉野川市	山川町	矢落	(矢落)	H27.03.31	239	H27.03.31	240		1	
Ⅱ－4018	自然斜面	牛ノ子尾(1)	吉野川市	山川町	牛ノ子屋	(牛ノ子屋)	H27.03.31	239	H27.03.31	240		2	
Ⅱ－4019	自然斜面	片岸(1)	吉野川市	山川町	片岸	(片岸)	H28.11.1	672	H28.11.1	672		1	
Ⅱ－4020	自然斜面	天神佐古(1)	吉野川市	山川町	天神佐古	(天神佐古)	H28.11.1	672	H28.11.1	672		1	
Ⅱ－4021	自然斜面	権現谷(1)	吉野川市	山川町	権見谷	(権見谷)	H28.11.1	672	H28.11.1	672		2	
Ⅱ－4022	自然斜面	井傍(1)	吉野川市	山川町	井傍	(井傍)	H28.11.1	672	H28.11.1	672		1	
Ⅱ－4023	自然斜面	井傍(2)	吉野川市	山川町	井傍	(井傍)	H20.09.16	541	H20.09.16	542		1	
Ⅱ－4024	自然斜面	大峰(1)	吉野川市	山川町	大峰	(大峰)	H28.11.1	672	H28.11.1	672		1	
Ⅱ－4025	自然斜面	柿木谷(1)	吉野川市	山川町	柿木谷	(柿木谷)	H27.03.31	239	H27.03.31	240		1	
Ⅱ－4026	自然斜面	高頭(1)	吉野川市	山川町	高頭	(高頭)	H27.03.31	239	H27.03.31	240		1	
Ⅱ－4027	自然斜面	小路(1)	吉野川市	山川町	小路	(小路)	H27.03.31	239	H27.03.31	240		1	
Ⅱ－4028	自然斜面	御旅館(1)	吉野川市	山川町	御旅館	(御旅館)	H27.03.31	239	H27.03.31	240		1	
Ⅱ－4029	自然斜面	御旅館(2)	吉野川市	山川町	御旅館	(御旅館)	H27.03.31	239	H27.03.31	240		2	
Ⅱ－4030	自然斜面	平山(1)	吉野川市	山川町	平山	(平山)	H28.11.1	672	H28.11.1	672		3	
Ⅱ－4031	自然斜面	平山(2)	吉野川市	山川町	平山	(平山)	H28.11.1	672	H28.11.1	672		3	
Ⅱ－4032	自然斜面	赤刎(1)	吉野川市	山川町	赤刎	(赤刎)	－	－	－	－		1	
Ⅱ－4033	自然斜面	赤刎(2)	吉野川市	山川町	赤刎	(赤刎)	H20.09.16	541	H20.09.16	542		1	1
Ⅱ－4034	自然斜面	貞田(3)	吉野川市	山川町	貞田	(貞田)	H27.03.31	239	H27.3.31	240		4	
Ⅱ－4035	自然斜面	貞田(4)	吉野川市	山川町	貞田	(貞田)	H20.09.16	541	H20.09.16	542		2	
Ⅱ－4036	自然斜面	貞田(5)	吉野川市	山川町	貞田	(貞田)	H20.09.16	541	H20.09.16	542		2	
Ⅱ－4037	自然斜面	引地(1)	吉野川市	山川町	引地	(引地)	H27.03.31	239	H27.3.31	240		2	
Ⅱ－4038	自然斜面	引地(2)	吉野川市	山川町	引地	(引地)	H27.03.31	239	H27.3.31	240		4	
Ⅱ－4039	自然斜面	船戸(1)	吉野川市	山川町	船戸	(船戸)	H27.03.31	239	H27.03.31	240		1	
Ⅱ－4040	自然斜面	鼓山(2)	吉野川市	山川町	鼓山	(鼓山)						1	
Ⅱ－4041	自然斜面	一里塚(1)	吉野川市	山川町	一里塚	(一里塚)	H27.03.31	239	H27.03.31	240		1	
Ⅱ－7776	人工斜面	向坂(4)	吉野川市	山川町	迎坂	(迎坂)	H28.11.1	672	H28.11.1	672		1	
Ⅱ－7777	人工斜面	井上(6)	吉野川市	山川町	井上	(井上)	H26.03.28	202	H26.03.28	203		1	
Ⅱ－7778	人工斜面	宮谷(2)	吉野川市	山川町	宮谷	(宮谷)	H27.03.31	239	H27.03.31	240			
	小計	84	箇所									146	0
Ⅱ－4042	自然斜面	大鹿(1)	吉野川市	美郷	大鹿	(大鹿)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		2	
Ⅱ－4043	自然斜面	大鹿(2)	吉野川市	美郷	大鹿	(大鹿)						1	
Ⅱ－4044	自然斜面	丸山(4)	吉野川市	美郷	丸山	(丸山)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		3	
Ⅱ－4045	自然斜面	丸山(5)	吉野川市	美郷	丸山	(丸山)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置				土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名※	戸数※	公共的建物数※
							警戒区域		特別警戒区域				
			郡・市	町村	大字	小字	指定年月日	番号	指定年月日	番号			
Ⅱ－4046	自然斜面	丸山(1)	吉野川市	美郷	丸山	(丸山)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		2	
Ⅱ－4047	自然斜面	丸山(2)	吉野川市	美郷	丸山	(丸山)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4048	自然斜面	丸山(3)	吉野川市	美郷	丸山	(丸山)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4049	自然斜面	栩谷(1)	吉野川市	美郷	栩谷	(栩谷)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4050	自然斜面	栩谷(2)	吉野川市	美郷	栩谷	(栩谷)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4051	自然斜面	大野(1)	吉野川市	美郷	東山	大野	H30.11.19	732	H30.11.19	733		4	
Ⅱ－4052	自然斜面	大野(2)	吉野川市	美郷	東山	大野	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4053	自然斜面	大野(3)	吉野川市	美郷	東山	大野	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4054	自然斜面	大野(4)	吉野川市	美郷	東山	大野	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4055	自然斜面	大野(5)	吉野川市	美郷	東山	大野						1	
Ⅱ－4056	自然斜面	月野(3)	吉野川市	美郷	月野	(月野)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4057	自然斜面	月野(4)	吉野川市	美郷	月野	(月野)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		2	
Ⅱ－4058	自然斜面	月野(5)	吉野川市	美郷	月野	(月野)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		2	
Ⅱ－4059	自然斜面	月野(1)	吉野川市	美郷	月野	(月野)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4060	自然斜面	月野(2)	吉野川市	美郷	月野	(月野)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4061	自然斜面	中ノ谷西(1)	吉野川市	美郷	中谷	(中谷)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		4	
Ⅱ－4062	自然斜面	中ノ谷西(2)	吉野川市	美郷	中谷	(中谷)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4063	自然斜面	中ノ谷西(3)	吉野川市	美郷	中谷	(中谷)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4064	自然斜面	中ノ谷西(4)	吉野川市	美郷	中谷	(中谷)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4065	自然斜面	中ノ谷西(5)	吉野川市	美郷	中谷	(中谷)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		2	
Ⅱ－4066	自然斜面	中谷(1)	吉野川市	美郷	中谷	(中谷)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4067	自然斜面	中谷(2)	吉野川市	美郷	中谷	(中谷)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		2	
Ⅱ－4068	自然斜面	中谷(3)	吉野川市	美郷	中谷	(中谷)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4069	自然斜面	中谷(4)	吉野川市	美郷	中谷	(中谷)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4070	自然斜面	中谷(5)	吉野川市	美郷	中谷	(中谷)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4071	自然斜面	峠(1)	吉野川市	美郷	峠	(峠)						1	
Ⅱ－4072	自然斜面	峠(2)	吉野川市	美郷	峠	(峠)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4073	自然斜面	峠(3)	吉野川市	美郷	峠	(峠)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4074	自然斜面	峠(4)	吉野川市	美郷	東山峠	(峠)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4075	自然斜面	峠(5)	吉野川市	美郷	東山峠	(峠)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4076	自然斜面	殿河(1)	吉野川市	美郷	殿河	(殿河)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		3	
Ⅱ－4077	自然斜面	殿河(2)	吉野川市	美郷	殿河	(殿河)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		2	
Ⅱ－4078	自然斜面	殿河(3)	吉野川市	美郷	殿河	(殿河)						1	
Ⅱ－4079	自然斜面	殿河(4)	吉野川市	美郷	殿河	(殿河)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4080	自然斜面	殿河(5)	吉野川市	美郷	殿河	(殿河)						1	
Ⅱ－4081	自然斜面	殿河(6)	吉野川市	美郷	殿河	(殿河)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4082	自然斜面	木屋浦(1)	吉野川市	美郷	木屋浦	(木屋浦)						2	
Ⅱ－4083	自然斜面	上谷(5)	吉野川市	美郷	上谷	(上谷)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		3	
Ⅱ－4084	自然斜面	上谷(6)	吉野川市	美郷	上谷	(上谷)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		3	
Ⅱ－4085	自然斜面	上谷(7)	吉野川市	美郷	上谷	(上谷)	H30.11.19	732				1	
Ⅱ－4086	自然斜面	上谷(1)	吉野川市	美郷	上谷	(上谷)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4087	自然斜面	上谷(2)	吉野川市	美郷	上谷	(上谷)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4088	自然斜面	上谷(3)	吉野川市	美郷	上谷	(上谷)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4089	自然斜面	上谷(4)	吉野川市	美郷	上谷	(上谷)						2	
Ⅱ－4090	自然斜面	栗ノ木(4)	吉野川市	美郷	栗ノ木	(栗ノ木)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		2	
Ⅱ－4091	自然斜面	栗ノ木(5)	吉野川市	美郷	栗ノ木	(栗ノ木)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		3	
Ⅱ－4092	自然斜面	栗ノ木(2)	吉野川市	美郷	栗ノ木	(栗ノ木)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置				土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名※	戸数※	公共的建物数※
							警戒区域		特別警戒区域				
			郡・市	町村	大字	小字	指定年月日	番号	指定年月日	番号			
Ⅱ－4093	自然斜面	栗ノ木(3)	吉野川市	美郷	栗ノ木	(栗ノ木)						1	
Ⅱ－4094	自然斜面	奥丸(2)	吉野川市	美郷	奥丸	(奥丸)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4095	自然斜面	奥丸(3)	吉野川市	美郷	奥丸	(奥丸)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4096	自然斜面	古土地(2)	吉野川市	美郷	古土地	(古土地)						1	
Ⅱ－4097	自然斜面	古土地(3)	吉野川市	美郷	古土地	(古土地)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		2	
Ⅱ－4098	自然斜面	恵美子(4)	吉野川市	美郷	恵美子	(恵美子)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		2	
Ⅱ－4099	自然斜面	恵美子(2)	吉野川市	美郷	恵美子	(恵美子)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4100	自然斜面	恵美子(3)	吉野川市	美郷	恵美子	(恵美子)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4101	自然斜面	恵美子(5)	吉野川市	美郷	恵美子	(恵美子)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4102	自然斜面	恵美子(6)	吉野川市	美郷	恵美子	(恵美子)						1	
Ⅱ－4103	自然斜面	恵美子(7)	吉野川市	美郷	恵美子	(恵美子)						1	
Ⅱ－4104	自然斜面	山王(1)	吉野川市	美郷	山王	(山王)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4105	自然斜面	山王(2)	吉野川市	美郷	山王	(山王)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4106	自然斜面	湯下(6)	吉野川市	美郷	湯下	(湯下)	H21.05.20	310	H21.05.20	311		1	
Ⅱ－4107	自然斜面	湯下(2)	吉野川市	美郷	湯下	(湯下)	H21.05.20	310	H21.05.20	311		2	
Ⅱ－4108	自然斜面	湯下(3)	吉野川市	美郷	湯下	(湯下)	H21.05.20	310	H21.05.20	311		1	
Ⅱ－4109	自然斜面	湯下(4)	吉野川市	美郷	湯下	(湯下)	H21.05.20	310	H21.05.20	311		1	
Ⅱ－4110	自然斜面	湯下(5)	吉野川市	美郷	湯下	(湯下)	H21.05.20	310	H21.05.20	311		1	
Ⅱ－4111	自然斜面	土用地(1)	吉野川市	美郷	土用地	(土用地)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		2	
Ⅱ－4112	自然斜面	土用地(2)	吉野川市	美郷	土用地	(土用地)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4113	自然斜面	土用地(3)	吉野川市	美郷	土用地	(土用地)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4114	自然斜面	土用地(4)	吉野川市	美郷	土用地	(土用地)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		2	
Ⅱ－4115	自然斜面	土井ノ奥(1)	吉野川市	美郷	土井ノ奥	(土井ノ奥)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		2	
Ⅱ－4116	自然斜面	土井ノ奥(2)	吉野川市	美郷	土井ノ奥	(土井ノ奥)						1	
Ⅱ－4117	自然斜面	土井ノ奥(3)	吉野川市	美郷	土井ノ奥	(土井ノ奥)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4118	自然斜面	土井ノ奥(4)	吉野川市	美郷	土井ノ奥	(土井ノ奥)						2	
Ⅱ－4119	自然斜面	土井ノ奥(5)	吉野川市	美郷	土井ノ奥	(土井ノ奥)	H30.11.19	732				1	
Ⅱ－4120	自然斜面	土井ノ奥(6)	吉野川市	美郷	土井ノ奥	(土井ノ奥)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4121	自然斜面	土井ノ奥(7)	吉野川市	美郷	土井ノ奥	(土井ノ奥)						1	
Ⅱ－4122	自然斜面	土井ノ奥(8)	吉野川市	美郷	土井ノ奥	(土井ノ奥)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		3	
Ⅱ－4123	自然斜面	土井ノ奥(9)	吉野川市	美郷	土井ノ奥	(土井ノ奥)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		2	
Ⅱ－4124	自然斜面	土井ノ奥(10)	吉野川市	美郷	土井ノ奥	(土井ノ奥)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4125	自然斜面	刷石(1)	吉野川市	美郷	刷石	(刷石)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4126	自然斜面	刷石(2)	吉野川市	美郷	刷石	(刷石)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		3	
Ⅱ－4127	自然斜面	刷石(3)	吉野川市	美郷	刷石	(刷石)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4128	自然斜面	刷石(4)	吉野川市	美郷	刷石	(刷石)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4129	自然斜面	刷石(5)	吉野川市	美郷	刷石	(刷石)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4130	自然斜面	刷石(6)	吉野川市	美郷	刷石	(刷石)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4131	自然斜面	刷石(7)	吉野川市	美郷	刷石	(刷石)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4132	自然斜面	刷石(8)	吉野川市	美郷	刷石	(刷石)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		2	
Ⅱ－4133	自然斜面	川俣(4)	吉野川市	美郷	川俣	(川俣)	H24.01.12	18	H24.01.12	19		2	
Ⅱ－4134	自然斜面	柿谷(1)	吉野川市	美郷	別枝山	柿谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733		2	
Ⅱ－4135	自然斜面	愛後(1)	吉野川市	美郷	別枝山	愛後	H30.11.19	732	H30.11.19	733		4	
Ⅱ－4136	自然斜面	愛後(2)	吉野川市	美郷	別枝山	愛後	H30.11.19	732	H30.11.19	733		2	
Ⅱ－4137	自然斜面	愛後(3)	吉野川市	美郷	別枝山	愛後	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4138	自然斜面	愛後(4)	吉野川市	美郷	別枝山	愛後	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4139	自然斜面	愛後(5)	吉野川市	美郷	別枝山	愛後	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置				土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名※	戸数※	公共的建物数※
							警戒区域		特別警戒区域				
			郡・市	町村	大字	小字	指定年月日	番号	指定年月日	番号			
Ⅱ−4140	自然斜面	愛後(6)	吉野川市	美郷	別枝山	愛後	H30.11.19	732	H30.11.19	733		2	
Ⅱ−4141	自然斜面	重野尾(1)	吉野川市	美郷	別枝山	重野尾	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ−4142	自然斜面	重野尾(2)	吉野川市	美郷	別枝山	重野尾	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ−4143	自然斜面	重野尾(3)	吉野川市	美郷	別枝山	重野尾	H30.11.19	732	H30.11.19	733		3	
Ⅱ−4144	自然斜面	宗田(5)	吉野川市	美郷	別枝山	宗田	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ−4145	自然斜面	宗田(11)	吉野川市	美郷	別枝山	宗田	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ−4146	自然斜面	宗田(12)	吉野川市	美郷	別枝山	宗田	H30.3.29	221	H30.3.29	222		1	
Ⅱ−4147	自然斜面	宗田(4)	吉野川市	美郷	別枝山	宗田	H30.11.19	732	H30.11.19	733		4	
Ⅱ−4148	自然斜面	宗田(6)	吉野川市	美郷	別枝山	宗田	H30.11.19	732	H30.11.19	733		2	
Ⅱ−4149	自然斜面	宗田(7)	吉野川市	美郷	別枝山	宗田	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ−4150	自然斜面	宗田(8)	吉野川市	美郷	別枝山	宗田	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ−4151	自然斜面	宗田(9)	吉野川市	美郷	別枝山	宗田	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ−4152	自然斜面	宗田(10)	吉野川市	美郷	別枝山	宗田	H30.11.19	732	H30.11.19	733		2	
Ⅱ−4153	自然斜面	勘蔵(1)	吉野川市	美郷	別枝山	古井	H30.11.19	732	H30.11.19	733		3	
Ⅱ−4154	自然斜面	勘蔵(2)	吉野川市	美郷	別枝山	古井	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ−4155	自然斜面	古井(2)	吉野川市	美郷	別枝山	古井	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ−4156	自然斜面	古井(3)	吉野川市	美郷	別枝山	古井	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ−4157	自然斜面	古井(4)	吉野川市	美郷	別枝山	古井	H30.11.19	732	H30.11.19	733		2	
Ⅱ−4158	自然斜面	照尾(3)	吉野川市	美郷	別枝山	照尾	H30.11.19	732	H30.11.19	733		2	
Ⅱ−4159	自然斜面	照尾(4)	吉野川市	美郷	別枝山	照尾	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ−4160	自然斜面	本平南	吉野川市	美郷	別枝山	平	H30.11.19	732	H30.11.19	733		3	
Ⅱ−4161	自然斜面	張(4)	吉野川市	美郷	別枝山	張	H30.3.29	221	H30.3.29	222		2	
Ⅱ−4162	自然斜面	張(3)	吉野川市	美郷	別枝山	張	H30.3.29	221	H30.3.29	222		1	
Ⅱ−4163	自然斜面	張(5)	吉野川市	美郷	別枝山	張	H30.3.29	221	H30.3.29	222		2	
Ⅱ−4164	自然斜面	張(6)	吉野川市	美郷	別枝山	張	H30.3.29	221	H30.3.29	222		2	
Ⅱ−4165	自然斜面	宮倉(2)	吉野川市	美郷	別枝山	宮倉	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ−4166	自然斜面	宮倉(3)	吉野川市	美郷	別枝山	宮倉	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ−4167	自然斜面	下浦(2)	吉野川市	美郷	別枝山	下浦	H30.11.19	732	H30.11.19	733		2	
Ⅱ−4168	自然斜面	下浦(3)	吉野川市	美郷	別枝山	下浦	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ−4169	自然斜面	下浦(4)	吉野川市	美郷	別枝山	下浦	H30.11.19	732	H30.11.19	733		3	
Ⅱ−4170	自然斜面	大神(1)	吉野川市	美郷	別枝山	大神	H30.11.19	732	H30.11.19	733		4	
Ⅱ−4171	自然斜面	大神(2)	吉野川市	美郷	別枝山	大神	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ−4172	自然斜面	宮倉(4)	吉野川市	美郷	別枝山	宮倉	H30.11.19	732	H30.11.19	733		3	
Ⅱ−4173	自然斜面	田平(3)	吉野川市	美郷	別枝山	田平	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ−4174	自然斜面	宮倉(5)	吉野川市	美郷	別枝山	宮倉	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ−4175	自然斜面	宮倉(6)	吉野川市	美郷	別枝山	宮倉	H30.11.19	732	H30.11.19	733		2	
Ⅱ−4176	自然斜面	田平(6)	吉野川市	美郷	別枝山	田平	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ−4177	自然斜面	蔭(1)	吉野川市	美郷	別枝山	田平	H30.11.19	732	H30.11.19	733		3	
Ⅱ−4178	自然斜面	蔭(2)	吉野川市	美郷	別枝山	田平	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ−4179	自然斜面	倉羅(2)	吉野川市	美郷	別枝山	倉羅	H30.11.19	732	H30.11.19	733		2	
Ⅱ−4180	自然斜面	下浦(5)	吉野川市	美郷	別枝山	下城戸	H30.11.19	732	H30.11.19	733		4	
Ⅱ−4181	自然斜面	下城戸(2)	吉野川市	美郷	別枝山	下城戸	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ−4182	自然斜面	下城戸(3)	吉野川市	美郷	別枝山	下城戸	H30.11.19	732	H30.11.19	733		2	
Ⅱ−4183	自然斜面	上城戸	吉野川市	美郷	別枝山	上戸峰	H30.11.19	732	H30.11.19	733		4	
Ⅱ−4184	自然斜面	中筋(4)	吉野川市	美郷	中筋	(中筋)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ−4185	自然斜面	中筋(5)	吉野川市	美郷	中筋	(中筋)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		3	
Ⅱ−4186	自然斜面	中筋(2)	吉野川市	美郷	中筋	(中筋)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置				土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名※	戸数※	公共的建物数※
							警戒区域		特別警戒区域				
			郡・市	町村	大字	小字	指定年月日	番号	指定年月日	番号			
Ⅱ－4187	自然斜面	中筋(3)	吉野川市	美郷	中筋	(中筋)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4188	自然斜面	中筋(1)	吉野川市	美郷	中村山	(中筋)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4189	自然斜面	樫平(1)	吉野川市	美郷	中村山	樫平	H30.11.19	732	H30.11.19	733		3	
Ⅱ－4190	自然斜面	大岸(1)	吉野川市	美郷	中村山	大岸	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4191	自然斜面	中畠(1)	吉野川市	美郷	中村山	中畠						1	
Ⅱ－4192	自然斜面	中畠(2)	吉野川市	美郷	中村山	中畠						1	
Ⅱ－4193	自然斜面	中畠(3)	吉野川市	美郷	中村山	中畠	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4194	自然斜面	高野尾東	吉野川市	美郷	高野尾	(高野尾東)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4195	自然斜面	湯殿(1)	吉野川市	美郷	湯殿	(湯殿)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－4196	自然斜面	品野(2)	吉野川市	美郷	品野	(品野)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		3	
Ⅱ－4197	自然斜面	品野(3)	吉野川市	美郷	品野	(品野)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		2	
Ⅱ－7779	人工斜面	土井ノ奥(11)	吉野川市	美郷	土井ノ奥	(土井ノ奥)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
Ⅱ－7780	人工斜面	土井ノ奥(12)	吉野川市	美郷	土井ノ奥	(土井ノ奥)	H30.11.19	732	H30.11.19	733		1	
	小計	158	箇所									246	0
合計		291	箇所									474	0

※警戒区域名：危険区域名から変更になったもの

※戸数、公共的建物数：平成15年4月1日時点の状況

急傾斜地崩壊危険箇所　Ⅲ

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置				基礎調査済み	区域指定済	区域なし	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名※
										警戒区域		特別警戒区域		
			市町村	旧市町村	町・字	小字				指定年月日	番号	指定年月日	番号	
Ⅲ-81	自然斜面	王子壇(2)	吉野川市	鴨島町	上浦	王子壇				R1.9.24	396	R1.9.24	398	
Ⅲ-82	自然斜面	国中(4)	吉野川市	鴨島町	上浦	国中				R1.9.24	396	R1.9.24	398	
Ⅲ-83	自然斜面	玉取(2)	吉野川市	鴨島町	上浦	玉取				R1.9.24	396	R1.9.24	398	
Ⅲ-84	自然斜面	玉取(3)	吉野川市	鴨島町	上浦	玉取				R1.9.24	396	R1.9.24	398	
Ⅲ-85	自然斜面	向麻山(2)	吉野川市	鴨島町	上浦	国中				R1.9.24	396	R1.9.24	398	
Ⅲ-86	自然斜面	向麻山(3)	吉野川市	鴨島町	山路	山ノ南				R1.9.24	396	R1.9.24	398	
Ⅲ-87	自然斜面	宮の南(1)	吉野川市	鴨島町	山路	宮ノ南								
Ⅲ-88	自然斜面	樫原(1)	吉野川市	鴨島町	山路	樫原								
Ⅲ-89	自然斜面	東寺谷(1)	吉野川市	鴨島町	山路	東寺谷								
Ⅲ-90	自然斜面	宮前(4)	吉野川市	鴨島町	森藤	壇林								
Ⅲ-91	自然斜面	高ノ原(4)	吉野川市	鴨島町	森藤	壇林				H30.11.19	732	H30.11.19	733	
Ⅲ-92	自然斜面	三谷下(1)	吉野川市	鴨島町	森藤	三谷下								
Ⅲ-93	自然斜面	高ノ原(5)	吉野川市	鴨島町	森藤	四反地								
Ⅲ-94	自然斜面	天神(2)	吉野川市	鴨島町	飯尾	天神				H30.11.19	732	H30.11.19	733	
Ⅲ-95	自然斜面	天神(3)	吉野川市	鴨島町	飯尾	天神				H30.11.19	732	H30.11.19	733	
Ⅲ-96	自然斜面	藤井谷(2)	吉野川市	鴨島町	飯尾	藤井谷東								
Ⅲ-97	自然斜面	呉谷(2)	吉野川市	鴨島町	敷地	呉谷								
Ⅲ-98	自然斜面	円生(1)	吉野川市	鴨島町	敷地	円生				H30.11.19	732	H30.11.19	733	
Ⅲ-99	自然斜面	円生(2)	吉野川市	鴨島町	敷地	円生				H30.11.19	732	H30.11.19	733	
Ⅲ-100	自然斜面	梅ノ宮(1)	吉野川市	鴨島町	敷地	梅ノ宮	1			未指定		未指定		
Ⅲ-101	自然斜面	井堰(4)	吉野川市	鴨島町	敷地	井堰	1	1		H23.3.24	168	H23.3.24	170	
Ⅲ-102	自然斜面	壇ノ原(2)	吉野川市	鴨島町	敷地	壇ノ原				H30.11.19	732	H30.11.19	733	
Ⅲ-103	自然斜面	壇ノ原(3)	吉野川市	鴨島町	敷地	壇ノ原				H30.11.19	732	H30.11.19	733	
Ⅲ-104	自然斜面	壇ノ原(4)	吉野川市	鴨島町	敷地	壇ノ原				H30.11.19	732	H30.11.19	733	
Ⅲ-105	自然斜面	大塚(3)	吉野川市	川島町	山田	北原				H30.11.19	732	H30.11.19	733	
Ⅲ-106	自然斜面	中須賀(1)	吉野川市	川島町	山田	中須賀				H28.03.31	230	H28.03.31	231	
Ⅲ-107	自然斜面	平倉(3)	吉野川市	川島町	山田	平倉				H28.03.31	230	H28.03.31	231	
Ⅲ-108	自然斜面	平倉(4)	吉野川市	川島町	山田	鷹ノ巣				H28.03.31	230	H28.03.31	231	
Ⅲ-109	自然斜面	平倉(5)	吉野川市	川島町	山田	平倉								
Ⅲ-110	自然斜面	平倉(6)	吉野川市	川島町	山田	鷹ノ巣				H28.03.31	230	H28.03.31	231	
Ⅲ-111	自然斜面	平倉(7)	吉野川市	川島町	山田	湯吸				H28.03.31	230	H28.03.31	231	
Ⅲ-112	自然斜面	芝生(1)	吉野川市	川島町	山田	芝生				H28.03.31	230	H28.03.31	231	
Ⅲ-113	自然斜面	山ノ神(3)	吉野川市	川島町	桑村	(桑村)				H28.03.31	230	H28.03.31	231	
Ⅲ-114	自然斜面	西ノ谷3	吉野川市	川島町	桑村	(桑村)				H28.03.31	230	H28.03.31	231	
Ⅲ-115	自然斜面	二ツ森(2)	吉野川市	川島町	学	二ツ森				H28.03.31	230	H28.03.31	231	
Ⅲ-116	自然斜面	忌部山(2)	吉野川市	山川町	忌部	(忌部)								
Ⅲ-117	自然斜面	忌部山(3)	吉野川市	山川町	東麓	(東麓)				H28.03.31	230	H28.03.31	231	
Ⅲ-118	自然斜面	祇園(2)	吉野川市	山川町	(祇園)	(祇園)	1			未指定		未指定		
Ⅲ-119	自然斜面	古城(3)	吉野川市	山川町	坂田	(坂田)				H28.03.31	230	H28.03.31	231	
Ⅲ-120	自然斜面	境谷(1)	吉野川市	山川町	境谷	(境谷)				H28.03.31	230	H28.03.31	231	
Ⅲ-121	自然斜面	山神(1)	吉野川市	山川町	山神	(山神)								
Ⅲ-122	自然斜面	八幡(5)	吉野川市	山川町	川田八幡	(川田八幡)								
Ⅲ-123	自然斜面	瀬津(2)	吉野川市	山川町	瀬津	(瀬津)				H28.11.1	672	H28.11.1	672	
Ⅲ-124	自然斜面	引地(7)	吉野川市	山川町	引地	(引地)				H27.03.31	239	H27.03.31	240	
Ⅲ-125	自然斜面	引地(8)	吉野川市	山川町	引地	(引地)				H27.03.31	239	H27.03.31	240	
	小計	45	箇所											
合計		45	箇所											

箇所番号	斜面区分	箇所名	位　　置				土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定 警戒区域		特別警戒区域		警戒区域名※	戸数※	公共的建物数※
			郡・市	町村	大字	小字	指定年月日	番号	指定年月日	番号			
危険箇所番号なし		植桜(1)	吉野川市	川島	桑村		H28.03.31	230	28.3.31	231			
危険箇所番号なし		植桜(2)	吉野川市	川島	桑村		H28.03.31	230	28.3.31	231			
危険箇所番号なし		丸山(2)	吉野川市	山川町	丸山、麦原		H28.11.1	672	28.11.1	672			
危険箇所番号なし		毛無(1)	吉野川市	美郷	毛無		H30.11.19	732	H30.11.19	733			
危険箇所番号なし		土用地(5)	吉野川市	美郷	土用地		H30.11.19	732	H30.11.19	733			
危険箇所番号なし		川俣西(2)	吉野川市	美郷	川俣		H30.11.19	732	H30.11.19	733			
危険箇所番号なし		東條	吉野川市	美郷	東條	奥分	H30.11.19	732	H30.11.19	733			
危険箇所番号なし		日浦	吉野川市	美郷	日浦		H30.11.19	732	H30.11.19	733			
危険箇所番号なし		奥丸(4)	吉野川市	美郷	奥丸		H30.11.19	732	H30.11.19	733			
危険箇所番号なし		山王(2)	吉野川市	鴨島町	敷地		H30.11.19	732	H30.11.19	733			
危険箇所番号なし		天神(4)	吉野川市	鴨島町	飯尾		H30.11.19	732	H30.11.19	733			
危険箇所番号なし		井堰(5)	吉野川市	鴨島町 川島町	敷地 山田	 平倉	H30.11.19	732	H30.11.19	733			
危険箇所番号なし		鴨島山路	吉野川市	鴨島町	山路		R1.9.24	396	R1.9.24	398			
危険箇所番号なし		桑村（１）	吉野川市	川島町	桑村		R1.12.20	595	R1.12.20	597			
危険箇所番号なし		桑村（２）	吉野川市	川島町	桑村		R1.12.20	595					
危険箇所番号なし		学（１）	吉野川市	川島町	学字樋口・近久		R1.12.20	595					
危険箇所番号なし		学（２）	吉野川市	川島町	学字大戸井・樋口		R1.12.20	595	R1.12.20	597			
危険箇所番号なし		学（３）	吉野川市	川島町	学字唐戸・王子		R1.12.20	595	R1.12.20	597			
危険箇所番号なし		学（４）	吉野川市	川島町	学字王子		R1.12.20	595					

５　急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準等

市町村地域防災計画においては、急傾斜地崩壊による災害を未然に防止するため応急措置の内容および実施すべき時期等について定めるものとし、必要に応じて県は市町村を支援する。

ア　実施すべき時期は、降雨量によることとするほか（下表の警戒態勢をとる場合の基準 雨量例を参考にして、地域の特性を加味してあらかじめ別に定めておくものとする。）危険区域内の状況等に異常が生じた場合において市町村長が必要と認めたときとする。
イ　第１警戒態勢においては、危険区域内の警戒巡視、住民等に対する広報等を実施する。
ウ　第２警戒態勢においては、住民等に対して避難準備を行うよう広報する。ほか、必要に応じ、災害対策基本法第５６条に規定する警告、同法第５９条に規定する事前措置、同法第６０条に規定する避難の指示等の処置を実施するものとする。

警戒態勢をとる場合の基準雨量例

	前日までの連続雨量が100㎜以上であった場合	前日までの連続雨量が40～100㎜あった場合	前日までの降雨がない場合
第１警戒態勢	当日の日雨量が50㎜を越えたとき	当日の日雨量が80㎜を越えたとき	当日の日雨量が100㎜を越えたとき
第２警戒態勢	当日の日雨量が50㎜を越え、時雨量30㎜程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80㎜をこえ、時雨量30㎜程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100㎜をこえ、時雨量30㎜程度の強雨が降り始めたとき

ただし、降雪、融雪時ならびに地震、地すべり等発生時は別途考慮するものとする。

6　土石流危険渓流一覧表

土石流危険渓流Ⅰ：土石流発生の危険性があり、5戸以上の人家又は人家5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等に被害が生ずるおそれがある渓流
土石流危険渓流Ⅱ：土石流発生の危険性があり、1戸以上5戸未満の人家に被害が生ずるおそれのある渓流

（土石流危険渓流Ⅰ）

令和元年9月24日現在

渓流番号	渓流名			所在地			渓流概要		土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名※	被害を受ける恐れのある施設等 ※	
									警戒区域		特別警戒区域				
	水系名	河川名	渓流名	郡・市	町・村	字	渓流長(km)	流域面積(km2)	指定年月日	番号	指定年月日	番号		人家戸数(戸)	公共施設等
441-I-001	吉野川	飯尾川	西端谷川	吉野川市	鴨島町	敷地	0.25	0.04	H26.03.28	202	H26.03.28	203		6	県道植桜鴨島線
441-I-002	吉野川	飯尾川	藤井谷川	吉野川市	鴨島町	藤井	1.05	0.66	H26.03.28	202	H26.03.28	203		18	藤井寺・ふじや旅館
441-I-003	吉野川	飯尾川	天神西谷川	吉野川市	鴨島町	飯尾	1.08	0.36	H30.11.9	732				51	
441-I-004	吉野川	飯尾川	天神中谷川	吉野川市	鴨島町	天神	0.65	0.18	H30.11.9	732	H30.11.9	733		102	
441-I-005	吉野川	飯尾川	二ツ森谷川	吉野川市	鴨島町	天神	1.05	0.53	H26.03.28	202	H26.03.28	203		6	
441-I-006	吉野川	飯尾川	天神東谷川	吉野川市	鴨島町	三谷	0.30	0.08	H23.03.24	168	H23.03.24	170	西浦谷川	10	
441-I-007	吉野川	飯尾川	東原谷川	吉野川市	鴨島町	東原	0.15	0.02	H23.03.24	168	H23.03.24	170	東谷原川支流	5	県道西麻植下浦線
441-I-008	吉野川	飯尾川	立石谷川	吉野川市	鴨島町	上浦	1.05	0.45	H23.03.24	168	H23.03.24	170		9	本行寺
	小計	8	箇所											207	
442-I-001	吉野川	学島川	西八幡谷川	吉野川市	川島町	西出目	1.15	0.29	H21.03.02	131	H21.03.02	134		19	ＪＲ徳島線
442-I-002	吉野川	学島川	八幡谷川	吉野川市	川島町	西出目	1.00	0.27	H21.03.02	131	H21.03.02	134		22	ＪＲ徳島線
442-I-003	吉野川	学島川	善勝寺西谷川	吉野川市	川島町	王子	1.10	0.26	H21.03.02	131	H21.03.02	134		13	善勝寺
442-I-004	吉野川	学島川	善勝寺谷川	吉野川市	川島町	王子	0.50	0.09	H21.03.02	131	H21.03.02	134		11	
442-I-005	吉野川	学島川	王子東谷川	吉野川市	川島町	王子	1.00	0.32	H21.03.02	131	H21.03.02	134		13	
442-I-006	吉野川	学島川	唐戸谷川	吉野川市	川島町	唐戸	1.05	0.39	H21.03.02	131	H21.03.02	134		17	学島幼稚園
442-I-007	吉野川	学島川	薬師寺谷川	吉野川市	川島町	吉本	0.90	0.46	H21.03.02	131	H21.03.02	134		21	川島西公民館・薬師寺
442-I-008	吉野川	桑村川	大戸井谷川	吉野川市	川島町	大戸井	0.14	0.05	H21.03.02	131	-	-		6	
442-I-009	吉野川	桑村川	近久谷川	吉野川市	川島町	樋口	0.82	0.20	H24.01.12	18	H24.01.12	19		17	近久公民館
442-I-010	吉野川	桑村川	樋口谷川	吉野川市	川島町	桑村	0.30	0.09	H24.01.12	18	H24.01.12	19		49	こだま会館・勝法寺
442-I-011	吉野川	桑村川	鳶ヶ巣谷川	吉野川市	川島町	鳶ヶ巣	0.32	0.20	H28.03.31	230	H28.03.31	231		6	
442-I-012	吉野川	桑村川	鳶ヶ巣谷川	吉野川市	川島町	鳶ヶ巣	0.30	0.06	H28.03.31	230	H28.03.31	231		9	
442-I-013	吉野川	桑村川	鳶ヶ巣谷川	吉野川市	川島町	鳶ヶ巣	0.35	0.04	H28.03.31	230	H28.03.31	231		10	
442-I-014	吉野川	桑村川	風呂ノ谷川	吉野川市	川島町	天神	0.70	0.33	H28.03.31	230	H28.03.31	231		22	立石公会堂
442-I-015	吉野川	桑村川	神宮谷川	吉野川市	川島町	天神	0.88	0.17	H28.03.31	230	H28.03.31	231		11	
442-I-016	吉野川	桑村川	天神谷川	吉野川市	川島町	天神	0.80	0.19	H28.03.31	230	H28.03.31	231		6	ＪＲ徳島線
442-I-017	吉野川	桑村川	蓮池谷川	吉野川市	川島町	久保田	0.27	0.05	H28.03.31	230	H28.03.31	231		6	ＪＲ徳島線
442-I-018	吉野川	桑村川	久保田谷川	吉野川市	川島町	久保田	1.10	0.26	H23.03.24	168	H23.03.24	170		13	川島小学校・ＪＲ徳島線
442-I-019	吉野川	桑村川	稲荷谷川	吉野川市	川島町	久保田	0.20	0.10	H23.03.24	168	H23.03.24	170		15	川島小学校・久保田公民館・ＪＲ徳島線
442-I-020	吉野川	桑村川	稲荷谷川	吉野川市	川島町	桑村	0.55	0.18	H28.03.31	230	H28.03.31	231		30	ＪＲ徳島線
442-I-021	吉野川	桑村川	源光寺谷川	吉野川市	川島町	源光寺	1.20	0.46	H28.03.31	230	H28.03.31	231		32	ＪＲ徳島線
危険箇所番号なし				吉野川市	川島町	桑村			H28.03.31	230	H28.03.31	231			
	小計	21	箇所											348	

渓流番号	渓流名			所在地			渓流概要		土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名※	被害を受ける恐れのある施設等　※	
	水系名	河川名	渓流名	郡・市	町・村	字	渓流長(km)	流域面積(km2)	警戒区域		特別警戒区域			人家戸数(戸)	公共施設等
									指定年月日	番号	指定年月日	番号			
443-I-001	吉野川	船戸谷川	大藤谷川	吉野川市	山川町	貞田	0.37	0.14	H20.09.16	541	H20.09.16	542	貞田谷	17	
443-I-002	吉野川	船戸谷川	大藤谷川	吉野川市	山川町	藤生	1.25	1.07	H20.09.16	541	H20.09.16	542		37	貞田集会所
443-I-003	吉野川	船戸谷川	茂草谷川	吉野川市	山川町	貞田	0.50	0.14	H20.09.16	541	H20.09.16	542		26	
443-I-004	吉野川	船戸谷川	上谷川	吉野川市	山川町	貞田	0.91	0.42	H20.09.16	541	H20.09.16	542		15	
443-I-005	吉野川	船戸谷川	竜王西谷川	吉野川市	山川町	坂口	0.45	0.12	H28.11.1	672	H28.11.1	673		13	瀬津集会所
443-I-006	吉野川	船戸谷川	竜王谷川	吉野川市	山川町	川田	0.22	0.12	H28.11.1	672				4	西福寺
443-I-007	吉野川	川田川	田ノ浦谷川	吉野川市	山川町	片岸	4.10	2.89	H28.11.1	672				22	潮光寺・県道井上/川田線
443-I-008	吉野川	川田川	（宮谷谷）	吉野川市	山川町	川田八幡	1.05	0.27	H26.03.28	202	H26.03.28	203	山川八幡谷	20	山川町消防団・西山集会所
443-I-009	吉野川	川田川	風呂ノ谷川	吉野川市	山川町	井上	1.70	0.88	H26.03.28	202	H26.03.28	203		31	県道　井上/川田線
443-I-010	吉野川	川田川	飴屋川	吉野川市	山川町	井上	1.25	0.49	H26.03.28	202	H26.03.28	203		29	中筋集会所
443-I-011	吉野川	川田川	穀屋谷川	吉野川市	山川町	井上	0.60	0.18	H26.03.28	202	H26.03.28	203		18	ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ
443-I-012	吉野川	川田川	平山谷川	吉野川市	山川町	奥川田	0.78	0.24	H26.03.28	202	H26.03.28	203		24	ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ
443-I-013	吉野川	川田川	加久谷川	吉野川市	山川町	久宗	0.23	0.05	H26.03.28	202	H26.03.28	203		6	
443-I-014	吉野川	奥野井谷川	榎谷川	吉野川市	山川町	榎谷	1.50	0.94	H25.11.08	679	H25.11.08	680		1	榎谷多目的集会所
443-I-015	吉野川	ほたる川	住吉谷川	吉野川市	山川町	旗見	1.15	0.53	H28.11.1	672	H28.11.1	673		11	国道193号線
443-I-016	吉野川	ほたる川	山神谷川	吉野川市	山川町	丸山	0.60	0.22	H27.03.31	239	－	－	山神谷川	7	国道193号線
443-I-017	吉野川	ほたる川	麦原谷川	吉野川市	山川町	麦原	0.50	0.10	H27.03.31	239	－	－	麦原谷	9	国道193号線
443-I-018	吉野川	ほたる川	（麦原東谷）	吉野川市	山川町	西原	0.32	0.04	H27.03.31	239	H27.03.31	240	新田谷	7	
443-I-019	吉野川	ほたる川	古城谷川	吉野川市	山川町	青木	0.60	0.33	H27.03.31	239	H27.03.31	240	古城谷川	10	
443-I-020	吉野川	学島川	権現谷川	吉野川市	山川町	土橋	0.56	0.09	H28.03.31	230	－	－	権現谷川(1)	24	
443-I-021	吉野川	学島川	権現谷川	吉野川市	山川町	土橋	0.65	0.15	H28.03.31	230	H28.03.31	231	権現谷川(2)	24	
443-I-022	吉野川	学島川	どんど谷川	吉野川市	山川町	東麓	0.75	0.22	H28.03.31	230	－	－	西法寺谷	5	西法寺
	小計	22	箇所											360	
444-I-001	吉野川	東山谷川	毛無谷川	吉野川市	美郷	毛無	1.40	0.80	H18.11.10	1210	－	－		1	農業協同組合・県道二宮/山川
444-I-002	吉野川	東山谷川	上谷川	吉野川市	美郷	上谷	0.38	0.15	H30.11.9	732				1	上谷集会所・県道二宮/山川線
444-I-003	吉野川	川田川	平勘蔵谷川	吉野川市	美郷	平	0.35	0.08	H18.11.10	1210	H23.03.24	170		5	国道193号線
444-I-004	吉野川	倉羅谷川	照尾谷川	吉野川市	美郷	照尾	1.00	0.43	H18.11.10	1210	H23.03.24	170		7	美郷村消防団・国道193号線
444-I-005	吉野川	川田川	田平谷川	吉野川市	美郷	穴地	0.42	0.21	H30.11.9	732	H30.11.9	733		5	県道三ツ木/宮倉線
444-I-006	吉野川	川田川	平谷川	吉野川市	美郷	平	0.50	0.13	H18.11.10	1210	H23.03.24	170		8	老人憩いの家・中枝幼稚園・中枝小学校
	小計	6	箇所											27	

※警戒区域名：危険区域名から変更になったもの

※被害を受ける恐れのある施設等：平成15年4月1日時点の状況

（土石流危険渓流Ⅱ） 令和元年9月24日現在

渓流番号	渓流名			所在地			渓流概要		土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名※	被害を受ける恐れのある施設等 ※	
	水系名	河川名	渓流名	郡・市	町・村	字	渓流長(km)	流域面積(km2)	警戒区域		特別警戒区域			人家戸数(戸)	公共施設等
									指定年月日	番号	指定年月日	番号			
441-Ⅱ-001	吉野川	飯尾川	寺谷川	吉野川市	鴨島町	向原	0.25	0.06	R1.9.24	396	R1.9.24	398		1	
441-Ⅱ-002	吉野川	飯尾川	樫原谷川	吉野川市	鴨島町	山路	1.05	0.40	R1.9.24	396	R1.9.24	398		2	
441-Ⅱ-003	吉野川	飯尾川	玄華寺谷川	吉野川市	鴨島町	山路	1.05	0.24	R1.9.24	396	R1.9.24	398		1	
	小計	3												4	
442-Ⅱ-001	吉野川	江川	湯汲谷川	吉野川市	川島町	水神の滝	2.70	1.08	H28.3.31	230	H28.3.31	231		1	
	小計	1												1	
443-Ⅱ-001	吉野川	川田川	（皆瀬谷）	吉野川市	山川町	向坂	2.05	1.84	H28.11.1	672				1	
443-Ⅱ-002	吉野川	ほたる川	（青木谷）	吉野川市	山川町	新田谷	0.36	0.08	H23.08.25	563	H23.08.25	565		4	
443-Ⅱ-003	吉野川	学島川	忘部谷川	吉野川市	山川町	東麓	0.65	0.22	H28.03.31	230	−	−	どんど谷川	4	
	小計	3												9	
444-Ⅱ-001	吉野川	種野谷川	土井の奥谷川	吉野川市	美郷	土井奥	0.80	0.33	H30.11.9	732				3	県道二宮/山川線
444-Ⅱ-002	吉野川	種野谷川	刷石谷川	吉野川市	美郷	刷石	0.80	0.28	H30.11.9	732				2	県道二宮/山川線
444-Ⅱ-003	吉野川	東山谷川	土用地谷川	吉野川市	美郷	土用地	1.10	0.66	H21.05.20	310	H21.05.20	311		1	県道二宮/山川線
444-Ⅱ-004	吉野川	東山谷川	湯下谷川	吉野川市	美郷	湯下	0.90	0.35	H21.05.20	310	H21.05.20	311		4	県道二宮/山川線
444-Ⅱ-005	吉野川	東山谷川	湯下東谷川	吉野川市	美郷	湯下	1.05	0.21	H21.05.20	310	H21.05.20	311		3	県道二宮/山川線
444-Ⅱ-006	吉野川	東山谷川	湯谷川	吉野川市	美郷	恵美子	0.40	0.10	R1.9.24	396	R1.9.24	398		4	県道二宮/山川線
444-Ⅱ-007	吉野川	東山谷川	日浦谷川	吉野川市	美郷	古土地	0.50	0.06	R1.9.24	396	R1.9.24	398		1	県道二宮/山川線
444-Ⅱ-008	吉野川	東山谷川	奥丸谷川	吉野川市	美郷	奥丸	0.38	0.09	R1.9.24	396	R1.9.24	398		2	主要地方道神山/川島線
444-Ⅱ-009	吉野川	東山谷川	西フズ谷川	吉野川市	美郷	上谷	0.40	0.07	R1.9.24	396	R1.9.24	398		2	県道二宮/山川線
444-Ⅱ-010	吉野川	東山谷川	フズ谷川	吉野川市	美郷	上谷	0.90	0.29	H30.11.9	732				3	県道二宮/山川線
444-Ⅱ-011	吉野川	東山谷川	谷蔵谷川	吉野川市	美郷	上谷	1.10	0.70	H30.11.9	732				2	県道二宮/山川線
444-Ⅱ-012	吉野川	東山谷川	栩谷川	吉野川市	美郷	丸山	0.90	0.50	H30.11.9	732				1	県道二宮/山川線
444-Ⅱ-013	吉野川	東山谷川	丸山谷川	吉野川市	美郷	丸山	0.60	0.24	R1.9.24	396	R1.9.24	398		1	県道二宮/山川線
444-Ⅱ-014	吉野川	東山谷川	栗ノ木谷川	吉野川市	美郷	栗ノ木	0.70	0.17	R1.9.24	396	R1.9.24	398		1	
444-Ⅱ-015	吉野川	東山谷川	山王谷川	吉野川市	美郷	山王	0.90	0.35	R1.9.24	396	R1.9.24	398		1	
444-Ⅱ-016	吉野川	川田川	宗田谷川	吉野川市	美郷	平	0.50	0.17	R1.9.24	396	R1.9.24	398		1	国道193号
444-Ⅱ-017	吉野川	川田川	田平谷川	吉野川市	美郷	田中	0.15	0.03	R1.9.24	396	R1.9.24	398		1	県道三ツ木/宮倉線
444-Ⅱ-018	吉野川	川田川	槇山谷川	吉野川市	美郷	日浦	1.70	1.75	R1.9.24	396	R1.9.24	398		1	
444-Ⅱ-019	吉野川	川田川	湯殿谷川	吉野川市	美郷	中筋	1.30	0.32	R1.9.24	396	R1.9.24	398		1	
	小計	19												35	
合計		26												49	

※警戒区域名：危険区域名から変更になったもの

※被害を受ける恐れのある施設等：平成15年4月1日時点の状況

７　土石流対策雨量基準

	警 戒 雨 量	危 険 雨 量
連続雨量	２００ ㎜以上	３００ ㎜以上
日雨量	１５０ ㎜以上	２００ ㎜以上
６時間雨量	１２０ ㎜以上	１８０ ㎜以上
４時間雨量	１００ ㎜以上	１５０ ㎜以上
２時間雨量	７０ ㎜以上	１００ ㎜以上
１時間雨量	５０ ㎜以上	６０ ㎜以上

８　砂防指定地一覧表

平成３０年１０月１日現在

単位：ha

渓番	枝番	町名	渓流名	年月日	告示番号	総面積	指定地面積の内訳						備考
							河川敷	国有林	公民有林	道路等	国有地	公民有地	
1	1	鴨島町	飯尾川	S25. 9.16	1074	1.12	1.12	0	0	0	0	0	
2	1	鴨島町	三谷川	S27. 8. 8	1112	6.26	0.2	0	3.07	0	0.72	2.27	
2	2	鴨島町	三谷川	S29. 3.29	283	2.81	0.2	0	0	0	0	2.61	
2	3	鴨島町	三谷川	S39. 1.18	51	2.2	0.6	0	0.4	0.2	0	1	
3	1	鴨島町	立石谷	S41. 7.26	2355	3.54	0.6	0	2.42	0.1	0	0.42	
3	2	鴨島町	立石谷	S42.12.28	4605	5.16	0.53	0	1.4	0.33	0	2.9	
4		鴨島町	黒岩谷	S42.12.28	4605	3.3	0.17	0	2.05	0.08	0	1	
5		鴨島町	樫原谷及び阿薬谷	S44. 1.16	20	13.2	0.45	0	8.96	0.31	0	3.48	
6	1	鴨島町	藤井谷及び支川	S46. 5.28	957	2.91	0.29	0	2.42	0.1	0	0.1	
7		鴨島町	西天神谷	S48. 2.21	331	1.2	0.08	0	1.1	0.02	0	0	
8		鴨島町	玄華寺谷	S48. 2.21	331	3.6	0.24	0	1.64	0.16	0.05	1.51	
1	2	鴨島町	飯尾川	S53. 1.23	50	2.9	0.3	0	1.85	0.2	0	0.55	
9		鴨島町	竜高東谷	S56. 4.30	959	1.8	0.1	0	1.7	0	0	0	
10		鴨島町	竜高西谷	S59. 3.29	758	1.04	0.11	0	0.91	0.02	0	0	鴨島町上浦字浦山の一部
2	4	鴨島町	三谷川	S61. 8.15	1418	0.91	0.15	0	0.51	0	0.04	0.21	
2	5	鴨島町	三谷川	H 3. 3. 1	371	112	0.5	0	109.8	1	0	0.7	
6	2	鴨島町	藤井谷	H 9. 3. 7	402	21.2	0.24	0	18.54	0.97	0	1.45	
11		鴨島町	天神谷	H 9. 3. 7	402	14.85	0.28	0	4.25	2.87	0	7.45	
11	2	鴨島町	天神谷	H12. 1.27	158	1.05	0	0	0.25	0.24	0	0.56	
		小計	19　　11			201.05	6.16	0	161.27	6.6	0.81	26.21	
1		川島町	湯吸谷	S42.12.28	4605	3.6	0.33	0	2.17	0.02	0	1.08	
2		川島町	久保田谷、蓮池谷及び鴻巣谷	S44. 1.16	20	10.89	0.6	0	4.17	1.8	0	4.32	
3		川島町	西出目谷	S45. 9.14	1390	5.86	0.5	0	3.07	0.06	0	2.23	
4		川島町	唐戸谷	S46. 5.28	957	3.6	0.3	0	2.92	0.06	0	0.32	
5		川島町	天神谷	S47. 5.11	930	1.5	0.09	0	0.98	0.08	0	0.35	
6		川島町	鳶ケ巣谷	S47. 5.11	930	2.4	0.2	0	2.09	0.01	0	0.1	
7		川島町	薬師寺谷	S47. 5.11	930	2.7	0.22	0	2.45	0.01	0	0.02	
8		川島町	風呂の谷及び石割谷	S48. 2.21	331	1.28	0.1	0	0.49	0.04	0	0.65	
9		川島町	稲荷谷	S48. 2.21	331	1.55	0.09	0	1.29	0.07	0	0.1	
10		川島町	源光寺谷	S53. 1.23	50	0.87	0.08	0	0.74	0.03	0	0.02	
11		川島町	八幡谷川	H 4. 3.25	831	1.19	0.1	0	0.58	0.01	0	0.5	
		小計	11　　11			35.44	2.61	0	20.95	2.19	0	9.69	

単位：ha

渓番	枝番	町名	渓流名	年月日	告示番号	総面積	指定地面積の内訳						備考
							河川敷	国有林	公民有林	道路等	国有地	公民有地	
1	1	山川町	川田川	S24. 9.13	760	13.73	0.5	0	12.18	0	0.38	0.67	
2	1	山川町	風呂の谷	S31. 9.29	1536	18.84	0.4	0.23	0.41	0	0	17.8	
3		山川町	飴屋谷	S33. 4. 8	1029	2.52	0.07	0	0.26	0	0.08	2.11	
4		山川町	岩屋谷	S38. 2.23	271	23.85	1	0	20	0.45	0	2.4	
5		山川町	津由谷及び山ノ神谷	S38. 2.23	271	1.7	0.25	0	0.2	0.15	0	1.1	
6		山川町	上谷川	S38. 2.26	277	2.3	0.1	0	1.38	0.04	0	0.78	
7	1	山川町	どんど谷	S38. 2.26	277	1.49	0.07	0	0.64	0.1	0.46	0.22	
8		山川町	大藤谷川及び支川	S38. 2.26	277	12.35	1.73	0	4.2	0	0	6.42	
9	1	山川町	茂草谷	S39. 1.18	51	6.9	0.1	0	5.3	0.1	0	1.4	
1b	1	山川町	奥野井谷	S40. 7. 5	1694	3.1	0.3	0	1.4	0.1	0	1.3	
9	2	山川町	茂草谷	S41. 5.26	1597	5.31	0.1	0	0.01	0.1	0	5.1	
11	1	山川町	権現谷	S41. 7.26	2350	1.94	0.01	0	0.81	0.02	0	1.1	
12		山川町	山の神谷	S42. 8.26	2630	4.66	0.1	0	3.67	0.02	0	0.87	
13		山川町	ほたる川	S42. 8.26	2630	2.3	0.23	0	0.37	0.2	0	1.5	
14	1	山川町	西法寺谷	S42. 8.26	2630	6.87	0.11	0	5.78	0.05	0	0.93	
15		山川町	忌部谷	S44. 1.16	20	2.04	0.06	0	1.15	0.04	0	0.79	
10	2	山川町	奥野井谷	S45. 9.14	1390	37.26	7.5	0	25.04	1.2	0	3.52	
16		山川町	平山谷及び支流	S45. 9.14	1390	6.58	0.75	0	4	0.2	0	1.63	
17		山川町	麦原谷	S47. 4.17	815	6.04	0.27	0	1.71	0.03	0	4.03	
18		山川町	古城谷	S49. 4.22	613	3.2	0.17	0	1.79	0.08	0	1.16	
10	3	山川町	奥野井谷	S55. 5.26	1059	5.7	1.14	0	4.33	0.23	0	0	
19		山川町	竜王谷	S56. 4.30	959	2.4	0.1	0	2.3	0	0	0	
20		山川町	皆瀬谷	S57. 5.17	1168	0.97	0.17	0	0.79	0.01	0	0	
1	2	山川町	川田川	S60. 9. 7	1218	3.3	1.5	0	1.8	0	0	0	
11	2	山川町	権現谷	S62.10.26	1838	0.92	0.05	0	0.85	0.01	0	0.01	
14	2	山川町	西法寺谷	H 1.10.11	1731	0.11	0	0	0.11	0	0	10	
7	2	山川町	どんど谷	H 5. 1.22	101	0.64	0.02	0	0.61	0	0	0.01	
2	2	山川町	風呂の谷及び同右支川大室谷	H 5. 3.25	948	7	1.02	0	3.03	1.58	0.11	1.26	
7	3	山川町	どんど谷	H 7. 2.22	263	0.72	0.04	0	0.61	0.07	0	0	
21		山川町	竜王西谷	H 7. 2.22	263	1.95	0.09	0	1.56	0.03	0	0.27	
2	3	山川町	風呂の谷	H 8. 3.21	728	1.24	0.07	0	1.1	0.04	0	0.03	
4	2	山川町	岩屋谷	H14. 3. 7	155	2.3	0	0	1.45	0.04	0	0.81	
7	4	山川町	どんど谷	H28. 1.21	237	0.04	0	0.03	0.01	0	0	0	
		小計	33　　24			190.27	18.02	0.26	108.85	4.89	1.03	57.22	

単位：ha

渓番	枝番	町名	渓流名	年月日	告示番号	総面積	指定地面積の内訳						備考
							河川敷	国有林	公民有林	道路等	国有地	公民有地	
1	1	美郷	川田川	S39. 1.18	51	7.8	2.6	0	2.7	0.5	0	2	
2		美郷	中滝谷	S41. 7.26	2355	2.06	0.2	0	1.16	0.06	0	0.64	
3		美郷	倉羅谷	S44. 1.16	20	29.5	1.62	0	17.64	0.84	0	9.4	
4		美郷	栩谷	S50. 9. 8	1230	1.8	0.15	0	0.95	0.01	0	0.69	
1	2	美郷	川田川	S52. 2. 3	93	2.88	0.3	0	1.2	0.32	0	1.06	山川町にまたがる
5		美郷	小竹谷	S55. 5.26	1059	3	0.2	0	2.71	0.09	0	0	
6	1	美郷	槙山谷	S56. 4.30	959	1.71	0.28	0	1.42	0.01	0	0	
7		美郷	大神谷	S58. 1.27	70	0.48	0.07	0	0.16	0.01	0	0.24	
8		美郷	古井谷	S59. 3.29	758	0.35	0.08	0	0.27	0	0	0	
9		美郷	東山谷	S61. 8.15	1418	1.08	0.33	0	0	0.01	0	0.74	
6	2	美郷	槙山谷	S62.10.26	1838	1.03	0.26	0	0.76	0.01	0	0	
10	1	美郷	東山栩谷	S62.10.26	1838	0.73	0.11	0	0.59	0.03	0	0	
11		美郷	カトラ谷	S63.11.11	2198	0.58	0.08	0	0.5	0	0	0	
12	1	美郷	奥丸谷	H 1. 1.21	83	1.46	0.16	0	1.04	0	0	0.26	
10	2	美郷	東山栩谷	H 3. 3. 1	371	1.5	0.07	0	1.28	0.08	0	0.07	
13		美郷	柿谷	H 3. 3. 1	371	92.8	2	0	80.5	1.1	0	9.2	
1	3	美郷	川田川	H 3. 3.20	652	7.7	1	0	6.7	0	0	0	
6	3	美郷	槙山谷	H 4. 3.25	831	4.13	0.65	0	3.38	0.1	0	0	
12	2	美郷	奥丸谷	H 4. 3.25	831	5.28	0.18	0	4.83	0.27	0	0	
14		美郷	土井の奥谷	H 5. 1.22	101	1.25	0.09	0	1.1	0.06	0	0	
15		美郷	谷蔵谷	H 5. 3.16	763	6.18	0.33	0	5.15	0.18	0	0.52	
16		美郷	殿河谷	H 5.11.19	2192	1.21	0.19	0	0.92	0.1	0	0	
17		美郷	愛後谷	H 6.11.28	2264	0.59	0.03	0	0.56	0	0	0	
18	1	美郷	湯殿谷	H 8. 3.21	728	1.4	0.07	0	1.32	0.01	0	0	
18	2	美郷	湯殿谷	H 9. 3. 7	402	1.12	0.15	0	0.7	0.02	0	0.25	
19		美郷	フズ谷	H 9. 3. 7	402	24	0.12	0	22.8	0.24	0	0.84	
20		美郷	毛無谷	H11. 3.19	740	4.57	0.17	0	4.4	0	0	0	
21		美郷	上谷	H14. 5. 9	386	2.85	0.09	0	2.66	0.1	0	0	
22		美郷	湯下谷	H16.6.9	630	0.43	0.06		0.24	0.03		0.10	
23		美郷	湯谷	H16.6.9	630	0.41	0.02		0.17			0.21	
24		美郷	湯下谷	H19.4.25	507	1.35	0.07		0.90	0.03		0.35	
		小計	31 21			211.23	11.73		168.71	4.21	0	26.57	
		合計	94 67			637.99	38.52	0.25	459.80	17.90	1.84	119.70	

9　山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）一覧表

平成２９年４月１日現在

番　号	山腹崩壊危険 地区　箇所名	所　在　地			面積（ha）
		郡市	町村	字	
1	敷地南	吉野川市	鴨島町	円生	3.00
2	敷地	〃	〃	敷地	1.00
3	敷地東	〃	〃	新林	13.00
4	飯尾	〃	〃	古林ノ裾	4.00
5	飯尾東	〃	〃	天神	11.00
6	高ノ原	〃	〃	下山	14.00
7	壇	〃	〃	壇	10.00
8	山路	〃	〃	黒岩	24.00
9	西出目	〃	川島町	西出目	7.00
10	唐戸	〃	〃	唐戸	4.00
11	蓮池谷	〃	〃	蓮池	8.00
12	源光寺	〃	〃	山ノ原	5.00
13	桑村	〃	〃	桑村	1.00
14	平倉	〃	〃	平倉	3.00
15	船戸１	〃	山川町	藤生	2.00
16	船戸２	〃	〃	藤生	14.00
17	引地	〃	〃	引地	3.00
18	貞田	〃	〃	貞田	3.00
19	塚穴	〃	〃	塚穴	6.00
20	片岸	〃	〃	天神佐古	14.00
21	大峰	〃	〃	大峰	23.00
22	奥野井上	〃	〃	奥野井	9.00
23	奥野井下	〃	〃	奥野井	2.00
24	大内	〃	〃	大内	4.00
25	久宗	〃	〃	久宗	24.00
26	奥川田	〃	〃	久宗	2.00
27	迎坂	〃	〃	迎坂	2.00
28	坂田１	〃	〃	青木	3.00
29	坂田２	〃	〃	浦山坂田	7.00
30	坂田３	〃	〃	坂田	21.00
31	西麓	〃	〃	西麓	11.00
32	東麓	〃	〃	西麓	8.00
33	桁山谷	〃	美郷	小竹	12.00
34	桁山谷下	〃	〃	小竹	6.00
35	槙山下	〃	〃	槙山	12.00
36	大平谷上	〃	〃	大平	5.00
37	大平谷下	〃	〃	大平	14.00
38	田平	〃	〃	田平	32.00
39	倉羅県道上	〃	〃	滝ヶ山	4.00
40	古井	〃	〃	古井	3.00
41	照尾	〃	〃	照尾	4.00
42	宗田	〃	〃	宗田	2.00

番　号	山腹崩壊危険 地区　箇所名		所　在　地		面積 (ha)
		郡市	町村	字	
43	殿河	吉野川市	美郷	殿河	31.00
44	中の谷	〃	〃	中の谷	12.00
45	東山	〃	〃	大野	2.00
46	上谷	〃	〃	上谷	5.00
47	栗の木谷	〃	〃	栗の木	12.00
48	古土地	〃	〃	天神	11.00
49	古土地下	〃	〃	古土地	5.00
50	土用地谷東	〃	〃	毛無	8.00
	小計	50	箇所		446.00

10　山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区）一覧表

平成２９年４月１日現在

番　号	崩壊土砂流出 危険地区　箇所名	所　在　地			面積（ha）
		郡市	町村	字	
1	壇ノ原	吉野川市	鴨島町	壇ノ原	1.05
2	樋山地	〃	〃	樋山地	0.90
3	長戸谷１	〃	〃	樋山地	0.48
4	長戸谷２	〃	〃	滝倉	0.84
5	長戸谷３	〃	〃	滝倉.長戸	0.90
6	敷地谷	〃	〃	シンバヤシ	0.45
7	藤井谷川	〃	〃	西端山	1.68
8	天神谷１	〃	〃	天神	2.10
9	天神谷２	〃	〃	天神	0.96
10	天神谷３	〃	〃	天神	0.12
11	東端山谷	〃	〃	東端山	2.16
12	三谷川	〃	〃	深堀	1.50
13	西浦谷	〃	〃	トカツイワ	1.80
14	一丁谷	〃	〃	ヨコウ	1.35
15	西寺谷	〃	〃	下山	0.75
16	阿葉谷	〃	〃	阿葉谷	1.80
17	玄華寺谷	〃	〃	広谷	1.05
18	長谷	〃	〃	廣谷	1.50
19	上浦上	〃	〃	廣谷	2.40
20	上浦谷	〃	〃	王取	0.30
21	竜高東谷	〃	〃	浦山	1.05
22	立石谷	〃	〃	ウラヤマ	2.64
23	八幡谷	〃	川島町	八幡	1.35
24	善勝寺谷	〃	〃	王子	1.50
25	王子谷	〃	〃	王子	0.72
26	唐戸谷	〃	〃	王子	2.10
27	吉本	〃	〃	吉本	1.68
28	薬師寺谷	〃	〃	唐戸	1.68
29	大戸井谷上	〃	〃	樋口	0.27
30	大戸井谷下	〃	〃	樋口	1.68
31	近久谷	〃	〃	鳶ヶ巣	1.20
32	鳶ヶ巣谷川	〃	〃	鳶ヶ巣	1.05
33	風呂谷川	〃	〃	ｲｼﾜﾘ	0.78
34	神宮谷	〃	〃	ｲｼﾜﾘ	0.90
35	天神	〃	〃	山ノ原	1.80
36	久保田１	〃	〃	ヤマノハラ	2.10
37	久保田２	〃	〃	山ノ原	1.80
38	源光寺谷	〃	〃	植桜	2.52
39	古地谷１	〃	〃	湯吸	0.90
40	古地谷２	〃	〃	湯吸	0.84
41	湯吸谷	〃	〃	湯吸	2.31
42	貞田	〃	山川町	貞田	1.68

番　号	崩壊土砂流出 危険地区　箇所名	所　在　地			面積（ha）
		郡市	町村	字	
43	大藤谷１	吉野川市	山川町	大藤	0.30
44	大藤谷上	〃	〃	大藤谷	0.42
45	大藤西谷上	〃	〃	大藤谷	0.34
46	大藤西谷下	〃	〃	木戸ロ	0.45
47	大藤谷下	〃	〃	カシノモト	1.44
48	大藤谷２	〃	〃	御旅館	0.38
49	八幡谷	〃	〃	黒岩	3.60
50	矢落	〃	〃	矢落	1.95
51	西山谷	〃	〃	牛ノ子尾	4.50
52	奥野井谷上	〃	〃	奥野井	3.60
53	奥野井谷中	〃	〃	奥野井	1.68
54	奥野井谷下１	〃	〃	奥野井	0.75
55	奥野井谷下２	〃	〃	奥ノ井	2.70
56	榎谷上	〃	〃	榎谷	1.47
57	榎谷１	〃	〃	榎谷	0.63
58	楠根地	〃	〃	楠根地	3.60
59	榎谷下	〃	〃	榎谷	1.35
60	大内上	〃	〃	大内上	0.32
61	大内谷	〃	〃	大内	3.30
62	榎谷２	〃	〃	榎谷	2.52
63	紙漉	〃	〃	桑内	1.80
64	奥川田	〃	〃	久宗	2.70
65	井上	〃	〃	久宗	3.60
66	奥原谷	〃	〃	オオムロ	2.64
67	八幡谷下	〃	〃	川田八幡	0.74
68	天王原	〃	〃	川田八幡	1.50
69	西野峰１	〃	〃	西野峰	1.05
70	西野峰２	〃	〃	西野峰	1.44
71	横走	〃	〃	赤岩	1.50
72	坂田１	〃	〃	赤岩	0.45
73	坂田２	〃	〃	浦山	0.84
74	浦山	〃	〃	浦山	0.18
75	権見谷	〃	〃	東麓	0.15
76	どんど谷１	〃	〃	東麓	0.54
77	どんど谷２	〃	〃	東麓	0.13
78	忌部谷西	〃	〃	東麓	1.47
79	忌部谷	〃	〃	忌部山	0.38
80	忌部谷東	〃	〃	忌部山	1.80
81	母衣暮露谷	〃	美郷	小竹	2.10
82	小竹谷	〃	〃	小竹谷	5.10
83	西条西	〃	〃	西条	3.24
84	大岸谷	〃	〃	岸宗	0.90
85	竹屋敷	〃	〃	西條	0.90
86	上東条谷	〃	〃	上東条谷	0.43

番　号	崩壊土砂流出 危険地区　箇所名	所　在　地			面積（ha）
		郡市	町村	字	
87	中筋	吉野川市	美郷	中分	1.08
88	賓谷	〃	〃	穴地	2.64
89	大平谷	〃	〃	大平一野山	6.48
90	下浦谷	〃	〃	下浦	0.72
91	南古井谷	〃	〃	倉羅	1.10
92	倉羅谷	〃	〃	滝ヶ山	1.68
93	古井上	〃	〃	古井	0.60
94	照尾谷	〃	〃	照尾	0.84
95	別枝山	〃	〃	平	0.48
96	宗田谷	〃	〃	宗田	1.20
97	宗田東谷	〃	〃	宗田	6.00
98	重野尾	〃	〃	重野尾	3.00
99	柿谷	〃	〃	柿谷	5.10
100	山王谷	〃	〃	山王	2.88
101	古土地	〃	〃	古土地	0.38
102	来見坂谷	〃	〃	来見坂	1.20
103	木屋浦	〃	〃	木屋浦	2.52
104	中の谷	〃	〃	東山峠	2.40
105	月の谷	〃	〃	月野	2.10
106	殿河	〃	〃	殿河	0.27
107	栗木	〃	〃	栗木	0.15
108	栩谷１	〃	〃	栩谷	1.80
109	栩谷２	〃	〃	栩谷	0.90
110	栩谷３	〃	〃	栩谷	0.75
111	栩谷４	〃	〃	栩谷	1.50
112	大鹿谷	〃	〃	大鹿	2.10
113	管草	〃	〃	管草	6.00
114	谷蔵谷	〃	〃	上谷	2.31
115	花地１	〃	〃	花地	1.80
116	花地２	〃	〃	花地	1.50
117	フズ谷	〃	〃	上谷	1.08
118	奥丸谷	〃	〃	奥丸	3.36
119	東庄古谷	〃	〃	奥丸	1.05
120	中庄古谷	〃	〃	奥丸	2.40
121	西庄古谷	〃	〃	奥丸	1.44
122	つみきり谷	〃	〃	古土地	0.90
123	鎌谷川	〃	〃	恵美子	1.47
124	湯下東谷	〃	〃	湯下	1.62
125	湯下谷	〃	〃	土用地	1.50
126	土用地谷	〃	〃	土用地	1.68
127	毛無谷	〃	〃	毛無	2.16
128	川俣	〃	〃	川俣	0.18
129	刷石谷	〃	〃	土井の奥	0.30
130	土井奥谷	〃	〃	土井の奥	0.30

番　号	崩壊土砂流出 危険地区　箇所名	所　在　地			面積（ha）
		郡市	町村	字	
131	種野谷１	吉野川市	美郷	土井の奥	0.30
132	種野谷２	〃	〃	土井の奥	0.09
133	種野谷３	〃	〃	峠三山	0.18
134	種野谷４	〃	〃	峠三山	0.30
135	種野谷５	〃	〃	峠三山	0.30
136	種野谷６	〃	〃	峠三山	0.32
137	種野谷７	〃	〃	峠三山	0.36
138	種野谷８	〃	〃	峠三山	0.32
139	刷石谷１	〃	〃	刷石	0.63
140	刷石谷２	〃	〃	刷石	0.32
141	高野谷	〃	〃	高野	0.54
142	中滝谷	〃	〃	下林	0.67
	合計	142	箇所		212.77

11　重要水防箇所評価基準

（平成6年10月28日　建設省河治発第79号
建設省河川局治水課長通達
最終改正：平成18年10月16日国河治第97号）

種　　別	重　　要　　度		要 注 意 区 間
	A　水防上最も重要な区間	B　水防上重要な区間	
堤 防 高 （流下能力）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の２分の１未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ２分の１以上確保されている箇所。	
法崩れ ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、 その対策が暫定施工の箇所。法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所	
漏　　水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、 漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により、本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後３年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸　　閘			陸閘が設置されている個所。

平成２１年１２月４日付
四国地方整備局河川管理課長事務連絡

<table>
<tr><th rowspan="2">種別</th><th colspan="2">重要度</th><th rowspan="2">要注意区間</th></tr>
<tr><th>A　水防上もっとも重要な区間</th><th>B　水防上重要な区間</th></tr>
<tr><td>流下能力不足</td><td></td><td></td><td>堤防高は基準を満足しているが河道断面が不足し、計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高までの余裕高が該当地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所。</td></tr>
<tr><td>開口部</td><td></td><td></td><td>道路等が交差するために堤防の高さを下げた箇所で計画高水流料規模の洪水が流下したきに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは、現況の堤防高までの余裕高が該当地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所。</td></tr>
</table>

徳島県管理河川重要水防区域評価基準

平成１７年２月７日河第８７８号河川課長通知
最終改正：平成１８年１１月２日河第３９８号

種　別	重要度 A　水防上最も重要な区間	重要度 B　水防上重要な区間	要注意区間
堤防高	現況の堤防高と堤内地盤高の差が０．６ｍ以上の区間の内，計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されている箇所にあっては，計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が０．６ｍ以上の区間の内，計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されている箇所にあっては，計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越えないが，その差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が０．６ｍ以上の区間の内，計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されていない箇所にあっては，既往最高水位が現況の堤防高を越えた履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が０．６ｍ以上の区間の内，計画高水位等が設定されていない箇所にあっては，既往最高水位が現況の堤防高を越えた履歴はないが，その差が０．６ｍ未満の箇所。	
堤防断面	現況の堤防高と堤内地盤高の差が０．６ｍ以上の区間の内，計画の堤防断面が設定されている箇所にあって，現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の２分の１未満の箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が０．６ｍ以上の区間の内，計画の堤防断面が設定されている箇所にあって，現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが，それぞれ２分の１以上確保されている箇所。	
洪水痕跡	現況の堤防高と堤内地盤高の差が０．６ｍ未満（無堤区間を含む）の区間の内，既往最高水位が現況の堤防高（無堤区間にあっては河岸の高さ）を越え，これにより背後地の人家等に床上浸水が発生した履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が０．６ｍ未満（無堤区間を含む）の区間の内，既往最高水位が現況の堤防高（無堤区間にあっては河岸の高さ）を越え，これにより背後地の人家等に床下浸水が発生した履歴がある箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの履歴があるが，その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの履歴があるが，その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの履歴はないが，堤体あるいは基礎地盤の土質，法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で，所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが，その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり，その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが，破堤跡又は旧川跡の堤防であること，あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて，漏水が発生するおそれがある箇所で，所要の対策が未施工の箇所。	

種　　別	重　　　　要　　　　度		要注意区間
	A　水防上最も重要な区間	B　水防上重要な区間	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが，その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で，堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが，その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した履歴があるが，その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが，その対策が未施工の箇所。	
工　作　物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰，橋梁，樋管その他の工作物の設置されている箇所。		
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が０．６ｍ以上の区間の内，計画高水位（高潮区間の堤防）にあっては計画高潮位）が設定されている箇所にあっては，橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水位（高潮区間にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が０．６ｍ以上の区間の内，計画高水位（高潮区間の堤防）にあっては計画高潮位）が設定されている箇所にあっては，橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）を上まわるが，その差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が０．６ｍ以上の区間の内，計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されていない箇所にあっては，既往最高水位が橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等に達した履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が０．６ｍ以上の区間の内，計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されていない箇所にあっては，既往最高水位が橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等に達した履歴はないが，その差が０．６ｍ未満の箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が０．６ｍ未満の区間の内，その設置に起因する堰上げ等により河川管理施設等に損傷を及ぼし又は背後地の人家等に床上浸水を発生させた履歴がある橋梁その他の河川横断工作物の設置されている箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が０．６ｍ未満の区間の内，その設置に起因する堰上げ等により背後地の人家等に床下浸水を発生させた履歴がある橋梁その他の河川横断工作物の設置されている箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡	破堤跡で，河川改修工事が未施工の箇所。		新堤防で，築造後３年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸　　閘			陸閘が設置されている箇所。

12　重要水防区域一覧表

東部県土整備局（吉野川）管内　　　　令和元8年度現在

付図番号	河川名 海岸名 湾岸別	左右岸	区分	担当水防管理団体の名称	重要水防区域 場所	延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種別	対策	関係区域 地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	危険な場合の措置 担当水防団及び人数	避難場所	収納能力 (人)	備考
	吉野川	右	国	吉野川市	知恵島	2,868		1,000 (1768) 1,868		水衝・洗堀 法崩れ 漏　水	捨てブロック工 月の輪工 五徳縫い工 土のう羽口工 シート張り工	北須賀	305	1,056	鴨島方面 第12,13分団 30	知恵島小学校 知恵島小学校体育館	300 150	
	〃	〃	〃	〃	川　島	592 ―		173	419	漏水 （漏水） 旧川跡 工作物（橋梁）	月の輪工	城山 城東	78	235	川島方面 第2分団 17	川島公民館	100	
	〃	〃	〃	〃	鍛冶屋敷 三軒屋 中須	1,995	174	1,821 (174)		漏　水	月の輪工	鍛冶屋敷 敷地	129	382	川島方面 第4,5分団 28	川島体育館	200	
	〃	〃	〃	〃	三ツ島 学	2,235 1箇所	1,000 学島橋	1,235 (1000) (2235)		法崩れ 漏　水 水衝・洗掘 工作物（橋梁）	月の輪工 五徳縫い工 土のう羽口工 捨てブロック工	伊加々志 長塚、児島 むつみ 北久保	424	1,221	川島方面 第5,8,10分団 (15) 46	交流センター	150	
	〃	〃	〃	〃	瀬　詰	2,922		2,922		漏　水	月の輪工	湯立北 外7自治会	568	2,042	山川方面 第1,2,3分団 74	山川中学校 同体育館 山瀬小学校 同体育館 瀬詰教育集会所 山川体育館	500 500 300 250 50 400	
	〃	〃	〃	〃	川　田	3,352		3,352 (3352) (1200)		漏　水 法崩れ 水衝・洗堀	月の輪工 五徳縫い工 捨てブロック工 土のう羽口工	北島 村雲	114	435	山川方面 第7分団 27	山川中学校 同体育館 旧川田西小学校 同体育館 旧川田中小学校 同体育館 三ヶ名ふれあいｾﾝﾀｰ	(500) (500) 200 250 300 250 30	
	飯尾川	左 右	県	〃	石井町界 ～ 鳥取畑	12,520	8,360 (2840)	4,160 (300)		洪水痕跡 堤防高	積土のう工 むしろ張工 木流し工	上浦・牛島 山路・中島 飯尾・敷地	430	1,210	鴨島方面第 1,3,4,5,6,7,8 ,9,10分団 172	上浦公民館 上浦小学校 同体育館 牛島小学校 同体育館 森山小学校 同体育館 飯尾敷地小学校 同体育館	250 500 150 600 200 400 200 500 150	
	三谷川	〃	〃	〃	森藤～ 飯尾川合 流点まで	250	250			堤防高	積土のう工	森藤	50	200	鴨島方面 第7分団 (15)	森山小学校 同体育館 森山公民館	(400) (200) 100	
	寺谷川	〃	〃	〃	山　路	960	480	480		〃	〃	山路	40	150	鴨島方面 第5分団 (14)	森山小学校 同体育館 岡野ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	(400) (200) 50	
	立石谷川	左	〃	〃	上　浦	300	300			〃	〃	辻川 丸山	50	200	鴨島方面 第4分団 (15)	上浦小学校 同体育館 上浦公民館	(500) (150) (250)	

付図番号	河川名 海岸名 湾岸別	左右岸	区分	担当水防管理団体の名称	重要水防区域 場所	延長(m)	A(m)	B(m)	要(m)	種別	対策	関係区域 地区名	戸数(戸)	住民数(人)	危険な場合の措置 担当水防団及び人数	避難場所	収納能力(人)	備考
	江川	右	県	吉野川市	鴨島新橋から吉野川高校裏まで	1,000	1,000			〃	〃	新開地 神島	400	1,200	鴨島方面 第1分団 (30)	鴨島小学校 同体育館 鴨島第一中学校 同体育館 鴨島体育館 鴨島公民館 鴨島老人福祉ｾﾝﾀｰ	計 1,900	
	〃	〃	〃	〃	石井町界 ～ 江川北橋	400 (400)		400 (400)		堤防高 洪水痕跡	〃	牛島	3	10	鴨島方面 第3分団 (33)	牛島小学校 同体育館	(600) (200)	
	寺谷川	左	〃	〃	飯尾川合流点 ～ 山路橋	480	480			堤防高	積土のう工	山路	40	120	鴨島方面 第5分団 (14)	森山小学校 同体育館	(400) (200)	
	藤井川	左右	〃	〃	飯尾川合流点～鴨島町飯尾辻	1,000	1,000			〃	〃	飯尾	70	200	鴨島方面 第8分団 (15)	飯尾敷地小学校 同体育館	(500) (150)	
	桑村川	〃	〃	〃	吉野川合流点～学、桑村の字界	5,300	(1650)	5,300		堤防高 洪水痕跡	〃	宮島 桑村	84	252	川島方面 第4,5分団 (28)	川島公民館 川島体育館	(100) (200)	
	〃	〃	〃	〃	近久 ～ 大戸井	1,796		1,796		堤防高	〃	近久第一 近久第二 近久第三	76	189	川島方面 第6分団 13	こだま会館	100	
	学島川	〃	〃	〃	吉野川合流点～山川町流	7,300	(2000)	6,000 1,300		堤防高 洪水痕跡	〃	児島 三ツ島 学	55	165	川島方面 第8,10分団 (32)	東児島老人憩いの家 川島老人福祉ｾﾝﾀｰ	30 50	
	ほたる川	〃	〃	〃	〃	5,600	3,400	2,200		洪水痕跡	〃	諏訪 ほたる川 宮地	141	436	山川方面 第1,2,8分団 (54) 76	西久保地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ 山瀬小学校 同体育館	30 (300) (250)	
	源光寺谷川	〃	〃	〃	桑村 湯浅フサ子宅西	100		100		堤防高	〃	南寺 南寺中央 江ノ島	71	176	川島方面 第3分団 20	川島公民館	(100)	
	岩谷川	〃	〃	〃	吉野川合流点～上流端	5,000	5,000			洪水痕跡	〃	北島 村雲 片岸	164	682	山川方面 第6,7分団 (27) 49	中部農業構造改善ｾﾝﾀｰ 三ヶ名ふれあいｾﾝﾀｰ 旧川田中小学校 同体育館	50 (30) (300) (250)	

付図番号	河川名 海岸名 湾岸別	左右岸	区分	担当水防管理団体の名称	重要水防区域 場所	延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種別	対策	関係区域 地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	危険な場合の措置 担当水防団及び人数	避難場所	収納能力 (人)	備考
	岩谷川	左 右	県	吉野川市	ＪＲ橋から川田川合流点まで	(1265)		(1265)		法すべり	積土のう工 木流し工	北 町 外４自治会	306	1,104	山川方面 第6,7分団 (49)	中部農業構造改善ｾﾝﾀｰ 旧川田中小学校 同体育館	(50) (300) (250)	
	大藤谷川	〃	〃	〃	岩屋谷川合流点～山川町川田	3,200	3,200			洪水痕跡	〃	瀬 津 貞 田	68	210	山川方面 第7分団 (27)	舟戸農業改善ｾﾝﾀｰ 旧川田西小学校 同体育館	50 (200) (250)	
	船戸谷川	〃	〃	〃	大藤谷川合流点～上流端	1,400		1,400		〃	〃	舟 戸 西 舟 戸 東	14	45	〃 (27)	〃	(50) (200) (250)	
	中 川	〃	〃	〃	岩屋谷川合流点～上流端	2,200	2,200			〃	〃	町	12	38	山川方面 第6分団 (22)	旧川田中小学校 同体育館 中部農業構造改善ｾﾝﾀｰ	(300) (250) (50)	
	風呂の谷川	〃	〃	〃	岩屋谷川合流点～山川町井上	2,000		2,000		〃	〃	〃	(4)	(15)	〃 (22)	〃	(300) (250) (50)	
	川田川	右	〃	〃	庄司橋 ～ 川田橋	237		237		法すべり	積土のう工 せき板工 ｼｰﾄ 張り工	恵 下 外６自治会	409	1,445	山川方面 第3,4,8分団 (42) 64	山川地域総合センター 吉野川市ｱﾒﾆﾃｨｰｾﾝﾀｰ	200 100	
	ほたる川	左 右	〃	〃	季 邦 ～ 前 川	1,910	1,910			洗掘	積土のう工 木流し工	季 邦 外４自治会	100	300	山川方面 第1,2,3分団 (74)	山川地域総合センター 吉野川市ｱﾒﾆﾃｨｰｾﾝﾀｰ 山川体育館	(200) (100) (400)	
	学 島 川	〃	〃	〃	忌 部 ～ 山 路	2,100	2,100			堤防高	積土のう工 木流し工 ｼｰﾄ 張り工	西久保 外11自治会	539	2,015	山川方面 第1分団 (24)	山瀬小学校 同体育館 西久保地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	(300) (250) (30)	
	湯吸谷川	〃	準	〃	川島町界から麻名用水合流点まで	500		500		堤防高	積土のう工	新 田	50	150	鴨島方面 第11分団 30	西麻植小学校 同体育館	400 150	
	鳶ケ巣谷川	〃	〃	〃	桑 村 池ノ内秀治宅西	30		30		〃	〃	鳶 ケ 巣	17	39	川島方面 第6分団 (13)	こだま会館	(100)	

付図番号	河川名 海岸名 湾岸別	左右岸	区分	担当水防管理団体の名称	重要水防区域							関係区域			危険な場合の措置			備考
					場所	延長(m)	A(m)	B(m)	要(m)	種別	対策	地区名	戸数(戸)	住民数(人)	担当水防団及び人数	避難場所	収納能力(人)	
	吉本東谷川	左 右	準	吉野川市	吉本 麻野義光 宅西	100		100		堤防高	積土のう工	吉本	81	247	川島方面 第7分団 15	学島小学校 同体育館	200 200	
	湯吸谷川	〃	〃	〃	山田 阿部俊仁 宅下流	400		400		〃	〃	山田北部	25	80	川島方面 第1分団 16	川島公民館山田西分館	20	
	祇園谷川	〃	〃	〃	祇園	500	150	350		洗掘	積土のう工 木流し工	祇園	27	106	山川方面 第2分団 (30)	八坂会館	100	
	旗見谷川	〃	〃	〃	旗見から 川田川合 流点まで	1,150	450	700		法すべり	積土のう工 木流し工 ｼｰﾄ 張り工	旗見 川東	67	233	山川方面 第4分団 (22)	旧川田小学校 同体育館	300 300	
	八幡谷川	〃	〃	〃	宮谷から 風呂ノ谷 川の合流 点まで	1,000	800	200		〃	〃	西山 南町	146	520	山川方面 第6分団 (22)	旧川田中小学校 同体育館	(300) (250)	
	翁喜台谷川	〃	〃	〃	川東 ～ 季邦	300		300		〃	〃	翁喜台 外２自治会	156	539	山川方面 第4,8分団 (44)	吉野川市立ｱﾒﾆﾃｨｾﾝﾀｰ 山川地域総合センター	(200) (100)	
	王子谷川	〃	普	〃	王子	40	40			〃	〃	王子	38	126	川島方面 第9分団 14	学島小学校 同体育館	(200) (200)	

※水防区域及び収納能力の（　）は重複距離及び重複人数

13　地震時に緊急点検する「農業用ダム・農業用ため池」一覧表

令和元年年１０月１日現在

震度５弱以上

番号	名 称	所 在 地	堤 高 [m]	堤頂長 [m]	貯水量 [m3]	受益地 [ha]	管理者名	所管事務所	被害想定公共施設
1	上浦大月1号池	鴨島町上浦字玉取1770	4.6	50.0	6,000	2.0	大月溜池水利組合	東部 農林水産局 吉野川	
2	山路大月池	鴨島町山路字生福1812	5.0	35.0	3,000	2.0	大月溜水利組合	東部 農林水産局 吉野川	
3	岡原池	鴨島町山路字岡原	8.0	70.0	19,000	0.5	岡原水利組合	東部 農林水産局 吉野川	
4	壇1号池	鴨島町森藤字滝ノ上416	5.3	158.0	7,000	7.3	渡部重雄	東部 農林水産局 吉野川	
5	一の坪池	鴨島町森藤字西浦谷1542	10.2	50.0	12,000	9.5	一ノ坪土地改良区	東部 農林水産局 吉野川	宮前公民館
6	昭和池	鴨島町飯尾字天神1876－1	11.0	45.0	6,000	2.0	吉野川市	東部 農林水産局 吉野川	
7	敷地池	鴨島町敷地字平山658－4	9.9	67.0	27,000	10.7	敷地土地改良区	東部 農林水産局 吉野川	
8	寺谷池	鴨島町山路字西寺谷	8.5	36.0	6,000	7.0	寺谷土地改良区	東部 農林水産局 吉野川	
9	大正池 （古池）	川島町桑村字新池尻	14.1	200.0	187,000	29.0	川島東土地改良区	東部 農林水産局 吉野川	県立川島高校，病院
10	平倉池	川島町山田字平倉湯吸	11.5	67.0	31,000	20.0	川島東土地改良区	東部 農林水産局 吉野川	県立川島高校，病院

番号	名 称	所 在 地	堤 高 [m]	堤頂長 [m]	貯水量 [m3]	受益地 [ha]	管理者名	所管事務所	被害想定公共施設
11	古志田池	川島町山田字平倉	9.5	97.0	12,700	20.0	川島東土地改良区	東部 農林水産局 吉野川	
12	塚池	川島町山田字平倉584	5.7	51.0	5,000	20.0	川島東土地改良区	東部 農林水産局 吉野川	
13	源光寺池	川島町桑村字源光寺712-1	5.8	44.0	4,800	2.0	川島東土地改良区	東部 農林水産局 吉野川	
14	坂田新池	山川町字坂田	10.4	39.0	6,000	4.0	坂田水利組合	東部 農林水産局 吉野川	

１４　防災重点ため池一覧表

令和元年１２月１日現在

番号	名 称	所 在 地	管理者名	所管事務所
1	上浦大月1号池	鴨島町上浦字玉取1770	個人	東部農林水産局吉野川
2	上浦大月2号池	鴨島町上浦字玉取1765	個人	東部農林水産局吉野川
3	山路大月池	鴨島町山路字生福1812	個人	東部農林水産局吉野川
4	岡原池	鴨島町山路字廣谷2193-5地先	個人	東部農林水産局吉野川
5	壇1号池	鴨島町森藤字滝ノ上414-2他	吉野川市	東部農林水産局吉野川
6	壇2号池	鴨島町森藤字壇林2478-2	個人	東部農林水産局吉野川
7	一ノ坪池	鴨島町森藤字西浦谷1531-7他	一ノ坪土地改良区	東部農林水産局吉野川
8	昭和池	鴨島町飯尾字天神1863地先	吉野川市	東部農林水産局吉野川
9	敷地池	鴨島町敷地字平山674-7他	敷地土地改良区	東部農林水産局吉野川
10	寺谷池	鴨島町山路字西寺谷95-9他	寺谷土地改良区	東部農林水産局吉野川
11	柳本池	鴨島町上浦字玉取1799	個人	東部農林水産局吉野川
12	山路池	鴨島町山路字山ノ南1935	吉野川市	東部農林水産局吉野川
13	森下池	鴨島町山路字東寺谷213	個人	東部農林水産局吉野川
14	向原溜	鴨島町森藤字城ヶ丸280	個人	東部農林水産局吉野川
15	大正池	川島町桑村字新池尻562-2他	川島東土地改良区	東部農林水産局吉野川
16	古池	川島町桑村字新池尻605他	川島東土地改良区	東部農林水産局吉野川
17	平倉池	川島町山田字湯吸5-3他	川島東土地改良区	東部農林水産局吉野川
18	塚池	川島町山田字平倉3-1他	川島東土地改良区	東部農林水産局吉野川
19	源光寺池	川島町桑村字山ノ神712-1他	川島東土地改良区	東部農林水産局吉野川

番号	名 称	所 在 地	管理者名	所管事務所
20	古志田池	川島町山田字平倉116	川島東土地改良区	東部農林水産局吉野川
21	旗見池	山川町旗見 150	川俣土地改良区	東部農林水産局吉野川
22	坂田新池	山川町坂田85-6他	吉野川市	東部農林水産局吉野川

15　保安林配備一覧表

平成27年1月19日現在

（１）民有保安林配備現況表

保安林の種類	水源の涵養		土砂関係						その他保安林								合計	
			土砂の流出の防備		土砂の崩壊の防備		小計		水害の防備		干害の防備		公衆の保険		小計			
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積
鴨島町			15	7			15	7	2	0.2					2	0.2	17	7
川島町			12	19			12	19					5	14	5	14	17	33
山川町	10	192	83	180			83	180					2	100	2	100	95	471
美郷	34	580	108	206	1	0.5	109	207			1	215	1	3	2	218	145	1,004
計	44	772	218	412	1	0.5	219	413	2	0.2	1	215	8	117	11	332	274	1,516

（２）国有保安林配備現況表

保安林の種類	水源かん養保安林		土砂流出防備保安林		国有	官有	計
	国有	官有	国有	官有			
鴨島町					0	0	0
川島町					0	0	0
山川町					0	0	0
美　郷					0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0

５．危険物等に関する資料

1　危険物施設一覧表

令和元年8月1日現在

	名　　称	施設区分	設置場所
1	小森石油㈱	給油取扱所（屋外ｾﾙﾌ）	鴨島町西麻植字絵馬堂 64－4
2	㈱阿波銀行	地下タンク貯蔵所	鴨島町鴨島 716-11
		一般取扱所	鴨島町鴨島 716-11
3	吉野川医療センター	地下タンク貯蔵所	鴨島町知恵島 120
		一般取扱所（消費）	鴨島町知恵島 120
4	笠井石油店	給油取扱所	鴨島町西麻植字新田 17-1
5	㈱鴨島商業開発	地下タンク貯蔵所	鴨島町鴨島 297-1
6	吉野川市 喜来ポンプ場	地下タンク貯蔵所	鴨島町喜来乙 42-2
7	麻植郡農協鴨島給油所	給油取扱所	鴨島町山路 1077
8	医療法人徳寿会　鴨島病院	地下タンク貯蔵所	鴨島町内原 432
9	㈱川島石油	給油取扱所(屋内ｾﾙﾌ)	鴨島町牛島 851-1,851-4
10	独立行政法人国立病院機構徳島病院	地下タンク貯蔵所	鴨島町敷地 1354
		一般取扱所（消費）	鴨島町敷地 1354
		地下タンク貯蔵所	鴨島町敷地 1354
		地下タンク貯蔵所	鴨島町敷地 1354
		地下タンク貯蔵所	鴨島町敷地 1354
11	㈲佐藤石油	給油取扱所(屋内)	鴨島町内原 214
		屋内タンク貯蔵所	鴨島町内原 214
12	四国岩谷産業㈱	一般取扱所(小詰)	鴨島町知恵島 761-13
13	㈱四国ｵｲﾙ	給油取扱所	鴨島町上浦 943-1
		地下タンク貯蔵所	鴨島町上浦 956
		地下タンク貯蔵所	鴨島町上浦 956
		一般取扱所	鴨島町上浦 956
		移動タンク貯蔵所	鴨島町上浦 956
		移動タンク貯蔵所	鴨島町上浦 956
		屋外貯蔵所	鴨島町上浦 1502-1
		屋外貯蔵所	鴨島町上浦 1502-1
14	四国牛乳輸送㈱	給油取扱所(自家用)	鴨島町牛島 133-3
15	篠原商事㈲	給油取扱所（屋外ｾﾙﾌ）	鴨島町中島 435-4
		移動タンク貯蔵所	鴨島町上下島 3-5
16	四宮祐一	一般取扱所(詰替)	鴨島町西麻植字江川 228
		移動タンク貯蔵所	鴨島町西麻植字麻植市 108
		移動タンク貯蔵所	鴨島町西麻植字麻植市 108
17	セントラルホテル鴨島	地下タンク貯蔵所	鴨島町鴨島 471-2
18	田中屋	給油取扱所	鴨島町敷地 180
19	大協運輸㈱	給油取扱所(自家用)	鴨島町森藤 807
20	㈱大真空	屋内貯蔵所	鴨島町牛島 1939-11
		屋内タンク貯蔵所	鴨島町牛島 1939-11
		屋内貯蔵所	鴨島町牛島 1939-11
		屋内貯蔵所	鴨島町牛島 1939-15
		屋内タンク貯蔵所	鴨島町牛島 1939-11
21	中央橋石油㈲	給油取扱所	鴨島町知恵島 459-1
22	徳島急送㈱	給油取扱所(自家用)	鴨島町上浦 155-1
23	昭和精機工業㈱	一般取扱所	鴨島町牛島 1939-13
		一般取扱所（焼入れ作業等）	鴨島町牛島 1939-13
		屋内貯蔵所	鴨島町牛島 1939-13
24	徳島石油㈱	給油取扱所	鴨島町牛島 2142-1
25	日清紡テキスタイル㈱吉野川事業所	一般取扱所(消費)	鴨島町牛島 2429-1
		屋外タンク貯蔵所	鴨島町牛島 2429-1
		屋内貯蔵所	鴨島町牛島 2429-1
26	西日本電信電話㈱	地下タンク貯蔵所	鴨島町鴨島 169-1
27	ハッピー鴨島	屋内タンク貯蔵所	鴨島町鴨島 750
28	ミータス(株)	給油取扱所（屋外ｾﾙﾌ）	鴨島町知恵島 1372-1，1372-4

	名　　称	施設区分	設置場所
29	ヤマサン石油(株)　鴨島西	給油取扱所（屋外ｾﾙﾌ)	鴨島町西麻植字絵馬堂 21-1，36-1，44-17，44-18
30	藤井利光	屋内貯蔵所(特定)	鴨島町知恵島 1631-1
31	松川産業㈲	一般取扱所(詰替)	鴨島町知恵島 904-4
32	介護老人保健施設 やすらぎ荘	地下タンク貯蔵所	鴨島町上下島 495-5
33	社会福祉法人白鳳会　菊美荘	地下タンク貯蔵所	鴨島町上下島 441-7、443-2
34	㈲ユアサ石油	給油取扱所	鴨島町西麻植字新田 166-1
		移動タンク貯蔵所	鴨島町西麻植字新田 166-1
35	ダイキ株式会社	一般取扱所(詰替)	鴨島町上下島 405-1
36	徳島河川国道事務所吉野川鴨島出張所	地下タンク貯蔵所	鴨島町喜来 529-5
37	㈱フジタイト	屋内貯蔵所(特定)	鴨島町牛島 2322-20
38	徳島中央広域連合	地下タンク貯蔵所	鴨島町上下島 21-1
39	吉野川市役所	地下タンク貯蔵所	鴨島町鴨島 126-3
40	小原石油	給油取扱所(屋外ｾﾙﾌ)	鴨島町知恵島 1779-1、1780-1
41	(株)ＨＫＳ	屋外貯蔵所	鴨島町牛島字先須賀ノ三 115-1
42	㈱三菱商事エネルギー	給油取扱所	鴨島町牛島字四ツ屋 7-1
43	丸善商事（株)	移動タンク貯蔵所	鴨島町牛島字先須賀 149-1
44	阿南運送㈱	給油取扱所(自家用)	川島町桑村 2409-1
45	ＥＨＩピースマネイジメント㈱	給油取扱所（屋外ｾﾙﾌ)	川島町桑村 2657-8
46	㈱川島石油	移動タンク貯蔵所	川島町学字北久保 31-1
		移動タンク貯蔵所	川島町学字北久保 31-1
		移動タンク貯蔵所	川島町学字北久保 31-1
		移動タンク貯蔵所	川島町学字北久保 31-1
		給油取扱所(屋内ｾﾙﾌ)	川島町川島 262-1
		地下タンク貯蔵所	川島町学字西出目 175-1
		一般取扱所(充てん)	川島町学字西出目 175-1
		移動タンク貯蔵所	川島町学字西出目 175-1
		移動タンク貯蔵所	川島町学字西出目 175-1
		移動タンク貯蔵所	川島町学字西出目 175-1
		地下タンク貯蔵所	川島町学字西出目 175-1
		地下タンク貯蔵所	川島町学字西出目 175-1
		一般取扱所	川島町宮島地先
		屋内貯蔵所	川島町学字北久保 29-1
47	川島排水機場	一般取扱所	川島町宮島地先
		地下タンク貯蔵所	川島町宮島地先
48	学島川排水機場	地下タンク貯蔵所	川島町学島地先
49	学島排水機場	屋外タンク貯蔵所	川島町学島地先
50	木野石油㈲	給油取扱所	川島町三ﾂ島字北新田 566-1
		地下タンク貯蔵所	川島町三ﾂ島字北新田 566-1
		移動タンク貯蔵所	川島町三ﾂ島字北新田 535-8,539-4
51	特別養護老人 ホーム 水明荘	地下タンク貯蔵所	川島町川島 106
52	吉野川リハビリセンター	地下タンク貯蔵所	川島町川島 106-2
53	日本フネン㈱	屋内貯蔵所	川島町三ﾂ島字新田 179-1
54	㈲石井石油商会	給油取扱所(自家用)	川島町児島字西須賀 116-1、117-1
55	㈱コメリ	一般取扱所（詰替)	川島町学字北久保 111-1 他
56	徳島ガーデンクリエイト㈱	屋内貯蔵所	川島町児島字喜来 24-1
57	㈲松家運送	給油取扱所(自家用)	川島町学字北久保 105
58	岩屋谷川排水機場	屋外タンク貯蔵所	山川町川田 55-1
59	㈲川田重機建設	給油取扱所(自家用)	山川町天神 23
60	京野石油ガス㈲	給油取扱所	山川町前川 162
61	㈲蔵本運送	給油取扱所(自家用)	山川町湯立 167-2
62	㈲沢田石油	給油取扱所	山川町川田 440-3

	名　　称	施設区分	設置場所
63	徳島日鉱石油㈱	一般取扱所(小詰)	山川町季邦 38
		屋内貯蔵所	山川町季邦 38
64	コーナン商事㈱	一般取扱所(詰替)	山川町春日 149-5
65	㈲山川自動車	屋内貯蔵所(特定)	山川町前川 172-6
66	養護老人ホーム芳越荘	地下タンク貯蔵所	山川町青木 17
67	㈲湯立丸十	給油取扱所	山川町翁喜台 276-1
68	㈱川島石油	給油取扱所	山川町前川 64-3,68-3
69	富士木材工業（株）温泉事業部ふいご温泉	地下タンク貯蔵所	山川町久宗 31-3
70	ほたる川排水機場	地下タンク貯蔵所	山川町中須賀地先
		一般取扱所	山川町中須賀地先
71	阿麻橘石油	給油取扱所	美郷字川俣 4-4
		一般取扱所	美郷字恵美子 220
		地下タンク貯蔵所	美郷字恵美子 220

２　高圧ガス大量保有事業所一覧表

令和元年７月１日現在

第一種製造者（一般）

事業所名	所　在　地	電　話	ガスの名称
㈱大真空 徳島事業所	鴨島町牛島1939-11	0883－24－5161	窒素
日清紡ﾃｷｽﾀｲﾙ㈱ 吉野川事業所	鴨島町牛島字明治開 2429-1	0883－24－1161	窒素，ＬＮＧ，アンモニア

第一種製造者（液石、貯槽設置）

事業所名	所 在 地	電　話	貯漕	摘　要
丸善商事（株） 鴨島充填所	鴨島町牛島字先須賀ノ一149-1	0883－24－4311	20ｔ×1基	充填所
徳島県ｴﾙﾋﾟｰｶﾞｽ容器再検査協同組合	鴨島町牛島2214-1	0883－24－5686	0.5ｔ×1基 0.75ｔ×1基	充填所

第一種製造者（冷凍）

事業所名	所 在 地	電　話	冷凍能力(ﾄﾝ/日)
日清紡ﾃｷｽﾀｲﾙ㈱ 吉野川事業所	鴨島町牛島字明治開 2429-1	0883－24－1161	１７７．６０

特定高圧ガス消費者（液石）

事業所名	所 在 地	電　話	高圧ガスの種類
日本フネン（株）	川島町三ツ島字新田179－1	0883－25－2450	液化石油ガス
日清紡ﾃｷｽﾀｲﾙ㈱ 吉野川事業所	鴨島町牛島字明治開 2429-1	0883－24－1161	液化アンモニア

※　記載事項について

注１「特定高圧ガス消費者」の用語の定義は，高圧ガス保安法による。

注２「液石」は，一般高圧ガス保安規則，液化石油ガス保安規則及び冷凍保安規則の区分を表す。

注３　高圧ガス関係事業所のうち，処理能力又は貯蔵能力の大きいものを記載した。

３　火薬類製造業者一覧表

火薬類販売業者一覧表　　　　　　　　　　　　　　　　令和元年７月１日現在

販売業者名	販　売　所　　所　在　地
（有）後藤田銃砲火薬店	川島町川島71番地

４　毒物・劇物取扱施設数

平成３０年１１月２０日現在

業　種	販　　売　　業			
	一般販売業	農業用品目販売業	特定品目販売業	計
吉野川市	１０	７	１	１８

５　放射線同位元素保有事業所

該　当　無　し

６．防災資機材等に関する資料

1　水防倉庫設置及び備蓄資材の状況

（1）県備蓄資機材

徳島県地域防災計画 資料編 H29.1

県民局又は県土整備局	設置場所水防倉庫	河川名海岸名港湾名	照明器具	器具資材																				
				鎌	斧	鋸	スコップ	ツルハシ	鍬	ハグチジョレン	カケヤ・ハンマー類	土のう袋類	むしろ ビニールシート	縄 ロープ	竹	丸太	くい	板類	鉄線	くぎ	かすがい	蛇籠	土砂	袋入り土砂
		(単位)	個	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	枚	枚	束(巻)	本	本	本	枚	kg	kg	本	個	m^3	袋
東部	東部県土整備局(吉野川)	管内河川		4	3	4	31	1	4	10	5	6500	93	92	40	200	60	24	5	100	1000			
	〃 吉野地区水防倉庫	〃		5	1	1	8	3		3	2	3700	3	69	51		40	5	4					
計				9	4	5	39	4	4	13	7	10200	96	161	91	200	100	29	9	100	1000			

（２）吉野川市備蓄資機材

設置場所 水防倉庫（消防倉庫）		河川名 海岸名 港湾名	照明器具	器具資材 鎌	斧	鋸	スコップ	ツルハシ	鍬	ハグチジョレン	カケヤ・ハンマー類	土のう袋類	むしろ ビニールシート	縄 ロープ	竹	丸太	くい	板類	鉄線	くぎ	かすがい	蛇籠	土砂	袋入り土砂
		（単位）	個	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	枚	枚	（巻）束	本	本	本	枚	kg	kg	本	個	㎥	袋
鴨島	敷地唐谷水防倉庫	飯尾川		10	1	1	4	2		2	4	1000		1			15		20					
鴨島	呉郷〃	藤井谷川		6			3			1	2	400		1			50							
鴨島	寺谷〃	寺谷谷川		10			3	3		4	2	400		1			180							
鴨島	上下島〃	江川・飯尾川	4	20	5	5	9	3		5	6	700	64	10			46		50					
川島	西出目・学〃	学島川	2	10	10	5	15	10		5	10	2000	30	5			70		20					
山川	翁喜台〃	吉野川各支川	5	35	10	19	20	10	22	13	10	3750	100	30		100	40			1	50			
山川	町 〃	川田川	2				15	15	5	10	10	200												
美郷	美郷庁舎倉庫	川田川・東山谷川	1	20	15	7	20	7	7	7	15	1300		20					20	10	10			
美郷	市消防団 美郷方面第1分団	東山谷川										50												
美郷	〃 第2分団	川田川										50												
美郷	〃 第3分団	〃										50												
美郷	〃 第4分団	〃										50												
美郷	〃 第5分団	〃										50												
			14	111	41	37	89	50	34	47	59	10000	194	68		100	401		110	11	60			

２　林野火災用空中消火資機材等保有状況

（１）県保有分　　　　　　　　　　　　　　　　　徳島県地域防災計画 資料編 H31.3

資機材等の名称数量規格等	数量	規格等
散布装置（水のう型）	14 基	中型ヘリ用700ﾘｯﾄﾙ型
混合機	4 基	
組立水そう	6 基	2,500ﾘｯﾄﾙ型
可搬式動力ポンプ	4 台	B-3級
ホース	24 本	口径65mm 長さ20m
吸管	6 本	口径75mm 長さ8m
消火薬剤（２０ kg 入）	100 缶	エフアールＳ
消火薬剤（２０ kg 入）	100 缶	エフアールＴ
展着剤（２０ kg 入）	50 袋	ＣＭＣ
着色剤（５ kg 入）	4 缶	
バケット	4 基	・7,570ﾘｯﾄﾙ型　1基（大型ヘリ用） （保管場所:徳島県消防防災空港隊） ・1,590ﾘｯﾄﾙ型　3基（うち2基は海上自衛隊徳島教育航空群に貸与中）

保管場所：板野郡北島町鯛浜字大西１６５
徳島県立防災センター備蓄倉庫（連絡先：徳島県消防学校（088-683-2200）
：徳島県立防災センター(088-683-2100)
連絡先　：徳島県危機管理局消防保安課（088-621-2284）

（２）消防本部、町村保有分　　　　　　　　　　　徳島県地域防災計画 資料編 H31.3

団体名／資機材	ジェットシューター	チェーンソー
吉野川市	75	－
徳島中央広域連合	41	8
合　計	116	8

３　応急食料及び副食調味料調達先一覧表

徳島県地域防災計画 資料編 H29.1

食品名	生産者団体業者	所　在　地	電話番号	備　考
米穀	全国農業協同組合連合会徳島県本部	徳島県北佐古一番町5番地12号	(088)634-2501	
米穀	徳島県食糧卸協同組合	美馬郡つるぎ町貞光字小山北115-3	(0883)63-6015	
漬物	徳島県漬物加工販売協同組合	名西郡石井町高川原天神337-6	(088)674-2503	たくあん、梅干し、奈良漬、きざみ漬等
味噌	徳島県味噌工業協同組合	徳島市中昭和町1丁目95番地の1(葵ハイツ内2F)	(088)652-6472	
醤油	徳島県醤油醸造協同組合	徳島市かちどき橋6-8	(088)652-1871	
食塩	徳島塩元売株式会社	徳島市東沖洲2-49	(088)664-6380	
魚肉練り製品	徳島県蒲鉾水産加工業協同組合	徳島市北中洲４丁目1-38	(088)628-2259	
水産加工品	徳島県漁業協同組合連合会	徳島市東中洲２丁目13	(088)636-0500	
(即席めん)	(大手卸売販売業者名)旭食品㈱徳島営業所	板野郡松茂町住吉	(088)699-3355	
	八百秀（株）	徳島市金沢町1丁目	(088)664-0260	

４　災害救助物資備蓄数

徳島県地域防災計画　資料編 平成２９年４月１日現在

品　　目	在庫数量	保管場所	備　　　　考
毛布（圧縮真空パック）	3,420枚	日本通運松茂流通センター 板野郡松茂町中喜来字稲本183	140cm×190cm
	1,800枚	徳島通運株式会社小松島支店立江倉庫 小松島市立江町大田ノ浦11-12	
	3,960枚	県立防災センター 板野郡北島町鯛浜字大西165	
	850枚	南部総合県民局阿南庁舎 阿南市富岡町あ王谷46 南部総合県民局美波庁舎 海部郡美波町奥河内弁才天17番地1 海陽町立海南病院 海部郡海陽町四方原字広谷16-1	
	250枚	西部総合県民局美馬庁舎 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73	
	250枚	西部総合県民局三好庁舎 三好市池田町マチ241	
計	10,530枚		
日用品セット	2,160ｾｯﾄ	日本通運松茂流通センター 板野郡松茂町中喜来字稲本183	タオル，箸，スプーン，石鹸，コップ，軍手，ポリ袋，包帯，歯ブラシ，ポケットティシュ
	3,600ｾｯﾄ	徳島通運株式会社徳島支店 徳島市東沖洲１丁目20-2	
	1,920ｾｯﾄ	県立防災センター 板野郡北島町鯛浜字大西165	
	40ｾｯﾄ	県庁倉庫 徳島市万代町1-1	
	1,485ｾｯﾄ	南部総合県民局阿南庁舎 阿南市富岡町あ王谷46 南部総合県民局美波庁舎 海部郡美波町奥河内弁才天17番地1 海陽町立海南病院 海部郡海陽町四方原字広谷16-1	
	240ｾｯﾄ	西部総合県民局美馬庁舎 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73	
	250ｾｯﾄ	西部総合県民局三好庁舎 三好市池田町マチ241	
計	9,695ｾｯﾄ		

５　吉野川市災害用備蓄品の目標基本数量

				目標基本数量 （１日） 南海トラフ地震	目標基本数量 （１日） 中央構造線活断層地震
備蓄品目	食料	食料（一般）	（食）	５，７０４	７，５８５
		食料（要配慮者）	（食）	２，０５０	２，９５０
		飲料水	（ﾘｯﾄﾙ）	１１，７００	１５，９００
		粉ミルク	（缶）	５	６
	食料以外	哺乳瓶	（本）	１１	１５
		毛布	（枚）	１，９５０	２，６５０
		簡易トイレ	（基）	３７	５１
		トイレットペーパー	（ﾛｰﾙ）	３１０	４２１
		生理用品	（枚）	１，１０５	１，４３３
		紙おむつ（乳幼児）	（枚）	４５６	６０１
		紙おむつ（大人）	（枚）	１９９	２９６
		尿もれパッド	（枚）	５９８	８８７

注：備蓄物資の対象者は，「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第２次）」及び「徳島県中央構造線・活断層地震被害想定」における「家屋の全壊，消失のため，避難所で生活することを余儀なくされ，かつ物資の確保が困難な者」を対象者とする。

南海トラフ地震　　　　　避難所生活者数（警報解除後当日）３，９００人
中央構造線・活断層地震　避難所生活者数（１日後）　　　　５，３００人

６　吉野川市災害用備蓄品の現況

令和元年１２月１日現在

区分		品目	目標基本数量（１日）	吉野川市備蓄品	単位	鴨島庁舎（倉庫棟3F）	こども園（付属棟1F倉庫）	運転管理センター（2F倉庫）	山川地域総合センター（3F旧議場）	美郷支所（ふるさとセンター1F）	牛島小学校	山瀬小学校	東山小学校	小計	現保有数量
備蓄品目	食糧	食糧(一般)	7,585	アルファ米	食	2,700	0	0	300	200	100	0	0	3,300	14,760
				サバイバルフーズ	食	2,880	0	6,900	0	0	120	120	0	10,020	
				パン缶等	食	1,440	0	0	0	0	0	0	0	1,440	
		食糧(要配慮者)	2,950	ライスるん等	食	600	50	0	0	0	0	0	0		650
		飲料水	15,900	飲料水	ﾘｯﾄﾙ	2,304	780	0	360	360	0	0	0		3,804
		粉ミルク	6	粉ミルク	缶	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	食糧以外	哺乳瓶	15	哺乳瓶	本	0	0	0	0	0	0	0	0		0
		毛布	2,650	毛布	枚	1,440	170	450	500	200	15	15	23		2,813
		簡易トイレ	51	簡易トイレ	台	168	0	10	73	21	14	14	5		305
				携帯トイレ	個	21,450	500	4,100	2,400	300	200	200	200		29,350
				マンホールトイレ	台	11	0	4	0	0	0	0	0		15
		トイレットペーパー	421	トイレットペーパー	ﾛｰﾙ	0	0	120	0	0	0	0	0		120
		生理用品	1,433	生理用品	枚	2,365	0	1,120	0	0	0	0	0		3,485
		紙おむつ(乳幼児)	601	おむつ(子供用)	枚	0	0	0	2,288	0	0	0	0		2,288
		紙おむつ(大人)	296	おむつ(大人用)	枚	996	0	0	1,908	0	0	0	0		2,904
		尿もれパッド(大人)	887			1440	0	0	1,800	0	0	0	0		3,240

7　木材保有数

徳島県地域防災計画　資料編 平成２９年４月１日現在

貯木場名	面 積（m2）	貯木能力（m3）	現在量（m3）	備　考
徳島県木材センター協同組合	土場　13，300 土場　4，752	製品　3，500 素材　400	1，000 0	
株式会社ゲンボク	土場　31，750	素材　11，000	1，000	
県営貯木場	水面 62，600	素材　15，500	0	
徳島木材団地 協同組合連合会	土場　54，196	素材 154，000	4，000	
徳島中央森林組合 （神山本所）	土場　6，630	素材　1，700	500	
徳島中央森林組合 （上勝支所）	土場　3，850	素材　1，000	800	
木頭森林組合 （相生及び横石）	土場　27，000	素材　5，500	2，500	
美馬郡木材協同組合	土場　15，012	素材　7，000	650	
三好木材ｾﾝﾀｰ事業 協同組合	土場　45，080	素材　15，000	1,000	
計	土場面積 201，570 水面面積　62，600	製品　3，500 素材 211，100	1，000 10，450	

８　給水容器の備蓄状況（市）

平成28年4月1日現在

給水タンク		携行容器	給水袋・ポリ袋		
～0.９ｔ	1.５～2.０ｔ	20ℓ	4～6ℓ	10ℓ	20ℓ以上
1	2	28	1,723	275	400

７． 報道体制に関する資料

１　日本放送協会の災害報道体制

災害の種類と体制

◎　災害には，地震，津波，台風，豪雨，大火，船舶，航空機，鉄道，バスなどの事故，爆発、事故，工場災害などが考えられる。
◎　規模によって以下の体制をとる。

体　　制	編　　成	動　　員
第１種体制	警報・注意報その他緊急を要する告知放送を長時間にわたって臨時放送する。	体制別動員計画表に基づき動員
第２種体制	平常番組の一部を災害番組に切り替えて放送する。	１種体制の動員数を超えて動員
第３種体制	平常番組の大部分を災害番組に切り替えて放送する。	動員対象全員を動員

気 象 警 報 等

対応	対象となる警報
Ｇ（スーパー）	暴風、大雨、暴風雪、大雪、高潮、波浪
Ｒ１（上のせ）	竜巻注意情報、記録的短時間大雨情報
ＦＭ（上のせ）	土砂災害警戒情報、はんらん警戒情報、はんらん危険情報

※　総合テレビ・Ｒ１・ＦＭは、２４時間放送

地震・津波情報

震　度	徳　島　単	全　国
1 2	G（スーパー） R１（上のせ）	
3 4	（特設ニュースの場合あり）	G（スーパー） R１（上のせ）
５弱・５強	徳島単で独自放送を開始 ★休日や夜間でも中断ノルマルで一報（全中受け、参加の場合あり）	G（ノルマル可） R１—FM（上のせ） 津波注意報は震度５の全国対応同等
６弱以上 大津波・津波警報	全波臨時ニュース	

２　四国放送非常事態対策要綱

四国放送は，非常事態の発生に対応し，次の通り対策要綱を定める。

１　非常事態

ここにいう非常事態とは，重大な災害及び社会を震撼させる大規模事件などの発生にともない，通常の放送番組を変更して緊急に報道すべき場合をいう。

Ⅰ　非常事態の区分

非常事態をその重大性により，次の通り区分し対策を定める。

１－１　ランクＡ　非常事態の最大級のもの

〔想定事例〕

a．地震（エリア内で震度５以上）
b．津波（県沿岸に大津波警報）
c．台風（第2室戸台風級の直撃）
d．大火（エリア内主要都市の人口密集地域での大火災）
e．航空機事故（エリア内空域での旅客機墜落事故）
f，船舶事故（エリア内海域での旅客船沈没事故）
g．列車事故（エリア内線区での旅客列車転覆事故）
h．その他ランクＡの非常事態対策が必要な場合

１－２　ランクＢ　非常事態ランクＡに次ぐもの

〔想定事例〕

a．地震（エリア内で震度４，近県で震度６以上，首都圏で震度６以上）
b．津波（県沿岸に津波警報）
c．台風（進路からエリア内での被害発生が予想されるとき）
d．その他エリア内住民の生命，財産に重大な影響を及ぼす災害，事件，事故等で非常事態対策が必要な場合

Ⅱ　非常事態発生時の番組編成措置

非常事態発生時の番組編成の骨子を次の通りとする。

	非常事態ランクＡ	非常事態ランクＢ
テレビ	① 臨時ニュース（カットイン） 情報入手と同時に番組を中断し，スタジオ，情報カメラ，ＣＧ等で続報につなぐ ② 特番 レギュラー枠をはずし，全面的に特番編成 ＣM放送は内容検討の上別途処理（ラジオも同じ）。	① 字幕速報（スーパー） 原則としてＣMタイムを避けて字幕による速報スーパー。 ② 臨時ニュース 空き枠，ステブレ等を利用する。 ③ 特番 必要に応じレギュラー枠を差し替え特番編成。 ＣMは特段の指示がない限りレギュラー処理（ラジオも同じ）
ラジオ	① ニュース速報 番組を中断し，第1報をカットイン。 ＢGM，告知アナウンス等で続報につなぐ。 ② 特番 レギュラー枠をはずし，全面的に特番編成。テレビとの役割分担を明確化。	① ニュース速報 原則としてＣMタイムを避けて本編の音を絞り速報する。 ② 臨時ニュース 可能枠で差し替え編成。 ③特番 必要に応じレギュラー枠を差し替え特番編成。

Ⅲ　総合対策本部と放送対策部の設置

発生した非常事態の重大性により，総合対策本部及び放送対策部を設置する。

３－１　総合対策本部

総合対策本部はランクＡに区分された非常事態のうち１－１ａ項のエリア内で震度５以上の地震が発生した場合に自動的に設置，また災害放送の維持継続と社員及び家族の安全確保を支援するため総合的な対策を立案遂行する必要がある場合，役員局長会で協議の上設置する。

３－２　総合対策本部の構成

総合対策本部は常勤役員及び現業局長，ラ・テ編成部長，総務部長（2012年度職制による。以下の記述も同じ）により構成される。

本部長は社長があたり，社長不在の時は常務，社長常務とともに不在の時は役員局長が代行する。

３－３　放送対策部

放送対策部は本要綱に規定したすべての非常事態の発生時及び報道担当者の進言により必要と思われる場合に設置する。

放送対策部は災害放送または非常事態に対応した緊急放送を円滑に行うための諸施策を企画立案し遂行する。

３－４　放送対策部の構成

放送対策部は，現業役員局長，ラ・テ編成責任者，報道・制作・アナウンス責任者，ラ・テ技術運行責任者により構成される。

放送対策部に部長をおき報道制作局長があたる。（放送対策部の組織図及び役割は別冊の非 常災害マニュアル参照）

Ⅳ　非常事態発生の連絡

非常事態の発生が，夜間及び早朝の場合，勤務者はただちに報道責任者（部長，不在の時にはデスク）に連絡したあとアナウンサーの確保をはかる。その後の連絡は，有線連絡網と無線呼び出しを併用し迅速に行う。

（緊急連絡体制は別冊の非常災害マニュアル参照）

Ⅴ　非常事態発生時の放送

災害放送については迅速正確な被災状況の報道による流言飛語の防止，公共機関の救済活動やライフラインに関する情報の大量化による安心の拡大，尋人のような個人レベルでの安全確認報道等，2011年3月11日に発生した東日本大震災の東北各局の報道活動を参考にする。プライバシー侵害にあたるような被害者取材や被害地住民の感情を逆なでするような放送は厳に慎まなければならない。

Ⅵ　非常事態下の対兼本部組織図

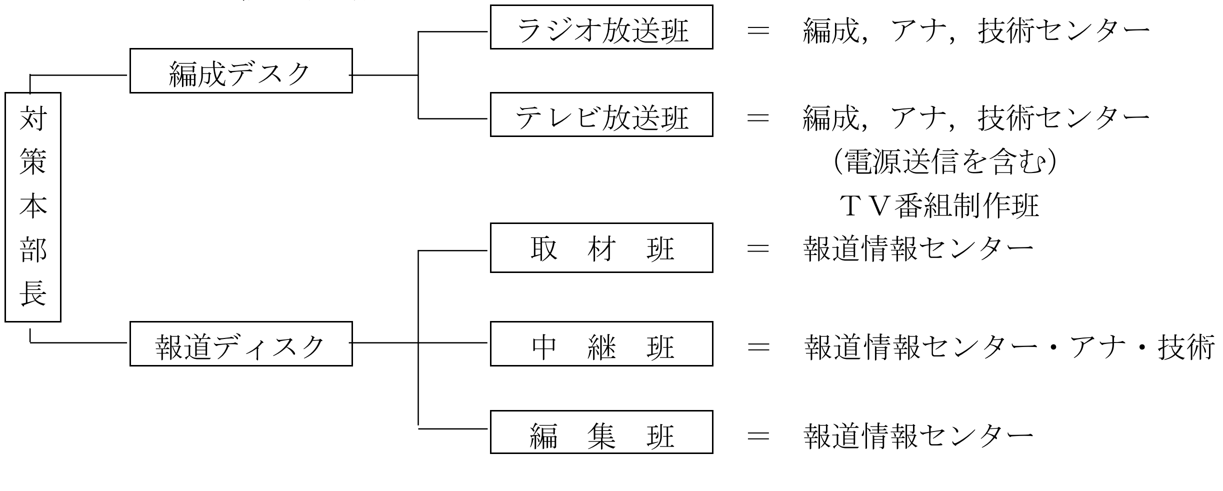

３　エフエム徳島非常事態対策要綱

［１］非常災害の定義

震度５以上の大地震、津波、台風、火災などにより大災害が発生しサービスエリア内住民の生活に重大な影響が生じたり、エフエム徳島の放送機能が損なわれ、またはその恐れがある場合をいう。

この規模の大災害はＡ級非常災害とする。

震度４以下の地震、Ａ級に次ぐ災害はＢ級非常災害とする。

［２］非常災害時と初期報道

１．発生直後
非常災害が確認された場合、まず総務及び放送部員は放送設備と機器を点検し、速やかに緊急災害放送を行う。
＜通常の放送設備では放送できない場合＞
ＳＴＬ送信機損壊の場合は本社演奏所から、ＦＭ変調器、可搬型調整卓等を眉山送信所に搬送して、眉山送信所を臨時スタジオとし、緊急災害放送を行う。

２．非常災害のランク
（１）Ａ級・・・非常災害のうち最大級のもので、番組の全面変更を要する場合。
［想定例］県内に発生した震度５以上の大地震、津波、台風、洪水、大火等。
（２）Ｂ級・・・非常災害Ａ級に次ぐもの。
［想定例］震度４以下の地震、津波、台風、その他地域社会に影響を及ぼす災害の発生。

３．非常災害発生時の番組編成措置
（１）Ａ級
ａ　臨時ニュースの挿入
発生と同時に番組中断。臨時ニュースを挿入する。
ｂ　特別番組の編成
レギュラー枠をはずし、全面特別番組に切りかえる。
ｃ　ＣＭ処理
ＣＭはその内容を検討し、挿入・不挿入を決定、スポンサー了解は可能な限り速やかに行うがやむを得ない場合は事後連絡とする。
（２）Ｂ級
ａ　臨時ニュースの挿入
Ａ級に準ずる。番組の一時中断も可。
ｂ　特別番組の編成
レギュラー枠は一応生かすも、適宜特番を編成する。
（ふさわしくない内容は中止又は変更する）
ｃ　ＣＭ処理
Ａ級に同じ。

4．各ランクの運用
発生した非常災害の各ランクの運用は、常勤取締役及び各部責任者の判断によるものとする（合議。）
事態の推移によるランクの変更、及び解除の指令も同様とする。

［３］非常災害対策本部の設置

1．非常災害対策本部
非常災害が発生し、ランクのＡ級及びＢ級を運用するときは、自動的に非常災害対策本部が設置される。

2．非常災害対策本部の構成
非常災害対策本部に非常災害本部長をおく。
非常災害対策本部長は常勤取締役の中から１名があたるものとする。但し、常勤取締役が不在の場合は各部責任者の中から１名があたるものとする。

3．非常災害発生の連絡
（１）非常災害の発生が通常の勤務時間内にあっては、災害の状況に応じて総務部を通じて直ちに非常災害対策本部を設置した旨、全社に通達する。
（２）非常災害が夜間及び早朝にあっては、勤務者は速やかに所属長に連絡し指示をうけるものとする。
（３）各部においては非常災害時の連絡系統を確立すると同時に交通網、通信手段等が途絶えた状態についても一応の想定をもち周知をはかる。
（４）臨時ニュースの挿入など必要と判断した場合は勤務者の裁量によって措置することもあり得る。但し、後刻必ずその旨を所属長に連絡し、各部の責任者に通知しなければならない。

4．非常災害下の放送内容規制
（１）非常災害下の特別放送番組にあっては、公共機関からの連絡発表事項を優先して取り扱う。
（２）災害放送にあっては、災害対策、災害状況、救護対策等の速報にあたり流言飛語の類は特に注意する。
（３）非常災害下の人心に違和感を与えるおそれのあるコマーシャルについてはこれを削除又は災害見舞等の内容に変更することがある。
（４）非常災害時におけるＮＨＫ徳島放送局のテレビジョン放送および音声による放送を受信しその内容を非常災害ニュース情報として利用する場合は、事前にＮＨＫ徳島放送局の許諾を得るとともに、出所、入手時刻をできるだけ詳しく示して放送する。その他の事項については非常災害時のニュース利用に関する覚書に従う。

5．非常災害下の対策本部組織図

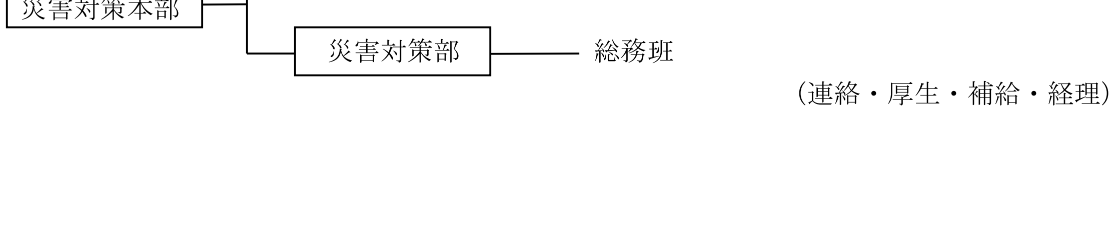

4　徳島県における緊急警報放送について

人命や社会生活に直接重大な影響を及ぼす大地震や津波など，非常災害の予知情報や警報の類は，国民に迅速，正確かつできる限りもれなく伝えられることが望まれる。放送はその手段の一つとして重要な役割を果たし得るが，深夜など家庭の受信機のスイッチが入っていない場合には無力になる難点がある。

そこで放送電波に重畳する緊急警報信号によって，家庭に備える緊急警報受信機から警報音を発生したり，自動的に他の受信機にスイッチを入れたりするよう開発されたのが緊急警報放送である。

放送局では，重大な災害情報の放送に先立って，番組の音声信号を中断して緊急警報信号（開始信号）を放送する。緊急警報受信機の緊急警報信号受信部は常時電源が入っており，信号の検出を行っている。緊急警報信号が受信，検出されると，はじめて受信・増幅部が働くようになり，引き続いて放送される災害情報を聴取できるようになる。緊急警報受信機によっては，緊急警報信号を検出した時に，受信者の注意を喚起するブザー音を発生するものや，他の一般の受信機の電源をいれるものも考えられる。災害情報の放送をひとしきり行うと，放送局では，緊急警報受信機を再び待機状態に戻すため，緊急警報信号（終了信号）を放送する。

なお，緊急警報信号は，１kHz近傍の２つの周波数のトーン信号をそれぞれ，符号０と１に対応させたディジタル信号であり，聴感上はピロピロという音として聞こえる。

緊急警報信号の技術基準は，57年度に電波技術審議会で答申されており，その後，郵政省を中心に放送事業者と防災関係機関（国土庁，消防庁，気象庁，警察庁）の間で，緊急警報放送の運用方法などについて協議が進められた。その結果，緊急警報信号を送出できる場合の規定，地域符号の使用区分などが，緊急警報信号の信号方式などとともに，郵政省令として定められ，60年6月1日に公布，施行された。

本県では，NHK徳島放送局と四国放送が，緊急警報放送を実施している。

緊急警報放送が対象とする災害情報は，当面，次の3つ，①大規模地震の警戒宣言，②津波警報，③都道府県知事等の，災害対策基本法に基づく要請により行う災害に関する放送，に限られている。

緊急警報信号（開始信号）には，すべての受信機を動作させる第１種信号と，受信するかしないかを受信機により選択できる第２種信号とがある。このほか，この信号には，信号の適用対象地域を示す「地域符号」（地域共通符号，広域符号及び県域符号），および信号の送出時刻を示す「時刻符号」が含まれている。

地域符号の識別機能を持つ受信機では，地域符号（または都道府県名あるいは広域名）を設定すれば，地域共通符号つきの緊急警報信号のほかはその地域向けの緊急警報信号だけを選択的に受信する。また，時計付きの受信機では，±10分の精度を保っていれば，妨害電波による誤作動を防ぐことができる。

緊急警報信号の種類

区　分	開始信号	地域符号
大規模地震の警戒宣言	第１種	徳　島
津　波　警　報	第２種	徳　島
災対法による放送要請	第１種	徳　島

５　避難情報の放送に係る申し合わせ

市町村あて申し合わせ通知

企第１６２号
平成１８年6月２７日

各市町村防災主管課長殿

徳島県危機管理局企画課長

避難情報の放送に係る申し合わせについて（通知）

本県の危機管理・防災行政の推進につきまして、日頃より御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。
さて、平成１６年の台風・集中豪雨の経験等により、災害時における避難勧告等の避難情報について、放送を通じてより広く迅速に地域住民に提供するための伝達体制の整備を、都道府県・市町村・放送事業者が連携して行う必要があることについては、先に国から指摘されているところです。

これを受けて、県では昨年度より、放送事業者との協議を進めるとともに、各市町村への意見照会及び市町村防災担当者を集めた説明会などを行ってまいりました。
その結果、このほど、別添「避難情報の放送に係る申し合わせ」について、各放送事業者と合意にいたりましたのでご報告いたします。

あわせて、平成１８年７月１日より、「避難情報の放送に係る申し合わせ」の運用を開始いたしますのでお知らせします。
今後は、各市町村とも同申し合わせにより、避難情報等の放送事業者への依頼及び県への報告を、適切・迅速に行っていただけますようお願い申し上げます。

（別紙１）

日本放送協会徳島放送局
四国放送株式会社
株式会社エフエム徳島　　　様
株式会社エフエムびざん
徳島県危機管理部
（徳島県総合県民局）

（市・町・村）長　印

住民への避難情報（第　　号）の周知について（依頼）

当市（町・村）において避難情報を発令しました（することとしました）ので、貴社（局）より、次のとおり避難情報を放送していただけますようお願い申し上げます。なお、本書にて徳島県へも併せて報告いたします。

市町村名		発令情報の種類 ※注１	□避難準備・高齢者等避難開始 （□発令　□解除） □避難勧告 （□発令　□解除） □避難指示（緊急） （□発令　□解除）
所属名			
発信者職・氏名			
電話番号			
発令・解除日時	年　月　日　時　分		
想定される災害 （○印を記入）	水害・土砂災害・高波・高潮・津波・その他（　　）		
対象地区名等 （避難場所） ※注２	地区　世帯　人 （　　） 地区　世帯　人 （　　） 地区　世帯　人 （　　）		
備考 （発令理由など）			

※注１　該当する項目の「□」に、はっきりとチェックを入れること。
※注２　自治体名以外の地名・地区名及び避難場所には、全て「ふりがな」を付すこと。緊急を要する場合、世帯数・人数は概数を記すこと。
※注３　市町村長の押印について、緊急時で市町村長の押印が難しい場合は、防災対応責任者（防災主管課長等）の押印に替えることとする。

（別紙２）

放送事業者との伝達系統

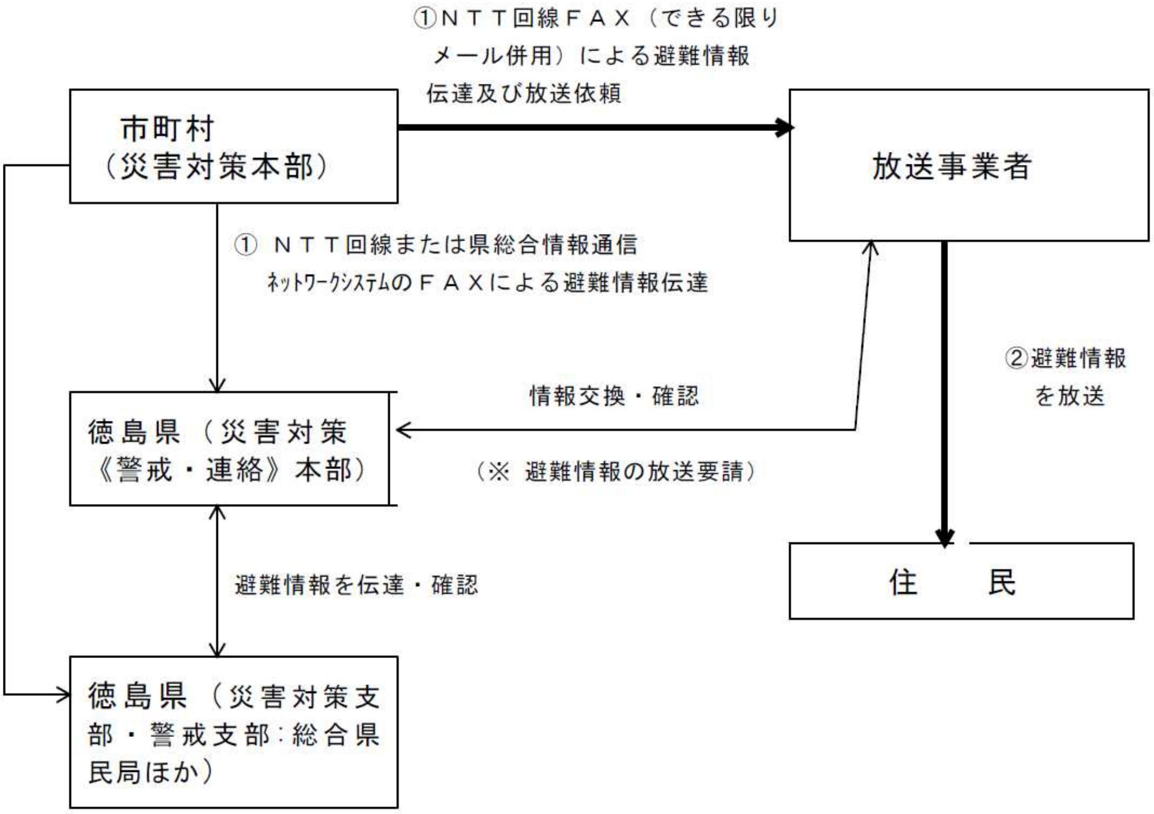

① 市町村は、別紙様式に必要事項を記入し、放送事業者へＮＴＴ回線によるＦＡＸ（できる限りメール併用）による送信を行い、避難情報の伝達及び放送の依頼を行う。

また、同時に、徳島県災害対策＜警戒・連絡＞本部へ（総合県民局管内の市町村については総合県民局の防災担当へも）、ＦＡＸを送信する。

- 市町村は、事前に避難情報伝達用として、放送事業者４社及び徳島県災害対策＜警戒・連絡＞本部（及び総合県民局）のＦＡＸ番号を登録しておく。
- 市町村は、ＦＡＸが着信しているか、必ず放送事業者に電話で確認を行うものとする。

② 放送事業者は、市町村からのＦＡＸ着信後、自主的な判断のもと、放送形式、内容、時刻及び送信系統を決定し、可能な限り有効適切な方法で放送を行う。

その際、放送事業者は、必要に応じて徳島県に電話等による確認を行えるものとし、徳島県は誠意をもって対応するものとする。

※ 市町村が災害対策基本法第６０条（市町村長の避難の指示等）の事務が行うことができないとき、県が当該市町村長に代わって実施する。

③ 担当者リストの作成

年度当初に県が作成する「災害時における連絡責任者リスト」によるものとする。

８． 災害救助に関する資料

1　災害救助法の適用基準及び算定基準

（1）　適用基準

災害救助法による救助は，市町村の区域単位にその区域を指定して行うものであり，同一原因による災害により，市町村の被害が一定の程度に達した場合で，かつ，災害にかかった者が救助を要する状態にあるときに適用するものとし，おおむね次の基準によるものとする。

ア　当該市町村の区域内の人口に応じ，徳島県の災害救助法適用表（次表）の令第１条第１項第１号に該当する数以上の世帯の住家が滅失したとき。

イ　徳島県の区域内において１，０００世帯以上の住家が滅失した場合で，当該市町村の区域内の人口に応じ，本県の災害救助法適用表（次表）の令第１条第１項第２号に該当する数以上の世帯の住家が滅失したとき。

ウ　徳島県の区域内において 5,000世帯以上の住家が滅失した場合で，当該市町村の区域内の被災世帯数が多数であるとき。

エ　災害が隔絶した地域に発生した等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で，かつ，多数の世帯の住家が滅失した場合。

オ　多数の者が生命又は身体に危害を受け，又は受けるおそれが生じたとき。（厚生労働大臣に事前協議が必要）

市町村別	人口数（人）	適用世帯数（世帯）		市町村別	人口数（人）	適用世帯数（世帯）	
	平成27.10.1（国勢調査）	①被害世帯数	②被害世帯数		平成27.10.1（国勢調査）	①被害世帯数	②被害世帯数
徳島市	258,554	100	50	神山町	5,300	40	20
鳴門市	59,101	80	40	那賀町	8,402	40	20
小松島市	38,755	60	30	牟岐町	4,259	30	15
阿南市	73,019	80	40	美波町	7,092	40	20
吉野川市	41,466	60	30	海陽町	9,283	40	20
阿波市	37,202	60	30	松茂町	15,204	50	25
美馬市	30,501	60	30	北島町	22,446	50	25
三好市	26,836	50	25	藍住町	34,626	60	30
勝浦町	5,301	40	20	板野町	13,358	40	20
上勝町	1,545	30	15	上板町	12,039	40	20
佐那河内村	2,289	30	15	つるぎ町	8,927	40	20
石井町	25,590	50	25	東みよし町	14,638	40	20
				徳島県	755,733		1,000

（備考）被害世帯数は、住家の滅失した世帯（全壊、全焼、流失）を標準とし、半壊等は1/2、床上浸水等は1/3とみなして換算する。

①は、災害救助法施行令第１条第１項第１号による市町村の区域内の人口に応じた世帯数。

②は、災害救助法施行令第１条第１項第２号による徳島県の区域内の被害世帯数が1,000世帯以上である場合の市町村の区域内の人口に応じた世帯数。

（２）　事務手続

順　　序	内閣府	都　道　府　県	市　　町　　村	備　考
被害状況の把握			迅速かつ正確に，管内の被害状況を把握	
被害状況の情報提供	提供された情報内容について確認（必要に応じて助言）	市町村からの被害情報を確認の上，管内分を集計し，直ちに内閣総理大臣に報告 以下，状況が判明次第随時情報提供	速やかに被害状況を知事に情報提供以下，状況が判明次第随時情報提供	
災害救助法適用の決定	情報の受理及び技術的な助言・指導 必要に応じ災害対策本部を設置 日本赤十字社等関係機関への連絡	市町村を単位として災害救助法の適用を決定し，内閣総理大臣に情報提供 県内各関係機関に連絡（連携協力） 必要に応じ災害対策本部を設置 必要に応じ現地確認	知事に災害救助法の適用要請 必要に応じ，災害対策本部を設置	
応急救助の実施	（必要に応じ）他の都道府県知事に対する応援の指示	救助の実施等 （必要に応じ） 他の市町村長及び他の都道府県知事に対して救助業務の応援を要請	応急救助に当たる（県から委任を受けた救助等）	
中　間　情　報	情報の受理及び必要な助言，指導	救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供 以下，状況が判明次第随時情報提供	救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供 以下，状況が判明次第随時情報提供	
（必要に応じ） 特別基準の申請 特別基準の申請は，救助の種類ごとの期間内に行わなければならない	承認の要否及び程度等の判断及び必要な助言，指導	被害が甚大等のため，「災害救助法による救助の程度，方法及び期間並びに実費弁償」 による救助の種類ごとに，この基準により難い特別の事情があるときは，その都度特別基準を内閣総理大臣に協議	（必要に応じ） 知事に特別基準の要請	
救助完了についての情報	情報の受理及び必要な助言，指導	応急救助の完了後 １　確定被害状況 ２　救助の種類ごとの実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供	応急救助の完了後 １　確定被害状況 ２　委任を受けて行った救助の種類ごとの実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供	
補助金の申請等	申請に基づく交付決定，資金示達及び精算確定	翌年度６月15日までに，精算交付を内閣総理大臣に申請	応急救助等に基づく救助費（支弁を行った額）を知事に申請	特別の事情がある場合には， 国庫補助金の概算交付を受けることができる

２「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

平成３１年４月１日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 320 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	1　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費　並びに仮設便所等の設置費を含む。 2　避難に当たっての輸送費は別途計上 3　避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル･旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型仮設住宅 1　規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2　基本額　1 戸当たり 5,610,000 円以内 3　建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内着工	1　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 5,610,000 円以内であればよい。 2　同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4　供与期間は 2 年以内
		○ 借上型仮設住宅 1　規模　建設型仮設住宅に準じる 2　基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2　供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1　避難所に収容された者 2　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,140 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1 食は 1/3 日）

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対象</th><th colspan="4">費用の限度額</th><th colspan="2">期間</th><th colspan="2">備考</th></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）</td><td colspan="4">当該地域における通常の実費</td><td colspan="2">災害発生の日から7日以内</td><td colspan="2">輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td rowspan="6">被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td rowspan="6">全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td colspan="4">1　夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
2　下記金額の範囲内</td><td colspan="2">災害発生の日から10日以内</td><td colspan="2">1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
2　現物給付に限ること</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分</td><td>1人世帯</td><td>2人世帯</td><td>3人世帯</td><td>4人世帯</td><td>5人世帯</td><td>6人以上1人増すごとに加算</td></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊
全焼
流失</td><td>夏</td><td>18,500</td><td>23,800</td><td>35,100</td><td>42,000</td><td>53,200</td><td>7,800</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>30,600</td><td>39,700</td><td>55,200</td><td>64,500</td><td>81,200</td><td>11,200</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>6,000</td><td>8,100</td><td>12,200</td><td>14,800</td><td>18,700</td><td>2,600</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>9,800</td><td>12,800</td><td>18,100</td><td>21,500</td><td>27,100</td><td>3,500</td></tr>
<tr><td>医療</td><td>医療の途を失った者
（応急的処置）</td><td colspan="4">1　救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
2　病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内
3　施術者
協定料金の額以内</td><td colspan="2">災害発生の日から14日以内</td><td colspan="2">患者等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>助産</td><td>災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）</td><td colspan="4">1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費
2　助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額</td><td colspan="2">分べんした日から7日以内</td><td colspan="2">妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td>1　現に生命、身体が危険な状態にある者
2　生死不明な状態にある者</td><td colspan="4">当該地域における通常の実費</td><td colspan="2">災害発生の日から3日以内</td><td colspan="2">1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。
2　輸送費、人件費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災した住宅の応急修理</td><td>1　住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者
2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</td><td colspan="4">居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当りの限度額
584,000円以内</td><td colspan="2">災害発生の日から1ヵ月以内</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,400 円 中学生生徒 4,700 円 高等学校等生徒 5,100 円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 211,300 円以内 小人（12 歳未満） 168,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当り 3,400 円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当り 5,300 円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 135,400 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等（法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

９．医療・防疫に関する資料

１　医療機関（吉野川市内）

医 療 機 関 名	代表医師名	電話番号	郵便番号	住　　　　所	FAX番号
あおぞら内科	馬木 良文	22-1311	776-0014	鴨島町知恵島７２０−７	36-9228
麻名内科外科 クリニック	山下 恭治	26-0020	776-0037	鴨島町上浦７７−４	26-0035
阿部整形外科	阿部 光仁	24-4880	776-0013	鴨島町上下島１０５	24-6151
井内内科	井内 康博	24-3070	776-0013	鴨島町上下島７９−１	24-3075
石原小児科	石原 哲也	24-2388	776-0010	鴨島町鴨島３５３	24-8814
石原内科循環器科	石原 茂樹	24-2536	776-0033	鴨島町飯尾１８７	22-0807
糸田川眼科	糸田川 誠也	24-2531	776-0010	鴨島町鴨島５２６	26-0586
糸田川クリニック	糸田川 美知子	24-7555	776-0010	鴨島町鴨島５２６	24-3745
吉野川医療センター	橋本 寛文	26-2222	776-8511	鴨島町知恵島１２０	26-2300
大内整形外科	大内 勉	24-3058	776-0013	鴨島町上下島３８４-１	24-3062
梶本胃腸科内科	本田 浩仁	24-2413	776-0010	鴨島町鴨島５０６	24-2413
かなめ小児科内科クリニック	岡田 要	26-0310	776-0001	鴨島町牛島字四ツ屋前３２７１-９	26-0311
鴨島川島クリニック	川原 和彦	24-8551	776-0033	鴨島町飯尾３９６−３	22-1355
鴨島耳鼻咽喉科	戸村 義則	24-8070	776-0002	鴨島町麻植塚１１４−１	24-8070
鴨島病院	土橋 孝之	24-6565	776-8588	鴨島町内原４３２	24-6572
木村内科胃腸科	木村 倍士	24-6413	776-0020	鴨島町西麻植字絵馬堂６１	24-6425
杏和医院	宍戸 和代	22-0333	776-0070	鴨島町西麻植字麻植市４０−６	22-0363
グリーン耳鼻咽喉科	馬淵 厚至	24-2488	776-0010	鴨島町鴨島５９７−１	24-2494
独立行政法人国立病院機構 徳島病院	西野 洋	24-2161	776-8585	鴨島町敷地１３５４	24-8661
鈴木内科	鈴木 雅晴	24-3413	776-0005	鴨島町喜来３７４	22-2533
鈴木内科	鈴木 率雄	24-5880	776-0031	鴨島町敷地１４−１	24-1218
高橋皮膚科クリニック	高橋 収	24-5122	776-0010	鴨島町鴨島５２２−５	24-5665
知恵島皮膚科診療所	原田 勝博	36-9012	776-0014	鴨島町知恵島１０４９−３	36-9013
筒井クリニック	筒井 候彦	24-3300	776-0010	鴨島町鴨島２８３	24-3542
古本内科クリニック	古本 真二郎	24-7377	776-0010	鴨島町鴨島４０６−５	24-6962
美摩病院	美馬紀章	24-2957	776-0013	鴨島町上下島４９７	24-0724
森住内科医院	森住 啓	22-3010	776-0003	鴨島町内原４８−１	22-3011
リバーサイドクリニック 岡田	岡田 哲	24-8884	776-0014	鴨島町知恵島１７７４−１	24-0027
渡辺医院	渡辺 国郎	24-7177	776-0002	鴨島町麻植塚３８６−５	24-7178
和田耳鼻咽喉科	和田 好純	24-2566	776-0010	鴨島町鴨島３５１−４	24-2710
岡田医院	岡田 浩司	25-3566	779-3301	川島町川島７０９−３	25-2185
岸整形外科	岸 浩	25-3133	779-3307	川島町三ツ島字一里松１２６	25-3173
四宮医院	四宮 智好	25-2016	779-3303	川島町桒村２５５５-１	25-6456
杉山医院	青山 眞理	25-2802	779-3301	川島町川島４０５−１１	25-2802
矢田医院	矢田 健太郎	25-2006	779-3307	川島町三ツ島字長塚３４６-2	25-5525
あいざと山川クリニック	多田 量行	42-8811	779-3403	山川町前川２００−２	42-8812
工藤内科医院	工藤 隆	42-3113	779-3404	山川町川田１０６７	42-3113
さくら診療所	吉田 修	42-5520	779-3403	山川町前川２１２−６	42-5527

医 療 機 関 名	代表医師名	電話番号	郵便番号	住　　　　　所	FAX番号
谷医院	谷 能也	42-2353	779-3401	山川町建石１５８	42-2353
富本医院	富本 浩明	42-3123	779-3403	山川町堤外５－１７	42-3378
中西内科クリニック	中西 二郎	42-6755	779-3401	山川町川東８８－１	42-6756
松永医院	松永 裕子	42-2110	779-3402	山川町宮北３８	42-4013
三木クリニック	居村　剛	42-6618	779-3407	山川町祇園41-5	42-6626
山下耳鼻咽喉科クリニック	山下 利幸	42-7533	779-3403	山川町堤外21-1	42-7587
よしのがわ往診診療所	渡部 豪	36-1850	779-3404	山川町湯立277-1	
美郷診療所	中西 二郎	26-7570	779-3504	美郷毛無９２－３	43-2077

２　歯科診療所（吉野川市内）

医 療 機 関 名	代表医師名	電話番号	郵便番号	住　　　　所	FAX番号
石田歯科医院	石田 徳太郎	24-4348	776-0003	鴨島町内原 225	24-5893
井上歯科医院	井上　正仁	24-8501	776-0004	鴨島町中島 495-5	26-0582
うらやま歯科医院	浦山　明久	24-0009	776-0014	鴨島町知恵島 1781-6	24-0009
岡本歯科	岡本　恭次	22-0838	776-0020	鴨島町西麻植字新田 5-12	22-0838
鴨島歯科	北岡　靖啓	24-6026	776-0010	鴨島町鴨島 674-10	24-6026
川井歯科医院	川井　晃二	24-8436	776-0010	鴨島町鴨島 156-3	24-6918
きりの歯科クリニック	桐野　晃教	24-5151	776-0020	鴨島町西麻植字広畑 88-1	24-5152
工藤歯科医院	工藤　貴也	24-5123	776-0020	鴨島町西麻植字麻植市 91-1	24-7873
近藤歯科	近藤　雅也	24-2822	776-0010	鴨島町鴨島 444-11	24-3230
さとう歯科医院	佐藤　寛	22-0888	776-0002	鴨島町麻植塚 381-6	22-0889
せお歯科医院	瀬尾　重博	24-8200	776-0013	鴨島町上下島 78-1	24-5133
多田歯科医院	多田　雄一郎	24-9222	776-0013	鴨島町上下島 300-2	24-9222
飛梅歯科医院	飛梅　悟	24-0517	776-0010	鴨島町鴨島 526-10	22-1265
まつうら歯科クリニック	松浦　広興	22-1555	776-0010	鴨島町鴨島 324-1	22-1557
モロタニ歯科	諸谷　雅裕	24-6474	776-0001	鴨島町牛島 852-6	24-6599
やまさきデンタルクリニック	山崎　康文	36-1512	776-0014	鴨島町知恵島 1329-1	36-1513
和田歯科クリニック	和田　誠介	24-2336	776-0010	鴨島町鴨島 346	24-2477
アップル歯科・小児歯科クリニック	北岡　直樹	25-6480	779-3301	川島町川島 246-1	25-6488
ごとう歯科医院	後藤　裕士	26-3088	779-3305	川島町児島字東須賀 125-3	26-3077
杉山歯科医院	杉山　忍	25-4184	779-3301	川島町川島 258-1	25-5373
前坂歯科医院	前坂　孝	25-4888	779-3303	川島町桑村 2369-7	26-3509
近藤歯科医院	近藤　良樹	42-2121	779-3403	山川町堤外 12-1	42-2121
谷本歯科医院	谷本　良司	42-2069	779-3401	山川町翁喜台 169-11	42-6215
なか歯科医院	中　博芳	42-7410	779-3405	山川町村雲 57-13	42-7412
松本歯科クリニック	松本　恵次	42-6488	779-3403	山川町前川 213-58	42-6458
山本歯科医院	山本　司朗	42-6474	779-3402	山川町天神 15-2	42-7120

３　病院及び病床数（吉野川市・阿波市・美馬市内）

徳島県地域防計画資料編　平成３１年３月版

病　院　名			病　床　数						管理者名	電話番号
			総 数	一 般	療養	精 神	結 核	感染症		
大野病院	医療法人	阿波市土成町土成字南原231	35	0	35	0	0	0	大野秀夫	088-695-2112
阿波病院	厚生農協連	〃　市場町市場岸ノ下190-1	133	133	0	0	0	0	佐藤登	0883-36-5151
独立行政法人国立病院機構 徳島病院	独立行政法人	吉野川市鴨島町敷地1354	300	300	0	0	0	0	西野洋	0883-24-2161
吉野川医療センター	厚生農協連	〃　鴨島町知恵島120	290	290	0	0	0	0	橋本寛文	0883-26-2222
美摩病院	医療法人	〃　鴨島町上下島497	155	37	118	0	0	0	美馬紀章	0883-24-2957
鴨島病院	医療法人	〃　鴨島町内原432	268	0	268	0	0	0	土橋孝之	0883-24-6565
笠井病院	医療法人	阿波市阿波町元町14	30	0	30	0	0	0	笠井　選	0883-35-2720
桜木病院	医療法人	美馬市脇町木ノ内3763	185	35	0	150	0	0	櫻木章司	0883-52-2583
成田病院	医療法人	〃　脇町字拝原2576	58	0	58	0	0	0	藤野晴彦	0883-52-1258
岡内科病院	医療法人	〃　脇町字拝原1496-5	30	0	30	0	0	0	岡　芳剛	0883-52-0988
折野病院	医療法人	〃　美馬町字ナロヲ25	192	0	0	192	0	0	折野悦子	0883-63-2569
美馬ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ病院	医療法人	〃　美馬町字沼田75	60	60	0	0	0	0	谷口博美	0883-63-2026
ホウエツ病院	医療法人	〃　脇町大字猪尻字八幡神社下南130-3	65	65	0	0	0	0	林　秀樹	0883-52-1095

4　特定施設に係る医療機関一覧表

（1）　透析施設　　　　　　　　　　　　　　　徳島県地域防災計画 資料編 令和元年１２月版

	施　設　名	所　在　地	電話番号
1	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島120	0883－26－2222
2	鴨島川島クリニック	〃　　鴨島町飯尾396-3	0883－24－8551
3	阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下190-1	0883－36－5151
4	中山医院	阿波市吉野町柿原ノタ原42	088－696－4662
5	脇町川島クリニック	美馬市脇町大字猪尻八幡神社下南39-2	0883－55－0110

＊吉野川市・阿波市・美馬市のみ抜粋

（2）　ペースメーカー施設　　　　　　　　　　徳島県地域防災計画 資料編 令和元年１２月版

	医療機関名	所　在　地	電話番号
1	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50－1	088－631－3111
2	徳島県立中央病院	〃　蔵本町1丁目10－3	088－631－7151
3	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	08853－2－2555

5　救急自動車（患者輸送車）保有状況

徳島県地域防災計画 資料編 平成３１年３月版

町村別	種　別	台数	定置場所	所有者	電話
吉野川市	救急自動車	1	徳島中央広域連合東消防署	徳島中央広域連合	0883－24－1702
	〃	1	〃　　西消防署		0883－42－2029
阿波市	〃	1	〃　　中消防署		088－695－2149
美馬市	〃	3	美馬消防組合消防署	美馬消防組合	0883－52－3025
	〃	1	〃　　木屋平分署		0883－68－2100
美馬市美馬町	〃	3	美馬西部消防組合消防署	美馬西部消防組合	0883－63－2214
つるぎ町	〃	1	〃　　一宇分署		0883－67－2938

＊吉野川市・阿波市・美馬市・つるぎ町のみ抜粋

６　救急病院等一覧表

（１）　災害拠点病院

ア　基幹災害拠点病院

圏域	施　　設　　名	所　　在　　地	電　話
東部Ｉ	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1－10－3	088-631-7151

イ　地域災害拠点病院（１０箇所）

圏域	施　　設　　名	所　　在　　地	電　話
東部Ｉ	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50番地の1	088-631-3111
	徳島市民病院	徳島市北常三島町２丁目34番地	088-622-5121
東部Ⅱ	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷 32 番	088-683-0011
東部Ⅲ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島120	0883-26-2222
南部Ｉ	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103 番地	0885-32-2555
	阿南医療センター	阿南市宝田町川原６－１	0884-28-7777
南部Ⅱ	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町中村字本村 75-1	0884-72-1166
	海陽町国民健康保険 海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	0884-73-1355
西部Ｉ	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
西部Ⅱ	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ 815-2	0883-72-1131

※圏域：救急医療圏

ウ　災害医療支援病院

圏域	施　　設　　名	所　　在　　地	電　話
東部 Ⅲ	阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下190-1	0883-36-5151
東部 Ⅲ	独立行政法人国立病院機構 徳島病院	吉野川市鴨島町敷地 1354	0883-24-2161

注：災害医療支援病院（県内８病院）のうち東部Ⅲ圏域内の病院を記載

（２）　DMAT指定医療機関

圏域	施　　設　　名	所　　在　　地	電　話
東部Ⅰ	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町１－１０－３	088-631-7151
	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50番地の1	088-631-3111(代)
	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34番地	088-622-5121
	田岡病院	徳島市万代町4丁目2-2	088-622-7788
東部Ⅱ	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32番1	088-683-0011
	独立行政法人国立病院機構 東徳島医療センター	板野郡板野町大寺字大向北1-1	088-672-1171
東部Ⅲ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島120	0883-26-2222
南部Ⅰ	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103番地	0885-32-2555
	阿南医療センター	阿南市宝田町川原6番地１	0884-28-7777
南部Ⅱ	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町中村字本村75-1	0884-72-1166
	海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	0884-73-1355
西部Ⅰ	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中薮234-1	0883-64-3145
	ホウエツ病院	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南１３０	0883-52-1095
西部Ⅱ	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131
	三野病院	三好市三野町芝生1270-30	0883-77-2323

※圏域：救急医療圏

（3）　救急告示医療機関

ア　二次救急医療機関

徳島県地域防災計画 資料編令和元年１２月版

圏域	施　設　名	所　在　地	電　話
東部Ⅲ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島120	0883-26-2222
〃	美摩病院	吉野川市鴨島町上下島497	0883－24－2957
〃	阿部整形外科	〃　鴨島町上下島105	0883－24－4880
〃	阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下190-1	0883－36－5151

イ　三次救急医療機関（救命救急センター等）

徳島県地域防災計画 資料編 令和元年１２月版

圏域	施　設　名	所　在　地	電　話
全県	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1－10－3	088－631－7151
	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50-1	088－631－3111(代)
	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	08853－2－2555
	徳島県立三好病院	池田町字シマ815－2	0883－72－1131

7　防疫用器材保有数

令和元年10月1日現在

区分 町名	動力噴霧器				電動噴霧機	電動煙霧機	車載煙霧機	噴霧機背負式	噴霧機肩掛式	噴霧機手動
	粉対応	液対応	粉・液対応	その他						
吉野川市	15	3					(3)	(15)		2

※（　　）は再掲

８　県備蓄医薬品等供給体制図

県内の医薬品卸売販売業者の基本的な機能・ネットワークが維持されなくなった場合，原則として発災後７２時間は，県の統制の下，各圏域の災害拠点病院等に供給を行う。

なお，この機能・ネットワークが回復した場合は，速やかに各医療機関から医薬品卸売販売業者への発注を再開する。

県内で調達が困難な場合は，厚生労働省及び他の都道府県に医薬品等の供給を要請する。

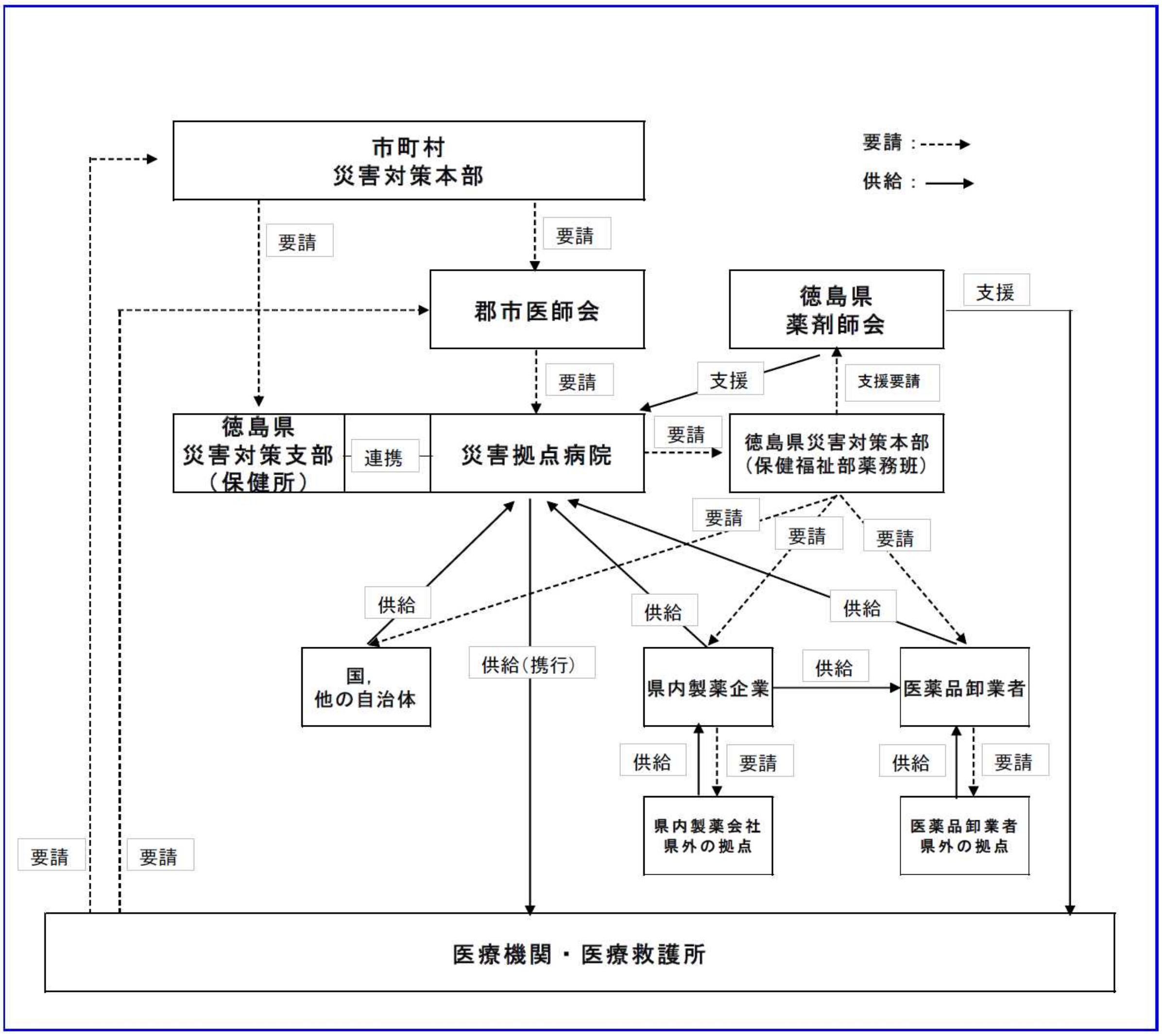

9　除細動器（AED）配置施設

令和元年10年１月現在

No.	設置場所住所	設置台数
1	市役所庁舎（本館）	１台
2	市役所庁舎（東館）	１台
3	川島支所	１台
4	山川地域総合センター	１台
5	鴨島東中学校	１台
6	鴨島第一中学校	１台
7	川島中学校	１台
8	山川中学校	１台
9	上浦小学校	１台
10	牛島小学校	１台
11	森山小学校	１台
12	飯尾敷地小学校	１台
13	西麻植小学校	１台
14	鴨島小学校	１台
15	知恵島小学校	１台
16	川島小学校	１台
17	学島小学校	１台
18	山瀬小学校	１台
19	旧川田小学校	１台
20	高越小学校	１台
21	旧川田西小学校	１台
22	旧種野小学校	１台
23	鴨島幼稚園	１台
24	鴨島呉郷保育所	１台
25	鴨島東こども園	１台
26	川島こども園	１台
27	高越こども園	２台
28	上浦公民館	１台
29	牛島公民館	１台
30	森山公民館	１台
31	西麻植公民館	１台
32	知恵島公民館	１台
33	鴨島公民館	１台
34	川島公民館	１台

No.	設置場所住所	設置台数
35	山瀬公民館	１台
36	飯尾敷地コミュニティセンター	１台
37	牛島体育館	１台
38	鴨島体育館	１台
39	川島体育館	１台
40	山川体育館	１台
41	吉野川市体育協会（貸出用）	２台
42	文化研修センター	１台
43	交流センター	１台
44	アメニティセンター	１台
45	ふるさとセンター	１台
46	ほたる館	１台
47	多目的グランド	１台
48	市社会福祉課（研修用）	１台
合計		50台

10　火葬場一覧表

平成29年4月1日現在

区分 名称	設置者	所　在　地	炉数	管轄保健所
徳島市立葬斎場 088－665－0449	徳島市　住民課 088－621－5132	徳島市川内町鈴江西92	10	徳　島
徳島行道株式会社 088－631－0430	徳島行道株式会社 088－631－0430	徳島市不動西町2丁目1525	4	徳　島
鳴門市火葬場 088－686－3065	鳴門市　市民課 088－684－1135	鳴門市撫養町 木津字江田21	4	徳　島
小松島市葬斎場 0885－32－8725	小松島市 環境衛生ｾﾝﾀｰ 0885－32－8290	小松島市田野町 字赤石北90－2	3	徳　島
阿南市葬斎場 0884－22－0623	阿南市　葬祭場 0884－22－0623	阿南市富岡町 西池田51－3	5	南部総合県民局 保健福祉環境部（阿南）
吉野川市斎場 0883－24－2739	吉野川市　環境企画課 0883－22－2230	吉野川市鴨島町 知恵島2137-3	3	吉野川
阿北火葬場 0883－36－4132	阿北火葬場管理組合 0883－36－4132	阿南市香美西原15－1	4	吉野川
美馬市火葬場 0883－52－1393	美馬市　市民課 0883－52－8001	美馬市脇町 字西赤右2678－2	3	西部総合県民局 保健福祉環境部（美馬）
池田火葬場 0883－72－0969	三好市　市民課 0883－72－7609	三好市池田町 字ヤマダ519－1	3	西部総合県民局 保健福祉環境部（三好）
祖谷火葬場 0883－88－5079	三好市 東祖谷総合支所 0883－88－2212	三好市東祖谷山 釣井490－3	2	西部総合県民局 保健福祉環境部（三好）
美波町由岐斎場 0884－78－0481	美波町　由岐支所 0884－78－2212	海部郡美波町 木岐1000－1	1	南部総合県民局 保健福祉環境部(美波)
美波町日和佐斎場 0884－77－0094	美波町　住民福祉課 0884－77－1111	海部郡美波町 日和佐浦444－3	1	南部総合県民局 保健福祉環境部(美波)
牟岐斎場 0884－72－0195	牟岐町　住民福祉課 0884－72－3414	海部郡牟岐町 大字中村字大戸80－5	1	南部総合県民局 保健福祉環境部(美波)
那佐葬場 0884－73－0004	海陽町　保健衛生課 0884－73－4154	海部郡海陽町 鞆浦字那佐41－7	1	南部総合県民局 保健福祉環境部(美波)
宍喰斎場 0884－76－3241	海陽町　保健衛生課 0884－76－4154	海部郡海陽町大字久保 字板取243－144	1	南部総合県民局 保健福祉環境部(美波)
美馬西部共立火葬場 0883－62－2349	美馬西部共立火葬場組合 0883－62－3111	美馬郡つるぎ町 貞光字白村770	3	西部総合県民局 保健福祉環境部（美馬）
三好東部火葬場 0883－82－2452	三好東部火葬場管理組合 0883－79－5340	三好郡三加茂町 西庄字末石63－1	3	西部総合県民局 保健福祉環境部（三好）

11　大災害発生時の食品衛生対策実施要領

1　目　的

地震、洪水等の災害により大勢の被災者が発生し、自力による食料の確保や調理が困難な状況が生じた場合、地元市町村や周辺住民による救援措置のみならず、全県的或いは全国的な救援活動が行われることになる。この際、市町村、ボランティア等による炊出しやうどん等の現地調理或いは営業活動類似行為や救援食品の送付等が行われることが想定される。

災害時の混乱で、これらの活動に対する事前の指導等は不可能に近い状況が想定されるとともに通信手段、交通手段の途絶等により組織的指揮系統の混乱が予想され、被災地では食品衛生監視員の臨機応変の対応が必要となる場合も想定される。

このため、吉野川市地域防災計画に定めるもののほか、大きな災害が発生したときの一時的混乱状態が終息するまでの間の食品え衛生監視員の対応方法の基本を定め、食品衛生対策の推進を図ることを目的とする。

2　食品衛生法の適用等

食品の確保が最優先されることから、食品衛生法の適用については被災状況を考慮し、食品の表示、許可、届出等については必要に応じ柔軟に対処すること。

なお、以下の対策については、被害の状況、食品衛生監視員の動員状況を勘案し、衛生対策の優先順位を判断し実施すること。

3　食品衛生対策

食品の集積所、炊出し所等の所在地、弁当の発注状況等の情報の収集に努め、衛生対策を推進すること。

（1）救援食品については、ダンボール箱等の外箱に日付表示がされた保存性のあるもの又は食中毒発生の危険性の少ないものを要請するよう指導すること。また、保管、配布に当たっては、直射日光の当たらない涼しい所に保管するとともに日付管理を徹底して先入れ、先出しを行うよう指導すること。

（2）気温の高い時期にあっては、おにぎりは調製後速やかに食べるものを除いては、あらかじめ焼いたもの（ただし、衛生的な全自動式の機械で一貫して調製、包装されたものを除く。）を要請するよう指導すること。

（3）炊出し、現地調理等が行われる場合にあっては、気温等を勘案し食中毒発生の可能性の少ない食品に限るよう要請するとともに、当該施設の調理従事者に対する衛生対策を指導すること。

（4）多量の弁当の発注が行われる場合にあっては、必要に応じ営業者に対し衛生対策を指導すること。

（5）被災者に対し、早期喫食を促す必要がある場合には、市町村等の協力を要請し周知すること。

4　食中毒発生時の対応

避難所等で救援食品が原因と考えられる食中毒が発生した場合、通常の食中毒処理対応を行っていては被災者等に大きなパニックが生じるおそれがある。このためには、調査方法、情報公開等を迅速かつ適正に行う必要があり、次の点に留意し処理すること。

（1）関係機関との連絡

ア　徳島県災害対策本部運営規程第10条第2項に規定された班長に対し、発生状況、調査状況等についてできる限り密接な連絡を取ること。

イ　市町村等の避難所の運営管理機関と密接な連絡を取り、情報の収集、周知等につとめること。

（2）調査等

ア　集団食中毒の発生したとき又はその疑いが生じたときの調査は、避難所の運営管理機関の協力の下実施すること。

イ　必要に応じ調査等の一部を省略し、再発防止対策を優先すること。

ウ　前記以外の場合にあっては、疑わしい食品の検査、有症者の調査を実施するとともに、疑わしい施設の衛生指導を実施すること。

（3）周知等

ア　集団食中毒の発生したとき又はその疑いが生じたときは、被災者等に対し避難所の運営管理機関の協力のもと、救援食品の保管、配布、喫食について衛生管理の徹底を指導すること。

イ　集団食中毒の発生等についての記者発表は、原則として徳島県災害対策本部において行うこととするが、動員体制、通信体制等を考慮してやむをえない場合は現地において報道関係者の取材に応じる等の対応をすること。

ウ　調査の結果、食中毒でないことが判明した場合には、申し立て者に十分その旨を説明するとともに必要に応じ避難所の運営管理機関と協力して、避難者の不安を解消する措置を講じること。

10. 交通に関する資料

1　輸送の確保に関する責任者及び連絡方法

（1）バス班

四国運輸局徳島運輸支局 → 各バス会社

四国運輸局徳島運輸支局 → バス協会 → 各バス会社

（2）乗用車班

(緊急の場合)

四国運輸局徳島運輸支局 → 徳島県タクシー協会

四国運輸局徳島運輸支局 → 中央ブロック会長

徳島県タクシー協会 → 中央ブロック会長

中央ブロック会長
（麻植タクシー（有））代表者　樫山　廣士
電話　0883－24－2314

(参考) 緊急通行車両確認証明書

備考　1．色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2．記号の部分に、表面の画像光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3．図示の長さの単位は、センチメートルとする。

２　主要道路途絶予想箇所一覧表

徳島県地域防災計画資料編　令和元年３月

路　線　名	予想される事態	同左区域	延長km	迂　回　路
国　１９３号	山腹崩壊	吉野川市山川町向坂 ～吉野川市・名西郡界	11.6	
主　津田川島線	冠　　水	阿波市市場千田橋 ～吉野川市川島町川島橋	2.0	国道318号
主　鴨島神山線	山腹崩壊	吉野川市界～三谷	6.0	神山鮎喰線
主　神山川島線	山腹崩壊	吉野川市美郷月野	2.8	二宮山川線
主　神山川島線	落石	吉野川市川島町植桜	0.02	
一　井上川田線	冠　　水	吉野川市山川町北島	0.3	国道193号
一　三ツ木宮倉線	山腹崩壊	吉野川市美郷古土地野々脇峠 ～美馬市小屋平宮倉	11.6	
一　奥野井阿波山川(停)線	山腹崩壊	吉野川市山川町楠根地 ～奥川田	6.0	
一　西麻植下浦線	冠水２箇所	吉野川市鴨島町敷地～山路	1.0	
一　(旧)市場学(停)線	冠水２箇所	阿波市市場香美橋 ～吉野川市川島町学島橋	2.0	市場学(停)線 阿波麻植大橋
一　鴨島(停)線	冠　　水	吉野川市鴨島町中郷	0.1	
一　牛島(停)線	冠　　水	吉野川市鴨島町牛島	0.3	
一　二宮山川線	落　　石	吉野川市美郷大野	0.06	

３　緊急輸送道路の一覧表　（吉野川市内）

路　線　名	区　　　　間
国道192号	石井町境～美馬市境
国道193号	国道192号（吉野川市山川町）～吉野川市美郷支所 ～神山町境
国道318号　※	国道192号（吉野川市鴨島町）～阿波中央橋南
宮川内牛島停車場線	徳島吉野線（阿波市境）～国道192号（吉野川市鴨島町）
市場学停車場線	鳴門池田線（阿波市境）～国道 192 号（吉野川市）川島町
徳島鴨島線※	国道 318 号（吉野川市鴨島町）～石井町境
板野川島線※	国道 318 号（吉野川市鴨島町）～国道 192 号（吉野川市川島町）
本郷・上下島松元線※	国道 192 号（吉野川市鴨島町）～国道 318 号線（吉野川市鴨島町）
知恵島中須賀・中郷線※	徳島鴨島線（吉野川市鴨島町）～本郷・上下島松元線

※吉野川市が指定する緊急輸送道路

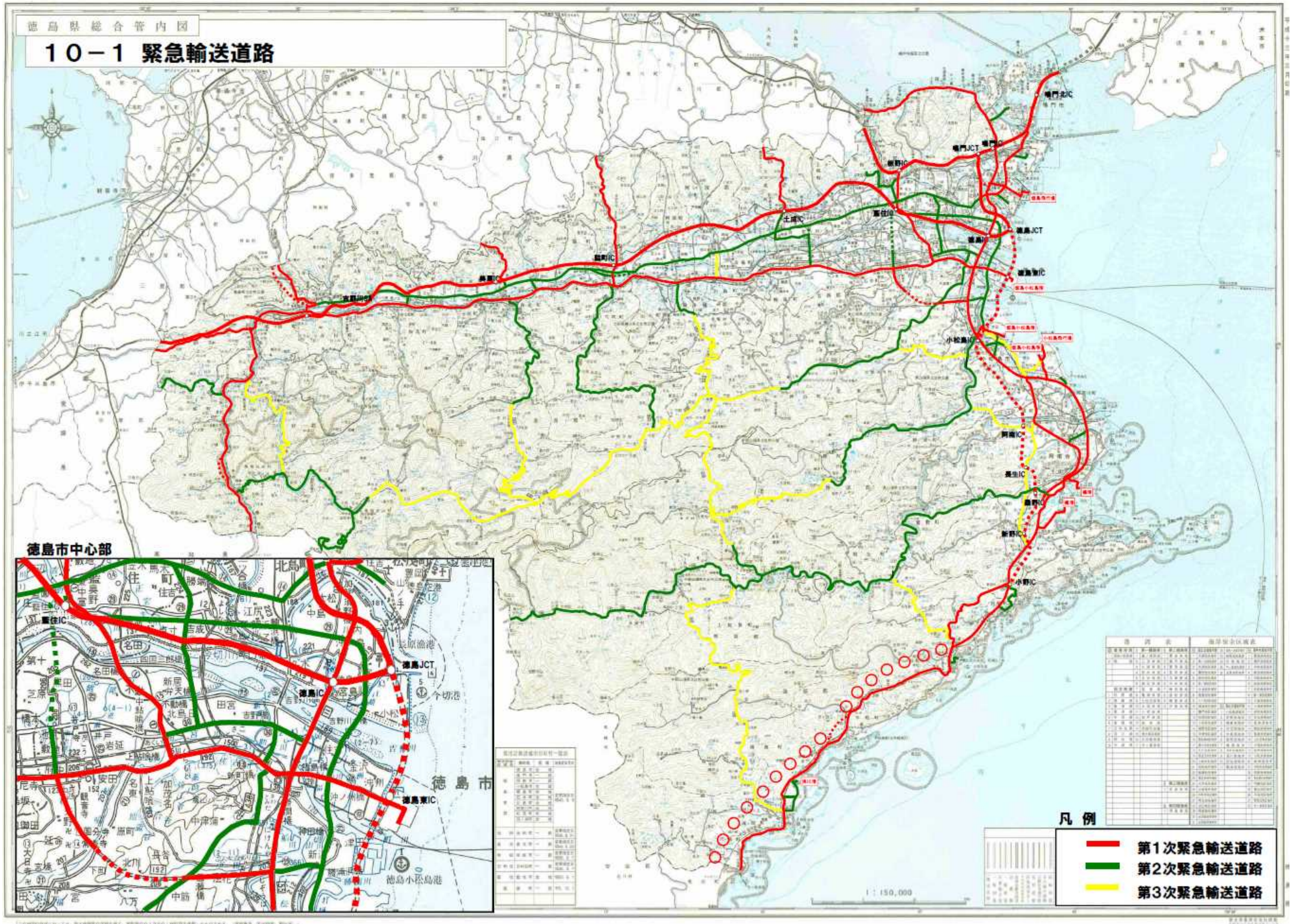

（参考：徳島県緊急輸送道路）徳島県地域防災計画（平成 31 年 3 月版）＝抜粋＝

吉野川市内緊急輸送道路

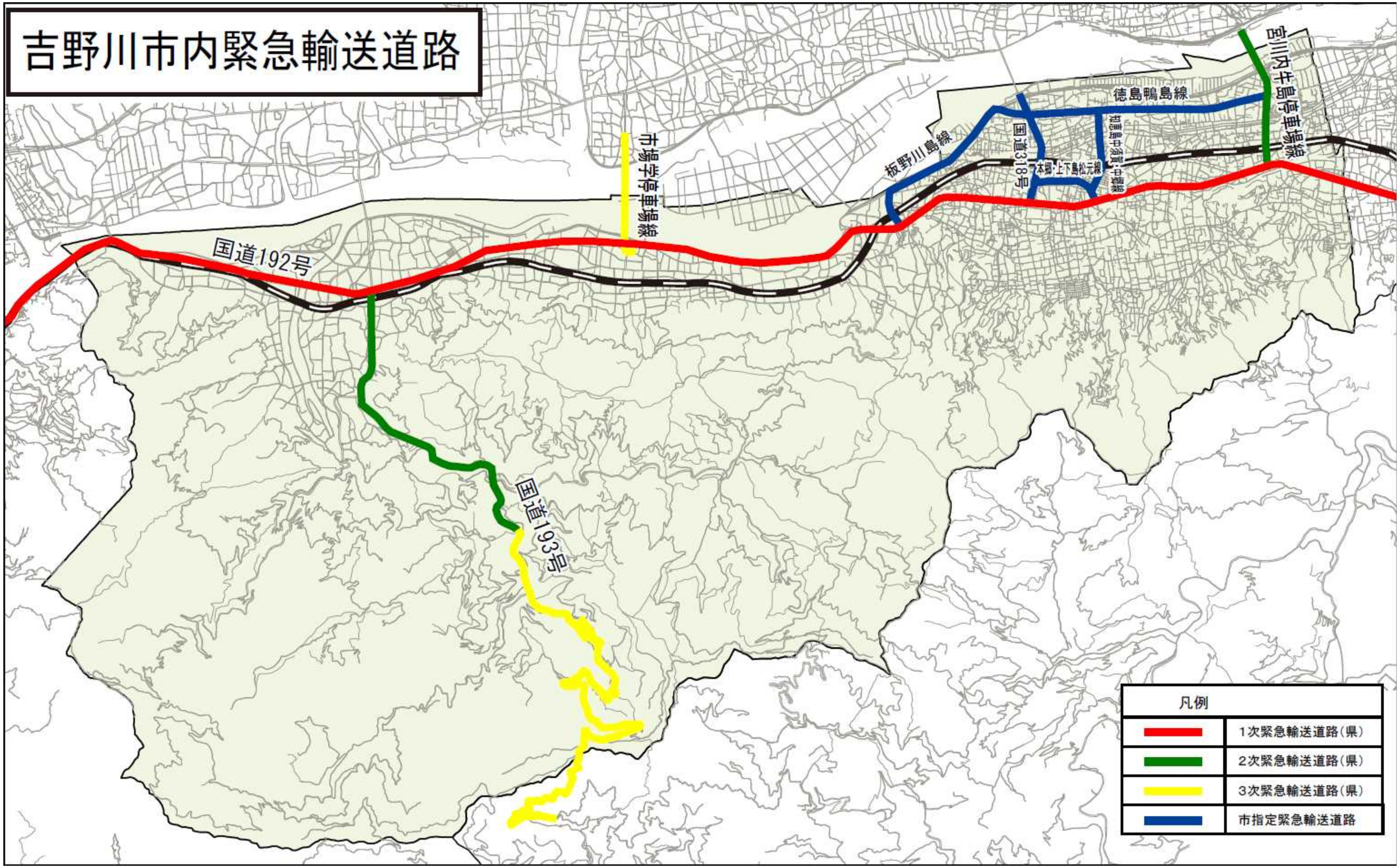

４　緊急輸送道路等を補完する重要路線及び路線に架かる主要橋梁

緊急輸送道路等を補完する重要路線及び路線に架かる主要橋梁 位置図〔鴨島町〕

NOSCALE

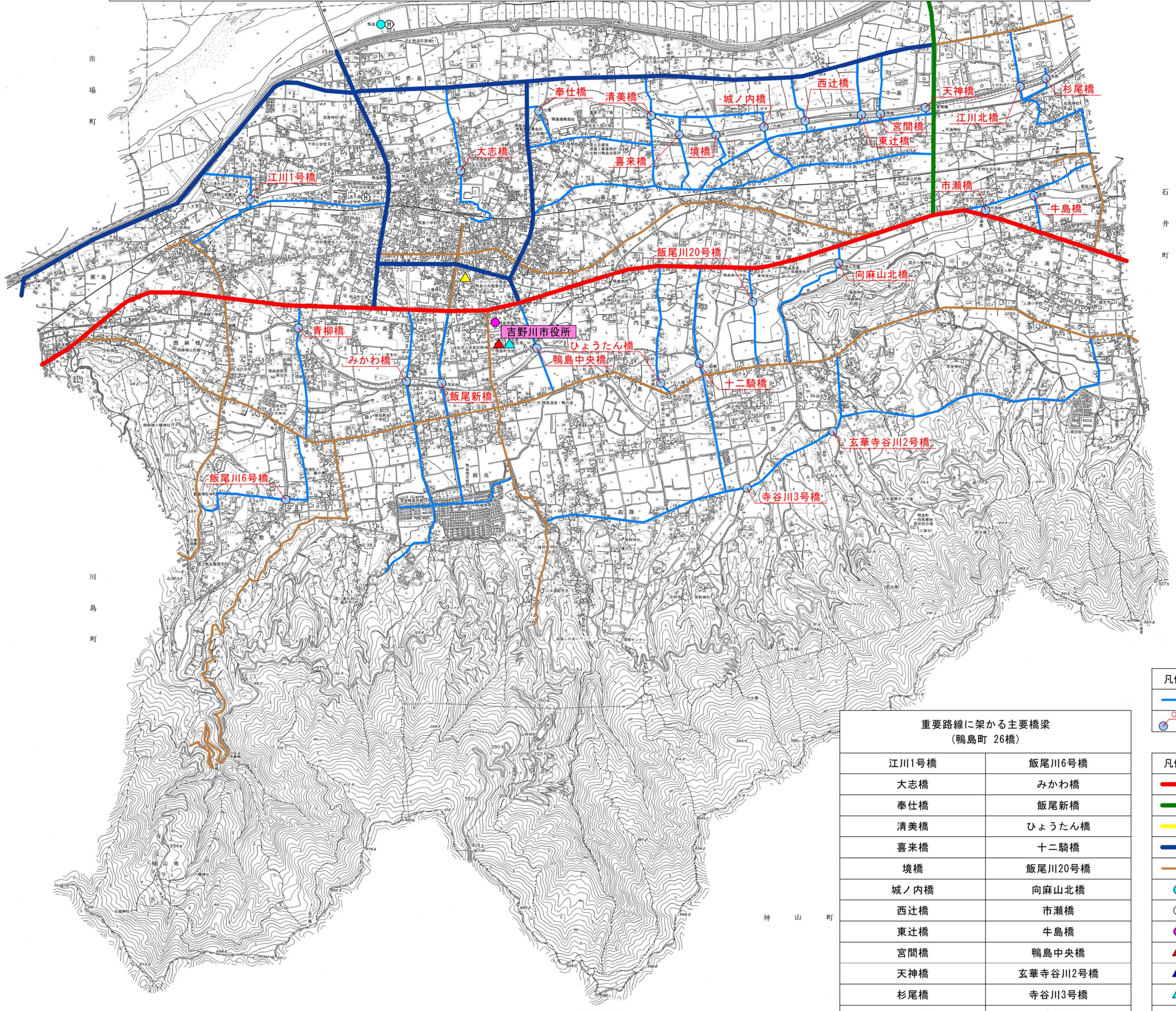

重要路線に架かる主要橋梁（鴨島町 26橋）	
江川1号橋	飯尾川6号橋
大志橋	みかわ橋
奉仕橋	飯尾新橋
清美橋	ひょうたん橋
喜来橋	十二騎橋
境橋	飯尾川20号橋
城ノ内橋	向麻山北橋
西辻橋	市瀬橋
東辻橋	牛島橋
宮間橋	鴨島中央橋
天神橋	玄華寺谷川2号橋
杉尾橋	寺谷川3号橋
江川北橋	青柳橋

凡例1	
（青線）	緊急輸送道路等を補完する重要路線
○○橋	重要路線に架かる主要橋梁

凡例2〔徳島県緊急輸送道路ネットワーク図等より〕	
（赤線）	１次緊急輸送道路(県)
（緑線）	２次緊急輸送道路(県)
（黄線）	３次緊急輸送道路(県)
（紺線）	市指定緊急輸送道路
（茶線）	主要地方道・一般県道
○	物資集積拠点
Ⓗ	基幹ヘリポート基地等
●	国・県・高速道路会社機関
▲（赤）	市町村役場
▲（青）	警察署等
△（水色）	消防署等
△（黄）	災害拠点病院等

緊急輸送道路等を補完する重要路線及び路線に架かる主要橋梁　位置図〔川島町〕

NOSCALE

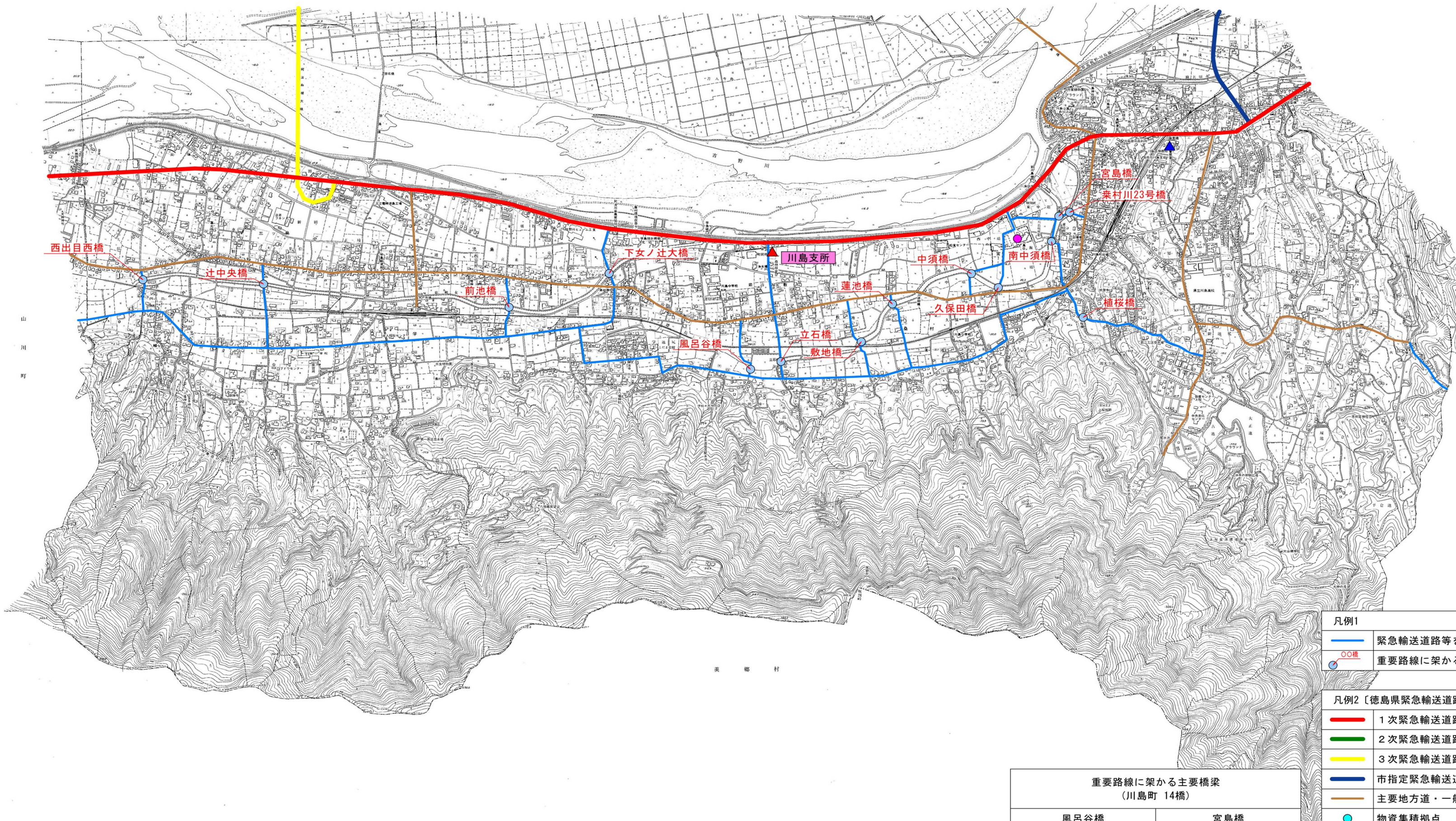

凡例1	
（青線）	緊急輸送道路等を補完する重要路線
○○橋	重要路線に架かる主要橋梁

凡例2〔徳島県緊急輸送道路ネットワーク図等より〕	
（赤線）	１次緊急輸送道路（県）
（緑線）	２次緊急輸送道路（県）
（黄線）	３次緊急輸送道路（県）
（紺線）	市指定緊急輸送道路
（茶線）	主要地方道・一般県道
○	物資集積拠点
Ⓗ	基幹ヘリポート基地等
●	国・県・高速道路会社機関
▲	市町村役場
▲	警察署等
△	消防署等
△	災害拠点病院等

重要路線に架かる主要橋梁 （川島町 14橋）	
風呂谷橋	宮島橋
立石橋	桒村川23号橋
敷地橋	植桜橋
蓮池橋	西出目西橋
中須橋	辻中央橋
久保田橋	前池橋
南中須橋	下女ノ辻大橋

緊急輸送道路等を補完する重要路線及び路線に架かる主要橋梁 位置図〔山川町〕

NOSCALE

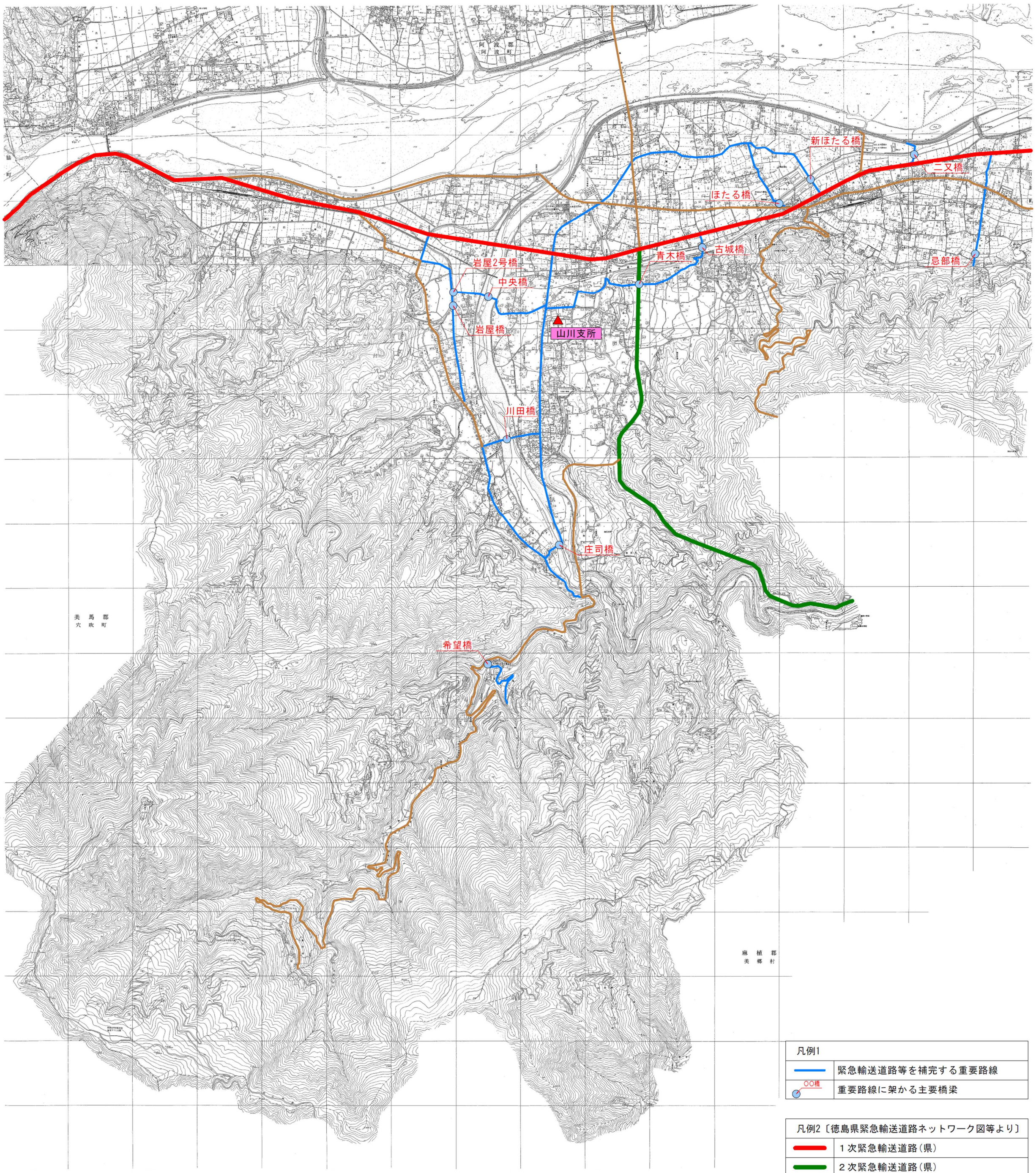

凡例1

(青線)	緊急輸送道路等を補完する重要路線
○○橋	重要路線に架かる主要橋梁

凡例2〔徳島県緊急輸送道路ネットワーク図等より〕

(赤線)	１次緊急輸送道路(県)
(緑線)	２次緊急輸送道路(県)
(黄線)	３次緊急輸送道路(県)
(紺線)	市指定緊急輸送道路
(茶線)	主要地方道・一般県道
○	物資集積拠点
Ⓗ	基幹ヘリポート基地等
●	国・県・高速道路会社機関
▲	市町村役場
▲	警察署等
△	消防署等
△	災害拠点病院等

重要路線に架かる主要橋梁 （山川町 12橋）	
古城橋	川田橋
ほたる橋	中央橋
新ほたる橋	岩屋橋
二又橋	岩屋2号橋
急部橋	希望橋
庄司橋	青木橋

緊急輸送道路等を補完する重要路線及び路線に架かる主要橋梁 位置図〔美郷〕

NOSCALE

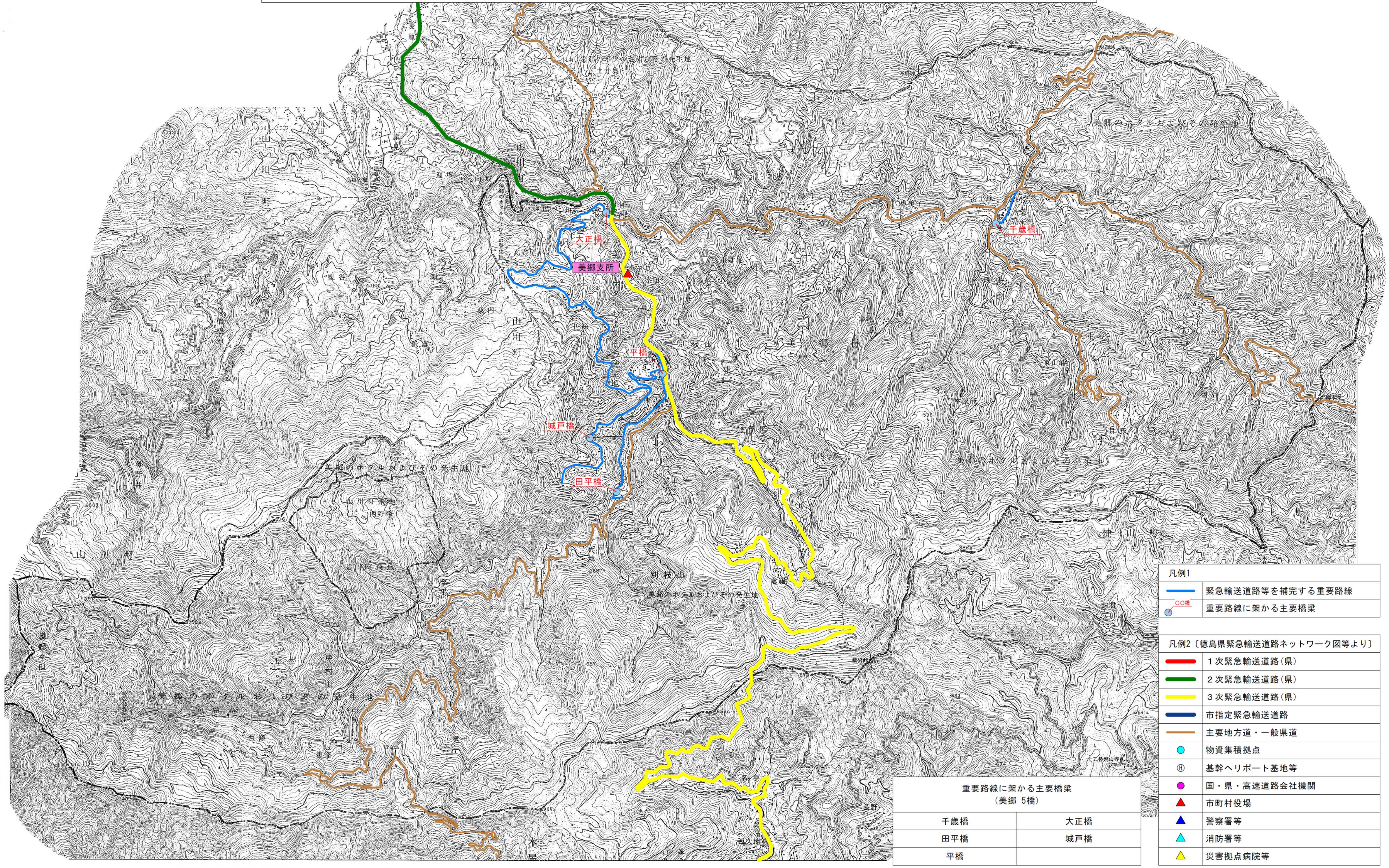

重要路線に架かる主要橋梁（美郷 5橋）	
千歳橋	大正橋
田平橋	城戸橋
平橋	

凡例1	
（青線）	緊急輸送道路等を補完する重要路線
○○橋	重要路線に架かる主要橋梁

凡例2〔徳島県緊急輸送道路ネットワーク図等より〕	
（赤線）	１次緊急輸送道路（県）
（緑線）	２次緊急輸送道路（県）
（黄線）	３次緊急輸送道路（県）
（紺線）	市指定緊急輸送道路
（茶線）	主要地方道・一般県道
●	物資集積拠点
Ⓗ	基幹ヘリポート基地等
●	国・県・高速道路会社機関
▲	市町村役場
▲	警察署等
△	消防署等
△	災害拠点病院等

5　荷重制限橋梁の状況（橋長15m以上）

平成29年4月1日現在

橋梁名	路　線　名	箇　　所	橋 長（m）	有効幅員（m）	荷重制限（ｔ）
中島橋	一般県道 西麻植下浦線	鴨島町中島	22	4.5	18 ｔ
学島橋	一般県道 市場学停車場線	川島町児島	362	3.0	9 ｔ
川島橋	主要地方道　津田川島線	川島町城山	285	3.0	9 ｔ

6　消防防災ヘリコプター関係

（１）緊急運航の要請及び出動のフローチャート

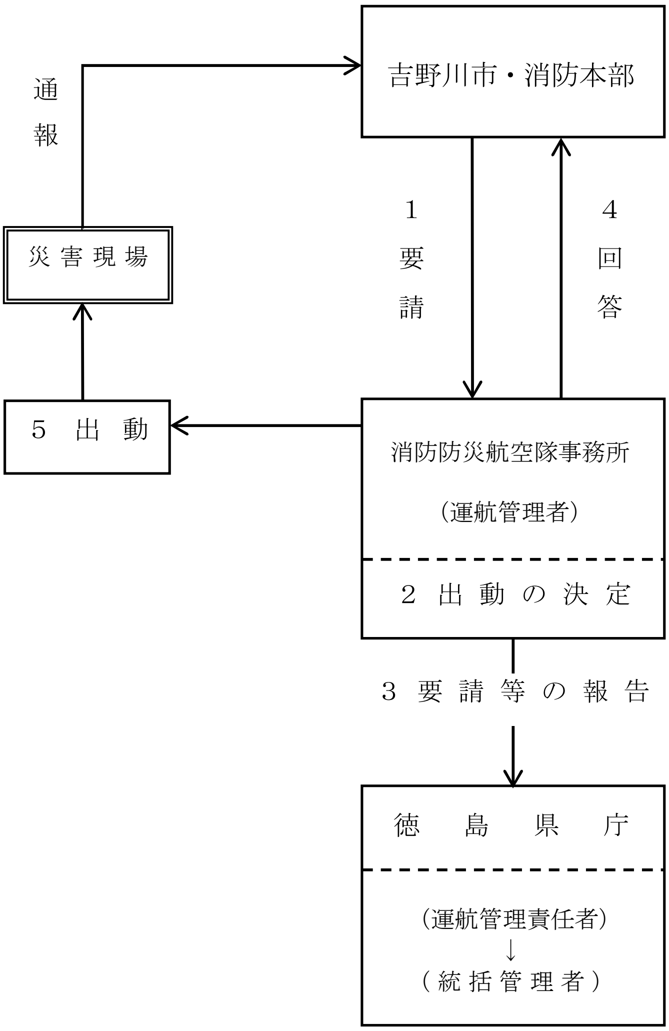

消防防災ヘリコプターの出動要請連絡先

1　勤務時間内の連絡先
徳島県消防防災航空隊事務所
電　話　088－683－4119
ﾌｧｸｼﾐﾘ　088－683－4121

2　勤務時間外における連絡先
（１７：１５～８：３０）
徳島県庁衛視室
電　話　088－621－2057

（2）消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式1）

様式第1号（第5条関係）

消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信日時	年　月　日、　時　分	受信者	
1　要請機関名		受信者	
2　災事の種別	(1) 救急 (2) 救助 (3) 災害応急 (4) 火災防御 (5) 広域応援		
3　活動内容	調査、広報、撮影、傷病者搬送、空中消火、救急、救助 搬送（種類、数量）その他（　　）		
4　発生場所 及び 発生時刻	(発生場所)　市町村 目　標： （目標が明確となる、地図を添付のこと。） 離着陸場： (発生時刻)　年　月　日、　時　分頃		
5　現地の 気象条件	天候　、風向　、風速　m／s、気温　℃ 視界　m、気象警報等（　警報・注意報）		
6　現場指揮者	所属・職・氏名		
7　現場との 連絡手段	無線種別（全国波　県波　市町村波） 現場指揮本部・呼出名（コールサイン）		
8　要請を必要 とする理由	※　災害の状況、要請する活動の内容、受入体制を記述すること。 救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人数等も記述すること。		

9　傷病者搬送の場合					
傷病者	氏名		年齢等	歳、男・女	
	氏名		年齢等	歳、男・女	
症　状					
着陸場所の目標	出動先	所在地及び目標：			
	搬送先	所在地及び目標：			
同乗者の氏名	医　師	関係者			
	看護婦				
病院への搬送方法	救急車の手配		病　院の手配		
受入病院	所在地		連絡先	（電話）	
	名　称				
搬送先の消防本部の担当者　職・氏名	職・氏名	消防本部（局）　課	（電話）		

10　必要資機材	
11　他航空機への要請状況	無、 有：要請機関名　要請機数　（機）
12　その他必要事項	

※以下の事項は、消防防災航空隊で出動の可否を決定後、連絡します。

1　使用無線等	無線種別（全国波　県波　その他） 現場指揮本部・呼出名（コールサイン）
2　到着予定時刻	年　月　日（　曜日）　午前・午後　時　分
3　活動予定時間	時間　分
4　燃料の確保	手配必要・手配不要、燃料の量　リットル（ドラム缶　本）
5　その他必要事項	

（３）災害等状況報告書（様式2）

様式第2号（第8条関係）

第　　　号
年　月　日

運航管理者
　徳島県消防防災航空隊事務所長殿

吉野川市長

災　害　等　状　況　報　告　書

徳島県消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

発生・日時 発生場所		年　　月　　日（　）、　時　　分
災害等の概要		
対応状況	経　緯	
	出動機関及び人数	
	出動車両及び機材	
被害の概要		（死傷者、救助人員等）
その他参考となる事項		

11. 自衛隊に関する資料

１　災害対策用ヘリコプター降着適地一覧表

令和元年10月１日現在

名　称	所　在　地	管　理　者	連絡先	降着可能なヘリコプターの大きさ	避難場所との重複
鴨島運動場	吉野川市 鴨島町知恵島 字北須賀東691	吉野川市 教育委員会	(0883) 22-2271	大	
中ノ郷ﾍﾘﾎﾟｰﾄ	吉野川市 山川町大内575	吉野川市	(0883) 22-2235	小	
鴨島第一中学校	吉野川市 鴨島町鴨島 633－2	吉野川市 教育委員会	(0883) 22-2272		重複
鴨島東中学校	吉野川市 鴨島町麻植塚 215-3	吉野川市 教育委員会	(0883) 22-2272		重複
川島中学校	吉野川市 川島町桑村 2558	吉野川市 教育委員会	(0883) 22-2272		重複
川島大正池	吉野川市 川島町桑村 字新池広	吉野川市 商工観光課	(0883) 22－2226		
吉野川市総合スポーツ運動場	吉野川市 山川町字恵下 45－1	吉野川市 教育委員会	(0883) 22-2272	中	
山川中学校	吉野川市 山川町字前川 261	吉野川市 教育委員会	(0883) 22-2272	中	重複
旧美郷中学校	吉野川市 美郷川俣51	吉野川市 教育委員会	(0883) 22-2272	中	重複

２　災害派遣要請・撤収要請依頼書及び災害状況通知書

災害派遣要請依頼書（様式）

番　　　号
年　月　日

徳島県知事　　殿

吉野川市長

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

災害を防除するため，次のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

1　災害の状況及び派遣要請を依頼する事由
(1) 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
(2) 派遣要請を依頼する事由
2　派遣を希望する期間
3　派遣を希望する勢力
(1) 人　員
(2) 装備の概要（特に航空機等特殊装備を必要とするとき）
4　派遣を希望する区域及び活動内容
(1) 派遣を希望する区域
(2) 活動内容（遭難者の捜索援助，道路啓開，水防，輸送，防疫等）
5　連絡場所及び連絡職員
(1) 連絡場所（住所，電話番号，無線局番等）
(2) 連絡職員（所属職氏名）
6　その他参考となるべき事項（作業用資料，宿舎の準備状況等）

災害状況通知書（様式）

番　　　号
年　月　日

災害派遣要請部隊長　　殿

吉野川市長

吉野川市の災害状況について（通知）

災害を防除するため，徳島県知事に対し別紙のとおり自衛隊の災害派遣要請の依頼を試みましたが，現在のところ○○（通信途絶等具体的理由を記載）のため依頼できていないことを通知します。

（別紙として「**災害派遣要請依頼書**」を添付）

災害派遣撤収要請通知書（様式）

番　　　号
年　月　日

徳島県知事　　殿

吉野川市長

自衛隊の災害派遣撤収要請について（依頼）

災害を防除するため自衛隊の災害派遣を受けましたが，災害の復旧もおおむね終了しましたので，次のとおり撤収要請を依頼します。

1　撤収要請依頼日時　　　　年　月　日

2　派遣要請依頼日時　　　　年　月　日

3　撤収作業場所

4　撤収作業内容

3　ヘリポートの設置について

市長は，あらかじめ災害対策用ヘリポートの降着場適地を選定し，県に通知しておくとともに，県は自衛隊に通知しておくものとする。

（1）降着場適地の選定

ヘリポート用地として，（2）の基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。なお，選定用地が市有地でない場合は，土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施しておくものとする。

（2）適地選定基準

ア　地表面は平坦でよく整理されていること。
イ　回転翼の回転によって，つとめて砂塵等があがらない場所であること。
ウ　所要の地積があること。
エ　周辺に風圧の影響を受けるものがないこと（大型ヘリコプター）。

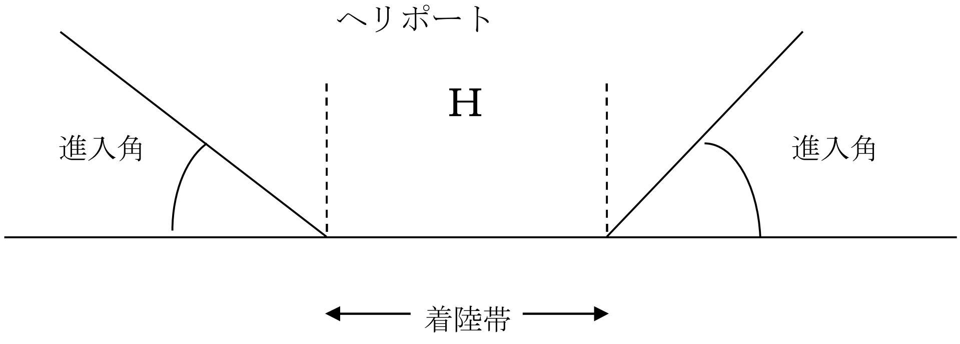

ヘリポート最小限所要地積

機　　種	着陸帯(直径)	進入角	摘　　　　要
小型ヘリコプター	30m	10°	ヘリポートの外縁から50m以内に10m以上の障害物がないこと
中型　　〃	50m	8°	ヘリポートの外縁から70m以内に10m以上の障害物がないこと
大型　　〃	100m	6°	ヘリポートの外縁から 100m以内に10m以上の障害物がないこと

（3）事前準備

ア　ヘリポートの位置確認のため，ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺１万分の１程度のもの）を準備し提供する。
イ　夜間等の災害派遣に備えて，ヘリコプター等の誘導のための照明器具を配備するとともに，緯度・経度によりヘリポートを明らかにする。
ウ　自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートの離着陸訓練の実施に対して協力する。

（4）受入準備

ア　ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは，あらかじめ撤去する。

イ　砂塵の舞い上がるときは散水を，積雪時には除雪又はてん圧を実施する。
ウ　ヘリポート付近の住民に対して，ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
エ　物資をとう載する場合は，その形状と重量を把握し，事前に自衛隊との調整を行う。
オ　離着陸時のヘリポートには，関係者以外立入らせない。
カ　離着陸地点に自衛隊員が不在の場合は，安全上の監視員を配置する。
キ　離着陸地点には，石灰，白布等で次の基準のHの記号を風と平行方向に向けて表示する。

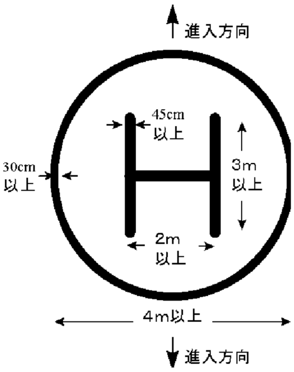

ク　キとともに着陸地点には，上空から風向，風速の判定ができる次のような吹き流し又はこれに準ずる旗を掲揚する。

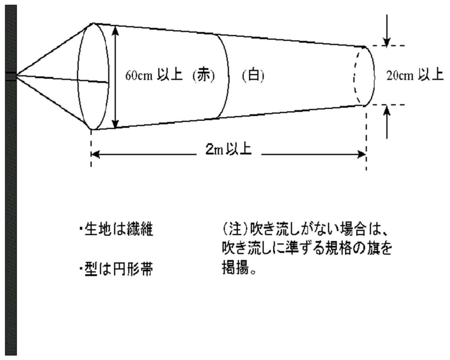

（4）対空目視信号

ア　生存者

生存者の使用する対空目視信号は，次によることとする。

（ア）利用できるあらゆる方法により記号を作ること。

（生存者が通常利用できる方法には，細い布，落下傘の材料，木片，石又はそれらに類する材料を使用したり，地面を踏むことにより，又は油で汚すことによって地上に標識を作ることができる。）

（イ）記号は25m以上とすること。
（ウ）背景と使用される材料との間の色彩をできるだけ対照的にすること。
（エ）無線機，火煙，反射光のようなその他の方法により，注意を引くためのあらゆる努力をすること。
（オ）他の記号との混同を避けるために，次表に掲げるとおりに正確に記号を作るように注意すること。

番号	通　　報　　内　　容	記　号
1	医師を要する　　重　傷	
2	医療品を要する	
3	前進不能	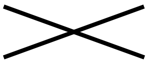
4	食糧及び水を要す	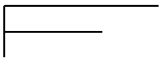
5	電池付の信号灯及び無線機を要す	
6	前進すべき方向を示す	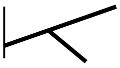
7	この方向に前進中	
8	航空機大破	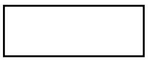
9	ここに着陸することは安全と思われる	
10	燃料及び潤滑油を要す	
11	総員異常なし	
12	否　　定	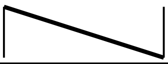
13	肯　　定	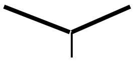
14	理解不能	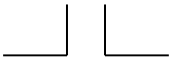
15	技術者を要す	

イ　地上捜索隊

地上捜索隊において次表に記載した記号を使用する場合には，それらの記号はその図に示される意味を有するものとしなければならない。

番号	通　　　報　　　内　　　容	記　　号
1	作業完了	
2	我等総員を発見	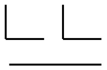
3	我等一部の人員を発見したに過ぎず	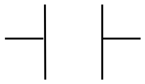
4	我等続行不能，基地に帰還中	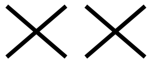
5	二隊に分れ，それぞれ矢印の方向に前進中	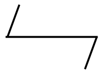
6	この方向に航空機ありとの情報を受信	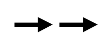
7	何物も発見せず，捜索を続行す	

12. 吉野川市災害対策本部に関する資料

1　吉野川市災害対策本部条例

平成16年10月1日
条例第20号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２第8項の規定に基づき、吉野川市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地対策本部の設置）

第４条　災害対策本部長は、激甚な被害を受けた地区における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため必要があると認めるときは、現地災害対策本部を置くことができる。

２　現地災害対策本部の組織に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年9月25日条例第27号）抄

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　吉野川市災害対策本部運営規程

平成16年10月1日
訓令第47号
改正　平成18年6月15日訓令第13号
平成19年3月30日訓令第10号
平成20年3月31日訓令第5号
平成21年6月24日訓令第18号
平成22年3月26日訓令第3号
平成23年4月26日訓令第16号

（趣旨）

第１条　この訓令は、吉野川市災害対策本部条例（平成16年吉野川市条例第20号）第5条の規定に基づき、吉野川市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（副本部長及び本部員）

第２条　災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び教育長をもって充てる。

２　災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、防災局長、議会事務局長、総務部長、会計管理者、市民部長、健康福祉部長、産業経済部長、建設部長、水道部長、教育次長、市民部次長及び消防団長をもって充てる。

（本部会議）

第３条　災害応急対策の基本方針を決定するため、本部会議を置く。

２　本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

３　本部会議は、本部長が主宰する。

（班）

第４条　本部に次の表の左欄に掲げる班を置き、当該班の班長は、当該右欄に掲げる本部員をもって充てる。

班	班長
情報総括・総務班	防災局長及び議会事務局長
企画・会計班	総務部長及び会計管理者
市民班	市民部長
民生・福祉班	健康福祉部長
経済班	産業経済部長
建設班	建設部長
水道班	水道部長
教育班	教育次長
災害対策支部班	市民部次長
消防班	消防団長

２　班の分掌事務は、別表のとおりとする。

３　班長が2人以上置かれているときの事務分担は、本部長が定める。

（配備区分）

第５条　配備区分は、第1次配備から第3次配備までとし、各班の配備要員等は、本部長が別に定める。

（その他）

第６条　この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則(平成18年6月15日訓令第13号)

この訓令は、平成18年6月15日から施行する。

附　則(平成19年3月30日訓令第10号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附　則(平成20年3月31日訓令第5号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附　則(平成21年6月24日訓令第18号)

この訓令は、平成21年6月24日から施行する。

附　則(平成22年3月26日訓令第3号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附　則(平成23年4月26日訓令第16号)

この訓令は、平成23年4月26日から施行する。

別表（第4条関係）

班	所属課等	分掌事務
情報総括・総務班	防災対策課 総務課 議会事務局	1　住民からの相談等の受付及び処理 2　気象情報等の収集 3　災害対策機能の確保 4　自衛隊の災害派遣要請及び受入体制の準備 5　被害状況等の収集 6　マスコミに対する災害関連情報の提供及び関係機関との連絡調整 7　他の公共団体職員の応援派遣要請及び受入れ 8　災害対策本部の運営
企画・会計班	情報システム課 税務課 企画財政課 監査委員事務局 会計課	1　所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施 2　災害関連情報の提供 3　通信手段の確保 4　写真等による災害情報の収集及び記録 5　家屋等の被害状況調査及び納税緩和措置の検討 6　被災者名簿の作成 7　義援金の受入れ 8　災害対策経費の準備及び予算の編成準備
市民班	市民生活課 国保年金課 人権課 選挙管理委員会事務局 環境企画課 環境センター	1　生活必需品等の確保及び供給 2　所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施 3　床下浸水に係る石灰の配布及び災害地の防疫及び清掃 4　仮設トイレの設置準備及び設置 5　廃棄物の収集、運搬及び処理 6　炊き出しの実施等食料の調達 7　飲料水の確保及び供給
民生・福祉班	子育て支援課 健康推進課 介護保険課 福祉総務課	1　救護活動の実施 2　重軽傷者名簿の作成 3　保育児童の安全対策 4　保健衛生活動の実施 5　災害時要援護者の安全対策の実施 6　所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施 7　災害時要援護者の被害状況調査及び援護 8　義援金配分調整及び給付検討 9　災害弔慰金等の支給検討 10　社会福祉協議会への連絡及び協力要請 11　被災者に対する福祉相談
建設班	建設課 監理課 都市計画住宅課	1　水防活動の指示及び支援 2　各種災害情報の収集 3　ポンプ場等の維持及び運用 4　排水施設の管理及び運転 5　道路及び土木施設に係る被害状況の収集

班	所属課等	分掌事務
		6　緊急輸送路の確保 7　建設業者との連絡調整 8　公営住宅入居者の安全確保 9　被災者への住宅供給 10　所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施
経済班	商工観光課 農業振興課 農地林業課 農業委員会事務局	1　農林関係機関及び団体との連絡調整 2　農林業の被害状況調査 3　商工関係機関及び団体に対する災害関連情報の提供 4　商工業の被害状況調査 5　農林施設の被害状況調査及び応急対策の実施
教育班	教育総務課 学校教育課 生涯学習課	1　児童及び生徒の安全対策 2　所管公共施設の被害状況調査及び応急措置の実施 3　文化財の被害状況調査及び応急措置の実施 4　避難所の開設及び運営の指示並びに施設管理の支援 5　教育関係団体への協力要請
水道班	水道課 下水道課	1　所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施 2　飲料水の水質管理
災害対策支部班	鴨島支所地域課 川島支所地域課 山川支所地域課 美郷支所地域課	1　住民からの相談等の受付及び処理 2　使用施設職員への協力要請 3　道路及び土木施設に係る被害状況の収集 4　担当自治会長等からの被害状況の収集 5　避難状況等の取りまとめ 6　被害状況等の取りまとめ 7　災害協力員及び自主防災組織への連絡収集 8　広報車、防災無線等による周知広報活動の実施 9　自治会長、民生委員等への電話連絡及び協力要請 10　避難援護者協力担当者への協力要請 11　災害時要援護者の避難対応
消防班	消防団	1　救助及び救急活動の実施 2　水防活動の実施及び関係機関との調整 3　危険区域の警戒パトロールの実施 4　災害対策支部班が実施する周知広報活動の補助

13. 吉野川市防災会議及び防災関係機関に関する資料

１　吉野川市防災会議条例

平成16年10月1日
条例第19号

(趣旨)

第１条　この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、吉野川市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）　吉野川市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）　市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

（３）　水防法(昭和24年法律第193号)第25条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。

（４）　前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

（１）　指定地方行政機関の職員

（２）　県の知事の部内の職員

（３）　県警察の警察官

（４）　関係部内の職員

（５）　教育長

（６）　徳島中央広域連合東消防署署長、西消防署長及び消防団長

（７）　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員

（８）　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

６　前項第１号、第２号、第３号、第４号及び第７号の委員の定数は、25人以内とする。

７　第５項第７号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第５条　防災会議の庶務は、防災対策課において行う。

(その他)

第６条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成17年9月26日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成22年3月23日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成24年9月25日条例第27号)

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の日以後、最初に委嘱される第１条の規定による改正後の吉野川市防災会議条例第３条第５項第８号の委員の任期は、同条第７項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

２　吉野川市防災会議運営規程

平成16年10月1日
訓令第46号

(趣旨)

第１条　この訓令は、吉野川市防災会議条例(平成16年吉野川市条例第19号)第5条の規定に基づき、吉野川市防災会議(以下「防災会議」という。)の議事とその他防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(防災会議)

第２条　防災会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　防災会議は、毎年度当初に開く。ただし、災害の発生その他の事由により防災会議の必要が生じたときは、その都度開くものとする。

４　委員は、防災会議の必要があると認めたときは、会長に防災会議の招集を求めることができる。

(会長の専決事項)

第３条　会長は、前条の規定にかかわらず、次の場合は、適宜の方法により関係のある委員と協議して決定することができる。

（１）　緊急を要する事態が発生し、防災会議を開くいとまがないとき。

（２）　決定を要する事項が一部の特定の機関にのみ関係のある事項で、早急に措置を要するとき。

（３）　軽易な事項で、早急に措置を要するとき。

２　会長は、前項の規定による決定をしたときは、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

(その他)

第４条　この訓令に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長がその都度防災会議に諮って定める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

3　吉野川市防災会議委員名簿

職　　名	条　例
国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所 吉野川鴨島出張所長	一号委員
徳島県東部保健福祉局副局長	二号委員
徳島県東部農林水産局副局長	二号委員
徳島県東部県土整備局副局長	二号委員
徳島県阿波吉野川警察署長	三号委員
徳島県阿波吉野川警察署警備課長	三号委員
吉野川市副市長	四号委員
吉野川市政策監	四号委員
吉野川市健康福祉部長	四号委員
吉野川市産業経済部長	四号委員
吉野川市建設部長	四号委員
吉野川市防災局長	四号委員
吉野川市水道部長	四号委員
吉野川市教育委員会教育長	五号委員
徳島中央広域連合東消防署長	六号委員
徳島中央広域連合西消防署長	六号委員
吉野川市消防団長	六号委員
日本郵便(株)鴨島郵便局長	七号委員
四国電力(株)送配電カンパニー 徳島支社鴨島事業所長	七号委員
四国旅客鉄道(株)鴨島駅長	七号委員
吉野川市医師会会長	七号委員
吉野川市自主防災組織連絡協議会会長	八号委員

４　防災関係機関連絡先一覧表

令和元年10月1日現在

（１）指定地方行政機関・指定地方公共機関等

機関（職）名	住　　　　所	電話番号
四国財務局 徳島財務事務所	徳島市万代町3-5	088-622-5181
中国四国農政局 徳島県拠点	徳島市中昭和町2丁目32	088-622-6133
四国運輸局徳島運輸支局 応神庁舎	徳島市応神町応神産業団地1-1	088-641-4811
徳島地方気象台	徳島市大和町2丁目3-36	088-622-3857
徳島労働局	徳島市徳島町城内6-6	088-652-9141
徳島森林管理署	徳島市川内町鶴島239-1	088-637-1230
四国地方整備局 徳島河川国道事務所	徳島市上吉野町3丁目35	088-654-2211
日本郵便株式会社四国支社	松山市宮田町8番の5	089-936-5121
鴨島郵便局	吉野川市鴨島上下島128-21	0883-24-2250
独立行政法人水資源機構 池田総合管理所	三好市池田町西山谷尻4235-1	0883-72-2050
西日本電信電話株式会社 徳島支店	徳島市西大工町2丁目5番地の1	088-602-1141
日本赤十字社徳島県支部	徳島市庄町3-12-1	088-631-6000
日本放送協会徳島放送局	徳島市寺島本町東1-28	088-626-5975
日本通運株式会社徳島支店	徳島県徳島市東沖州1-20-2	088-664-0233
四国電力株式会社徳島支店	徳島市寺島本町東2-29	088-622-7121
四国放送株式会社	徳島市中徳島町2-5	088-626-2801
一般社団法人徳島新聞社	徳島市中徳島町2-5-2	088-655-7373
(株)NTTドコモCS四国 徳島支店	徳島市北常三島1-6-1	088-626-1870
ソフトバンク株式会社	高松市寿町2-2-7	087-825-1801
KDDI四国総支社管理部	高松市番町1-6-8	087-823-6777
株式会社エフエム徳島	徳島市幸町1-6	088-656-2111
株式会社エフエムびざん	徳島市山城町東浜傍示1-1	088-656-5000

（２）徳島県

県庁	電話番号
危機管理政策課	088-621-2708
とくしまゼロ作戦課	088-621-2281
消防保安課	088-621-2284
保健福祉政策課	088-621-2165
商工政策課	088-621-2315
農林水産政策課	088-621-2385
砂防防災課	088-621-2540
河川整備課	088-621-2570
徳島県教育委員会	088-621-3115
徳島県警察本部	088-622-3101

（３）県出先機関

東部県税局（吉野川庁舎）	川島　0883－26－3911
東部保険福祉局（吉野川保健所庁舎）	鴨島　0883－24－1114
東部農林水産局（吉野川庁舎）	川島　0883－26－3771
西部家畜保健衛生所（吉野川庁舎）	鴨島　0883－24－2029
東部県土整備局（吉野川庁舎）	川島　0883－26－3711

（４）消防関連

徳島広域中央連合消防本部	吉野川市　鴨島　　0883－26－1191
〃　　　東消防署	吉野川市　鴨島　　0883－26－1196
〃　　　中消防署	阿波市　　秋月　　088－695－2149
〃　　　西消防署	吉野川市　山川　　0883－42－2029

（５）自衛隊関連（徳島県内）

部隊名	住所	電話番号
陸上自衛隊 第14旅団第14施設隊 （徳島駐屯地）	徳島県阿南市那賀川町 小延413-1	＜電話番号（平日）＞ （0884）42-0991 内線230，231，232 ＜電話番号（夜間・休日）＞ （0884）42-0991 内線248（部隊当直室） 302（駐屯地当直室） ＜ファクシミリ（平日）＞ （0884）42-0991 内線219（電話にて内線番号の報告後、送信） ＜ファクシミリ（夜間・休日）＞ （0884）42-0991
陸上自衛隊 第14旅団　第14飛行隊	板野郡松茂町住吉字住吉開拓38	（088）699-5118 ※内線　3903 ＜電話番号（夜間・休日）＞ （088）699-5118 内線　3990 （分屯地当直指令） ＜ファクシミリ＞ （088）699-5118 内線3905
海上自衛隊 徳島教育航空群	板野郡松茂町住吉字住吉開拓38	＜電話番号（平日）＞ （088）699-5111 内線3213 ＜電話番号（夜間・休日）＞ （088）699-5111 内線3222，3223 ＜ファクシミリ＞ （088）699-6116
海上自衛隊 第24航空隊	小松島市和田島町字洲端4-3	＜電話番号（平日）＞ （0885）37-2111 ※内線213～217 ＜電話番号（夜間・休日）＞ （0885）37-2111 内線223～225 ＜ファクシミリ＞ （0885）37-1180
自衛隊 徳島地方協力本部	徳島市万代町３丁目５ 徳島第2地方合同庁舎５階	＜電話番号（平日）＞ （088）623-2220～2222・2215 ＜電話番号（夜間・休日）＞ （088）623-2220～2222・2215 ＜ファクシミリ＞ （088）623-2319

5　災害に関する協定一覧表

令和元年 10 月 1 日現在

市町村名	総数	協定名	協定の内容	費用の負担	締結年月日	協定の相手
吉野川市	1	災害時における資機材等支援活動協定	災害時における応急的な資機材等の支援活動	市	平成 17 年 10 月 18 日	市建設業協会
	2	災害時における相互応援協定	災害時における物資の提供、職員の派遣等（平時の連携含む）	応援を要請した市	平成 17 年 12 月 2 日	鳥取県倉吉市
	3	災害・事故等の医療救護に関する協定	災害時における医師、看護士の派遣・医療救護活動の実施	市	平成 18 年 6 月 2 日	市医師会
	4	災害時要援護者福祉避難所に関する協定	災害時要援護者の受け入れ、救護活動の実施	市	平成 18 年 11 月 27 日	（医）徳寿会ほか５施設
	5	災害時における避難場所施設利用に関する協定	避難時に避難所として施設の提供	市	平成 20 年 12 月 25 日	川島・吉野川高校
	6	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	災害時に資材、機材、技術者等の出動による支援活動	市	平成 20 年 11 月 26 日	市上下水道工事店協同組合
	7	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	災害時に労力、知識及び建設資材の支援活動	市	平成 22 年 5 月 7 日	全徳島建設労働組合
	8	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	物資の供給等の協力	市	平成 22 年 7 月 20 日	社団法人徳島県エルピーガス協会　吉野川支部
	9	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	公共施設等における電気設備の復旧活動	市	平成 22 年 11 月 22 日	鴨島電気工事組合
	10	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	公共施設等における電気設備の復旧活動	市	平成 22 年 11 月 22 日	脇町電気工事組合
	11	大規模災害における浄化槽の復旧支援活動に関する協定	市町村が設置する浄化槽・避難所の浄化槽の復旧活動	市	平成 22 年 11 月 17 日	(社)徳島県環境技術センター
	12	災害時における避難場所施設利用に関する協定	避難時に避難所として施設の提供	市	平成 23 年 4 月 1 日	瀬詰老人会館管理者
	13	災害時における情報交換及び支援に関する協定書	災害時における情報交換及び人員・資機材の支援	市	平成 23 年 10 月 26 日	国土交通省四国地方整備局長

市町村名	総数	協定名	協定の内容	費用の負担	締結年月日	協定の相手
	14	徳島県市長会を構成する各市の災害時相互応援に関する協定	災害時における物資、労力等の応援	市	平成 24 年 10 月 5 日	徳島県市長会を構成する市
	15	徳島県及び市町村の災害時相互応援協定	災害時における物資、労力等の応援	市	平成 25 年 4 月 5 日	県及び２４市町村
	16	災害時の協力に関する協定	災害時における避難所・防災拠点の優先的な電力復旧		平成 25 年 5 月 31 日	四国電力株式会社徳島支店長
	17	鳥取県市長会と徳島県市長会との危機事象発生時相互応援協定	災害時における物資、労力等の応援	危機事象発生市	平成 25 年 12 月 25 日	鳥取県市長・徳島県市長会
	18	災害時に必要な資機材の調達に関する協定	災害時における資機材等の支援活動	市	平成 26 年 7 月 29 日	(株)ナガワ
	19	災害時における避難施設の被災建築物応急危険度判定の協力に関する協定	災害時における避難施設の被災建築物応急危険度判定		平成 26 年 9 月 24 日	公益社団法人 徳島県建築士会川島地域会 公益社団法人徳島県建築士会
	20	災害時における吉野川市と吉野川市内郵便局の協力に関する協定	被災者の避難先の情報提供、避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便物の収集・交付等	市	平成 27 年 7 月 3 日	吉野川市内郵便局
	21	災害時における緊急放送に関する協定	災害発生時、発生するおそれがある場合における緊急放送		平成 27 年 9 月 11 日	市内ケーブルテレビ２社
	22	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	災害発生時、発生するおそれがある場合における地図製品等の供給及び利用等		平成 27 年 12 月 15 日	(株)ゼンリン四国エリア統括部
	23	徳島県総合情報通信ネットワークシステム市町村局に係る協定	徳島県総合情報通信ネットワークシステムに係る市町村局の設置及び維持管理		平成 28 年 4 月 1 日	徳島県
	24	災害時における地域内輸送拠点に関する協定	災害発生時、発生するおそれがある場合における地域内輸送拠点としての利用等		平成 29 年 1 月 4 日	麻植郡農業協同組合
	25	災害時における避難施設等の利用に関する協定	災害発生時、発生するおそれがある場合における地域内輸送拠点としての利用等		平成 30 年 2 月 14 日	(株)日本フネン

6　吉野川市消防会館条例

平成16年10月1日
条例第24号

(設置)

第１条　山川地区の住民の連帯意識に基づく自主防災活動を積極的に推進し、地域ぐるみの防災体制を確立するため、吉野川市消防会館(以下「消防会館」という。)を吉野川市山川町翁喜台56番地2に設置する。

(利用の許可)

第２条　消防会館を利用しようとする者は、市長に申請し、許可を受けなければならない。

(使用料)

第３条　消防会館を利用する者から使用料を徴収する。

(使用料の額)

第４条　前条の使用料の額は、別表に掲げる額に100分の108を乗じたものとする。

(使用料の納付時期及び方法)

第５条　使用料は、利用許可の際、納付するものとする。

(使用料の減免)

第６条　消防会館の本来の活動及び公共の用又は公益事業のために利用する場合において、適当と認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第７条　既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用料の全額又は一部を還付することができる。

（１）　消防会館の管理上又は公益上の必要により市が利用許可を取り消したとき。

（２）　天災その他不可抗力により消防会館を利用することができなくなったとき。

(利用者の遵守義務)

第８条　第２条の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、市長又は市長の指定した者の指示に従わなければならない。

２　利用者の責めに帰すべき事由により建物又は附属物件、器具等に損害を与えた場合は、利用者は、その損害を原状のとおり賠償し、修理し、補充しなければならない。

３　利用者は、特に火気に留意し、利用後は必ず場内を清掃し、原状に復した後市長又は市長の指定した者の検認を受けなければならない。

(利用の制限)

第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、消防会館の利用を許可しないものとする。

（１）　消防会館本来の活動及び公益の事業に支障があると認めた場合

（２）　その利用が建物又は附属物件、器具等を損傷するおそれがあると認めた場合

（３）　利用許可目的以外に利用のおそれがあると認めた場合

（４）　その利用が公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めた場合

（５）　興行又は営利を目的とする利用であると認めた場合

（６）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めた場合

(委任)

第10条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2　この条例の施行の日の前日までに、合併前の山川町消防会館設置及び管理に関する条例(平成4年山川町条例第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
(施行期日)
1　この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
2　この条例の施行の際現に利用の許可を受けている吉野川市消防会館の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表(第4条関係)

区分	昼間	夜間
使用料	1,000円	1,500円

7　吉野川市消防会館条例施行規則

平成16年10月1日
規則第28号

(趣旨)

第１条　この規則は、吉野川市消防会館条例(平成16年吉野川市条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の申請)

第２条　条例第２条の申請書は、別記様式によるものとする。

２　吉野川市消防団の活動に使用する場合は、前項に規定する申請書の提出を要しないものとする。

(使用の制限)

第３条　消防会館の使用は、原則として消防防災本来の活動に使用するもののほか、緊急時に備え他の使用を制限するものとする。

(使用者の義務)

第４条　消防会館の使用に当たっては、次の事項を厳守しなければならない。

（１）　消防会館の秩序と安全を守ること。

（２）　消防会館の清潔を守ること。

（３）　喫煙及び火気に注意すること。

（４）　施錠を怠らないこと。

(その他)

第５条　この規則に定めるもののほか、消防会館の管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

(施行期日)

１　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

２　この規則の施行の日の前日までに、合併前の山川町消防会館設置及び管理規則(平成4年山川町規則第8号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別記様式(第２条関係)

<table>
<tr><td colspan="5">年　　月　　日

　吉野川市長　　　　　様

住所
氏名
職業

消防会館使用許可申請書

　下記により吉野川市消防会館を使用したいので、許可くださいますようお願いいたします。</td></tr>
<tr><td>使用日時</td><td colspan="4">年　　月　　日　午　　　時　　分から

年　　月　　日　午　　　時　　分まで</td></tr>
<tr><td>団体名
代表者名
職氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">人員</td><td></td><td>男</td><td>女</td><td>計</td></tr>
<tr><td>大人</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>小人</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>使用目的</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>使用料</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

14. その他の資料

1　指定緊急避難場所

地区	施設名	異常現象区分								
		洪水(内水)最大規模	洪水(内水)計画規模	洪水(外水)最大規模	洪水(外水)計画規模	地震	崖崩	土石流	地滑り	大規模火災
鴨島	上浦小学校	○	○	△3 階以上	△2 階以上	○	○	○	○	○
	牛島公民館	○	○	△2 階	△2 階	○	○	○	○	○
	牛島小学校	△2 階	○		△2 階	○	○	○	○	○
	鴨島東中学校	△2 階以上	△2 階以上	△3 階以上	△2 階以上	○	○	○	○	○
	森山小学校	△2 階以上	△2 階以上	△2 階以上	△2 階以上	○	○	○	○	○
	岡野コミュニティセンター	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	県立吉野川高校	○	○	△3 階以上	△2 階以上	○	○	○	○	○
	市役所	△2 階以上	○	△2 階以上	△2 階以上	○	○	○	○	○
	市民プラザ	○	○	△3 階以上	△2 階以上	○	○	○	○	○
	鴨島小学校	△2 階以上	○	△2 階以上	△2 階以上	○	○	○	○	○
	文化研修センター	○	○	△2 階	△2 階	○	○	○	○	○
	鴨島公民館	△2 階以上	○	△3 階以上	△3 階以上	○	○	○	○	○
	鴨島第一中学校	△2 階以上	○	△3 階以上	△3 階以上	○	○	○	○	○
	知恵島小学校	○	○		△2 階	○	○	○	○	○
	飯尾敷地小学校	△2 階以上	○	△2 階以上	△2 階以上	○	○	○	○	○
	飯尾敷地コミュニティセンター	○	○	△2 階	△2 階	○	○	○	○	○
	西麻植小学校	△2 階以上	○	△2 階以上	△2 階以上	○	○	○	○	○
	西麻植会館	△2 階	○	△2 階	△2 階	○	○	○	○	○
	岡原児童公園	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	岡原多目的緑地公園	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	向麻山公園	○	○	○	○	○	○	○	○	○
川島	川島公民館山田西分館	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	城山老人福祉センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	県立川島中学・高校	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	川島公民館	○	○	△2 階	△2 階		○	○	○	○
	川島小学校	△2 階	○			○	○		○	○
	川島こども園	○	○	△3 階以上	△3 階以上	○	○	○	○	○
	川島中学校	○	○	△3 階	△3 階	○	○	○	○	○
	交流センター	△2 階	○	△2 階	△2 階	○	○	○	○	○
	学島小学校	△2 階	△2 階			○	○	○	○	○
	上桜公園	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	多目的グラウンド	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	城山児童公園	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	川島城テニスコート	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	川島城駐車場	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山川	山瀬小学校	△2 階	○			○	○	○	○	○
	山川中学校		○			○	○	○	○	○
	山川地域総合センター	△2 階以上	○	△2 階以上	△2 階以上	○	○	○	○	○
	アメニティセンター	△2 階		△2 階	△2 階	○	○	○	○	○
	旧川田小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高越小学校	△2 階	○	△2 階	○	○	○	○	○	○
	旧川田西小学校	○	○	△2 階以上	△2 階以上	○	○	○	○	○
美郷	ふるさとセンター	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	旧美郷老人福祉センター	○	○	○	○	○				○
	旧種野小学校	○	○	○	○	○				○
	旧美郷中学校	○	○	○	○	○(注)				○
	旧中枝小学校	○	○	○	○	○(注)				○
	旧東山小学校	○	○	○	○	○(注)				○

(注) 耐震なし グラウンドのみ
内水とは・・・堤防内の内水河川の浸水
外水とは・・・吉野川の洪水

2　指定避難所一覧

鴨 島 地 区 指 定 避 難 所

	小学校区	収容地区	施 設 名	所 在 地	収容可能人数(人)	延床面積（㎡）	建築年	災害種別ごとの使用可否の目安						備　考
								洪　水				地震	土砂	
								内水最大規模	内水計画規模	外水最大規模	外水計画規模			
1	上浦	上浦	上浦小学校	上浦 931	108	1,688.46	S60	○	○			○	○	
			同体育館		60	366	S44		○			○	○	
2		上浦	上浦公民館	上浦 450－6	55	479.45	H17		○			○	○	
3	牛島	牛島	牛島公民館	牛島 675-14	33	338	S59	○	○			○	○	
4		牛島	牛島小学校	牛島 865-1	184	2,242.44	H2		○			○	○	
			同体育館		125	680	S56		○			○	○	
5		牛島	鴨島東こども園	牛島 888 番地 1	170	1,881.53	H31		○			○	○	
6		牛島・森山	鴨島東中学校	麻植塚 215-3	216	2,948.72	S55					○	○	
			同体育館		304	1,801	H16		○			○	○	耐震鍵ボックス
7		牛島	牛島体育館	牛島番外 3-1	168	990.29	S60		○			○	○	
8	森山	森山	森山公民館	山路 1082-1	52	449	H7		○			○	○	
9		森山	岡野コミュニティセンター	山路 1656-1	19	153	H15	○	○	○	○	○	○	
10		森山	森山小学校	山路 1086	157	1,605	S57					○	○	
			同体育館		126	680	S58		○			○	○	
11	鴨島	鴨島	県立吉野川高校	喜来 681-9	516	3,974	S52	○	○			○	○	
			同体育館		239	1,492.71	S56	○	○			○	○	耐震鍵ボックス
12		鴨島	神島会館	喜来乙 21-1	34	335	S51		○			○	○	
13		鴨島	市役所	鴨島 115-1	30	3,288	H6	○	○			○	○	
14		鴨島	市民プラザ	鴨島 252-1	726	2,497	R02	○	○			○	○	指定管理
15		鴨島	鴨島小学校	鴨島 564	363	900	H12		○			○	○	
			同体育館		143	1,092	H13	○	○			○	○	耐震鍵ボックス
16		鴨島	文化研修センター	鴨島 696-14	179	1,267.00	H1	○	○			○	○	指定管理
17		鴨島	鴨島公民館	鴨島甲 1	173	3,466.60	S54		○			○	○	指定管理
18		鴨島	鴨島老人福祉センター			601.93	S54		○			○	○	指定管理
19		鴨島・西麻植	鴨島第一中学校	鴨島 633-2	355	2,369.00	S53		○			○	○	
			同体育館		237	1,472	H4		○			○	○	耐震鍵ボックス
20	知恵島	知恵島	知恵島小学校	知恵島 781	110	1,016.00	S42	○	○			○	○	
			同体育館		60	364	S47	○	○			○	○	
21		知恵島	知恵島公民館	知恵島 368-1	26	260.49	S61	○	○			○	○	
22	飯尾敷地	飯尾敷地	飯尾敷地小学校	飯尾 7	222	1,891.00	S49		○			○	○	
			同体育館		145	900	H1	○	○			○	○	
23		飯尾呉郷	飯尾敷地コミュニティセンター	飯尾 550-74	118	776	H25	○	○			○	○	指定管理
24		敷地	野菊の里	敷地 1463-1	99	240.19	H14	○	○	○	○	○		民間施設
25	西麻植	西麻植	西麻植小学校	西麻植字絵馬堂 85-2	159	1,640.00	S58		○			○	○	
			同体育館		137	829	S62		○			○	○	
26		西麻植	西麻植会館	西麻植字中筋 46-1	73	594	S56		○			○	○	
27		西麻植	西麻植公民館	西麻植字中筋 129-1	65	480	H8		○			○	○	

川 島 地 区 指 定 避 難 所

	小学校区	収容地区	施設名	所在地	収容可能人数(人)	延床面積(㎡)	建築年	災害種別ごとの使用可否の目安						備考
								洪水				地震	土砂	
								内水最大規模	内水計画規模	外水最大規模	外水計画規模			
1	川島	山田	川島公民館山田西分館	山田字芝生45-1	14	88	S62	○	○	○	○	○	○	
2		川島	城山老人福祉センター	川島 146	52	528	H3	○	○	○	○	○	○	
3		桑村	県立川島中学・高校	桑村 367-3	518	6,700	S50	○	○	○	○	○	○	
			同体育館		251	1,510	S55	○	○	○	○	○	○	耐震鍵ボックス
4		川島・宮島	川島公民館	桑村 860	121	1,097.00	S54	○	○				○	
5		桑村・学	川島小学校	桑村 2193	269	3,005	S49		○			○		
			同体育館		104	640	S52		○			○		
6		桑村	川島こども園	桑村 2421-1	339	3,288.28	H10	○	○			○	○	
7		桑村	川島体育館	桑村 2424-1	224	1,199	H2	○	○			○	○	
8		桑村	川島中学校	桑村 2558	304	4453	H18	○	○			○	○	
			同体育館		180	1,159	H20	○	○			○	○	耐震鍵ボックス
9		桑村	交流センター	桑村 2827-70	141	1,427	S56		○			○	○	
10		桑村	こだま会館	桑村 1878-3	66	614	S52	○	○			○		
11	学島	児島	東児島老人憩の家	児島字長池98-1	32	196	H13	○	○			○	○	
12		学	川島老人福祉センター	学字吉本34-2	55	601	S57	○	○			○	○	
13		学・児島	学島小学校	学字辻 76	170	2,230	S48					○	○	
		三ツ島	同体育館		104	600	S53					○	○	
14		学・三ツ島	川島公民館学西分館	学字西出目226-1	21	133	H3		○			○	○	

山　川　地　区　指　定　避　難　所

	小学校区	収容地区	施 設 名	所 在 地	収容可能人数(人)	延床面積(㎡)	建築年	災害種別ごとの使用可否の目安						備　考
								洪　水				地震	土砂	
								内水最大規模	内水計画規模	外水最大規模	外水計画規模			
1	山瀬	山崎	忌部農業構造改善センター	忌部 97-3	15	106	S61	○	○			○	○	
2	山瀬	山崎	元木会館	宮島 90-1	22	142	S50	○	○				○	民間施設
3	山瀬	山崎	西久保地区コミュニティセンター	西久保 16-20	15	156	H15	○	○			○	○	民間施設
4	山瀬	山崎	山瀬公民館	堤外 11-1	52	403	H26		○			○	○	
5	山瀬	山崎	山瀬小学校	諏訪 266-1	298	3,414	S53		○			○	○	
			同体育館		95	629	S45		○			○	○	
6	山瀬	瀬詰	瀬詰教育集会所	諏訪 411-26	19	159.65	H6		○			○	○	
7	山瀬	瀬詰	瀬詰老人会館	八幡 289	86	389	S62	○	○			○	○	民間施設
8	山瀬	瀬詰	八坂会館	安楽寺 182	42	277	S57	○	○	○	○		○	
9	山瀬	瀬詰	山川中学校	前川 261	413	4,157	H21		○			○	○	
			同体育館		232	1,736	S44		○			○	○	耐震鍵ボックス
10	山瀬	瀬詰	山川体育館	大塚 152	168	874.17	S62		○			○	○	
11	旧川田	川田東部	旧川田小学校	住吉 189	190	1,960	S51	○	○	○	○	○	○	
			同体育館		90	722	H4	○	○	○	○	○	○	
12	旧川田	川田東部	山川地域総合センター	翁喜台 117	264	3,953	H2		○			○	○	
13	旧川田	川田東部	アメニティセンター	翁喜台 95-1	49	2,276	H5					○	○	指定管理
14	高越	川田中部	高越小学校	町 93	200	3,504	H30		○			○	○	
			同体育館		148	843	H30					○	○	
15	高越	川田中部	高越こども園	町 94	141	1,573	H30			○	○	○	○	
16	高越	川田中部	中部農業構造改善センター	町 103	28	185	S61					○	○	
17	高越	川田中部	川田北会館(三ヶ名ふれあいセンター)	村雲 201-5	24	141	H16					○	○	
18	高越	川田山	榎谷集会所	榎谷 226-9	8	61.28	H25	○	○	○	○	○		
19	旧川田西	川田西部	旧川田西小学校	川田 429-6	205	1,862	S55	○	○			○	○	
			同体育館		106	612	S56	○	○			○	○	
20	旧川田西	川田西部	舟戸農業構造改善センター	槻原 55-5	15	99	S61	○	○			○	○	

美 郷 地 区 指 定 避 難 所

	小学校区	収容地区	施設名	所在地	収容可能人数(人)	延床面積(m^2)	建築年	災害種別ごとの使用可否の目安			備考
								洪水	地震	土砂	
1	旧東山	東山	東山老人憩の家	字栗木 128-3	19	126.77	S52	○			
2		東山	上谷集落センター	字上谷 68-1	5	39.07	H24	○	○		
3		東山	旧東山小学校	字古土地 155-2	54	1,009.18	S57	○	○	○	
4	旧種野	種野	旧種野小学校	字川俣 47	120	1,056.21	S55	○	○		
5		種野	旧体育館	字川俣 51	82	1,203.64	S45	○	○	○	
6		種野	旧美郷老人福祉センター	字毛無 92-6	50	550.68	H10	○	○		
7		種野	三山老人憩の家	字川俣 8-1	20	124.95	S55	○			
8		種野	種野集落センター	字刷石 124-1	13	70.4	S56	○	○		
9		種野	桁山集落センター	字中筋 266-4	8	51.96	S63	○	○	○	
10	旧中枝	中枝	旧中枝小学校体育館	字平 71-2	78	531	S55	○	○		
11		中村・中枝	ふるさとセンター	字中筋 194-1	191	2,042.00	H4	○	○	○	耐震鍵ボックス
12		中枝	中枝老人憩の家	字平 250-5	16	126.71	S53	○			
13		中枝	東部集落センター	字重野尾 170-1	5	40.99	H3	○	○	○	
14		中枝	西部田平集落センター	字宮倉 55-1	8	57	H3		○	○	
15		中枝	城戸下浦高開集落センター	字下浦 284-1	6	51.59	H4	○	○	○	
16		古井	中古井広域集落センター	字古井 511-5	7	49.68	H16	○	○		

3　消防用水利一覧表

水利別		消火栓		防火水槽						
		φ 150以上	φ 150未満	60 ㎥以上	内耐震	40 ㎥級	内耐震	20 ㎥級	内耐震	20 ㎥未満
吉野川市	鴨島	173	293			30	2	11	0	10
	川島	58	138	1	0	77	2	7	0	1
	山川	74	98			135	0	3	0	
	美郷	0	31			78	0			
合計		305	560	1	0	320	4	21	0	11

4　自主防災組織

（１）自主防災組織結成状況一覧表

平成31年4月現在

	旧町村名	結成年度	自主防災組織名	加入世帯	構成自治会
1	鴨島	H14	西郷自主防災・防犯組織	292	鴨島中西・むつみ・大西・大北（第２班）
2	鴨島	H17	敷地地区自主防災会	403	敷地東部・敷地南部・敷地中央・敷地奥・敷地西部
3	鴨島	H17	森藤自主防災会	319	東森藤・向原・だん・東春日免・田中・宮前・三谷
4	鴨島	H17	山路地区自主防災会	502	東原北・東原南・岡野北・岡野南・橋本・山路中央・山路西・長谷・寺谷
5	鴨島	H18	中島・内原地区自主防災会	350	内原北部・内原東部・内原西部・中島東部・中島中部
6	鴨島	H18	西麻植南地区自主防災会	484	大東・中筋・中筋団地・西麻植中央・田淵・中筋第３・壇ノ原・東新田・西新田
7	鴨島	H18	江川・広畑地区自主防災会	357	江川東部・江川西部・広畑
8	鴨島	H18	牛島第２自主防災会	324	先須賀・杉尾・高白・天神・シャーメゾン先須賀
9	鴨島	H18	牛島第３自主防災会	366	牛島四ツ屋・四ツ屋前・東宮間・西宮間・東辻・西辻・城ノ内・貞末北・城ノ内第２
10	鴨島	H18	牛島第１自主防災会	173	牛島駅前・桑上・市瀬・牛島小原
11	鴨島	H18	牛島第４自主防災会	284	牛島原・岸ノ上・貞末南・麻植塚東・麻植塚・麻植塚西
12	鴨島	H18	知恵島西地区自主防災会	585	南部東・南部西・多津美・西知恵島・第一多津美・千田・知恵島中西・知恵島中西中央・知恵島中西西
13	鴨島	H18	麻植市・粟島地区自主防災会	401	東麻植市・西麻植市・南麻植市・北麻植市・すみれ・粟島
14	鴨島	H18	知恵島東地区自主防災会	415	知恵島四ツ屋・中須賀・蛭子・東郷東・東郷西・北須賀
15	鴨島	H18	鴨島喜来南部地区自主防災会	353	喜来南部・宮本・若宮・金光・光の里・東新町３・東新町２・東新町１
16	鴨島	H19	鴨島中央地区自主防災会	264	役場東・東本郷・栄町・本郷・南銀座・一番町・本町・八幡通り・西本町
17	鴨島	H19	上浦東地区自主防災会	334	八本松東・八本松西・辻川・上浦中筋・丸山・上浦団地
18	鴨島	H19	上浦西地区自主防災会	305	上浦南・自彊・玉取・国中
19	鴨島	H19	飯尾地区自主防災会	505	飯尾東・高ノ原・飯尾小原・唐人・飯尾中央・北門・飯尾西部・鴨島ハイランド
20	鴨島	H19	上下島地区自主防災会	796	殿郷・南新町・大北（1 班・3 班～11 班）・呉島
21	鴨島	H19	喜来北部地区自主防災会	536	喜来東・清美団地・乗島北・乗島第一・乗島第二・乗島西・喜来西部・宮本北・喜来西部第一・喜来西平和
22	鴨島	H20	神島地区自主防災会	338	神島ミサワ・神島第 1・南神島・神島団地・喜来第 5 団地・北神島
23	鴨島	H20	呉郷東地区自主防災会	378	呉郷東 1・呉郷東 2・呉郷中１・呉郷中 2・呉郷南 1・呉郷南 2・呉郷北 1・呉郷北 2・呉郷北 3

	旧町村名	結成年度	自主防災組織名	加入世帯	構成自治会
24	鴨島	H20	呉郷西地区自主防災会	271	呉郷西4・呉郷西5・呉郷西6・呉郷第1・呉郷第2・呉郷第3・呉郷第4・呉郷第5・呉郷第6
25	鴨島	H20	新開地地区自主防災会	403	公園通り・青柳・中学通り・栄通り甲・栄通り・鴨島甲・中新開地・北新開地・西新開地・北弥生・南弥生
26	鴨島	H20	鴨島駅前地区自主防災会	305	東本町・元町・中町・文楽・駅東・銀座・駅前通り・旭町・大和
27	川島	H18	上桜地区自主防災会	173	桜ヶ丘・リッチランド・サントピア
28	川島	H18	桒村南東部自主防災会	270	久保田・久保田第一・久保田第二・天神・大明神
29	川島	H18	学二ツ森自主防災会	217	吉本北・吉本南・二ツ森住宅・峯八・学春日・近久
30	川島	H18	三ツ島・北久保地区自主防災会	279	一里松・水沼野・住吉・長塚・北久保
31	川島	H18	岡山北６地区自主防災会	246	岡山第４・学ヶ丘・島田ハイツ・岡山住宅・岡山東・朝日ヶ丘
32	川島	H19	学西地区自主防災会	208	西出目・八幡・辻・王子・唐戸
33	川島	H19	川島中央地区自主防災会	271	城山第三・城山第二・城山第一・北町・北町第一・協調・本町・中央・南町・川島春日・町東
34	川島	H19	近久地区自主防災会	140	近久第一・近久第二・近久第三・樋口・近久南住宅・春日住宅北・鳶ヶ巣・パールハイツ
35	川島	H20	桒村西自主防災会	213	伊加ヶ志・鍛冶屋敷・敷地
36	川島	H20	児島自主防災会	309	東児島・東児島第1・夕陽丘団地・むつみ・西児島
37	川島	H20	神後地区自主防災会	332	神後東部・森永ハイツ・グランシードK・神後南部・神後西部・岡山寮・城東
38	川島	H20	南寺・岡山自主防災会	279	岡山第一・岡山第二・岡山第三・岡山第一西・南寺・南寺本町・ルミエール・上桜・源光寺第一・源光寺住宅第二・西谷
39	川島	H20	山田自主防災会	321	山田南部・山田芝生・山田中・山田西部・山田北部・山田中須賀
40	山川	H17	西久保地区自主防災会	216	西久保東・西久保中・西久保南・西久保西
41	山川	H18	山川中央地区自主防災会	484	湯立東・湯立西・湯立北・青木・旭
42	山川	H18	西川田地区自主防災会	439	瀬津・東市久保・西市久保・原・貞田・船戸東・船戸西・衣笠
43	山川	H18	町自主防災会	298	南町・中町・北町・西山
44	山川	H18	川田北自主防災会	293	川田天神・村雲・北島東・北島西
45	山川	H18	こうつ地区自主防災会	196	奥川田東・奥川田西・中筋・井上・久宗
46	山川	H18	川田山地区自主防災会	47	榎谷・皆瀬・桑内
47	山川	H18	日の出・宮島地区自主防災会	250	宮島南・宮島北・日の出第１・日の出第２
48	山川	H18	川田東部第１自主防災会	532	麦原東・麦原西・宮地・季邦・住吉・翁喜台・翁喜台東・西ノ原
49	山川	H18	川田東部第２自主防災会	319	旗見・川東東・川東南・川東西・川東北・恵下・迎坂
50	山川	H18	諏訪地区自主防災会	268	諏訪・諏訪東部・諏訪中部・ほたる川・諏訪南部・諏訪東・諏訪東2
51	山川	H18	瀬詰地区自主防災会	593	北村・若宮・瀬詰八幡・三島・春日・若

	旧町村名	結成年度	自主防災組織名	加入世帯	構成自治会
					宮東
52	山川	H18	祇園・八坂地区自主防災会	111	祇園・八坂南・八坂北
53	山川	H18	山崎東部自主防災会	222	天神・忌部北・忌部南・中央東・中央西
54	美郷	H18	東山地区自主防災会	122	湯下・恵美子・古土地・天神・上谷・大野・月野・中谷
55	美郷	H19	中枝地区自主防災会	211	平・大神・西部・下浦・城戸・田平・井頭・宮倉・倉羅・古井・中古井・照尾・張・宗田・市野々・
56	美郷	H19	種野地区自主防災会	135	高野尾・川俣・川俣団地・刷石・土井の奥・峠
	合計		結成組織数　56	18,037	組織率　100%

（2）自主防災組織について

ア　組　織

自主防災組織は，災害対応組織の基本単位である自治会等のブロックごとに結成する実行組織と，これら実行組織の集合体である統括組織からなる。

イ　実行組織

実行組織は，自治会等のブロックを単位として結成し，防災活動に従事する活動班を置くことを原則とするが，地域特性及び自治会等に属する世帯数等を考慮した防災活動にもっとも適した組織とする。

ウ　統括組織

統括組織は，８～12実行組織ごとに１統括組織を結成し，防災活動に従事する活動班を置くことを原則とするが，地域の歴史や地理的条件等にも配慮し，地域の実情に即した組織づくりを行う。

エ　消防団員

消防団員は実行組織に属するものとし，平常時には，その専門的知識及び技能を生かして実行組織の防災訓練の指導等にあたるものとするが，災害発生時には消防団の一員として防災活動に従事するため，実行組織の活動班には組み入れないものとする。

オ　消防団

消防団は統括組織を構成するものとし，平常時には，地域の防災活動に指導的役割を果たすものとするが，災害発生時には防災活動を行うため，統括組織には組み入れないものとする。

カ　実行組織の活動班

活　動　班	活　動　内　容
①総務班	各班の活動状況の把握調整及び統括組織との連絡調整を行う。
②情報班	地域の災害情報の収集及び伝達を行う。

③消防班	初期消火を行う。
④救出救護班	けが人，病人等の救出救護を行う。
⑤避難誘導班	避難誘導及び避難人員の把握を行う。
⑥給水給食班	給水給食及び生活必需品の配付を行う。
⑦避難所運営班	避難所の自主的運営を行う。

キ　統括組織の活動班

活　動　班	活　動　内　容
①総務班	所属する実行組織の相互応援等の防災活動の調整を行う。
②情報班	地域及び広域の災害情報の収集及び伝達を行う。
③避難所運営班	給水給食及び救援物資等の配分を行う。

5　災害応急金融対策

（1）生活福祉資金（災害をうけたことにより臨時に必要となる経費）

ア　貸 付 対 象

低所得世帯で，資金の貸付けと必要な援助指導を受けることによって自立更生でき，他からの融資を受けることが困難な世帯

イ　貸付限度額　　150万円以内

住宅の全・半壊などで復旧費用が 150万円以上必要な場合は，住宅資金と重複して 150～250万円（特別の場合 250～ 350万円）

ウ　貸付条件

（ア）	据置期間	貸付けの日（分割による交付の場合には最終貸付日）から６月以内
（イ）	償還期間	７年以内
（ウ）	利　　子	保証人あり 無利子 保証人なし　年1.5％
（エ）	保 証 人	原則必要　ただし、保証人なしでも貸付可
（オ）	償還方法	年賦，半年賦及び月賦による元利均等償還

エ　申込方法

原則として官公署発行の被災証明書を添付し民生委員，あるいは市の社会福祉協議会へ申し込む。

（2）災害復興住宅資金

自然災害により住宅の被害を受けた者に対し，（独）住宅金融支援機構が指定した災害について，県が住宅復旧のための補修並びに住宅の建設，購入に要する資金の貸し付けを行う。

融資対象や条件等については災害の規模や社会情勢によって変動するため、詳細については県又は機構へ問い合わせること。

（3）災害対策資金

災害により被害を受けた中小企業等に対し再建を促進し，生産力の維持と経営の安定を図るため，県は金融機関の融資ならびに信用保証協会による融資の保証を行う。

（4）勤労者ライフサイクル資金（災害費）

災害により被害を受けた勤労者に対し，四国労働金庫が資金の貸付けし，被災者の生活の安定化を図る。

６　災害弔慰金等支給・貸付

（１）災害弔慰金の支給

ア　支 給 対 象

政令で定める災害により死亡した住民の遺族

イ　支 給 額

生計維持者　　500万円以内

その他の者　　250万円以内

（２）災害障害見舞金の支給

ア　支 給 対 象

政令で定める災害により負傷し，又は疾病にかかり，治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に相当程度の障がいがある住民

イ　支 給 額

生計維持者　　250万円以内

その他の者　　125万円以内

（３）災害援護資金の貸付け

ア　貸付対象

災害救助法による救助が行われた災害及び県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害による被災世帯（所得制限有）

イ　貸付限度額

（ア）世帯主の１カ月以上の負傷　　150万円 ～　350万円

（イ）住居又は家財の損害　　150万円 ～　350万円

ウ　利　率

年３％（据置期間は無利子）

エ　据 置 期 間

３年（特別の事情のある場合は５年）

オ　償 還 期 間

10年（据置期間を含む）

カ　償 還 方 法

年賦又は半年賦

7　納税緩和措置

（1）期限の延長

ア　災害により，納税義務者等が期限までに申告その他書類の提出又は市税を納付若しくは納入することができないと認められる場合で，当該災害が市の全部又は一部の地域にわたり広範囲に発生したときは，市長は，職権により地域及び期日を指定して画一的にその期限を延長する。

イ　アの場合を除き，個別的事例又は狭い範囲内の事例については，市長は，納税義務者等の申請により，災害がやんだ日から２ヶ月以内の期日を指定して，その期限を延長する。

（2）徴収猶予

災害により，財産に被害を受けた納税義務者が市税を一時に納付し，又は納入することができないと認められるときは，その納付し，又は納入することができないと認められる金額を限度として，その者の申請に基づき，１年以内の期間を限り，徴収を猶予することができる。

なお，猶予した期間内に納付し，又は納入することができないやむを得ない理由があるときは，猶予を受けた者の申請により，先の猶予期間と合わせて２年以内の期間を限り，猶予を延長することができる。

（3）滞納処分の停止等

災害により，滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合には，滞納処分の執行の停止，換価の猶予，延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

（4）減免

ア　個人の市民税

被害の状況に応じ，納税義務者の申請により，当該年度分の個人の市民税のうち被害後の納期に係る税額について減免する。

(参考)

阪神・淡路大震災における取扱いについては，平成７年１月に震災が発生したことから，平成７年度分においても減免措置を講ずることが適当であるとされている。（平成７．３．９付け自治省税務局長通達)

イ　固定資産税

災害により，損害を受けた農地，宅地，その他の土地，家屋及び償却資産についてその損害の程度に応じ，納税義務者の申請により，当該年度分の固定資産税のうち被害後の納期に係る税額について減免する。

(参考)

（ア）阪神・淡路大震災における取扱いについては，平成７年１月に震災が発生したことから，平成７年度分においても減免措置を講ずることが適当であるとされている。（平成７．３．９付け自治省税務局長通達)

（イ）阪神・淡路大震災については，滅失又は損壊した家屋又は償却資産の所有者等がこれに代わる家屋又は償却資産を平成10年１月１日までに取得した場合は，３年間税の減額等の措置がなされている。（地方税法附則第16条の２第４項・第６項)

ウ　国民健康保険税

被災の状況に応じ，納税義務者の申請により，当該年度分の国民健康保険税のうち被害後の納期に係る税額について減免する。

（参考）

阪神・淡路大震災における取扱いについては，平成７年１月に震災が発生したことから，平成７年度分においても減免措置を行っても差し支えないとされている。（平成７．３．３付け厚生省国民健康保険課長内かん）

8　災害報告の記入要領

（１）人的被害

ア　「死者」とは，当該災害が原因で死亡し，死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。

イ　「行方不明者」とは，当該災害が原因で所在不明となり，かつ，死亡の疑いのある者とする。

ウ　「重傷者」とは，当該災害により負傷し，医師の治療を受け，又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みのものとする。

エ　「軽傷者」とは，当該災害により負傷し，医師の治療を受け，又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みのものとする。

（２）住家被害

ア　「住家」とは，現実に居住のため使用している建物をいい，社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

イ　「全壊」とは，住家が滅失したもので，具体的には住家の損壊，若しくは流失した部分の床面積が，その住家の延べ面積の70％以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50％以上に達した程度のものとする。

ウ　「半壊」とは，住家の損壊が甚しいが，補修すれば元通りに使用できるもので，具体的には損壊部分が，その住家の延べ面積の20％以上70％未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20％以上50％未満のものとする。

エ　「一部破損」とは，全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で，補修を必要とする程度のものとする。ただし，ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

オ　「床上浸水」とは，住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが，土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

カ　「床下浸水」とは，床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

（３）非住家被害

ア　「非住家」とは，住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは，当該部分は住家とする。

イ　「公共建物」とは，例えば市庁舎，公民館，公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

ウ　「その他」とは，公共建物以外の倉庫，土蔵，車庫等の建物とする。

エ　非住家被害は，全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

（４）その他

ア　「田の流失，埋没」とは，田の耕土が流失し，又は砂利等のたい積のため，耕作が不能になったものとする。

イ　「田の冠水」とは，稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

ウ　「畑の流失，埋没」及び「畑の冠水」については，田の例に準じて取り扱うものとする。

エ　「文教施設」とは，小学校，中学校，高等学校，大学，高等専門学校，盲学校，ろう学校，養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。

オ　「道路」とは，道路法（昭和27年法律第180号）第２条第１項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。

カ　「橋梁」とは，道路を連結するために河川，運河等の上に架設された橋とする。

キ　「河川」とは，河川法（昭和39年法律第167号）が適用され，若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防，護岸，水利，床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

ク　「港湾」とは，港湾法（昭和25年法律第218号）第２条第５項に規定する水域施設，外かく施設，けい留施設，又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

ケ　「砂防」とは，砂防法（明治30年法律第29号）第１条に規定する砂防施設，同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

コ　「清掃施設」とは，ごみ処理及びし尿処理施設とする。

サ　「鉄道不通」とは，汽車，電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

シ　「船舶被害」とは，ろ，かいのみをもって運転する舟以外の舟で，船体が没し，航行不能になったもの及び流出し，所在が不明になったもの，並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

ス　「電話」とは，災害により通話不能となった電話の回線数とする。

セ　「電気」とは，災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

ソ　「水道」とは，上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。

タ　「ガス」とは，一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

チ　「ブロック塀」とは，倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

ツ　「り災世帯」とは，災害により全壊，半壊，及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿合，下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては，これを一世帯として取り扱い，また同一家屋の親子，夫婦であっても，生活が別であれば分けて扱うものとする。

テ　「り災者」とは，り災世帯の構成員とする。

（５）火災発生

火災発生件数については，地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

（６）被害金額

ア　「公立文教施設」とは，公立の文教施設とする。

イ　「農林水産業施設」とは，農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい，具体的には，農地，農業用施設，林業用施設，漁港施設及び共同利用施設とする。

ウ　「公共土木施設」とは，公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい，具体的には，河川，海岸，砂防施設，林地荒廃防止施設，道路，港湾及び漁港とする。

エ　「その他の公共施設」とは，公立文教施設，農林水産業施設及び公共土木施設以外の

公共施設をいい，例えば庁舎，公民館，児童館，都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

オ　災害中間年報及び災害年報の公立文教施設，農林水産業施設，公共土木施設及びその他の公共施設については，査定済額を記入し，未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。

カ　「公共施設被害市町村」とは，公立文教施設，農林水産業施設，公立土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

キ　「農産被害」とは，農林水産業施設以外の農産被害をいい，例えばビニールハウス，農作物等の被害とする。

ク　「林産被害」とは，農林水産業施設以外の林産被害をいい，例えば立木，苗木等の被害とする。

ケ　「畜産被害」とは，農林水産業施設以外の畜産被害をいい，例えば家畜，畜舎等の被害とする。

コ　「水産被害」とは，農林水産業施設以外の水産被害をいい，例えばのり，魚具，漁船等の被害とする。

サ　「商工被害」とは，建物以外の商工被害で，例えば工業原材料，商品，生産機械器具等の被害とする。

（7）その他

備考欄には，災害発生場所，災害発生年月日，災害の種類及び概況，消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

別紙様式

災害発生報告・災害中間報告・災害確定報告

市町村名又は部局名	
災害名・確定年月日	月　日　時確定
報告者名	

区分				被害
人的被害	死者		人	
	行方不明者		人	
	負傷者	重傷	人	
		軽傷	人	
住家被害	全壊・半壊		棟	
			世帯	
			人	
			棟	
			世帯	
			人	
	一部破損		棟	
			世帯	
			人	
	床上浸水		棟	
			世帯	
			人	
	床下浸水		棟	
			世帯	
			人	
非住家	公共建物		棟	
	その他		棟	

区分				被害
その他	田	流出・埋没	ha	
		冠水	ha	
	畑	流出・埋没	ha	
		冠水	ha	
	文教施設		箇所	
	病院		箇所	
	道路		箇所	
	橋りょう		箇所	
	河川		箇所	
	港湾		箇所	
	砂防		箇所	
	清掃施設		箇所	
	崖くずれ		箇所	
	鉄道不通		箇所	
	被害船舶		隻	
	水道		戸	
	電話		回線	
	電気		戸	
	ガス		戸	
	ブロック塀等		箇所	
り災世帯数			世帯	
り災者数			人	
火災発生	建物		件	
	危険物			
	その他			

区分			被害
公立文教施設		千円	
農林水産業施設		千円	
公共土木施設		千円	
その他の公共施設		千円	
小計		千円	
公立施設被害市町村数		団体	
その他	農産被害	千円	
	林産被害	千円	
	畜産被害	千円	
	水産被害	千円	
	商工被害	千円	
	その他	千円	
被害総額		千円	

都道府県災害対策本部	名称	
	設置	月　日　時
	解散	月　日　時
災害対策本部設置市町村名		
	計	団体
災害救助法適用市町村名		
	計	団体
消防職員出動延人数	人	
消防団員出動延人数	人	

備考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況

９　吉野川市内 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）一覧

令和元年10月1日現在

施設の種類	施設名	設置主体	所在地	電話番号	FAX番号	土砂災害警戒区域 警戒区域 〇：所在地が区域内 ×：所在地が区域外 警戒区域の種別 （）：Y、R Y：警戒区域 R：特別警戒区域	浸水想定区域 （想定最大規模降雨） 〇：所在地が区域内 ×：所在地が区域外 （）：浸水深メートル
【社会福祉施設】							
医療型障がい児入所施設	独立行政法人　国立病院機構徳島病院	独立行政法人　国立病院機構徳島病院	吉野川市鴨島町敷地1354	0883-24-2161	0883-24-8661	〇（Y、R）急傾斜地	×
児童発達支援							
	きりん教室　よしのがわ	(NPO法人)こどもの発達研究室きりん	吉野川市鴨島町麻植塚２４１－１	0883-30-0309	0883-30-0309	×	〇（3～5m）
	ナイスかもじま	(株)鎌倉総合企画	吉野川市鴨島町喜来乗島番外26-7	0883-36-9920	0883-36-9930	×	〇（3～5m）
	たけのこ川島	（合）たけのこ	吉野川市川島町桑村2666-2	0883-36-1702	0883-36-1703	×	〇（5～10m）
	ナーシングホームあおいそら	（医）あおぞら内科	吉野川市鴨島町鴨島876	0883-36-1121	0883-36-1131	×	〇（3～5m）
	児童デイ　ワンハート	ワンハート合同会社	吉野川市鴨島町鴨島244-2	0883-36-1810	0883-36-1830	×	〇（3～5m）
放課後等デイサービス	きりん教室　よしのがわ	(NPO法人)こどもの発達研究室きりん	吉野川市川島町桑村860	0883-30-0308	0883-30-0309	×	〇（0.5～3m）
	どりーむキッズよしの川	(NPO法人)どりーまぁサービス	吉野川市鴨島町西麻植字大東130-6	0883-36-1225		×	〇（0．5m未満）
	ナイスかもじま	(株)鎌倉総合企画	吉野川市鴨島町喜来乗島番外26-7	0883-36-9920	088-615-9930	×	〇（3～5m）
	たけのこ川島	（合）たけのこ	吉野川市川島町桑村2666-2	0883-36-1702	0883-36-1703	×	〇（5～10m）
	ナーシングホームあおいそら	（医）あおぞら内科	吉野川市鴨島町鴨島876	0883-36-1121	0883-36-1131	×	〇（3～5m）
	児童デイ　ワンハート	ワンハート合同会社	吉野川市鴨島町鴨島244-2	0883-36-1810	0883-36-1830	×	〇（3～5m）
保育所等訪問支援	きりん教室　よしのがわ	(NPO法人)こどもの発達研究室きりん	吉野川市鴨島町麻植塚２４１－１	0883-30-0309	0883-30-0309	×	〇（3～5m）
放課後児童健全育成事業	ひまわり児童クラブ	ひまわり児童クラブ	吉野川市鴨島町飯尾35-1	0883-24-5881	0883-24-5881	×	〇（3～5m）
			旧飯尾敷地幼稚園内				
	牛島児童クラブ	牛島児童クラブ	吉野川市鴨島町牛島910-1			×	〇（3～5m）
			旧牛島幼稚園				
	森山児童クラブ	森山児童クラブ	吉野川市鴨島町山路1086	090-3180-5965		×	〇（0．5～3m）
			旧森山幼稚園				
	山瀬学童保育所のび2クラブ	山瀬学童保育所のび2クラブ	吉野川市山川町堤外11-1	0883-42-2040	0883-42-2040	×	〇（5～10m）
			山瀬公民館内				
	山瀬学童保育所ほのぼのクラブ	山瀬学童保育所ほのぼのクラブ	吉野川市山川町堤外3-12	0883-42-6288	0883-42-6288	×	〇（5～10m）
			旧山川町身体障がい者福祉センター				
	西麻植児童クラブ	西麻植児童クラブ	吉野川市鴨島町西麻植字田渕129-1	0883-22-3310	0883-22-3310	×	〇（3～5m）
			西麻植公民館内				
	川島学童クラブ	川島学童クラブ	吉野川市川島町桑村1038-7	090-8281-8586	0883-25-2180	〇（Y）土石流	〇（5～10m）
			川島小学校敷地内				
	上浦児童クラブ	上浦児童クラブ	吉野川市鴨島町上浦450-6	080-1996-7631	0883-22-1977	×	〇（3～5m）
			上浦公民館内				
	学島学童クラブ	学島学童クラブ	吉野川市川島町学字辻76	080-6395-9859	0883-25-2098	×	〇（5～10m）
			学島小学校内				
	めぐみファミリーダンボクラス	めぐみファミリーダンボクラス	吉野川市鴨島町鴨島380	0883-24-2435	0883-24-0899	×	〇（3～5m）
			めぐみ幼稚園内				
	知恵島児童クラブ	知恵島児童クラブ	吉野川市鴨島町知恵島735-1	090-2824-3588		×	〇（5～10m）
	鴨島児童クラブ	鴨島児童クラブ	吉野川市鴨島町鴨島652-9	090-7625-0640		×	〇（3～5m）
	リアン鴨島児童クラブ	リアン鴨島児童クラブ	吉野川市鴨島町鴨島652-9	090-7625-0640		×	〇（3～5m）
	高越学童おひさまクラブ	高越学童おひさまクラブ	吉野川市山川町町88	090-7787-8732	0883-42-2151	×	〇（0．5～3m）
			旧山川南保育所				
	高越学童あおぞらクラブ	高越学童あおぞらクラブ	吉野川市山川町町88	090-7787-8732	0883-42-2151	×	〇（0．5～3m）
			旧山川南保育所				

保育所	鴨島中央保育園	(福)鴨島ひかり会	吉野川市鴨島町鴨島乙897-9	0883-24-2356	0883-24-2356	×	○(5～10m)
	鴨島ひかり乳幼児保育園	(福)鴨島ひかり会	吉野川市鴨島町喜来323-151	0883-24-1282	0883-24-1282	×	○(3～5m)
	鴨島呉郷保育所	吉野川市	吉野川市鴨島町飯尾550-24	0883-24-7852	0883-24-7852	×	○(0．5～3m)
児童館	鴨島児童館	吉野川市(運営主体:学校法人鴨島学園	吉野川市鴨島町知恵島1208-2	0883-24-2379	0883-24-2379	×	○(3～5m)
	近久児童館	吉野川市(運営主体:	吉野川市川島町学字近久157-2	0883-25-4985	0883-25-4985	×	○(5～10m)
		(福)吉野川市社会福祉協議会)					
	八坂児童館	吉野川市(運営主体:(有)かもめ体育保育	吉野川市山川町安楽寺165	0883-42-6828	0883-42-6828	×	×
	鴨島南児童館	吉野川市(運営主体:(株)ｽｽﾞﾗﾝ)	吉野川市鴨島町飯尾550-76	0883-22-2277	0883-22-2277	×	○(0．5～3m)
幼保連携型認定こども園	川島こども園	吉野川市	吉野川市川島町桑村2421-1	0883-25-6690	0883-25-6691	×	○(5～10m)
	鴨島東こども園	吉野川市	吉野川市鴨島町牛島888-1	0883-24-8911	0883-24-8922	×	○(3～5m)
	高越こども園	吉野川市	吉野川市山川町町９４	0883-42-2430	0883-42-2400	×	○(0．5～3m)
	鴨島かもめこども園	(福)かもめ福祉会	吉野川市鴨島町西麻植字大東98-1	0883-24-2856	0883-24-2857	×	○(3～5m)
	山瀬かもめこども園	(福)かもめ福祉会	吉野川市山川町諏訪266-5	0883-30-1212	0883-30-1213	×	○(5～10m)
	認定こども園めぐみ幼稚園めぐみ保育園	(学)鴨島学園	吉野川市鴨島町鴨島380	0883-24-2435	0883-22-0899	×	○(3～5m)
養護老人ホーム	養護老人ホーム芳越荘	(福)博友会	吉野川市山川町青木17	0883-42-2317	0883-42-6533	×	×
	養護老人ホームあけわ	(福)イトカワ	吉野川市鴨島町鴨島538-8	0883-26-1100	0883-26-1231	×	○(3～5m)
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム菊美荘						
	(福祉サービス第三者評価受審施設)	(福)白鳳会	吉野川市鴨島町上下島443-2	0883-24-6137	0883-24-1473	×	○(3～5m)
	特別養護老人ホーム水明荘	(福)健祥会	吉野川市川島町川島106	0883-25-2333	0883-25-6234	×	×
	特別養護老人ホーム美山苑	(福)博友会	吉野川市山川町祇園51	0883-42-7111	0883-42-6655	○(Y)急傾斜地	×
	特別養護老人ホーム美郷	(福)高越会	吉野川市美郷字毛無92-17	0883-26-7878	0883-26-7816	○(Y)急傾斜地	×
地域密着型							
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム美山苑	(福)博友会	吉野川市山川町祇園51	0883-42-7111	0883-42-6655	○(Y)急傾斜地	×
軽費老人ホーム	軽費老人ホーム健祥会ヴィラ	(福)健祥会	吉野川市川島町桑村361-1	0883-25-2556	0883-25-5030	×	×
	ケアハウス清和園	(福)高越会	吉野川市山川町川東82-1	0883-42-6765	0883-42-4037	×	×
	ケアハウス健祥会プロバンス	(福)健祥会	吉野川市鴨島町内原46-3	0883-24-3131	0883-24-6886	×	○(3～5m)
認知症高齢者グループホー	グループホーム美郷	(医)中西内科クリニック	吉野川市美郷毛無92-3	0883-26-7577	0883-43-2078	○(Y)急傾斜地	×
	グループホームのぞみ	(医)徳寿会	吉野川市鴨島町内原432	0883-24-2200	0883-24-6572	×	○(0．5～3m)
	グループホームみま	(医)青鳳会	吉野川市鴨島町上下島499-21	0883-26-0250	0883-24-2570	×	○(3～5m)
	グループホーム希望の家	(福)高越会	吉野川市山川町川東90-1	0883-42-7588	0883-42-4037	×	×
	グループホーム礼あり優あり	(福)健祥会	吉野川市鴨島町麻植塚196-1	0883-26-1175	0883-24-6886	×	○(3～5m)
	グループホーム山川	(医)中西内科クリニック	吉野川市山川町川東80	0883-42-7038	0883-42-6756	×	×
	グループホームえくせれんと鴨島	(株)エクセレントケアシステム	吉野川市鴨島町内原161-2	0883-26-1919	0883-26-1920	×	○(0．5～3m)
	グループホームふるさと	(福)博友会	吉野川市山川町祇園51-2	0883-42-7180	0883-42-6655	○(Y)急傾斜地	×
	グループホームプラチナホーム鴨島	(株)ハートフルケア	吉野川市鴨島町鴨島208	0883-22-3188	0883-22-2550	×	○(3～5m)
	グループホームあわ	(福)イトカワ	吉野川市鴨島町鴨島538-16	0883-26-1223	0883-326-1223	×	○(3～5m)
デイサービスセンター							
(指定通所介護事業所を含む)							
	菊美荘デイサービスセンター						
	(福祉サービス第三者評価受審施設)	(福)白鳳会	吉野川市鴨島町上下島字大北443-2	0883-24-6137	0883-24-1473	×	○(3～5m)
	健祥会デイサービスセンター(休止中)	(福)健祥会	吉野川市川島町桑村３６８－１	0883-25-2772	0883-25-5030	×	×
	デイセンターアルル	(福)健祥会	吉野川市鴨島町内原46-3	0883-24-3888	0883-24-6886	×	○(3～5m)

	デイサービスセンター和紙のさと	(福)博友会	吉野川市山川町川田898-1	0883-26-4141	0883-26-4151	×	○(5～10m)
	デイサービスセンターゆず	(有)ゆず	吉野川市鴨島町西麻植字大東130-6	0883-26-0884	0883-26-0844	×	○(0．5m未満)
	真一号館	(有)真商事	吉野川市鴨島町敷地514-1	0883-26-1088	0883-22-1570	×	×
	デイサービスセンターあわ	(福)イトカワ	吉野川市鴨島町鴨島538-8	0883-26-1100	0883-26-1231	×	○(3～5m)
	宅老所生き活き家	(株)生き活き	吉野川市鴨島町山路1651-1	0883-36-9277	0883-36-9278	×	×
	デイサービスセンターせせらぎ	(医)青鳳会	吉野川市鴨島町上下島440-3	0883-24-3066	0883-24-3511	×	○(3～5m)
	デイサービスセンターenjoy	(株)縁由会	吉野川市鴨島町牛島2116-1	0883-36-9860	0883-36-9870	×	○(3～5m)
	通所介護さくら	(医)さくら診療所	吉野川市山川町前川212-3	0883-42-8113	0883-42-6702	×	○(3～5m)
	すだちのはな(休止中)	(株)阿波すだち	吉野川市山川町川東214-1	0883-35-2011	0883-35-8011	×	×
	レッツ倶楽部・吉野川	(株)ケーズワークス	吉野川市山川町堤外5-17	0883-42-7525	0883-42-7526	×	○(5～10m)
	真二号館	(有)真商事	吉野川市鴨島町飯尾字古林裾1614-20	0883-36-1555	0883-36-1577	○(Y)急傾斜地	×
	ナーシングホームあおいそら	(医)あおぞら内科	吉野川市鴨島町鴨島876	0883-36-1121	0883-36-1131	×	○(3～5m)
	ミニデイ・はらだ	(株)EIDO	吉野川市山川町前川12-2	0883-22-9300	0883-42-4155	×	○(5～10m)
生活支援ハウス	高齢者生活支援ハウスやまかわ	(福)博友会	吉野川市山川町祇園51	0883-42-7111	0883-42-6655	○(Y)土石流	×
老人福祉センター	吉野川市鴨島老人福祉センター	吉野川市	吉野川市鴨島町鴨島甲1	0883-24-5114		×	○(5～10m)
	吉野川市川島老人福祉センター	〃	吉野川市川島町学字吉本34-2	0883-25-2012		×	○(5～10m)
	吉野川市城山老人福祉センター	〃	吉野川市川島町川島146	0883-25-5522		×	×
	健祥会インディペンデント21	(福)健祥会	吉野川市川島町川島106-2	0883-26-3010	0883-26-3011	×	×
	吉野川市山川老人福祉センター	吉野川市	吉野川市山川町翁喜台117	0883-42-2089	0883-42-6888	×	○(0．5～3m)
老人(在宅)介護支援センター	菊美荘在宅介護支援センター	(福)白鳳会	吉野川市鴨島町上下島443-2	0883-24-6137	0883-22-1473	×	○(3～5m)
	健祥会在宅介護支援センター川島	(福)健祥会	吉野川市川島町桑村368-1	0883-25-3028	0883-25-5030	×	×
	吉野川市山川在宅介護支援センター	(福)博友会	吉野川市山川町祇園51	0883-42-7112	0883-42-6655	○(Y)急傾斜地	×
	吉野川市社協美郷支所在宅介護支援セン	吉野川市社協	吉野川市美郷字毛無92-6	0883-43-2019	0883-43-2533	○(Y)急傾斜地	×
	健祥会在宅介護支援センター鴨島	(福)健祥会	吉野川市鴨島町内原46-3	0883-24-3252	0883-24-6886	×	○(3～5m)
障がい者支援施設							
(施設入所支援)	障害者支援施設野菊の里	(福)白鳳会	吉野川市鴨島町敷地1463-1	0883-24-6168	0883-24-6144	○(Y、R)急傾斜地	×
	(福祉サービス第三者評価受審施設)						
療養介護事業所	独立行政法人国立病院機構徳島病院	独立行政法人国立病院機構徳島病院	吉野川市鴨島町敷地1354	0883-24-2161	0883-24-8661	○(Y、R)急傾斜地	×
生活介護事業所	障害者支援施設野菊の里	(福)白鳳会	吉野川市鴨島町敷地1463-1	0883-24-6168	0883-24-6144	○(Y、R)急傾斜地	×
	(福祉サービス第三者評価受審施設)						
障害福祉サービス事業所	ヴィヴァーチェ野菊	〃	吉野川市鴨島町敷地1463-1	0883-24-6176	0883-24-6144	○(Y、R)急傾斜地	×
	(福祉サービス第三者評価受審施設)						
	ナーシングホームあおいそら	(医)あおぞら内科	吉野川市鴨島町鴨島876	0883-36-1121	0883-36-1131	×	○(3～5m)
就労移行支援	障害福祉サービス事業所ヴィ	(福)白鳳会	吉野川市鴨島町敷地1463-1	0883-24-6176	0883-24-6144	○(Y、R)急傾斜地	×
	ヴァーチェ野菊(休止中)						

	(福祉サービス第三者評価受審施設)						
就労継続支援A型	就労継続支援A型事業所サポート	特定非営利活動法人さくら	吉野川市山川町前川197-1	0883-36-1818	0883-36-1819	×	○(5～10m)
	みらい		ｷｮｰｴｲ山川店内				
就労継続支援B型	障害福祉サービス事業所	(福)白鳳会	吉野川市鴨島町敷地1463-1	0883-24-6176	0883-24-6144	○(Y、R)急傾斜地	×
	ヴィヴァーチェ野菊						
	(福祉サービス第三者評価受審施設)						
	就労継続支援センター巣立	(NPO法人)巣立	吉野川市鴨島町喜来甲26-2	0883-24-1974	0883-24-1974	×	○(5～10m)
	就労継続支援B型事業所あおぎ	(株)あおぎワークホーム	吉野川市山川町諏訪302-8	0883-42-7339	0883-42-7339	×	○(5～10m)
	就労継続支援B型事業所ゆいたび	(株)TABIJI	吉野川市鴨島町上浦108-1	0883-36-1128	0883-36-1127	×	○(3～5m)
共同生活援助(グループホーム	トモニーホーム	(福)白鳳会	野菊の里	0883-36-1004	0883-36-8003	×	○(3～5m)
			吉野川市鴨島町上下島431-17				
就労継続支援B型	就労継続支援B型アトリエひまわり	(NPO法人)アトリエひまわり	吉野川市鴨島町西麻植麻植市115-5	0883-22-0780	0883-22-0780	×	○(3～5m)
地域包括支援センター	吉野川市地域包括支援センター	吉野川市	吉野川市鴨島町鴨島115-1	0883-22-2265	0883-25-2260	×	○(3～5m)
生活支援ハウス	高齢者生活支援ハウスやまかわ	(福)博友会	吉野川市山川町祇園51	0883-42-7111	0883-42-6655	○(Y)急傾斜地	×
老人憩の家	吉野川市東山老人憩の家	吉野川市	吉野川市美郷字栗木128-3			○(Y)急傾斜地	×
	吉野川市中枝老人憩の家	〃	吉野川市美郷字平250-5			○(Y)急傾斜地・土石流	×
	吉野川市上浦老人憩の家	〃	吉野川市鴨島町上浦640-4			×	○(3～5m)
	吉野川市敷地老人憩の家	〃	吉野川市鴨島町敷地323			×	○(0．5～3m)
	吉野川市三山老人憩の家	〃	吉野川市美郷字川俣8-1			○(Y)急傾斜地	×
	吉野川市内原老人憩の家	〃	吉野川市鴨島町内原447			×	○(3～5m)
	吉野川市むつみ老人憩の家	〃	吉野川市川島町三ツ島字北新田553			×	○(5～10m)
	吉野川市喜来老人憩の家	〃	吉野川市鴨島町喜来甲48-1			×	○(3～5m)
	吉野川市知恵島老人憩の家	〃	吉野川市鴨島町知恵島1758-3			×	○(5～10m)
	吉野川市鴨島南部老人憩の家	〃	吉野川市鴨島町上下島74			×	○(3～5m)
	吉野川市北町老人憩の家	〃	吉野川市川島町川島512			○(Y)急傾斜地	×
	吉野川市サントピア老人憩の家	〃	吉野川市川島町桑村619-96			○(Y)急傾斜地	×
	吉野川市東児島老人憩の家	〃	吉野川市川島町児島字長池98-1			×	○(5～10m)
有料老人ホーム	有料老人ホームさくら	(医)さくら診療所	吉野川市山川町前川212-3	0883-42-8112	0883-42-6702	×	○(3～5m)
	真のさと	(有)真商事	吉野川市鴨島町敷地516-3	0883-36-1077	0883-36-1155	×	×
介護老人保健施設(既開設施	介護老人保健施設やすらぎ荘	(医)青鳳会	吉野川市鴨島町上下島495-5	0883-24-6564	0883-24-2570	×	○(3～5m)
	老人保健施設健祥会ウェル	(福)健祥会	吉野川市川島町川島114-3	0883-25-3333	0883-25-6233	×	×
	介護老人保健施設長寿園	(医)徳寿会	吉野川市鴨島町内原432	0883-24-7888	0883-24-6572	×	○(0．5～3m)
介護老人保健施設	リハビリセンターのぞみ	(医)のぞみ	吉野川市山川町祇園41-5	0883-42-6616	0883-42-6626	○(Y)急傾斜地	×
【幼稚園】							

幼稚園	鴨島幼稚園	吉野川市	吉野川市鴨島町鴨島600-1	0883-24-6391		×	○(3～5m)
	知恵島幼稚園	吉野川市	吉野川市鴨島町知恵島781	0883-24-8894		×	○(3～5m)
【小中学校 高等学校】							
小学校	上浦小学校	吉野川市	吉野川市鴨島町上浦931	0883-24-2009	0883-22-1662	×	○(3～5m)
	牛島小学校	吉野川市	吉野川市鴨島町牛島865-1	0883-24-2019	0883-22-1663	×	○(3～5m)
	森山小学校	吉野川市	吉野川市鴨島町山路1086	0883-24-2205	0883-22-1664	×	○(0．5～3m)
	鴨島小学校	吉野川市	吉野川市鴨島町鴨島564	0883-24-2237	0883-22-1665	×	○(3～5m)
	飯尾敷地小学校	吉野川市	吉野川市鴨島町飯尾7	0883-24-2527	0883-22-1666	×	○(3～5m)
	西麻植小学校	吉野川市	吉野川市鴨島町西麻植字絵馬堂85-2	0883-24-2622	0883-22-1667	×	○(3～5m)
	知恵島小学校	吉野川市	吉野川市鴨島町知恵島781	0883-24-2329	0883-22-1668	×	○(3～5m)
	川島小学校	吉野川市	吉野川市川島町桑村2193	0883-25-2360	0883-25-2379	○(Y)土石流	○(5～10m)
	学島小学校	吉野川市	吉野川市川島町学字辻76	0883-25-2061	0883-25-2098	×	○(5～10m)
	山瀬小学校	吉野川市	吉野川市山川町諏訪266-1	0883-42-2133	0883-42-6835	×	○(5～10m)
	高越小学校	吉野川市	吉野川市山川町町93	0883-42-2022	0883-42-6833	×	○(0．5～3m)
中学校	鴨島東中学校	吉野川市	吉野川市鴨島町麻植塚215-3	0883-24-2034	0883-24-8556	×	○(3～5m)
	鴨島第一中学校	吉野川市	吉野川市鴨島町鴨島633-2	0883-24-2449	0883-24-2322	×	○(5～10m)
	市立　川島中学校	吉野川市	吉野川市川島町桑村2558	0883-25-2734	0883-25-5101	×	○(5～10m)
	県立　川島中学校	徳島県	吉野川市川島町桑村367-3	0883-25-2835	0883-25-5340	×	×
	山川中学校	吉野川市	吉野川市山川町前川261	0883-42-3137	0883-42-6165	×	○(5～10m)
高等学校	吉野川高等学校	徳島県	吉野川市鴨島町喜来681-9	0883-24-2117	0883-22-0985	×	○(3～5m)
	川島高等学校	徳島県	吉野川市川島町桑村367-3	0883-25-2824	0883-25-5340	×	×
特別支援学校	鴨島支援学校	徳島県	吉野川市鴨島町敷地1392-2	0883-24-6670	0883-22-1073	○(Y)(R)急傾斜地	×
【医療機関】							
	あおぞら内科	馬木 良文	吉野川市鴨島町知恵島720-7	22-1311	36-9228	×	○(5～10m)
	麻名内科外科クリニック	山下 恭治	吉野川市鴨島町上浦77-4	26-0020	26-0035	×	○(3～5m)
	阿部整形外科	阿部 光仁	吉野川市鴨島町上下島105	24-4880	24-6151	×	○(3～5m)
	井内内科	井内 康博	吉野川市鴨島町上下島79-1	24-3070	24-3075	×	○(3～5m)
	石原小児科	石原 哲也	吉野川市鴨島町鴨島353	24-2388	24-8814	×	○(3～5m)
	石原内科循環器科	石原 茂樹	吉野川市鴨島町飯尾187	24-2536	22-0807	×	○(3～5m)
	糸田川眼科	糸田川 誠也	吉野川市鴨島町鴨島526	24-2531	26-0586	×	○(3～5m)
	糸田川クリニック	糸田川 美知子	吉野川市鴨島町鴨島526	24-7555	24-3745	×	○(3～5m)
	吉野川医療センター	橋本 寛文	吉野川市鴨島町知恵島120	26-2222	26-2300	×	○(5～10m)
	大内整形外科	大内 勉	吉野川市鴨島町上下島384-1	24-3058	24-3062	×	○(3～5m)
	梶本胃腸科内科	本田　浩仁	吉野川市鴨島町鴨島506	24-2413	24-2413	×	○(3～5m)
	かなめ小児科内科クリニック	岡田 要	吉野川市鴨島町牛島3271-9	26-0310	26-0311	×	○(3～5m)
	鴨島川島クリニック	川原 和彦	吉野川市鴨島町飯尾396-3	24-8551	22-1355	×	○(3～5m)
	鴨島耳鼻咽喉科	戸村 義則	吉野川市鴨島町麻植塚114-1	24-8070	24-8070	×	○(3～5m)
	鴨島病院	土橋 孝之	吉野川市鴨島町内原432	24-6565	24-6572	×	○(0．5～3m)
	木村内科胃腸科	木村 倍士	吉野川市鴨島町西麻植字絵馬堂61	24-6413	24-6425	×	○(3～5m)
	杏和医院	宍戸 和代	吉野川市鴨島町西麻植字麻植市40-6	22-0333	22-0363	×	○(3～5m)
	グリーン耳鼻咽喉科	馬淵 厚至	吉野川市鴨島町鴨島597-1	24-2488	24-2494	×	○(3～5m)
	独立行政法人国立病院機構　徳島病院	西野　洋	吉野川市鴨島町敷地1354	24-2161	24-8661	○(Y)(R)急傾斜地	×
	鈴木内科	鈴木 雅晴	吉野川市鴨島町喜来374	24-3413	22-2533	×	○(3～5m)
	鈴木内科	鈴木 率雄	吉野川市鴨島町敷地14-1	24-5880	24-1218	×	○(3～5m)

	高橋皮膚科クリニック	高橋 収	吉野川市鴨島町鴨島522-5	24-5122	24-5665	×	○(3～5m)
	知恵島皮膚科診療所	原田 勝博	吉野川市鴨島町知恵島1049-3	36-9012	36-9013	×	○(5～10m)
	筒井クリニック	筒井 候彦	吉野川市鴨島町鴨島283	24-3300	24-3542	×	○(3～5m)
	古本内科クリニック	古本 真二郎	吉野川市鴨島町鴨島406-5	24-7377	24-6962	×	○(3～5m)
	美摩病院	美馬 紀章	吉野川市鴨島町上下島497	24-2957	24-0724	×	○(3～5m)
	森住内科医院	森住 啓	吉野川市鴨島町内原48-1	22-3010	22-3011	×	○(3～5m)
	リバーサイドクリニック岡田	岡田 哲	吉野川市鴨島町知恵島1774	24-8884	24-0027	×	○(3～5m)
	渡辺医院	渡辺 国郎	吉野川市鴨島町麻植塚386-5	24-7177	24-7178	×	○(3～5m)
	和田耳鼻咽喉科	和田 好純	吉野川市鴨島町鴨島351-4	24-2566	24-2710	×	○(3～5m)
	岡田医院	岡田 浩司	吉野川市川島町川島709-3	25-3566	25-2185	×	×
	岸整形外科	岸 浩	吉野川市川島町三ツ島字一里松126	25-3133	25-3173	×	○(5～10m)
	四宮医院	四宮 智好	吉野川市川島町桒村2555-1	25-2016	25-6456	×	○(5～10m)
	杉山医院	青山 眞理	吉野川市川島町川島405-11	25-2802	25-2802	×	○(5～10m)
	矢田医院	矢田 健太郎	吉野川市川島町三ツ島字長塚346-2	25-2006	25-5525	×	○(3～5m)
	あいざと山川クリニック	多田 量行	吉野川市山川町前川200-2	42-8811	42-8812	×	○(3～5m)
	工藤内科医院	工藤 隆	吉野川市山川町川田1067	42-3113	42-3113	×	○(3～5m)
	さくら診療所	吉田 修	吉野川市山川町前川212-6	42-5520	42-5527	×	○(3～5m)
	谷医院	谷 能也	吉野川市山川町建石158	42-2353	42-2353	×	×
	富本医院	富本 浩明	吉野川市山川町堤外5-17	42-3123	42-3378	×	○(5～10m)
	中西内科クリニック	中西 二郎	吉野川市山川町川東88-1	42-6755	42-6756	×	×
	松永医院	松永 裕子	吉野川市山川町宮北38	42-2110	42-4013	×	○(3～5m)
	三木クリニック	居村 豪	吉野川市山川町祇園41-5	42-6618	42-6626	○(Y)急傾斜地	×
	山下耳鼻咽喉科クリニック	山下 利幸	吉野川市山川町堤外21-1	42-7533	42-7587	×	○(5～10m)
	よしのがわ往診診療所	渡部 豪	吉野川市山川町湯立277-1	36-1850		×	○(3～5m)
	美郷診療所	中西 二郎	吉野川市美郷毛無92-3	26-7570		○(Y)急傾斜地	×
【歯科診療所】							
	石田歯科医院	石田 徳太郎	吉野川市鴨島町内原225	0883-24-4348	0883-24-5893	×	○(0.5～3m)
	井上歯科医院	井上 正仁	吉野川市鴨島町中島495-5	0883-24-8501	0883-26-0582	×	○(3～5m)
	うらやま歯科医院	浦山 明久	吉野川市鴨島町知恵島1781-6	0883-24-0009	0883-24-0009	×	○(5～10m)
	岡本歯科	岡本 恭次	吉野川市鴨島町西麻植字新田5-12	0883-22-0838	0883-22-0838	×	○(0.5～3m)
	鴨島歯科	北岡 靖啓	吉野川市鴨島町鴨島674-10	0883-24-6026	0883-24-6026	×	○(3～5m)
	川井歯科医院	川井 晃二	吉野川市鴨島町鴨島156-3	0883-24-8436	0883-24-6918	×	○(3～5m)
	きりの歯科クリニック	桐野 晃教	吉野川市鴨島町西麻植字広畑88-1	0883-24-5151	0883-24-5152	×	○(3～5m)
	工藤歯科医院	工藤 貴也	吉野川市鴨島町西麻植字麻植市91-1	0883-24-5123	0883-24-7873	×	○(3～5m)
	近藤歯科医院	近藤 雅也	吉野川市鴨島町鴨島444-11	0883-24-2822	0883-24-3230	×	○(3～5m)
	さとう歯科医院	佐藤 寛	吉野川市鴨島町麻植塚381-6	0883-22-0888	0883-22-0889	×	○(3～5m)
	せお歯科医院	瀬尾 重博	吉野川市鴨島町上下島78-1	0883-24-8200	0883-24-5133	×	○(3～5m)
	多田歯科医院	多田 雄一郎	吉野川市鴨島町上下島300-2	0883-24-9222	0883-24-9222	×	○(3～5m)
	飛梅歯科医院	飛梅 悟	吉野川市鴨島町鴨島526-10	0883-24-0517	0883-22-1265	×	○(3～5m)
	まつうら歯科クリニック	松浦 広興	吉野川市鴨島町鴨島324-1	0883-22-1555	0883-22-1557	×	○(3～5m)
	モロタニ歯科	諸谷 雅裕	吉野川市鴨島町牛島852-6	0883-24-6474	0883-24-6599	×	○(3～5m)
	やまさきデンタルクリニック	山崎 康文	吉野川市鴨島町知恵島1329－1	0883-36-1512	0883-36-1513	×	○(3～5m)
	和田歯科クリニック	和田 誠介	吉野川市鴨島町鴨島346	0883-24-2336	0883-24-2477	×	○(3～5m)
	アップル歯科・小児歯科クリニック	北岡 直樹	吉野川市川島町川島246-1	0883-25-6480	0883-25-6488	×	○(3～5m)
	ごとう歯科医院	後藤 裕士	吉野川市川島町児島字東須賀125-3	0883-26-3088	0883-26-3077	×	○(5～10m)
	杉山歯科医院	杉山 忍	吉野川市川島町川島258-1	0883-25-4184	0883-25-5373	×	○(3～5m)
	前坂歯科医院	前坂 孝	吉野川市川島町桑村2369-7	0883-25-4888	0883-26-3509	×	○(3～5m)
	近藤歯科医院	近藤 良樹	吉野川市山川町堤外12-1	0883-42-2121	0883-42-2121	×	○(5～10m)
	谷本歯科医院	谷本 良司	吉野川市山川町翁喜台169-11	0883-42-2069	0883-42-6215	×	○(0.5～3m)
	なか歯科医院	中 博芳	吉野川市山川町村雲57-13	0883-42-7410	0883-42-7412	×	○(3～5m)
	松本歯科クリニック	松本 恵次	吉野川市山川町前川213-58	0883-42-6488	0883-42-6458	×	○(3～5m)
	山本歯科医院	山本 司朗	吉野川市山川町天神15-2	0883-42-6474	0883-42-7120	×	○(3～5m)